

(愛媛県報平成 31 年 4 月 26 日第 3072 号外 1 別記)

平成 30 年度

包括外部監査結果報告書

教育委員会の財務に関する事務(主に県立学校に係るもの)の執行及び県立学校の事務の執行について

愛媛県包括外部監査人

矢野 和弘

目次

第1 外部監査の概要.....	1
1. 外部監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件.....	1
(1) 特定の事件.....	1
(2) 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由.....	1
3. 外部監査の対象期間.....	1
4. 外部監査の実施期間.....	2
5. 外部監査の方法.....	2
(1) 監査の要点.....	2
(2) 監査手続.....	2
6. 監査の対象.....	3
(1) 監査の対象部局等.....	3
(2) 往査対象県立学校.....	3
7. 外部監査人及び補助者の氏名及び主な資格等.....	3
8. 利害関係.....	3
9. 監査結果の指摘及び意見について.....	4
第2 愛媛県の県立学校に関する状況と施策.....	5
1. 教育委員会の概要.....	5
(1) 教育委員会の組織.....	5
(2) 教育委員会事務局の所掌事務.....	6
(3) 平成29年度県教育委員会予算及び決算.....	10
(4) 愛媛の未来づくりプランに対応する教育基本方針及び重点施策の概要.....	11
2. 県立学校の概要.....	15
(1) 県立学校の概要.....	15
(2) 監査対象学校の概要.....	25
第3 監査の結果及び意見.....	41
1. 歳入事務.....	45
(1) 県立学校.....	45
(2) 美術館.....	50
2. 県立学校校舎等整備事業.....	59
(1) 概要.....	59
(2) 平成29年度実施工事.....	63
(3) 結果.....	70
3. 公立高等学校等就学支援金補助.....	79

(1)	概要	79
(2)	結果	81
4.	公立高等学校等奨学給付金交付事業	82
(1)	概要	82
(2)	結果	83
5.	地域産業スペシャリスト育成事業	84
(1)	概要	84
(2)	結果	86
6.	えひめ英語力向上特別対策事業	86
(1)	概要	86
(2)	結果	89
7.	アクティブ・ラーニング型授業環境整備事業	92
(1)	概要	92
(2)	結果	93
8.	特別支援学校スクールバス整備事業	93
(1)	概要	93
(2)	スクールバスの更新状況	93
(3)	結果	95
9.	物品管理	96
(1)	概要	96
(2)	結果	105
10.	薬品及び農薬の管理	121
(1)	概要	121
(2)	結果	122
11.	情報及び情報機器管理	123
(1)	概要	123
(2)	結果	124
12.	愛媛県高等学校奨学金	126
(1)	概要	126
(2)	愛媛県奨学資金特別会計の状況	129
(3)	結果	130
13.	空調設備の設置	138
(1)	概要	138
(2)	結果	143
14.	私費会計	146
(1)	私費会計について	146

(2)	帳簿等の整備	150
(3)	会計の独立	152
(4)	私費会計における預金口座	154
(5)	契約の締結	162
(6)	収入事務	164
(7)	支出事務	167
(8)	私費会計の決算報告・監査	169
(9)	決算及び監査結果の報告	177
(10)	県教育委員会の指導及び助言	178
15.	外国語指導助手招致事業	180
(1)	概要	180
(2)	結果	182
16.	労務管理	184
(1)	概要	184
(2)	結果	190
17.	教員評価	198
(1)	人事評価システムの概要	198
(2)	目標管理の概要	198
(3)	結果	200
18.	学校評価システム	202
(1)	概要	202
(2)	愛媛県における学校評価の取組	203
(3)	結果	204

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 特定の事件

教育委員会の財務に関する事務(主に県立学校に係るもの)の執行及び県立学校の事務の執行について

(2) 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由

昨今、我が国は、少子高齢化の進行や国際化・情報化の進展、産業・就業構造の変化など、社会が急速な変化を遂げており、教育の重要性はますます高まっている。

本県では、平成23年にこれからの県政指針となる第六次愛媛県長期計画「愛媛の未来づくりプラン」を策定し、4年単位のアクションプログラムにより計画を遂行している。愛媛県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)では、「愛媛の未来づくりプラン」を基に、毎年度、教育基本方針・重点施策を策定し、平成29年度においても県立学校の耐震化完了をはじめ、様々な重点施策が執行されている。「愛媛の未来づくりプラン」において県教育委員会とその直営である県立学校の果たす役割は非常に大きいと考える。

歳出面では、愛媛県の平成29年度一般会計当初予算(635,770百万円)に占める教育費は22.06%(140,246百万円)に及び、款別では一番大きく、その中でも高等学校費は39,234百万円(27.98%)を占める。次世代の日本を担う人財育成に大きな影響を及ぼす県立学校における支出について有効性、経済性、効率性が求められることは言うまでもない。

さらに、文部科学省の「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(通知)(平成30年2月9日)」に、教育委員会が特に留意して取り組むべき個別業務の役割分担及び適正化の対象の一つとして「学校徴収金の徴収・管理」が挙げられており、いわゆる私費会計を含む学校徴収金の事務についても、有効性、経済性、効率性が求められる。

以上より、教育委員会、特に県立学校の財務事務(私費会計含む)が、合規性の観点を中心に、有効性、経済性、効率性の観点を考慮して適切に執行されているかを検討することは有意義であると判断し、特定の事件(監査テーマ)として選定した。

3. 外部監査の対象期間

原則として平成29年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)とした。但し、必要に応じて監査時点の状況及び過年度執行分についても対象とした。

4. 外部監査の実施期間

平成30年6月19日から平成31年3月20日まで

5. 外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ① 歳入に係る財務事務は法令等に準拠して適正に執行されているか。
- ② 県立学校施設の耐震対策は計画的に行われ、また、個別工事の財務事務は法令等に準拠して適正に執行されているか。
- ③ 教育委員会及び県立学校における物品の調達、委託契約等の契約事務は法令等に準拠して適正に執行されているか。
- ④ 教育委員会及び県立学校における事務機器等の物品の管理事務は規則等に準拠して適正に行われているか。
- ⑤ 高等学校等就学支援金に係る財務事務は法令等に準拠して適正に執行されているか。
- ⑥ 高校生等奨学給付金に係る財務事務は法令等に準拠して適正に執行されているか。
- ⑦ 県立学校の授業料に係る財務事務は法令等に準拠して適正に執行されているか。
- ⑧ 県立学校の生産物売払収入及び寄附金等の収入事務は規則等に準拠して適正に行われているか。
- ⑨ 県立学校の情報管理及び情報機器の管理事務は規則等に準拠して適正に行われているか。
- ⑩ 高等学校奨学金に係る財務事務は法令等に準拠して適正に執行されているか、また、債権管理は適切に行われているか。
- ⑪ 私費会計の管理事務は適切に行われているか。
- ⑫ 教職員等の労務管理は法令等に準拠して適正に執行されているか。

上記の各項目について、必要に応じて有効性、経済性、効率性の観点を考慮して適切に執行されているかを検討する。

(2) 監査手続

- ① 諸規程等の閲覧
- ② 監査対象とした歳入、契約、財産、私費会計等に関連する文書の閲覧
- ③ 資産管理状況の視察
- ④ 監査対象課所及び県立学校の職員等関係者に対する質問
- ⑤ 県立学校7校への往査
- ⑥ 県立学校全校(分校を含む65校)に対するアンケート調査
- ⑦ その他必要と認めた手続

6. 監査の対象

(1) 監査の対象部局等

部局等	課所
教育委員会事務局/管理部	教育総務課
教育委員会事務局/指導部	高校教育課
教育委員会事務局/指導部	特別支援教育課
知事部局/スポーツ・文化部/文化局	まなび推進課(※1)美術館(※1)
知事部局/土木部/道路都市局	建築住宅課(※2)

※1 現金を取り扱う歳入事務を行う美術館を監査対象とした。美術館は、平成29年度では教育委員会文化財保護課の所管であったが、平成30年度は組織変更により知事部局所管になったため、上表では平成30年度の組織に従って記載した。

※2 県立学校の耐震化関連の事務の関係部署である。

(2) 往査対象県立学校

次の県立学校に往査した。これらの選定方法は、第2 2. (2) (i)に記載した。

県立学校名		往査実施日
高等学校	松山北高等学校	平成 30 年 8 月 1 日
	松山工業高等学校	平成 30 年 8 月 8 日
	伊予高等学校	平成 30 年 8 月 21 日
	今治西高等学校	平成 30 年 8 月 23 日
	伊予農業高等学校	平成 30 年 8 月 30 日
中等教育学校	松山西中等教育学校	平成 30 年 8 月 2 日
特別支援学校	みなら特別支援学校	平成 30 年 8 月 22 日

注:以下、高等学校名は「〇〇高校」という。

7. 外部監査人及び補助者の氏名及び主な資格等

包括外部監査人	矢野 和弘	公認会計士
補助者	山崎 泰志	公認会計士
同	宮本 豪	公認会計士

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

9. 監査結果の指摘及び意見について

本報告書では、監査の結果として指摘以外に意見を記載している。指摘は、違法であるか著しく不当であって是正措置が必要と考える事項である。

他方、意見は、違法若しくは著しく不当とまでは考えないが、是正措置が望まれると考える事項である。

報告書中の各項目についての計数は、原則として、表中のものは単位未満を切り捨て、文章中の表示単位未満は四捨五入している。このため、端数処理の関係で、数値が一致しない場合がある。

第2 愛媛県の県立学校に関する状況と施策

1. 教育委員会の概要

(1) 教育委員会の組織

教育委員会制度は、昭和23年に制定された教育委員会法(昭和23年法第170号)により創設された。市町村の教育委員会は、当初任意設置であったが、昭和27年11月1日をもって全ての市町村に設置が義務付けられ、本県においても同日、全市町村に教育委員会が設置された。

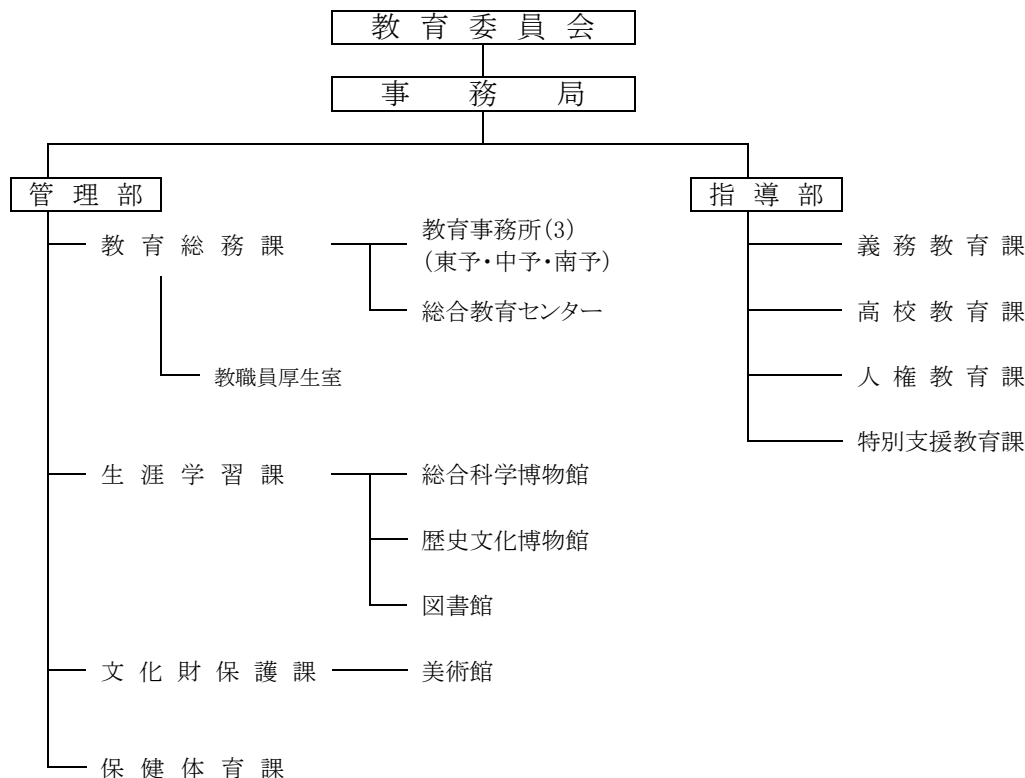
昭和31年6月、一般行政と教育行政の調和を図り、教育の政治的中立と教育行政の安定を確保し、国・都道府県・市町村の教育行政における連絡提携を強化すること等を狙いとして、教育委員会法に代わって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法第162号)が制定され、今日に至っている。

県教育委員会は、6人の委員(うち教育長1人)をもって組織される。

教育長は、知事の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するものの中から、知事が議会の同意を得て任命する。委員は、知事の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものの中から、知事が、議会の同意を得て任命する。教育長の任期は3年、委員の任期は4年である。

平成29年度の県教育委員会事務局の組織は、本庁2部8課1室に、出先機関として、3教育事務所、総合教育センター、総合科学博物館、歴史文化博物館、図書館及び美術館を置いていた。

組織図は、次のとおりである。



(出典:愛媛県行政組織一覧表(平成29年4月1日現在))

(2) 教育委員会事務局の所掌事務

平成 29 年度における教育委員会事務局の所掌事務は次のとおりである。

課・室	所掌事務
教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> ① 愛媛県教育委員会(以下「委員会」という。)の会議に関する事。 ② 総合教育会議に関する事。 ③ 委員会の教育長及び委員の秘書に関する事。 ④ 委員会の所掌に係る予算、決算及び経理に関する事(他の主管に属するものを除く。) ⑤ 教育行政の総合企画及び総合調整並びに知事部局との調整に関する事。 ⑥ 事務局(委員会の所管に属する学校以外の教育機関を含む。以下同じ。)の職員の定数、人事、給与、服務及び研修に関する事(他の主管に属するものを除く。) ⑦ 事務局の職員の組織する職員団体に関する事。 ⑧ 事務局の組織及び事務配分並びに事務事業の進行管理に関する事。 ⑨ 位勲及びほう賞に関する事(他の主管に属するものを除く。) ⑩ 愛媛県教育文化賞に関する事。 ⑪ 教育に係る広報及び広聴に関する事(他の主管に属するものを除く。) ⑫ 教育行政に関する相談に関する事(他の主管に属するものを除く。) ⑬ 市町教育委員会の運営の指導助言及び援助に関する事。 ⑭ 教育に関する条例及び委員会の規則、訓令、告示等の審査に関する事。 ⑮ 委員会所管の公益信託に関する事務の統轄に関する事。 ⑯ 教育に関する事業を実施する公益社団法人、公益財団法人及び移行法人に関する事務の統轄に関する事。 ⑰ 公印の管理に関する事。 ⑱ 文書の管理に関する事。 ⑲ 教育事務所及び総合教育センターに関する事。 ⑳ 教職員又は教職員であった者の退職管理に関する事(他の主管に属するものを除く。) ㉑ 教育情報ネットワークに関する事。 ㉒ 各課の連絡調整に関する事。 ㉓ 他課の主管に属しない事。
教育総務課教職員厚生室	<ul style="list-style-type: none"> ① 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関する事。 ② 教職員の福利厚生に関する事。 ③ 奨学資金の貸与に関する事(他の主管に属するものを除く。) ④ 教職員の退職手当に関する事。 ⑤ 恩給に関する事。

課・室	所掌事務
	<ul style="list-style-type: none"> ⑥ 公務災害補償に関すること。 ⑦ 公立学校共済組合に関すること。
生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ① 生涯学習基本構想の策定に関すること。 ② 生涯学習に関する施策の総合企画、総合調整及び推進に関すること。 ③ 生涯学習に関する調査研究に関すること。 ④ 生涯学習情報システムに関すること。 ⑤ 社会教育委員に関すること。 ⑥ 家庭教育に関すること。 ⑦ 青少年教育に関すること。 ⑧ 成人教育に関すること。 ⑨ 視聴覚教育に関すること。 ⑩ 社会通信教育に関すること。 ⑪ 公民館の活動に関すること。 ⑫ 社会教育担当者の研修に関すること。 ⑬ 社会教育関係団体に関すること。 ⑭ 社会教育施設に関すること。 ⑮ ユネスコに関すること。 ⑯ 生涯学習センター、総合科学博物館、歴史文化博物館、県立図書館及びえひめ青少年ふれあいセンターに関すること。 ⑰ 愛媛人物博物館の運営に関すること。
文化財保護課	<ul style="list-style-type: none"> ① 文化財の保存に関すること。 ② 文化財の普及啓発及び活用に関すること。 ③ 文化財保護審議会に関すること。 ④ 銃砲刀剣類の審査登録に関すること。 ⑤ 埋蔵文化財の発掘調査に関すること。 ⑥ 著作権に関すること。 ⑦ 国語の普及に関すること。 ⑧ 美術館に関すること。
保健体育課	<ul style="list-style-type: none"> ① 学校保健に関すること。 ② 学校安全に関すること。 ③ 学校給食に関すること。 ④ 学校体育に関すること。 ⑤ 競技スポーツに関すること。 ⑥ ジュニアスポーツに関すること。 ⑦ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条の 5 の規定による求めに対

課・室	所掌事務
	<p>する助言及び援助に関すること(第1号から第4号までの事務に関することに限る)。</p> <p>⑧ 保健体育関係団体に関すること。</p>
義務教育課	<p>① 小学校、中学校及び義務教育学校の予算に関すること。</p> <p>② 小学校、中学校及び義務教育学校の教職員の定数、人事及び諸給与に関すること。</p> <p>③ 小学校、中学校及び義務教育学校の教職員の組織する職員団体に関すること。</p> <p>④ 教職員の報賞に関すること。</p> <p>⑤ 教育職員の免許状に関すること。</p> <p>⑥ 市町立学校に係る認可及び届出に関すること(他の主管に属するものを除く。)</p> <p>⑦ 小学校、中学校及び義務教育学校の学級編制又は変更に関すること。</p> <p>⑧ 小学校、中学校及び義務教育学校の教職員の研修並びに助言及び指導に関すること。</p> <p>⑨ 小学校、中学校及び義務教育学校の教育課程、学習指導その他の指導に関すること。</p> <p>⑩ 小学校、中学校及び義務教育学校の教科書その他教材に関すること。</p> <p>⑪ 市町立学校施設整備の助成に関すること(他の主管に属するものを除く。)</p> <p>⑫ 幼児教育に関すること。</p> <p>⑬ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の5の規定による求めに対する助言及び援助に関すること(小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程における第9号に規定する教育課程、学習指導その他の指導並びに第12号の事務に関すること(他の主管に属するものを除く。)に限る。)</p>
高校教育課	<p>① 県立学校の予算に関すること。</p> <p>② 教育財産の管理に関すること(他の主管に属するものを除く。)</p> <p>③ 県立学校教職員の定数、人事、給与及び服務に関すること。</p> <p>④ 県立学校教職員の組織する職員団体に関すること。</p> <p>⑤ 県立学校の設置、管理及び廃止に関すること(他の主管に属するものを除く。)</p> <p>⑥ 県立学校の校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。</p> <p>⑦ 県立学校(特別支援学校を除く。)の通学区域の設定又は変更に関すること。</p> <p>⑧ 県立学校(特別支援学校を除く。)の休業日の設定及び修学旅行に関すること。</p> <p>⑨ 県立中等教育学校入学者選考及び募集定員に関すること。</p> <p>⑩ 高等学校入学者選抜及び募集定員に関すること。</p> <p>⑪ 教育職員及び生徒の選賞に関すること。</p> <p>⑫ 高等学校卒業程度認定試験に関すること。</p> <p>⑬ 県立学校(特別支援学校を除く。)の教職員の研修並びに助言及び指導に関すること。</p>

課・室	所掌事務
	<p>ること。</p> <p>⑭ 県立学校(特別支援学校を除く。)の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。</p> <p>⑮ 県立学校(特別支援学校を除く。)の教科書その他の教材の取扱いに関すること。</p> <p>⑯ 学校教育法に基づく通信教育に関すること。</p> <p>⑰ 水産実習船の運営に関すること。</p> <p>⑱ 市町立高等学校に係る認可及び届出に関すること。</p> <p>⑲ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条の 5 の規定による求めに対する助言及び援助に関すること(高等学校及び中等教育学校の後期課程における第 14 号に規定する教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること(他の主管に属するものを除く。)に限る。)</p> <p>⑳ 県立学校の教職員又は教職員であった者の退職管理に関すること。</p>
人権教育課	<p>① 人権教育に係る総合調整及び推進に関すること(他の主管に属するものを除く。)</p> <p>② 就学前教育における人権・同和教育に関すること。</p> <p>③ 学校教育における人権・同和教育に関すること。</p> <p>④ 社会教育における人権・同和教育に関すること。</p> <p>⑤ 地域改善対策奨学資金に関すること。</p> <p>⑥ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条の 5 の規定による求めに対する助言及び援助に関すること(第 2 号及び第 3 号の事務に関することに限る。)</p> <p>⑦ 人権教育関係団体に関すること。</p>
特別支援教育課	<p>① 特別支援教育の振興に係る調査及び企画に関すること。</p> <p>② 特別支援学校の管理及び組織編制に関すること。</p> <p>③ 障がいのある幼児、児童及び生徒の就学及び入学等に関すること。</p> <p>④ 特別支援学校、特別支援学級及び通級指導教室(以下「特別支援学校等」という。)の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。</p> <p>⑤ 教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育に関すること。</p> <p>⑥ 特別支援学校等の教科書その他の教材の取扱いに関すること。</p> <p>⑦ 特別支援教育に従事する教職員の研修、助言及び指導に関すること。</p> <p>⑧ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条の 5 の規定による求めに対する助言及び援助に関すること(第 5 号の事務に関することに限る。)</p> <p>⑨ 特別支援教育関係機関及び団体に関すること。</p>

(出典:平成 29 年度に教育委員会事務局各課が作成した「定期監査調書」)

(3) 平成 29 年度県教育委員会予算及び決算

愛媛の未来づくりプラン第 2 期アクションプログラムの開始年度である平成 27 年度から監査対象年度の平成 29 年度までの当初予算及び決算(支出済額)の推移は次のとおりである。

(i) 当初予算の推移

平成 29 年度の県教育委員会における教育費予算は平成 28 年度に比べ、22 億円減少している。減少の主な要因は、小学校費が退職手当等の人件費減少等により 20 億円減少していることである。一方、高等学校費が県立学校校舎等整備費の増加等により 3 億円、特別支援学校費が退職手当等の人件費増加等により 3 億円、それぞれ増加している。

(a) 予算規模

(単位:千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 29 年度 前年比
一般会計①	633,220,000	640,060,000	635,770,000	△4,290,000
うち教育費②	141,389,075	142,973,168	140,245,939	△2,727,229
うち教育委員会③	132,382,095	134,083,135	131,911,206	△2,171,929
構成比(②/①)	22.3%	22.3%	22.1%	-
構成比(③/①)	20.9%	20.9%	20.7%	-

(b) 県教育委員会における教育費内費目別当初予算内訳

監査対象とした県立学校、すなわち県立高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に係る県教育委員会における教育費平成 29 年度当初予算は、高等学校費 392 億円、特別支援学校費 96 億円のほか、教育総務費、保健体育費の一部となっており、教育費予算総額のうち 35%を占めている。

(単位:千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 29 年度 前年比
教育総務費	2,399,611	2,443,672	2,390,281	△53,391
小学校費	51,020,400	50,934,618	48,911,068	△2,023,550
中学校費	29,933,234	29,097,999	28,869,735	△228,264
高等学校費	35,379,900	38,933,710	39,234,019	300,309
特別支援学校費	10,649,717	9,393,961	9,648,876	254,915
社会教育費	2,471,902	2,828,436	2,426,408	△402,028
保健体育費	527,331	450,739	430,819	△19,920
教育費計	132,382,095	134,083,135	131,911,206	△2,171,929

(ii)決算(支出済額)の推移

平成 29 年度の県教育委員会における教育費決算額は平成 28 年度に比べて、10 億円増加している。増加の主な要因は、小学校費及び中学校費が退職手当等の人件費減少等によりそれぞれ 19 億円、9 億円減少している一方で、高等学校費が平成 28 年度からの繰越事業も含めた校舎等の耐震化工事の増による県立学校校舎整備費の増や、県立学校教育環境整備基金積立て等により 36 億円、特別支援学校費が退職手当等の人件費増加等により 1 億円、社会教育費が美術館南館耐震改修工事完了による工事請負費増加等により 2 億円、それぞれ増加していることなどである。

(a)決算(支出済額)規模

(単位:千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 29 年度 前年比
一般会計①	646,365,762	630,025,978	640,332,396	10,306,418
うち教育費②	135,269,887	135,804,972	136,399,785	594,813
うち教育委員会③	126,252,724	127,324,826	128,351,099	1,026,273
構成比(②/①)	20.9%	21.6%	21.3%	-
構成比(③/①)	19.5%	20.2%	20.0%	-

(b)県教育委員会における教育費内各費目別支出済額内訳

(単位:千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 29 年度 対前年比
教育総務費	2,360,095	2,352,026	2,283,886	△68,140
小学校費	48,311,556	48,644,772	46,773,963	△1,870,809
中学校費	28,662,015	28,080,734	27,202,787	△877,947
高等学校費	34,093,803	36,495,958	40,063,043	3,567,085
特別支援学校費	9,907,435	8,863,429	8,995,358	131,929
社会教育費	2,449,039	2,510,580	2,678,141	167,561
保健体育費	468,777	377,321	353,918	△23,403
教育費計	126,252,724	127,324,826	128,351,099	1,026,273

(4) 愛媛の未来づくりプランに対応する教育基本方針及び重点施策の概要

県教育委員会は、「愛顔あふれる愛媛県」を目指し、愛媛県教育振興に関する大綱における振興方針と連携を取りながら、平成 29 年度の基本方針及び重点施策を次のように定め、市町教育委員会と連携して、本県教育の充実に努めることとしている。

基本方針	重点施策
<p>1. 社会総がかりで取り組む教育の推進 家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、学校の創意工夫などにより、地域に愛され、信頼される学校づくりに努めるなど、学校、家庭、地域、企業等が連携・協働して、次代を担う子どもたちの健やかな成長を支援します。</p>	<p>○学校・家庭・地域の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校・家庭・地域連携推進事業 ・地域を担う心豊かな高校生育成事業 ・社会総がかりの学校教育支援推進事業 ・えひめジョブチャレンジU-15事業 <p>○「えひめ教育の日」及び「えひめ教育月間」の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「えひめ教育の日」関連事業の実施 <p>○家庭の経済的負担の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立高等学校等就学支援金補助 ・公立高等学校等奨学給付金交付事業
<p>2. 安全・安心な教育環境の整備 地域ぐるみの学校安全対策の充実を図るとともに、県立学校の耐震化を最重要課題として全力で取り組み、子どもたちが安全で安心して学べる教育環境を確保します。また、自然災害や原子力災害等に対する防災教育や交通安全教育など学校安全に関する教育を通じて、子どもたちに自らの命は自ら守ろうとする主体的な態度を育成します。</p>	<p>○県立学校の耐震化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校校舎等整備事業 <p>○防災教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校総合防災力強化推進事業 ・県立学校教職員防災士養成事業 <p>○子どもたちの安全・安心の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学路安全推進事業 ・地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 ・高校生自転車交通マナー向上対策事業
<p>3. 確かな学力を育てる教育の推進 小・中・高等学校における新学習指導要領を見据えた教育を推進するとともに、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導や、家庭との連携による学習・生活習慣の確立により、子どもたちの確かな学力の定着と向上に努めます。 また、産業教育等の充実を図り、地域を担う人材の育成に努めるほか、グローバルな視野を養う教育や実践的な英語力の向上並びに教育の情報化を推進します。</p>	<p>○児童生徒の学力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛媛学びのシステム活用事業 ・ICT教育推進事業 ・高校生アクティブ・ラーニング推進事業 <p>○少人数学級の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・35人以下学級編制を小学校4年生まで実施 <p>○理科教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校に理科専科教員を配置 ・高校生おもしろ科学コンテスト事業 ・科学の甲子園ジュニア県代表選考事業 <p>○地域を担う人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域産業スペシャリスト育成事業 ・地域に生き地域とともに歩む高校生育成事業 ・スーパープロフェッショナルハイスクール推進

基本方針	重点施策
	<p>事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校卒業者職場定着促進事業 ・えひめジョブチャレンジU-15事業(再掲) ・産業教育設備充実 <p>○世界に通用する人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グローバル人材育成推進事業 ・スーパーグローバルハイスクール推進事業 ・高校生国際交流促進事業 ・えひめ高校生次世代人材育成事業 <p>○英語力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・英語コミュニケーション能力ボトムアップ事業 ・英語ディベート・コンテスト開催事業 ・外国語指導助手招致事業 ・えひめ英語力向上特別対策事業 <p>○教育の情報化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育情報ネットワーク基盤強靱化事業 ・アクティブ・ラーニング型授業環境整備事業 ・産業教育ICT機器整備事業
<p>4. 豊かな心、健やかな体を育てる教育の推進</p> <p>様々な体験活動や郷土愛を養う教育を推進するとともに、自他の生命を大切にす る心や規範意識などを養う道徳教育をはじめ、環境教育等の充実を図るほか、食習 慣や読書習慣、運動習慣などの望ましい生活習慣を確立し、子どもたちの豊かな人 間性や健康・体力など、社会で生きる力を育みます。</p> <p>また、国際大会で活躍する日本代表選 手を目指すジュニアアスリートの発掘、育 成に取り組みます。</p>	<p>○体験活動等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働で支えるヤングボランティア推進事業 ・体験活動地域プラットフォーム形成支援事業 ・子どもと本の出会い推進事業 <p>○道徳教育、環境教育等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛ある愛媛の道徳教育推進事業 ・ESD環境教育プロジェクト事業 ・地域産業スペシャリスト育成事業(再掲) ・地域に生き地域とともに歩む高校生育成事業 (再掲) ・主権者教育推進事業 ・高校卒業者職場定着促進事業(再掲) ・えひめジョブチャレンジU-15事業(再掲) <p>○児童生徒の健康・体力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食地域食文化継承モデル事業 ・中学校武道地域連携事業 ・えひめ子どもスポーツITスタジアム事業

基本方針	重点施策
	<ul style="list-style-type: none"> ・がん教育推進事業 ・えひめ愛顔のジュニアアスリート発掘事業 ・子どもの体力向上対策事業
<p>5. 教職員の資質・能力の向上と学校組織の活性化</p> <p>児童生徒に楽しくよく分かる授業を目指すとともに、新学習指導要領に応じた各種研修の充実などを通して、教職員の専門的知識・能力や倫理観、社会人としての資質の向上を図るほか、教職員自らの愛媛の自然、文化、産業などへの理解促進に努めます。また、適切な労働安全衛生管理や人事管理を進め、学校組織の活性化に努めます。</p>	<p>○教職員研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定研修の実施 ・学校組織マネジメント研修事業 ・不祥事防止のための各種研修等の実施 ・愛媛学びのシステム活用事業(再掲) ・子どもの体力向上対策事業(再掲) ・県立学校教職員防災士養成事業(再掲) ・特別支援教育教職員資質向上事業 <p>○教職員のメンタルヘルス対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復職支援システムの運営 ・ストレスチェックの実施
<p>6. 特別支援教育の充実</p> <p>障がいのある子ども一人ひとりの障がいの状態や発達の段階等に応じた指導・支援の充実を図るとともに、早期の段階からのキャリア教育を推進し、自立と社会参加を促進するほか、安心して学ぶことのできる学習環境の整備充実に努めます。</p> <p>さらに、一人ひとりの教育的ニーズに対応できるよう、就学前の早い段階から充実した教育相談ができる体制づくりに取り組むとともに、障がいのある子どもとない子どもの相互理解の促進や地域住民に対する特別支援教育の啓発に努めます。</p>	<p>○関係機関と連携した特別支援教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育・就労支援充実事業 ・特別支援教育理解啓発・連携推進事業 ・特別支援学校文化芸術支援事業 <p>○障がいの状態に応じた学習環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級支援のため非常勤講師を配置 ・特別支援学校医療的ケア実施体制充実事業 ・特別支援学校友達いっぱいプロジェクト事業 ・特別支援学校スクールバス整備事業 <p>○一人ひとりに応じた指導・支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通級指導実践研究事業 ・特別支援教育教職員資質向上事業(再掲)
<p>7. 互いの人権を尊重する教育の推進と児童生徒の健全育成</p> <p>同和問題をはじめ、北朝鮮の拉致問題など、あらゆる差別、偏見を解消するための人権・同和教育を進めるとともに、小・中・高等学校においては、いじめや不登校等の生徒指導上の課題の速やかな解決と防止のため、警察等関係機関との連携、</p>	<p>○人権・同和教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和教育推進活動 <p>○いじめ、不登校等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー活用事業 ・スクールソーシャルワーカー活用事業 ・スクールライフアドバイザー活用事業 ・いじめ防止対策体制整備事業 ・「いじめ相談ダイヤル24」開設事業

基本方針	重点施策
<p>外部専門家の参画による相談活動や学校を支援する体制を充実させるなど、児童生徒の健全育成に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめSTOP愛顔の子ども育成事業
<p>8. 学び合い支え合う生涯学習社会づくり 愛媛県生涯学習推進計画に基づき、県民が、生涯にわたり主体的に学習活動に取り組み、その成果を社会に還元することにより、学びの成果が社会全体に循環し、教育力が相乗的に高まる生涯学習社会“学び舎えひめ”の創造を目指すとともに、電子書籍の普及等を背景として、ICTを活用した生涯学習の充実に努めます。また、県民が、それぞれのニーズにあった様々なスポーツ、文化・芸術活動に気軽に親しむことができるよう、環境整備に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習拠点の運営 生涯学習センター 青少年ふれあいセンター 総合科学博物館 歴史文化博物館 図書館 ・「森に親しむ博物館」開催事業 ○地域学の振興 <ul style="list-style-type: none"> ・「ふるさと愛媛学」普及推進事業 ○生涯スポーツ、文化・芸術活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・生涯スポーツ・健康づくりの推進のための支援 ・文化・芸術活動の推進のための支援
<p>9. 文化財の保存活用と美術館の充実整備 県内にある貴重な文化財の保存・活用を進めるとともに、県美術館が文化・芸術活動の拠点として県民に親しまれ利用しやすい施設となるよう、充実整備を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○文化財の保存・活用 <ul style="list-style-type: none"> ・重要文化財等保存修理費補助 ・文化財保存顕彰事業 ・重要伝統的建造物群保存修理費補助 ・県内遺跡発掘調査事業 ・四国遍路の世界遺産登録に向けた文化財調査 ○美術館の充実整備 <ul style="list-style-type: none"> ・美術館展示事業

(出典：平成 29 年度 愛媛県教育基本方針・重点施策)

2. 県立学校の概要

(1) 県立学校の概要

愛媛県の県立学校は、全日制高等学校が 49 校(分校 3 校は本校、定時制 10 校、通信制 1 校は全日制に含む。)、中等教育学校が 3 校、特別支援学校が 7 校(分校 2 校は本校に含む。)の計 59 校である。これらの県立学校に係る概要は次のとおりである。

(i) 県立学校の生徒数

県立学校の生徒数は次のとおりである。

(高等学校)

(単位:校、人)

学科	学校数	うち単独 設置校	年度別在籍生徒数(5月1日現在)		
			平成28年度	平成29年度	増減
普通科	37(2)	19(2)	18,160	18,160	-
			16,377	15,991	△386
農業科	11	3	2,300	2,300	-
			1,957	1,852	△105
工業科	7(1)	6(1)	3,320	3,320	-
			2,889	2,869	△20
商業科	9	2	3,000	3,000	-
			2,830	2,780	△50
水産科	1	1	315	315	-
			180	181	1
家庭科	1	0	120	120	-
			116	107	△9
理数科	2	0	320	280	△40
			317	272	△45
国際文理科	1	0	40	80	40
			40	79	39
総合学科	3	3	1,520	1,520	-
			1,190	1,130	△60
合計	52(3)	34(3)	29,055	29,055	-
			25,896	25,261	△635

()は分校を内数で示す。生徒数上欄は定員、下欄は現員。また学校数の合計は純学校数。

(出典:高校教育課の「定期監査調書」)

(中等教育学校)

(単位:校、人)

学校数/ 定員数/現員数	年度別在籍生徒数(5月1日現在)		
	平成28年度	平成29年度	増減
学校数	3	3	-
定員数	2,880	2,880	-

学校数/ 定員数/現員数	年度別在籍生徒数(5月1日現在)		
	平成28年度	平成29年度	増減
現員数	2,731	2,731	-

(出典:高校教育課の「定期監査調書」)

(特別支援学校)

(単位:校、人)

学校数/学部	年度別在籍生徒数(5月1日現在)		
	平成28年度	平成29年度	増減
学校数	7	7	-
幼稚部	13	11	△2
小学部	(12) 387	(11) 400	(△1) 13
中学部	(4) 337	(7) 346	(3) 9
高等部	(9) 690	(11) 689	(2) △1
合計	(25) 1,427	(29) 1,446	(4) 19

()内は訪問教育部児童で外数。

(出典:高校教育課の「定期監査調書」)

(ii)県立学校の教職員数

(単位:人)

区分	平成28年度		平成29年度		増減	
	定員	現員 H29/3/1	定員	現員 H30/3/1	定員	現員
高等学校	2,624	2,534	2,610	2,520	△14	△14
中等教育学校	208	203	208	203	-	-
特別支援学校	1,009	956	1,031	980	22	24
合計	3,841	3,693	3,849	3,703	8	10

(出典:高校教育課の「定期監査調書」)

(iii)県立学校の一覧

(a)県立高等学校の一覧

高等学校49校の一覧は次のとおりである。

No.	学校名	課程	学科
1	川之江	全日・定時	普通
2	三島	全日	普通、商業
3	土居	全日	普通
4	新居浜東	全日	普通
5	新居浜西	全日・定時	普通
6	新居浜南	全日	総合
7	新居浜工業	全日	機械、電子機械、電気、情報電子、環境化学
8	新居浜商業	全日	商業、情報ビジネス
9	西条	全日・定時	(全日)普通、国際文理国際、国際文理理数、商業(定時)普通
10	西条農業	全日	食農科学、環境工学、生活デザイン
11	小松	全日	普通、ライフデザイン
12	東予	全日	機械、電気システム、建設工学
13	丹原	全日	普通、園芸科学
14	今治西	全日・定時	普通
15	今治南	全日	普通、園芸クリエイト
16	今治北	全日	(本校)普通、商業、情報ビジネス(分校)普通
17	今治工業	全日	機械造船、電気、情報技術、環境化学、繊維デザイン
18	伯方	全日	普通
19	弓削	全日	普通
20	北条	全日	総合
21	松山東	全日・通信	(全日)普通(通信)普通
22	松山南	全日・定時	(本校)普通、理数(分校)デザイン(定時)普通
23	松山北	全日	(本校)普通(分校)普通
24	松山中央	全日	普通
25	松山工業	全日・定時	(全日)機械、電子機械、電気、情報電子、工業化学、建築、土木、繊維(定時)機械、建築
26	松山商業	全日・定時	(全日)商業、流通経済、国際経済、地域ビジネス、情報ビジネス(定時)商業
27	東温	全日	普通、商業
28	上浮穴	全日	普通、森林環境
29	小田	全日	普通
30	伊予農業	全日	生物工学、園芸流通、食品化学、生活科学、環境開発、特用林産

No.	学校名	課程	学科
31	伊予	全日	普通
32	大洲	全日・(定時 (分校))	(全日)普通、商業(定時)普通
33	大洲農業	全日	生産科学、食品デザイン
34	長浜	全日	普通
35	内子	全日	普通
36	八幡浜	全日・定時	(全日)普通、商業(定時)普通
37	八幡浜工業	全日	機械土木工学、電気技術
38	川之石	全日	総合
39	三崎	全日	普通
40	三瓶	全日	普通
41	宇和	全日	普通、生物工学
42	野村	全日	普通、畜産
43	宇和島東	全日・定時	(全日)普通、理数、商業、情報ビジネス(定時)普通
44	宇和島水産	全日	水産食品、水産増殖、海洋技術
45	吉田	全日	普通、機械建築工学、電気電子
46	三間	全日	普通、農業機械
47	北宇和	全日	普通、生産食品
48	津島	全日	普通
49	南宇和	全日	普通、農業

(出典:愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則)

(b)県立中等教育学校の一覧

中等教育学校3校の一覧は次のとおりである。

No.	学校名	修業年限
1	松山西中等教育学校	6年
2	今治東中等教育学校	6年
3	宇和島南中等教育学校	6年

(出典:愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則)

(c)県立特別支援学校

特別支援学校7校の一覧は次のとおりである。

No.	学校名	学校が行う教育の対象者	部別
1	松山盲学校	視覚障害者	幼・小・中・高
2	松山聾学校	聴覚障害者	幼・小・中・高
3	しげのぶ特別支援学校	肢体不自由者、病弱者	幼・小・中・高
4-1	みなら特別支援学校	知的障害者	小・中・高
4-2	みなら特別支援学校松山城北分校	知的障害者	高
5	今治特別支援学校	知的障害者	小・中・高
6-1	新居浜特別支援学校	知的障害者	小・中・高
6-2	新居浜特別支援学校川西分校	肢体不自由者	小・中・高
7	宇和特別支援学校	聴覚障害者 肢体不自由者、知的障害者	幼・小・中・高 小・中・高

(出典:愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則)

(iv)平成 29 年度に実施する主な重点施策と関連県立学校

愛媛の未来づくりプラン(第2期)に基づき県教育委員会が策定した平成29年度教育基本方針に対応する重点施策事業と、関連する高等学校は【図表2-2-1】のとおりである。

なお、決算額5百万円以上の事業を記載している。

また、往査対象県立学校を□で囲んでいる。

【図表2-2-1 平成29年度に実施する事業と関連する高等学校】

(単位:千円)

	予算現額	決算額	東予地区	中予地区	南予地区
(高等学校、中等教育学校)					
公立高等学校等 就学支援金補助	2,753,015	2,748,085	全校	全校	全校
公立高等学校等 奨学給付金交付 事業	373,242	370,360	全校	全校	全校
県立学校校舎等 整備事業	8,420,370	7,655,121			
	平成29年度改築工事	新居浜商業、 □今治西、川之 江、三島、土 居、新居浜西	□松山北、□松山 □工業、松山商 業、東温、□伊 予農業、□松山 □西中等	長浜、宇和島 水産、吉田、 大洲農業、内 子	
大規模地震発生時に備え、学校施設の耐震性の向上を図るため、県立学校に対する耐震化予備調査や耐震診断の結果に基づき、優先度の高					

	予算現額	決算額	東予地区	中予地区	南予地区
	<p>いものから順次、改築又は耐震補強工事等を行うものである。</p> <p>また、併せて、非構造部材の耐震対策を行うものである。</p> <p>平成29年度で県立学校の耐震化工事等は完了した。</p>				
高校生自転車交通マナー向上対策事業	10,436	6,983			
	<p>高校生の自転車通学中の死亡事故が相次ぎ、県立学校では平成27年度からヘルメット着用を自転車通学の許可条件とした。</p> <p>このため、ヘルメット購入支援を目的に、購入費用の3分の1に当たる額(上限1,000円/個)を、27年度は愛媛県教育振興会に対して全生徒分を補助した。29年度で終了とし、28・29年度は愛媛県高等学校PTA連合会に対して新入生分を補助した。</p>				
ICT教育推進事業	9,800	9,299			
	ICT教育実践校	—		松山商業、伊予	—
	<p>産学連携の下、電子黒板やタブレットを活用した指導方法の研究及び教材の開発に取り組むとともに、実践校において、授業改善と学力向上を目的とした実践研究及び効果検証を行うほか、この成果を県下に普及することで、21世紀にふさわしい愛媛の学校教育の推進を図る。</p>				
地域に生き地域とともに歩む高校生育成事業	10,144	7,183			
	平成29年度実践校	新居浜南、西条、西条農業、伯方	上浮穴	長浜、三崎、三瓶・宇和・野村(3校合同)	
	<p>各学校の生徒及び教員が、魅力ある学校づくりの手法の一つである「プロジェクトマネジメント」に関する研修に参加した上で、各学校の魅力ある学校づくりのプロジェクトプランを作成し提案した。</p> <p>その後、書類審査を通過した学校によるプレゼンテーション審査会を実施し、平成30年度のプロジェクトを実践する学校を選出した。</p> <p>平成28年度の本事業において選出された、平成29年度の実践校がプロジェクトに取り組んだ。</p>				
地域産業スペシャリスト育成事業	6,639	6,039			
	次代を担うスペシャリスト育成講座	(工業科) 新居浜工業、東予、今治工業	(工業科) 松山工業	(工業科) 八幡浜工業、吉田	
	農林水産業スペシャリスト育成講座	(農業科) 西条農業、丹	(農業科) 伊予農業、上	(農業科) 大洲農業、宇	

	予算現額	決算額	東予地区	中予地区	南予地区
			原、今治南	浮穴	和、野村、三間、北宇和、南宇和 (水産科) 宇和島水産
	地域や産業界と連携し、スペシャリストとしての能力・資質を備えた、地元で学び地元企業で活躍するプロフェッショナル人材を育成する(地学地就)とともに、中学生一日体験フェアを開催し、職業学科等で学ぶ生徒の学習成果を中学生や保護者に幅広く紹介することで、職業学科等の魅力をアピールする。				
スーパープロフェッショナルハイスクール推進事業	12,072	11,592			
	指定校		今治工業	—	宇和島水産
	文部科学省の「スーパープロフェッショナルハイスクール(SPH)」事業を活用し、高等学校等において、社会の変化や産業の動向等に対応した、高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍する専門的職業人を育成することにより、地元で学び、地元企業で活躍できるプロフェッショナル人材を輩出することを目的とし、熟練技能者等による実技指導や産官学連携による地域水産物を活用した製品開発等を実施した。				
スーパーグローバルハイスクール推進事業	20,000	14,200			
	指定校		—	松山東	宇和島南中等
	文部科学省の「スーパーグローバルハイスクール(SGH)」事業を活用し、高等学校等において質の高いカリキュラムの開発・実践やその体制整備に取り組むことにより、高校生に国際的素養を身に付けさせ、従来の愛媛の発展を支えるグローバル・リーダーの育成を促進することを目的とし、交代連携によるドイツ、ウガンダにおけるフィールドワーク等を実施した。				
外国語指導助手招致事業	72,214	68,164			
			(配置校1) 新居浜南 (訪問校1) 川之江、三島、土居、新居浜東、新居浜商業 (配置校2) 西条	(配置校4) 北条 (配置校5) 松山東 (訪問校5) 松山南、 松山 北 (配置校6) 松山中央	(配置校8) 大洲 (訪問校8) 小田、長浜 (配置校9) 八幡浜 (訪問校9) 内子、宇和、野村、吉田

	予算現額	決算額	東予地区	中予地区	南予地区
			(訪問校2) 新居浜西、新居浜工業、西条農業、小松、丹原 (配置校3) 今治北 (訪問校3) 東予、今治北/大三島分校、伯方、弓削 (訪問校4) 今治西、今治南、今治工業 (常駐校) 今治東中等	(訪問校6) 松山南/砥部分校、東温、上浮穴 (配置校7) 松山商業 (訪問校7) 松山北/中島分校、松山工業、伊予 (訪問校8) 伊予農業 (常駐校) 松山西中等	(配置10) 川之石 (訪問校10) 大洲農業、八幡浜工業、三崎、三瓶 (配置校11) 宇和島東 (訪問校11) 宇和島水産、三間、北宇和、津島、南宇和 (常駐校) 宇和島南中等
<p>文部科学省、総務省、外務省の協力を得て、地方公共団体の単独事業として外国青年を招致し、外国語指導助手として高等学校等における語学指導を行うとともに、授業以外の場でも積極的に活用することにより、豊かな国際感覚を身に付けた生徒の育成を図ることを目的とし、14名の外国語指導助手を県立学校11校に配置、中等教育学校3校に常駐させ、英語担当教員の現職教育、学校訪問指導、英語教育クリニック、英語指導教材の作成援助、英語スピーチコンテストの審査に携わらせた。</p>					
えひめ英語力向上特別対策事業	17,173	14,542			
	TOEICチャレンジ		今治西	松山東	宇和島東
	英語教育推進校		今治西	—	—
<p>(目的)</p> <p>ICTを活用した英語教育の実践・研究に取り組むことで、「読む、書く、聞く、話す」の4技能をバランスよく身に付けた生徒を育成するとともに、外部検定試験を活用して生徒の英語力の検証を行う。</p> <p>また、英語キャンプ、英語教育フェスタ、英語力向上講座、英語力向上委員会の実施により、本件生徒の英語力及び英語担当教員の指導力の向上を図る。</p> <p>(実施状況)</p> <p>英語教育推進校において、タブレット端末を活用した、外国人講師と生</p>					

	予算現額	決算額	東予地区	中予地区	南予地区
	徒による1対1のオンライン英会話を実施した。 モデル校3校の普通科・理数科に在籍する高3生793人がTOEIC (IPテストを含む)を受験した。 このほか、英語教育フェスタ等を実施した。				
教育情報ネットワーク基盤強靱化事業(うち校務支援システム整備分)	68,841	68,133			
	パイロット校		西条、 今治西	北条、松山東、松山南、 松山北 、 松山工業 、松山商業、 伊予農業 、 松山西中等	—
	生徒の学籍等個人情報に関する業務をシステム化するため、愛媛スクールネット(ESnet)校務系ネットワーク内の堅牢なセキュリティ下で取り扱える統合型校務支援システムを整備し、平成31年度からの県立学校全校稼働に向けて、平成30年度にパイロット校10校において先行稼働を行うとともに、グループウェア機能については全校稼働させた。				
アクティブ・ラーニング型授業環境整備事業	68,034	67,857			
	全教室整備		—	松山東、松山商業	—
	1校1台整備		上記以外の県立学校		
	アクティブ・ラーニングを推進し、生徒の思考力・判断力・表現力等の新しい時代に必要となる資質・能力を育成するため県立学校へ電子黒板を整備した。				
産業教育ICT機器整備事業	23,691	23,690			
	対象校		高等学校職業学科		
	パソコンネットワーク学習システムについて維持管理を行った。				
(特別支援学校)					
キャリア教育・就労支援充実事業	7,625	6,637	全校	全校	全校
特別支援学校スクールバス整備事業	18,662	14,877	—	みなら特別支援	—

(出典:平成29年度 愛媛県教育基本方針・重点施策、定期監査調書、校務支援システム年次導入計画案、平成29年度当初予算見積額の事項説明書(県立学校校舎等整備事業費)、平成29年度研究指定校等について)

【図表2-2-1】の作成の過程で、県教育委員会における事業別科目別決算額の提示を求めた結果、次の事項を発見した。

データベースとして活用できる会計システムの構築について(意見事項1)

(発見事項)

事業別決算額は定期監査調書の記載額を確認するしかなかった。

支出負担行為書に事業名の登録がないため、事業別決算額の集計を人力で集計するしかない。

歳出予算執行整理簿には、款・項・目・節の記載はあるが、事業の記載がない。

(問題点)

歳出予算書は「説明」欄で事業別に予算額が記載され、議会承認を受ける。

さらに、監査事務局の監査を受ける「定期監査調書」も事業別に予算額と決算額を対比し執行状況の説明が行われており、事業別の予算執行管理が重要である。

しかし、会計システムにより、事業別データの集計を行える仕様になっていないため、事業別決算額の集計・検証に時間を要するなど決算事務等が非効率になっている可能性がある。

(意見事項1)データベースとして活用できる会計システムの構築について

将来会計システムの再構築を行う際には、事業別予算執行状況のタイムリーな把握、決算業務の効率化、さらに職員の働き方改革等に資するため、事業別予算額、決算額の集計及び管理等の様々な業務に活用できるデータを抽出、作成できるデータベース機能を有する会計システムの構築が望まれる。

(2) 監査対象学校の概要

(i) 監査対象学校の選定方法

県立学校における事務の執行状況を監査する目的で、県立高等学校、中等教育学校、特別支援学校の計59校(分校は本校に含む。)の中から、1割強に当たる7校の監査対象学校を選定して往査を実施した。

監査対象学校の選定に当たっては、地区、学校種別、学科、1人当たりの教職員数や愛媛の未来づくりプラン(第2期)における指定校をできるだけ幅広くカバーできるよう配慮した。

但し、平成30年7月上旬に発生した豪雨災害による被害が特に大きかった南予地区の県立学校は監査対象から除外した。

(ii)監査対象学校の概要

(a)松山北高校

1. 設置形態等																
(1)名称	愛媛県立松山北高等学校															
(2)学校所在地	愛媛県松山市文京町4-1															
(3)課程・学科	全日制:普通科															
(4)定員数	(本校)普通科 360名(中島分校)普通科 40名															
(5)職員定員数	(本校)73名、(中島分校)12名(平成29年5月時点)															
2. 沿革の概要																
明治33年4月	鉄砲町(現校地)に校舎を新築し、北予中学校を開校															
大正12年4月	松山城北高等女学校第1回入学															
昭和13年4月	北予中学校を県立に移管し、愛媛県立北予中学校となる。															
昭和23年4月	学制改革により愛媛県立北予高等学校発足 学制改革により愛媛県立松山城北高等学校発足															
昭和23年10月	愛媛県立松山農業高等学校分校として中島分校を設置															
昭和24年9月	県下高等学校再編成により旧北予高等学校、旧松山城北高等学校、旧松山農業高等学校の3高が統合されて、新たに愛媛県立松山北高等学校として発足															
3. 特色	(監査人によるヒアリング結果も参考にして記載している。)															
<p>「文武心」三道三立を校訓に掲げ、県下有数の進学校であるとともに、部活動も活発で、毎年多くの部活動が県大会で上位に入賞し、全国大会に出場している。高いレベルの文武両道に加えて、日々の教育活動の中で心を育てる教育にも力を入れており、バランスのとれた社会貢献ができる人材の育成をめざしている。</p> <p>平成30年3月に卒業した本校生徒349名のうち、331名が大学等に進学しており、178名が国公立大学に合格している。また、同分校生徒17名のうち、10名が大学等に進学している。</p>																
4. 平成29年度決算額																
(1)歳入																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>予算科目</th> <th>金額(単位:千円)</th> <th>構成比(単位:%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用料及び手数料</td> <td>135,027</td> <td>96.2</td> </tr> <tr> <td>財産収入</td> <td>3,352</td> <td>2.4</td> </tr> <tr> <td>諸収入</td> <td>1,980</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>140,359</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table>	予算科目	金額(単位:千円)	構成比(単位:%)	使用料及び手数料	135,027	96.2	財産収入	3,352	2.4	諸収入	1,980	1.4	合計	140,359	100.0
予算科目	金額(単位:千円)	構成比(単位:%)														
使用料及び手数料	135,027	96.2														
財産収入	3,352	2.4														
諸収入	1,980	1.4														
合計	140,359	100.0														

(2)歳出												
予算科目			金額(単位:千円)			構成比(単位:%)						
総務費/環境生活費			0			0.0						
教育費/教育総務費			1,006			0.4						
教育費/高等学校費			247,085			97.0						
教育費/社会教育費			331			0.1						
教育費/保健体育費			6,310			2.5						
合計			254,734			100.0						
(3)県有財産												
区分			面積(m ²)									
土地			42,178.87									
建物			11,534.63									
5. 教育方針												
<p>自立・進取・敬愛を重んじ、豊かな人間性と社会性を養うとともに、個性や能力を生かす教育の充実を目指し、平和な国際社会に貢献できる国際感覚豊かな人間を育成する。</p>												
6. マニフェスト												
<p>ア 自ら知性を磨き、心身を鍛え、自立できる生徒を育てます。</p> <p>① 質の高い授業を通して、自ら学ぶ意欲を喚起し、確かな学力を身に付けさせます。</p> <p>② 本人の能力や適性を引き出し、夢や目標に向かって、進路希望の実現を図ります。</p> <p>③ 部活動を通して、高い目標を目指し、たくましい心身と豊かな感性を育てます。</p> <p>④ 授業公開や授業評価などを実施し、教員の指導力の向上を図ります。</p> <p>イ 感謝と思いやりの心を持ち、共生できる生徒を育てます。</p> <p>① 生徒一人一人を見つめた生徒指導を実践し、規範意識の高揚を図ります。</p> <p>② 学校行事やホームルーム活動などを充実させ、自立と相互協力の精神を養います。</p> <p>③ 命と人権について正しい理解を深め、互いに尊重しあう態度を育てます。</p> <p>④ 安心・安全な学校生活の中で、健康で豊かな心を育てます。</p>												
7. 生徒数												
平成 29 年 5 月 1 日現在												
	1年			2年			3年			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
本校	186	174	360	192	168	360	201	149	350	579	491	1,070
分校	10	8	18	11	10	21	11	7	18	32	25	57

(出典:愛媛県教育委員会ホームページ、平成29年度、平成30年度学校要覧を基に作成)

(b)松山工業高校

1. 設置形態等	
(1) 名称	愛媛県松山工業高等学校
(2) 学校所在地	愛媛県松山市真砂町1
(3) 課程・学科	全日制:機械科、電子機械科、電気科、情報電子科、工業化学科、 建築科、土木科、繊維科 定時制:機械科、建築科
(4) 定員数	全日制:各科 40名、定時制:各科 40名
(5) 職員定員数	全日制:97名、定時制:16名(平成29年5月時点)
2. 沿革の概要	
明治42年7月	松山市立工業徒弟学校の開校許可
昭和9年4月	松山市より県立に移管、愛媛県立松山工業学校と改称、松山市真砂町(現在地)に移転
昭和23年4月	学制改革により愛媛県立松山工業高等学校と改称
平成23年10月	定時制課程併設
平成21年11月	創立100周年記念式典
3. 特色	(監査人によるヒアリング結果も参考にして記載している。)
<p>愛媛県で初めての工業徒弟学校として開校され、創立100年を超える愛媛県工業教育の中核をなす専門高校である。</p> <p>「自立」「創造」「協和」の校訓の下、「日本一の『名門校』づくり」～生徒と教職員があらゆる分野で一流を目指します～の目標を掲げ、心身を鍛えつつ、文武両道を目標に日々取り組んでいる。次代の産業界を担うスペシャリストに必要とされる専門知識・技能や、社会人に必要とされる一般教養の徹底と、アクティブ・ラーニング手法を取り入れた課題解決型教育を通じてはぐくまれる豊かな発想力・創造力の育成に重点を置いた教育を推進している。</p> <p>そのため、愛媛県の事業に先立ち、私費会計により1年生の全教室に電子黒板機能付きプロジェクトの仮設置(県の事業による本格的設置まで)、1年生全員によるタブレット活用授業の開始など、先端的な教育環境の整備にも注力している。</p> <p>平成30年3月に卒業した全日制生徒310名のうち、就職者196名、進学者113名(うち16名が国公立大学に進学)であり、就職先には日本を代表する大手メーカーが名を連ねている。</p>	

4. 平成29年度決算額		
(1)歳入		
予算科目	金額(単位:千円)	構成比(単位:%)
使用料及び手数料	115,633	95.2
財産収入	5,060	4.2
諸収入	736	0.6
合計	121,431	100.0
(2)歳出		
予算科目	金額(単位:千円)	構成比(単位:%)
教育費	190,524	100.0
合計	190,524	100.0
(3)県有財産		
区分	面積(m ²)	
土地	30,433.00	
建物(延面積)	19,602.42	
5. 教育方針		
<p>教育基本法の本質にのっとり、人格の完成を目指し、民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を養い、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献する豊かな人間性と創造性を備えた実践的な技術者を養成する。</p>		
6. マニフェスト		
(全日制)		
1. 自ら学び、自ら鍛え、たくましく生きる力のある人に育てます。		
<ul style="list-style-type: none"> ・礼節を重んじ、正しい挨拶をさせます ・タブレットなどで自主的な学習をさせます 		
2. 豊かな人間性と発想力・創造力・実行力のある人に育てます。		
<ul style="list-style-type: none"> ・奉仕活動を行います ・ものづくりや部活動で創意工夫を重ねてレベルを上げます 		
3. 日本と地域を支えるため、未来を切り拓く産業人に育てます。		
<ul style="list-style-type: none"> ・資格取得など充実したキャリア教育を受けさせます ・ものづくりで社会貢献をします 		
(定時制)		
1. 創立以来の良き伝統と「百錬鉄」の精神を受け継いだ		
I 自ら学び、自ら鍛え、たくましく生きる力のある生徒に育てます。		
<ul style="list-style-type: none"> ・礼節を重んじる ・正しい挨拶を行う ・主体的な学習活動をする 		
II 豊かな人間性と発想力・創造力・実行力のある生徒に育てます。		
<ul style="list-style-type: none"> ・奉仕活動の実践 ・ものづくりや部活動で創意工夫を重ねレベル向上 		

Ⅲ 日本と地域を支えるため、未来を切り開く産業人に育てます。

・ものづくりで社会貢献 ・資格取得への積極的挑戦

2. 目標を持ち、挑戦し続ける精神力・体力・学力を身につけさせ、キャリア教育、学校行事を体験することにより、『夢』を実現できる生徒の育成を目指します。

7. 生徒数

(全日制)

平成 29 年 5 月 1 日現在

	1年			2年			3年			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
機械	38	2	40	40	0	40	38	2	40	116	4	120
電子機械	38	2	40	38	1	39	39	1	40	115	4	119
電気	39	1	40	40	0	40	40	0	40	119	1	120
情報電子	36	4	40	34	5	39	36	2	38	106	11	117
工業化学	35	5	40	36	4	40	38	1	39	109	10	119
建築	30	10	40	24	16	40	28	10	38	82	36	118
土木	40	0	40	40	0	40	39	0	39	119	0	119
繊維	3	37	40	3	36	39	4	34	38	10	107	117
合計	259	61	320	255	62	317	262	50	312	776	173	949

(定時制)

	1年	2年	3年	4年	計
機械	7	7	7	9	30
建築	5	4	3	4	16
合計	12	11	10	13	46

(出典:愛媛県教育委員会ホームページ、平成29年度、平成30年度学校要覧を基に作成)

(c)伊予高校

1. 設置形態等	
(1) 名称	愛媛県立伊予高等学校
(2) 学校所在地	愛媛県伊予郡松前町大字北黒田119-2
(3) 課程・学科	全日制:普通科
(4) 定員数	普通科 320名
(5) 職員定員数	59名(平成29年5月時点)
2. 沿革の概要	
昭和57年12月	愛媛県立学校設置条例の改正により、「愛媛県立伊予高等学校の設置」公布

昭和58年4月	愛媛県伊予郡松前町大字北黒田119番地2に愛媛県立伊予高等学校を設置																
平成24年10月	創立30周年記念式を挙行																
3. 特色	(監査人によるヒアリング結果も参考にして記載している。)																
<p>創立40年弱の愛媛県内では比較的新しい、県下有数の広い校地を有する県立学校である。</p> <p>校訓がなく、生徒会が年度のテーマを決めるなど、生徒の主体性を尊重している。</p> <p>普通科のみの設置であり進学する生徒がほとんどである。</p> <p>2年生から文系と理系に分かれるが、その他に音楽・美術・書道のいずれかを選択・専門教育を受けられる芸術クリエーションコースが受講開始となる。</p> <p>部活動も盛んであり、特に吹奏楽部は創立と同時に創部され約100名の部員を擁し、全国大会通算出場24回を誇る有力校である。</p> <p>平成30年3月に卒業した生徒300名のうち、進学者280名が大学等に進学している。</p>																	
4. 平成29年度決算額																	
(1)歳入																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>予算科目</th> <th>金額(単位:千円)</th> <th>構成比(単位:%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用料及び手数料</td> <td>109,175</td> <td>96.7</td> </tr> <tr> <td>財産収入</td> <td>2,200</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>諸収入</td> <td>1,520</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>112,897</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table>			予算科目	金額(単位:千円)	構成比(単位:%)	使用料及び手数料	109,175	96.7	財産収入	2,200	2.0	諸収入	1,520	1.3	合計	112,897	100.0
予算科目	金額(単位:千円)	構成比(単位:%)															
使用料及び手数料	109,175	96.7															
財産収入	2,200	2.0															
諸収入	1,520	1.3															
合計	112,897	100.0															
(2)歳出																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>予算科目</th> <th>金額(単位:千円)</th> <th>構成比(単位:%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務費</td> <td>0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>教育費</td> <td>148,176</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>148,176</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table>			予算科目	金額(単位:千円)	構成比(単位:%)	総務費	0	0.0	教育費	148,176	100.0	合計	148,176	100.0			
予算科目	金額(単位:千円)	構成比(単位:%)															
総務費	0	0.0															
教育費	148,176	100.0															
合計	148,176	100.0															
(3)県有財産																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>面積(m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>47,528.00</td> </tr> <tr> <td>建物(延面積)</td> <td>12,046.03</td> </tr> </tbody> </table>			区分	面積(m ²)	土地	47,528.00	建物(延面積)	12,046.03									
区分	面積(m ²)																
土地	47,528.00																
建物(延面積)	12,046.03																
5. 教育方針																	
豊かな人間性を育てる教育の推進																	
6. 指導目標																	
生徒の無限の可能性を引き出し伸ばす教育活動の推進																	
ア 丁寧に鍛え伸ばす学習指導																	

イ 社会規範を確立させる生活指導												
ウ 人間力を育成する特別活動												
7. 生徒数												
平成 29 年 5 月 1 日現在												
	1年			2年			3年			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
普通	158	164	322	150	135	285	141	160	301	449	459	908

(出典:愛媛県教育委員会ホームページ、平成29年度、平成30年度学校要覧を基に作成)

(d)今治西高校

1. 設置形態等		
(1) 名称	愛媛県立今治西高等学校	
(2) 学校所在地	愛媛県今治市中日吉町3丁目5-47	
(3) 課程・学科	全日制:普通科、定時制:普通科	
(4) 定員数	全日制:普通科 320名、定時制:普通科 40名	
(5) 職員定員数	66名(平成29年5月時点)	
2. 沿革の概要		
明治34年3月	愛媛県立西条中学校今治分校として設立認可される。	
明治38年4月	独立して愛媛県立今治中学校と改称する。	
昭和24年9月	高等学校再編成により愛媛県立今治西高等学校として開校	
平成23年10月	創立110周年記念式	
3. 特色		(監査人によるヒアリング結果も参考にして記載している。)
<p>創立110年余りの伝統ある愛媛県内有数の進学校であり、建築家の丹下健三氏など多数の著名人を輩出している。</p> <p>文武両道を掲げ、勉強だけでなく部活動も盛んである。特に、硬式野球部は全国的にもその名を知られるが、ボート部も毎年全国大会で活躍する有力校である。</p> <p>平成30年3月に卒業した生徒312名のうち、ほとんどが大学等に進学しており、186名が国公立大学に合格している。</p>		
4. 平成29年度決算額		
(1) 歳入		
予算科目	金額(単位:千円)	構成比(単位:%)
使用料及び手数料	114,144	96.8
財産収入	2,254	1.9
諸収入	1,571	1.3
合計	117,971	100.0

(2)歳出		
予算科目	金額(単位:千円)	構成比(単位:%)
総務費	5	0.0
教育費	146,910	100.0
合計	146,916	100.0

(3)県有財産	
区分	面積(m ²)
土地	35,680.26
建物	11,099.93

5. 教育方針	
<p>徳・知・体の調和のとれた健全な心身の発達を目指し、個性豊かな人間の育成を期する。</p> <p>ア 温かい人間性と豊かな社会性を身に付けさせる。</p> <p>イ 高い知性と豊かな創造性を養う。</p> <p>ウ 強い意志とたくましい体力を培う。</p>	

6. マニフェスト	
<p>(全日制)</p> <p>ア より深い学びを通して、あなたの夢をかなえます。</p> <p>(ア) 自己実現・進路実現100パーセントを目指します。</p> <p>(イ) 国公立大学合格率70パーセント以上を目指します。</p> <p>(ウ) 高大連携を深め、学びへのモチベーションを高めます。</p> <p>イ より豊かなふれあいを通して、あなたの心を育みます。</p> <p>(ア) 「西高に入学してよかった」と思う生徒100パーセントを目指します。</p> <p>(イ) ボランティア活動への参加を促し、「共生」の心を育てます。</p> <p>(ウ) 書物との出会いを大切に、思索する態度を育てます。</p> <p>ウ より強く鍛えあう活動を通して、あなたの心身を健やかにします。</p> <p>(ア) 全国大会出場7部以上を目指します。</p> <p>(イ) 学校行事や特別活動を盛んにし、たくましい心と体を育てます。</p> <p>(ウ) 蛍雪精神のもと切磋琢磨する態度を育てます。</p> <p>エ 安全・安心な学校づくりに努めます。</p> <p>(ア) 自らの命は自ら守ろうとする主体的な態度を育成します。</p> <p>(イ) 教職員の危機管理意識を高め、生徒の安全確保の徹底に努めます。</p> <p>(ウ) 安全で教育効果の上がる学習環境の整備に努めます。</p> <p>(定時制)</p> <p>ア 学業と就業の両立を支援し、出席率95%以上を目指します。</p>	

イ わかりやすい授業を実践し、学ぶ喜びを持たせ、確かな学力の定着を図ります。
 ウ 個に応じた生徒指導を実践し、規範意識の高揚を図り、自立できる生徒を育てます。
 エ 学校行事や部活動等を通して交流を図り、健やかでたくましい心と体を育てます。

7. 生徒数	
(全日制)	
平成 29 年 5 月 1 日現在	
	1年 2年 3年 計
	男 女 計 男 女 計 男 女 計 男 女 計
普通	153 157 310 169 150 319 150 163 313 472 470 942
(定時制)	
	1年 2年 3年 4年 計
普通	6 13 2 0 21

(出典:愛媛県教育委員会ホームページ、平成29年度、平成30年度学校要覧を基に作成)

(e)伊予農業高校

1. 設置形態等	
(1) 名称	愛媛県立伊予農業高等学校
(2) 学校所在地	愛媛県伊予市下吾川1433
(3) 課程・学科	全日制:生物工学科、園芸流通科、食品化学科、生活科学科、環境開発科、特用林産科
(4) 定員数	各科40名
(5) 職員定員数	75名(平成29年5月時点)
2. 沿革の概要	
大正7年5月	伊予郡立実業学校設立認可
大正11年4月	県立移管、愛媛県立伊予実業学校と改称
昭和19年4月	愛媛県立伊予農業学校と改称
昭和23年4月	学制改革により愛媛県立伊予農業高等学校と改称
平成20年11月	創立90周年記念式典挙行
3. 特色	(監査人によるヒアリング結果も参考にして記載している。)
<p>創立100年を迎える伝統ある学校である。</p> <p>就職率が高く、農学部を中心に国公立大学や四年制私立大学の進学実績もある。</p> <p>しかし、近年、私立学校へ生徒が流れ、定員割れが生じている。部活動では、ライフル射撃部があるなど特色がある。</p> <p>平成30年3月に卒業した生徒224名のうち、89名が就職し、130名が大学等に進学している。</p>	

4. 平成29年度決算額		
(1)歳入		
予算科目	金額(単位:千円)	構成比(単位:%)
使用料及び手数料	78,566	83.5
財産収入	14,237	15.1
諸収入	1,329	1.4
合計	94,133	100.0
(2)歳出		
予算科目	金額(単位:千円)	構成比(単位:%)
総務費/環境生活費	0	0.0
教育費/教育総務費	1,377	1.0
教育費/高等学校費	137,410	97.8
教育費/社会教育費	0	0.0
教育費/保健体育費	1,721	1.2
合計	140,512	100.0
(3)県有財産		
区分	面積(m ²)	
土地(注)	105,728.22	
建物(延面積)	16,489.36	
(注)実習地54,055.20m ² 、学校林21,077.00m ² を含む。		
5. 教育方針		
徳・知・体の調和のとれた人格の完成をめざし、民主的な国家及び国際社会の有為な形成者となるにふさわしい人間力を培い、豊かな人間性や自ら学び自ら考えるなど生きる力を備えた心身ともに健全な生徒の育成を期する。		
6. マニフェスト		
<ol style="list-style-type: none"> 1. 保護者、地域と連携し、地域と一体となった特色ある学校づくりを目指します。 2. 授業改善を図り、学習習慣を定着させ、基礎学力の向上を図ります。 3. 自律する力を育成し、規範意識の向上を図ります。 4. 地域の担い手育成をめざし、社会人基礎力を身に付けさせるキャリア教育を、教育活動のあらゆる場面で実践します。 5. あらゆる機会に人権尊重の視点に立った教育活動を展開し、人権・同和教育の徹底と深化を図ります。 		

7. 生徒数												
平成 29 年 5 月 1 日現在												
	1年			2年			3年			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
生物工学	16	11	27	25	14	39	18	20	38	59	45	104
園芸流通	15	23	38	11	29	40	17	22	39	43	74	117
環境開発	33	2	35	36	3	39	33	2	35	102	7	109
食品化学	5	35	40	11	29	40	14	25	39	30	89	119
生活科学	0	33	33	0	36	36	0	39	39	0	108	108
特用林産	13	11	24	30	9	39	24	12	36	67	32	99
合計	82	115	197	113	120	233	106	120	226	301	355	656

(出典:愛媛県教育委員会ホームページ、平成29年度、平成30年度学校要覧を基に作成)

(f)松山西中等教育学校

1. 設置形態等	
(1) 名称	愛媛県立松山西中等教育学校
(2) 学校所在地	愛媛県松山市久万ノ台1485番地4
(3) 課程・学科	前期課程、後期課程:普通科
(4) 定員数	160名
(5) 職員定員数	72名(平成29年5月現在)
2. 沿革の概要	
昭和49年4月	愛媛県立松山西高等学校を開校
昭和53年3月	校地49,348.00㎡松山市より寄附
平成14年7月	愛媛県立学校設置条例の一部改正(愛媛県立松山西中学校設置)
平成15年4月	愛媛県立松山西中学校入学式挙行
平成17年10月	愛媛県立学校設置条例の一部改正(愛媛県立松山西中等教育学校へ移行)
平成18年4月	愛媛県立松山西中等教育学校開校
平成20年3月	愛媛県立松山西高等学校閉校
平成25年9月	創立40周年記念式挙行
3. 特色	(監査人によるヒアリング結果も参考にして記載している。)
<p>前身である愛媛県立松山西高等学校以来掲げている校訓「誠実・自学・創造」を実践することにより、お互いを敬うことができる主体的で創造力豊かな人間形成を目指している。</p> <p>中等教育学校の特色を生かし、学習、行事、部活動に6年間の長期的視点で取り組んでい</p>	

る。

平成30年7月の雑誌記事の「全国国公立「現役」進学率ランキング」で12位にランキングされるなど、進学に力を入れている。その一方で、各種部活動にも力を入れており、実績を残している。

平成30年3月に卒業した生徒156名のうち、ほとんどが大学等に進学し、93名が国公立大学に進学している。

4. 平成29年度決算額

(1)歳入

予算科目	金額(単位:千円)	構成比(単位:%)
使用料及び手数料	56,430	95.3
財産収入	1,589	2.7
諸収入	1,199	2.0
合計	59,219	100.0

(2)歳出

予算科目	金額(単位:千円)	構成比(単位:%)
総務費/環境生活費	0	0.0
教育費/教育総務費	5,600	5.1
教育費/高等学校費	100,193	91.0
教育費/社会教育費	0	0.0
教育費/保健体育費	4,348	3.9
合計	110,141	100.0

(3)県有財産

区分	面積(m ²)
土地	49,348.00
建物	10,908.54

5. 教育方針

豊かな心と知性を身に付け、高い志を持って、未来を拓く若者を育成する。

6. 指導目標

- ア 師弟同行の精神のもと、幅広い年齢層の中で多様な活動と交流を通して、他人を思いやる心や感動する心を育成する。
- イ 6年間の計画的、継続的な指導のもと、自ら学び、自ら考える学習活動を通して、生きていく確かな学力を育成する。
- ウ 国際社会を生きるための外国語教育や情報教育を充実させるとともに、自らの手で未来を拓く、豊かな創造力とたくましい気力・体力を育成する。

7. 生徒数							
平成 29 年 4 月 14 日現在							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
男	63	66	58	77	59	63	386
女	97	95	103	82	97	95	569
合計	160	161	161	159	156	158	955

(出典:愛媛県教育委員会ホームページ、平成29年度、平成30年度学校要覧を基に作成)

(g)みなら特別支援学校

1. 設置形態等	
(1) 名称	愛媛県立みなら特別支援学校
(2) 学校所在地	愛媛県東温市見奈良1545
(3) 課程・学科	(本校) 高等部本科: 普通科、産業科 (松山城北分校) 高等部本科: 普通科、産業科
(4) 入学定員数	(本校) 高等部本科: 普通科50名、産業科16名 (松山城北分校) 高等部本科: 普通科16名、産業科8名
(5) 職員定員数	185名(平成29年5月時点)
2. 沿革の概要	
昭和48年4月	愛媛県立第三養護学校開校
平成21年4月	愛媛県立みなら特別支援学校に校名変更
平成24年4月	松山城北分校開校
平成24年10月	創立40周年記念式挙行
3. 特色	(監査人によるヒアリング結果も参考にして記載している。)
<p>知的障がいのある児童生徒を対象として教育を行っている。小学部、中学部及び高等部を設置しており、高等部は普通科と産業科に分かれる。</p> <p>産業科は比較的軽度の知的障がいのある者で卒業後に就職し社会人として自立できるようにすることを目的にしている。</p> <p>また、障がいの状態が重度であるか重複しているため通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対し、家庭又は医療型障がい児入所施設を持つ病院等を訪問して教育を行っている。</p> <p>施設・設備面では、寄宿舍があり、通学困難な児童生徒が入居している。</p> <p>また、人口の多い松山市の郊外に位置するため、スクールバスを保有しこれで通学している児童生徒が162人と最も多い。</p>	

4. 平成29年度決算額		
(1)歳入		
予算科目	金額(単位:千円)	構成比(単位:%)
使用料及び手数料	87	37.3
諸収入	146	62.7
合計	233	100.0
(2)歳出		
予算科目	金額(単位:千円)	構成比(単位:%)
総務費/環境生活費	1	0.0
総務費/企画費	45	0.0
教育費/教育総務費	2,597	1.4
教育費/特別支援学校費	182,231	96.6
教育費/高等学校費	3,151	1.7
教育費/保健体育費	568	0.3
教育費/人権教育総務費	1	0.0
合計	188,597	100.0
(3)県有財産		
区分	面積(m ²)	
土地	60,980.00	
建物(延面積)	13,524.65	
5. 教育方針		
<p>(1) 一人一人のニーズに応じて、豊かな心を持ち、たくましく生きる力の育成を図る。</p> <p>(2) 体験的な学習を充実し、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図り、個性を生かす教育の充実に努める。</p> <p>(3) 社会の一員として生活するために、社会性を養うとともに、働く意欲を高め、自立する力の育成を図る。</p>		
6. 指導目標		
<p>一人一人のニーズに応じて、生きる力を育む。</p> <p>(1) 小学部 身近な人との関わりを豊かにしながら、生き生きと活動する力を育てる。</p> <p>(2) 中学部 周りの人たちとの関わりを深めながら、自分から表現する力や生活を楽しむ力を育てる。</p> <p>(3) 高等部 ・普通科</p>		

社会の中で、自分で判断し活動する力や豊かに生きる力を育てる。

・産業科

働く意欲と資質を高め、よき職業人として生活する力を育てる。

(4) 訪問教育

個性を大切にしたり取りを通して、人との関係を広げ、自分を表現する力を育てる。

(5) 寄宿舎

たくさんの友達と触れ合い、助け合いながら生活する力を育てる。

7. 児童生徒数

※訪問教育を除く

本校

部	小学部							中学部			
学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計
男	14	16	15	7	10	8	70	19	15	23	57
女	7	5	11	5	7	5	40	11	14	20	45
計	21	21	26	12	17	13	110	30	29	43	102

部	高等部							計
学年	1年		2年		3年		小計	
学科	普通	産業	普通	産業	普通	産業		
男	34	12	29	10	26	8	119	246
女	15	4	18	4	15	7	63	148
計	49	16	47	14	41	15	182	394

分校

部	高等部						計
学年	1年		2年		3年		
学科	普通	産業	普通	産業	普通	産業	
男	9	6	8	4	4	4	35
女	3	2	2	4	4	3	18
計	12	8	10	8	8	7	53

(出典:愛媛県教育委員会ホームページ、平成29年度、平成30年度学校要覧を基に作成)

第3 監査の結果及び意見

(総括)

今回、愛媛県の包括外部監査として、初めて教育委員会をテーマとして取り上げた。

昨今働き方改革が社会的にも大きく取り上げられ議論されているが、学校においても例外ではないことから、県の直営である県立学校を中心に検討を行った。

検討の結果、会計システム関係(意見事項1項目)、愛媛県美術館関係(指摘事項1項目、意見事項3項目)、工事請負契約関係(意見事項1項目)、事業関係(意見事項6項目)、物品管理関係(指摘事項4項目)、薬品管理関係(意見事項1項目)、情報セキュリティ関係(指摘事項1項目、意見事項3項目)、愛媛県高等学校奨学金関係(意見事項3項目)、空調設備関係(意見事項1項目)、私費会計関係(指摘事項11項目、意見事項4項目)、労務関係(指摘事項5項目、意見事項4項目)、学校評価関係(意見事項10項目)として指摘事項22項目と意見事項37項目について報告した。

今回の手続を通じて、改めて、教育にとって施設・設備の物的資源及び教職員の人的資源といった教育環境の充実がいかに重要であることを再認識した。

教育環境の充実のため、各学校では、予算の関係で公費ではすぐには対応できないものや学校の特色をより発揮するための投資(物的・人的問わず)について保護者の理解を得ながら私費(会計)で賄うなど不断の努力をされている。

だからこそ、有用な施設・設備の管理を適切に行い、真に必要な投資を行う必要があるし、物品の管理においても公費で取得したものと私費で取得したものの明確な峻別や両者の適切な管理が必要である。

また、公費ではないが、保護者等からの徴収金は上述したとおり教育のための重要な資金であり、これの管理責任及び用途等の説明責任を適切に果たすことが重要である。

個人的意見であるが、教員は、一般のいわゆるサラリーマンとはその職業的性格が異なり、教育の使命からボランティア的な側面が切り離せないように考える。

児童・生徒のために時間を惜しまず向き合う教員、それを陰で支える事務方の皆さまに敬意を表す。

だからといって自分の時間を全て犠牲にして教育に注力することが是とは考えていない。

良い教育のためには教育者の情熱が必要であると考えているが、それを支えるための労務環境の整備も施設・設備と同様、教育環境の充実に大きく関係していると考えている。

そのためにも、教員の適切な評価(報酬面、効率性)や休日の確保等が重要であると考えている。

本報告がよりよい教育環境の整備等の一助となれば幸いである。

(指摘事項及び意見事項の一覧)

指摘事項及び意見事項の一覧は次のとおりである。下表の「No.」及び「記載ページ」は指摘事項又は意見事項に付したものに对应している。

指摘事項			
No	記載ページ	分類※	タイトル
1	56	美術館	愛媛県美術館企画展の無料招待券の配布について
2	106	物品	県立学校における新帳簿(物品管理簿)の整備状況について
3	109	物品	県立学校における備品シールの貼付について
4	113	物品	県立学校における物品(備品)の点検について
5	119	物品	県立学校における不用品の処理等について
6	124	情報	県立学校において使用する電磁的記録媒体について
7	150	私費	愛媛県県立学校私費会計等取扱要綱及び取扱マニュアルの改訂及び周知徹底について
8	153	私費	私費会計における会計間の貸借及び決算書作成誤りについて
9	155	私費	私費会計における預金口座、金銭出納簿及び決算書の残高の不一致について
10	159	私費	私費会計として処理されていない預金口座について
11	161	私費	私費会計として処理されていない預金口座の名義人について
12	163	私費	私費会計における1社随意契約について
13	168	私費	私費会計における購入等要求書・支出伺書の「完了の検査確認」欄記載の不備について
14	170	私費	私費会計における決算書未作成について
15	173	私費	私費会計における支出取引の帰属年度誤りについて
16	174	私費	私費会計における監査未実施について
17	177	私費	私費会計決算状況報告書の記載誤り、記載漏れについて
18	190	労務	県立学校における勤務時間の記録の提出漏れについて
19	191	労務	県立学校における時間外労働時間の管理について
20	196	労務	県立学校における夏季休暇や介護休暇、看護休暇等の取得にかかる承認手続の不備について
21	197	労務	県立学校における「職務専念義務免除承認簿」の決裁日の記載漏れについて
22	200	労務	県立学校における「目標管理シート」の未使用について

※ 「美術館」:愛媛県美術館関係、「物品」:物品管理関係、「情報」:情報セキュリティ関係、「私費」:私費会計関係、「労務」:労務関係、「学校」:学校評価関係

意見事項			
No	記載 ページ	分類※	タイトル
1	25	会計	データベースとして活用できる会計システムの構築について
2	56	美術館	愛媛県美術館が管理する現金について
3	57	美術館	愛媛県美術館企画展の無料招待券の配布効果の測定について
4	58	美術館	愛媛県美術館レストラン運営に係る行政財産貸付料の算定方法について
5	74	工事	工事変更として取り扱う追加工事の範囲について
6	89	事業	英語教育推進校におけるスピーキングレッスンの効果の測定について
7	90	事業	チャレンジサマースクールへの参加費について
8	91	事業	TOEICの受検対象者について
9	95	事業	スクールバスの廃棄について
10	122	薬品	県立学校における長期間未使用の毒劇物について
11	124	情報	県立学校における電磁的記録媒体の登録状況の定期的な見直しについて
12	125	情報	県立学校における教職員用端末及び生徒用端末の一覧表の作成について
13	125	情報	県立学校におけるサーバ室の場所について
14	130	奨学金	奨学金システムについて
15	131	奨学金	愛媛県高等学校奨学金に係る債権の回収について
16	136	奨学金	愛媛県奨学資金特別会計に係る監査調書における数値間の整合性について
17	144	空調	県立学校における空調設備の公費による設置及び維持管理について
18	151	私費	私費会計における物品管理簿の未作成及び点検(現物確認)の未実施について
19	166	私費	私費会計の債権管理方法の不統一について
20	172	私費	私費会計における積立金会計の決算書作成処理の不統一について
21	179	私費	私費会計に関する財務事務改革チーム会議によるモニタリング
22	182	事業	英語指導助手の担当授業数の割り振りにかかる学校への要望調査について
23	184	事業	英語指導助手による指導の成果の評価について

意見事項			
No	記載ページ	分類※	タイトル
24	192	労務	県立学校における管理者による勤務時間のモニタリングについて
25	194	労務	県立学校における教員の休日の確保について
26	195	労務	県立学校における学校閉庁日の設定について
27	201	労務	県立学校における「目標管理シート」への記載について
28	204	学校	県立学校における自己評価の各目標に対する評価基準の事前設定について
29	204	学校	県立学校における自己評価の具体的評価基準の設定と公表について
30	206	学校	県立学校において公表された「自己評価報告書」における評価基準の記載漏れについて
31	207	学校	県立学校における「評価報告書」の公表期間について
32	207	学校	県立学校における学校関係者評価委員会の運営について
33	209	学校	県立学校における学校関係者評価委員会の開催頻度について
34	209	学校	県立学校における学校関係者評価委員会の書面開催について
35	210	学校	県立学校における「学校関係者評価報告書」の学校関係者評価委員による記載内容の確認について
36	211	学校	県立学校における「自己評価報告書」及び「学校関係者評価報告書」の公表について
37	211	学校	県立学校における学校関係者評価委員に対する報酬について

※ 「会計」:会計システム関係、「美術館」:愛媛県美術館関係、「工事」:工事請負契約関係、「事業」:事業関係、「物品」:物品管理関係、「薬品」:薬品管理関係、「情報」:情報セキュリティ関係、「奨学金」:愛媛県高等学校奨学金関係、「空調」:空調設備関係、「私費」:私費会計関係、「労務」:労務関係、「学校」:学校評価関係

1. 歳入事務

県立学校の歳入事務については、(款)使用料及び手数料のうち(項)使用料(目)教育使用料(節)授業料及び(項)手数料(目)教育手数料(節)入学金、並びに(款)財産収入のうち(項)財産運用収入(目)財産貸付収入(節)土地建物貸付料及び(項)財産売払収入(目)生産物売払収入を監査対象とした。

平成 29 年度において、(款)寄附金については一般寄附金が 10,000 千円計上されている。

これは現金による寄附である。現金による寄附金は本庁で処理するため、後述の県立学校の歳入事務には記載していない。

これについては、高校教育課において歳入額に計上されており、調定決議書兼通知書、寄附受入伺書、寄附申込書等を閲覧し、愛媛県会計規則等に準拠して適切に処理されていることを確かめた。

県立学校における寄附は物品によるものであり、現金によるものではないため歳入事務としては該当するものはない。

但し、地方機関(県立学校)の物品管理者は、維持費を必要とする物品又は価格若しくは評価額が 1 件 100 万円以上の物品の寄附の受入れは知事の承認を受ける必要がある(愛媛県会計規則第 169 条)、高校教育課において寄附受入伺書、寄附申込書等を閲覧し、愛媛県会計規則等に準拠して適切に処理されていることを確かめた。

県教育委員会の歳入事務については、愛媛県美術館における(款)使用料及び手数料(項)使用料(目)教育使用料(節)美術館を監査対象とした。

(1) 県立学校

(i) 授業料

(a) 概要

(授業料(通信制課程は受講料)の額)

学校種	課程	授業料額
高等学校	全日制	年額 118,800 円
	定時制(単位制以外)	年額 32,400 円
	定時制(単位制)	1 単位につき 1,740 円
	通信制(単位制)	1 単位につき 336 円
	専攻科	年額 118,800 円
中等教育学校	後期課程	年額 118,800 円

(授業料納入期限)

納入区分	納入期限	納入額		
		全日制	定時制	単位制
4月～6月分	7月15日	29,700円	8,100円	履修科目の受講の承認を受けた後になる。 定時制:1単位 1,740円 通信制:1単位 336円
7月～9月分	10月15日	29,700円	8,100円	
10月～12月分	1月15日	29,700円	8,100円	
1月～3月分	3月15日	29,700円	8,100円	

最終学年の1月～3月分授業料納入期限は2月15日となる。

(往査した県立学校の決算額)

(単位:千円)

学校名	調定額	収入決算見込額	不能欠損見込額	収入未済額
今治西高校	112,371	112,371	-	-
松山北高校	132,867	132,867	-	-
松山工業高校	113,735	113,735	-	-
伊予農業高校	77,358	77,358	-	-
伊予高校	107,335	107,335	-	-
松山西中等教育学校	55,440	55,440	-	-
みなら特別支援学校	-	-	-	-
(参考) 高校教育課合計	3,162,473	3,162,473	-	-

(出典:歳入決算見込額調書、定期監査調書(平成29年度歳入現計表))

(b)結果

往査した県立学校において次の手続を実施した。

- ① 本庁において入手した歳入決算見込額調書と往査した県立学校が保管している歳入決算額調書(地方機関分)に記載されている額を突合した。
- ② 収入済額について、往査した県立学校が保管している収入整理簿に記載されている額を合計調べるとともに歳入決算額調書(地方機関分)に記載されている額と突合した。
- ③ 収入整理簿に記載されている調定額と収入済額について、それぞれ調定及び収納に係る手続を事務関係者に質問するとともに、サンプルベースで関連資料を閲覧、突合、計算突合、生徒異動簿との整合性の検証等を実施した。
- ④ 収入整理簿に記載されている収入未済額について、未納額の管理、督促、収納に係る手続を事務関係者に質問するとともに、サンプルベースで関連資料を閲覧、突合、計算突合等を実施した。

その結果、特に問題点を識別しなかった。

(ii) 入学金

(a) 概要

(入学金(通信制課程は入学料))

学校種	課程	入学金
高等学校	全日制	5,650 円
	定時制	2,100 円
	通信制	500 円
	専攻科	5,650 円
中等教育学校(後期課程進級科)		5,650 円

なお、通信制は現金ではなく証紙で入学料を支払う。

(往査した県立学校の決算額)

(単位:千円)

学校名	調定額	収入決算 見込額	不能欠損 見込額	収入 未済額
今治西高校	1,770	1,770	-	-
松山北高校	2,141	2,141	-	-
松山工業高校	1,833	1,833	-	-
伊予農業高校	1,113	1,113	-	-
伊予高校	1,824	1,824	-	-
松山西中等教育学校	892	892	-	-
みなら特別支援学校	-	-	-	-
(参考)				
高校教育課合計	50,382	50,382	-	-

(出典:歳入決算見込額調書、定期監査調書(平成 29 年度歳入現計表))

(b) 結果

往査した県立学校において次の手続を実施した。

- ① 本庁において入手した歳入決算見込額調書と往査した県立学校が保管している歳入決算額調書(地方機関分)に記載されている額を突合した。
- ② 収入済額について、往査した県立学校が保管している収入整理簿に記載されている額を合計調べるとともに歳入決算額調書(地方機関分)に記載されている額と突合した。
- ③ 収入整理簿に記載されている調定額と収入済額について、それぞれ調定及び収納に係る手続を事務関係者に質問するとともに、サンプルベースで関連資料を閲覧、突合、計算突合、

入学者数との整合性の検証等を実施した。

その結果、特に問題点を識別しなかった。

(iii)土地建物貸付料

(a)概要

主な内容は、校内に設置する自動販売機の自動販売機契約料である。

原則として、平成 23 年 4 月 1 日以降に行う清涼飲料水等の自動販売機の設置については、行政財産の貸付によるものとし、かつ、一般競争入札により自動販売機設置者を決定して、賃貸借契約を締結するものとしている(自動販売機設置に係る行政財産貸付等事務処理要綱(平成 25 年 11 月 14 日改正))。

(往査した県立学校の決算額)

(単位:千円)

学校名	調定額	収入決算 見込額	不能欠損 見込額	収入 未済額
今治西高校	2,254	2,254	-	-
松山北高校	2,851	2,851	-	-
松山工業高校	4,980	4,980	-	-
伊予農業高校	2,590	2,590	-	-
伊予高校	2,200	2,200	-	-
松山西中等教育学校	1,589	1,589	-	-
みなら特別支援学校	-	-	-	-
(参考) 高校教育課合計	87,046	87,046	-	-

(出典:歳入決算見込額調書、定期監査調書(平成 29 年度歳入現計表))

(b)結果

往査した県立学校において次の手続を実施した。

- ① 本庁において入手した歳入決算見込額調書と往査した県立学校が保管している歳入決算額調書(地方機関分)に記載されている額を突合した。
- ② 収入済額について、往査した県立学校が保管している収入整理簿に記載されている額を合計調べするとともに歳入決算額調書(地方機関分)に記載されている額と突合した。
- ③ 収入整理簿に記載されている調定額と収入済額について、それぞれ調定及び収納に係る手続を事務関係者に質問するとともに、サンプルベースで関連資料を閲覧、突合、計算突合等を実施した。

- ④ 契約事務について、県有財産賃貸借契約書、仕様書、予定価格書、入札執行表その他の関連資料を閲覧、突合、計算突合等を実施した。

その結果、特に問題点を識別しなかった。

(iv)生産物売払収入

(a)概要

授業等において生産された生産物の売払い収入である。

生産物は肉豚、漁獲物、野菜、かんきつ類、タオル等と多岐にわたる。

生産物の流通手段、生産量、販売実習の実施等により、売却先が異なる。売却に係る事務の軽減の観点から不特定多数を売却先とするのではなく、委託販売契約を締結している。

往査した県立学校の場合、市場に出荷するには生産量が少ないもの、販売実習を実施するのは委託販売先が当該学校の PTA になっており、市場に出荷できるもの等は農業協同組合等の専門業者と委託販売契約を締結している。

(往査した県立学校の決算額)

(単位:千円)

学校名	調定額	収入決算 見込額	不能欠損 見込額	収入 未済額
今治西高校	-	-	-	-
松山北高校	-	-	-	-
松山工業高校	80	80	-	-
伊予農業高校	11,322	11,322	-	-
伊予高校	-	-	-	-
松山西中等教育学校	-	-	-	-
みなら特別支援学校	-	-	-	-
(参考) 高校教育課合計	93,129	93,129	-	-

(出典:歳入決算見込額調書、定期監査調書(平成 29 年度歳入現計表))

(b)結果

往査した県立学校のうち生産物収入が計上されている 2 校において次の手続を実施した。

- ① 本庁において入手した歳入決算見込額調書と往査した県立学校が保管している歳入決算額調書(地方機関分)に記載されている額を突合した。
- ② 収入済額について、往査した県立学校が保管している収入整理簿に記載されている額を合計調べするとともに歳入決算額調書(地方機関分)に記載されている額と突合した。

- ③ 収入整理簿に記載されている調定額と収入済額について、それぞれ調定及び収納に係る手続を事務関係者に質問するとともに、サンプルベースで関連資料を閲覧、突合、計算突合等を実施した。
- ④ 契約事務について、伺書、委託販売契約書、予定価格調書、見積書その他の関連資料を閲覧、突合、計算突合等を実施した。

その結果、特に問題点を識別しなかった。

(2) 美術館

(i)施設の目的

愛媛県美術館は、来館者に美術作品を鑑賞すること(みる)、作品を創ること(つくる)、そしてそれらを通して自ら学ぶこと(まなぶ)を楽しむ参加創造型の美術館として、国指定史跡の松山城跡内に1998年に開館した。

主に近代日本の作品や、郷土出身作家である杉浦非水、柳瀬正夢、野間仁根、真鍋博、畦地梅太郎等のほか、モネ、セザンヌ等の海外作家の作品など、現在約11,900点を収蔵している。これらのコレクションは「所蔵品による特集展示」として年に5～6回の展示替えを行っている。

また、企画展では所蔵品を生かした郷土ゆかりの作家や美術に関連した展示を始め、多岐にわたる国内外の優れた作品の展示を行い、多様な文化や価値観を紹介している。

そして、国内でも数少ない、利用者各自のペースで自由に創作活動のできる「県民アトリエ」では、版画全般、木工、染織、写真、粘土等の制作を中心とした創作活動の手伝いを行っている。

愛媛県美術館ではこれらの活動を基本として、来館者の皆様の「みる・つくる・まなぶ」のお手伝いを行い、県民の生活に身近な美術館となることを目指している。

(ii)施設の概要

項目	内容
所在地	愛媛県松山市堀之内
所管部署	平成29年度まで教育委員会 文化財保護課 平成30年度よりスポーツ・文化部文化局 まなび推進課
供用開始日	平成10年11月
設置根拠条例	愛媛県県立博物館設置条例
管理運営に関する規則	愛媛県美術館管理規則

項目		内容			
主な施設種類		● 新館			
		部門	室名	総面積	備考
		展示 部門	特別展示室1. 2. 3	388㎡	
			常設展示室1. 2. 3	1,172㎡	
			企画展示室1. 2	800㎡	
		収蔵 部門	収蔵庫1. 2. 3	1,172㎡	
			一時保管庫、撮影室、燻煙室	183㎡	
		学習 部門	多目的ルーム	75㎡	42席
			講堂	171㎡	120席
			研修室	74㎡	56席
			美術情報・図書コーナー	138㎡	
		サービス 部門	レストラン、ミュージアムショップ	167㎡	
			託児室	20㎡	
			エントランスホール、展望ロビー	885㎡	
				● 南館	
創作 部門	県民ギャラリー	2,004㎡			
	県民アトリエ1. 2	173㎡			
	実技教室	122㎡			
面積		建築面積4,139.98㎡ 延床面積14,662.15㎡			
開館時間		9時40分から18時まで			
休館日		月曜日(祝日及び振替休日に当たる場合は、その翌日) 但し毎月第一月曜日は開館、翌火曜日が休館。 年末年始 12月29日～1月3日			
観覧料	常設展	一般 300円、高大生 200円 免除対象者は以下のとおり。 未就学児及び小中学生、満65歳以上 療育手帳、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳所有者 (介護が必要な場合は介護者1名を含む。) 企画展チケットの保有者			
	企画展	その都度、実行委員会で決定			

(iii)施設の利用状況

来館者数の推移は【図表3-1-1】のとおりである。南館が平成28年6月から耐震改修工事のため休館し、平成29年7月25日にリニューアルオープンしているため、人数が大きく増減している。

また、所蔵品展(常設展)の来館者数は、企画展の開催回数、内容、観覧者数により大きく増減する。

【図表3-1-1 ブース別の利用人数の推移】

(単位:人)

ブース	エリア	平成27年度	平成28年度	平成29年度
所蔵品展(常設展)	新館	17,206	24,330	46,900
企画展	新館	228,882	105,158	167,072
アトリエ	南館	8,412	1,546	4,608
ギャラリー	南館	85,194	18,794	49,341
図書コーナー・相談ほか	新館・南館	53,586	85,845	196,887
合計		393,280	235,673	464,808

(出典:まなび推進課及び愛媛県美術館の「定期監査調書」)

① 収入の状況

愛媛県美術館に関連する収入の推移は次のとおりである。

(単位:千円)

科目		平成27年度	平成28年度	平成29年度
使用料収入	行政財産	815	946	1,259
	美術館	32,780	24,251	28,167
国庫補助金		3,215	10,697	19,241
財産収入	利子配当金	116	55	44
諸収入	美術館企画展等開催費収入	60,885	49,094	40,825
	雑入	1,181	1,686	2,260
収入合計		98,992	86,729	91,796

(出典:文化財保護課の「歳入決算見込額調」)

使用料収入/美術館は、美術館の展示室及びギャラリー等の貸館料と所蔵品展(常設展)の入館料である。また、使用料収入/行政財産は、新館1Fのミュージアムショップとレストランの使用料金が主なものである。

愛媛県美術館においてもっとも大きな収入は美術館企画展等開催費収入である。そこで、(iv)では、企画展の実施状況について記載する。

(iv)企画展の実施状況

愛媛県美術館では、県民に多様な美術鑑賞の機会を提供するため、マスコミ等との実行委員会方式により、さまざまなジャンルの魅力ある企画展を年間通して開催している。

【図表3-1-2 企画展の過去3年の収支の状況】

(単位:千円)

年度	区分	予算	決算	差異
平成27年度	歳入	62,792	60,885	△1,907
	歳出	89,425	89,425	-
	収支	△26,633	△28,539	△1,907
平成28年度	歳入	66,583	49,094	△17,489
	歳出	92,500	89,000	3,500
	収支	△25,917	△39,905	△13,988
平成29年度	歳入	46,084	40,825	△5,258
	歳出	72,000	72,000	-
	収支	△25,916	△31,175	△5,258

(出典:文化財保護課の「定期監査調書」)

平成29年度の各企画展の開催における、実行委員会からの収入と、実行委員会への支出の状況は、次のとおりである。

(単位:千円)

企画展名	ターナー からモネへ	沖冠岳と 江戸絵画展	培広庵コレ クション展	名嘉睦稔 の世界展	細見美術 館名品展	アンギアー リの戦い展
県の歳入(A)	11,709	3,841	4,492	645	10,404	9,731
県の歳出(B)	25,280	12,504	12,576	2,112	11,298	10,300
県の収支(A-B)	△13,571	△8,663	△8,084	△1,467	△894	△569
開催日数	41日間	57日間	36日間	26日間	39日間	46日間
県の出資比率	78%	67%	75%	15%	55%	14%
支出の回収割合 (A÷B)	46%	31%	36%	31%	92%	94%
協力会社 (共同主催)	テレビ愛媛	愛媛新聞社 あいテレビ	テレビ愛媛	愛媛新聞社 プロジェクト・コア	愛媛新聞社	愛媛新聞社 南海放送 東京富士美術館

(出典:各実行委員会作成の「収支決算書」)

- 収入には、各実行委員会の収支差額を出資割合に応じて分配したものが計上されている。
- 支出は、協定書によって決定して実行委員会に支出した出資金が大部分であり、そのほかには図録取得費が計上されている。なお、【図表3-1-2】の歳出額は出資金のみである。

各企画展の観覧者数の実績や予算策定時の見込みは、次のとおりである。

企画展名	ターナー からモネへ	沖冠岳と 江戸絵画展	培広庵コレ クション展	名嘉睦稔 の世界展	細見美術 館名品展	アンギアー リの戦い展
実績						
有料観覧者数	11,825人	3,879人	4,679人	3,919人	15,881人	67,239人
(有料観覧者の 平均販売単価)	(1,069円)	(890円)	(928円)	(721円)	(1,019円)	(975円)
無料観覧者数	4,059人	3,732人	1,949人	2,152人	4,171人	11,565人
総観覧者数	15,884人	7,611人	6,628人	6,071人	20,052人	78,804人
有料率	74%	51%	71%	65%	79%	85%
支出の回収割合	46%	31%	36%	31%	92%	94%
予算策定時の観覧者数見込						
採算ベース	35,000人	19,000人	18,000人	18,000人	25,000人	80,000人
見込	23,450人	8,550人	8,100人	8,100人	16,750人	53,600人
採算ベースの観覧者数に対する 実際総観覧者数の割合	45%	40%	37%	34%	80%	99%
備考		独自企画	独自企画		独自企画	

(出典:各実行委員会作成「収支決算書」、文化財保護課作成「当初予算見積額事項説明書」)

- 各企画展の見込観覧者数は、過去5年間の同種同規模の企画展の実績に基づき、採算ベースの観覧者数に対して、知名度のある全国展は67%、自主企画展に近いものは45%とした上で、収入支出を予算化している。

(v)行政財産の貸付の状況

愛媛県美術館においては、館内のレストラン運営を外部の事業者委託している。

平成10年に3者を対象に選考して以降、同一の事業者が継続して運営してきたが、施設利用者等の利便性とサービスの向上を図るため、平成29年度以降のレストラン運営について、公募(プロポーザル)を実施し、応募のあった5事業者について審査を経て新たな事業者による運営が開始している。

入札は、「愛媛県美術館レストラン運営業務企画提案公募(プロポーザル)実施要領」に基づき実施され、以下の7項目を重視した提案を事業者に求め、別途「候補者審査基準」も定め、評価基準を事前に公表した上で審査を実施、外部委員を2名加えた計5名による平均点数の上位から決定している。

- | | |
|-------------------|----------------------|
| ① 店舗内容 | ⑤ 愛媛県産の食材等の積極的活用 |
| ② 県民等サービス向上の配慮 | ⑥ 大型イベント等参加者の誘客による運営 |
| ③ 環境への配慮及び衛生管理の取組 | ⑦ その他 |
| ④ 安定的な店舗運営 | |

(vi)歳入事務の概要

(a)企画展にかかる歳入事務の主な流れ

- ① 企画展は、企画ごとに実行委員会を設置、県と協力するマスコミ等で開催にかかる協定を締結する。
- ② 実行委員会において「収支決算書」が作成され、実行委員長から県宛てに「決算報告書」が提出される。
- ③ 「調定決議書兼通知書」が起案され、文化財保護課長等による承認を受ける。

(b)常設展にかかる歳入事務の主な流れ

- ① 観覧券は、受付担当職員が「(常設展観覧券)消耗品受払簿」に観覧券の種類と通し番号を記入し、上長の確認を受けて受付窓口を持ち出す。
- ② 受付担当職員は、窓口で「入室者集計表」に入館者が保有する観覧券の種類別に記載する。また、窓口で発券した観覧券の状況を記録した「観覧券交付日計表兼現金収納簿」を作成する。
- ③ 閉館後、観覧券の半券と「入室者集計表」を照合する。また、現金取扱者は、「観覧券交付日計表兼現金収納簿」と、「入室者集計表」に記載された有料入場者数及び保有現金を照合、「観覧券交付日計表兼現金収納簿」には、観覧券の種類ごとに最終観覧番号が記載されているため、観覧券綴りの最終番号を確認して、現金取扱者欄に押印する。
- ④ 売上金は、「払込書兼領収書」と「税金・公共料金等納付依頼書」を作成し、翌日に入金する。

これは、「常設展手順」と標題が付されたマニュアルにも明記され、担当者が引き継いでいる。

(c)行政財産の貸付にかかる歳入事務の主な流れ

- ① 使用を希望する事業者は、「行政財産使用許可申請書」を提出する。
- ② 使用期間、使用目的等をもとに検討され、使用面積に応じた使用料を算出した上で、館長が使用許可を判断する。
- ③ 館長が使用を許可した後、「調定決議書兼通知書」を承認し、事業者には許可通知通知書及び納入通知書を送付する。
- ④ 事業者は「納入通知書」により指定期日までに指定取扱金融機関等で使用料を納入し「領収済通知書」を受け取る。

(vii)結果

担当者に質問を行い歳入事務について帳票を閲覧しながら説明を受けた。また、平成29年度の歳入事務について、常設展については無作為に5件、企画展は全件、行政財産の貸付はレストランについて事務手続が適切かどうか確かめた。

その結果、次の事項を発見した。

(a)愛媛県美術館が管理する現金について(意見事項 2)

(発見事項)

美術館では受付窓口で来館者から常設展の入館料を受け取るため、釣銭用に現金を 25 万円保有している。また、現金のうち一部は受付窓口の日中保管している。現金保有額は、実行委員会方式が定着した平成 22 年に見直しているが、その設定理由・方針についての詳細は不明であった。

(問題点)

多額の現金を管理することは紛失するリスクがある。また適切な管理を行うためには時間も要する。したがって、現金保有額は必要最低限の金額を設定することが必要である。そして、現金保有額を設定して以降、事業内容や業務内容に変更があれば設定額の見直しが必要となる。

しかし、美術館では、平成 22 年に現金保有額を見直した後、事業内容が大きく変わることがなかったため、この設定額の見直しを検討していない。

(意見事項 2)愛媛県美術館が管理する現金について

美術館全体で保有する現金の設定額については、定期的に見直すことが望まれる。その際、常時現金の受け払いを行っている受付窓口で管理する現金は、可能な限り少なくすることが望まれる。

(b)愛媛県美術館企画展の無料招待券の配布について(指摘事項 1)

(発見事項)

企画展の無料招待券は、出資者の協議により発行できると各企画展の協定書において明記されている。

愛媛県美術館では、実行委員会から割り当てられた枚数を、学校関係者や宿泊施設などの観光関係者、ポスターの掲示やチラシを設置していただける施設に配布している。

そこで、美術館では、広報リストを作成して配布状況を管理している。

しかし、美術館において無料招待券の配布ルールが定められておらず、無料招待券の配布対象者、配布枚数、配布理由についての決裁を受けていない。

(問題点)

無料招待券は、配布先から受領証を受け取る性格のものでもない。

しかし、一種の金券であることから、職員による横流しといった不正が発生する余地がある。

また、無料招待券が効果的に配布されない可能性がある。

(指摘事項1)愛媛県美術館企画展の無料招待券の配布について

愛媛県美術館が配布する無料招待券の配布先について、決裁を受ける必要がある。また、無料招待券の配布については、無料招待券の取扱者が特定できるように受払管理を行う必要がある。

(c)愛媛県美術館企画展の無料招待券の配布効果の測定について(意見事項 3)

(発見事項)

平成 29 年度に企画展を観覧した人数は、延べ 135,050 人であり愛媛県民の人口 135 万人(平成 30 年 9 月 1 日現在)の約 10%に相当する。一方で、平成 29 年度は、年間ベースで 31,174 千円の一般財源が企画展開催のため投入されており、企画展来館者 1 人当たり約 230 円を補っていることになる。

和から洋まで多彩な企画展を行い、県外の作品を展示することは、大都市から遠い愛媛県の地理的な条件からも県民の文化的活動にとって有意義であるが、一方で観覧していない県民が費用を負担している状況でもある。

この点、企画展は、その知名度により観覧者数も増減するため、個別の企画展単位で収支均衡させることは不要と考えるが、企画展を開催することにより美術館が負担したコストは、年間ベースでは収支を均衡させるべく実行委員会からの分配金で極力回収することが望ましい。

愛媛県美術館が企画展で採用している実行委員会方式は、県単独で行う場合に比べ大きな規模の企画展が実施でき、また、収支がマイナスになっても損失が分散されるため県の負担も軽減される。

一方で、「アンギアーリの戦い」展のような話題性や希少価値のある企画展であっても、実行委員会の収支はマイナスである。

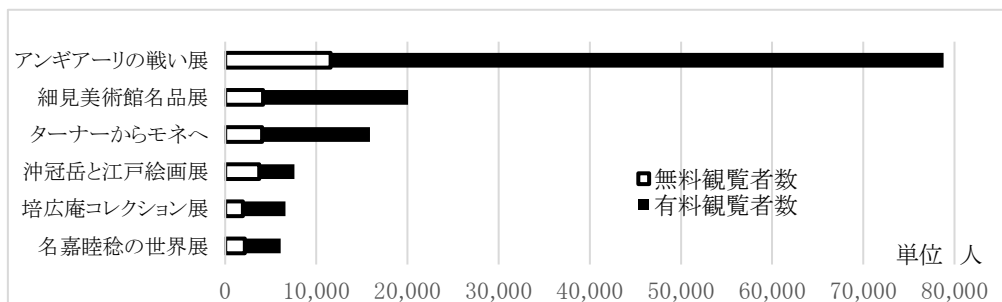
したがって、県の企画展にかかる収支を改善させるためには、実行委員会への出資割合の増減ではなく、有料観覧者数の増加への取組が重要となる。

そこで、愛媛県美術館では、広報活動を実施する際に無料招待券を利用している。

つまり、来館者数をより増加させるべく、近年は公共施設や他県の美術館での案内の掲示のほか、飲食店やホテル、学校に直接職員が訪問し展示会の内容を紹介するなど、これまで美術に関心が薄かった層や学生生徒に積極的に働きかけることを重視した取組を行っており、その過程で訪問する施設の関係者に無料招待券を配布している。

広報活動の一環として一定数を無料招待券として配布していることから、無料招待券による観覧が有料観覧者をどれだけ誘引しているか確認したところ、次表のとおりであった。

独自企画は一般的に知名度が低いため、無料観覧者が多く、有料観覧者数は少ない傾向にあるが、独自企画である細見美術館名品展であっても他の独自企画(沖冠岳と江戸絵画展、培広庵コレクション展)と比べて、無料観覧者数に大きく上積みしている。



したがって、有料観覧者数の増加は実行委員会の収入増加に寄与し、最終的には愛媛県への分配金増加に繋がるため重要である。

しかし、有料観覧者数を増加させるために利用されている無料招待券の配布の効果については、現在具体的に測定していない。

(問題点)

愛媛県美術館では、企画展ごとに無料招待券の配布先を変えるといった取組も行っているとのことであるが、無料招待券による観覧者のうち美術館職員が配布した無料招待券による観覧者はどれくらいか、無料招待券の配布先に関係がある有料観覧者数がどれくらいあるのか、など美術館職員による無料招待券の配布の効果が確認されていない。

無料招待券を利用した広報活動に対する効果の測定と、それを踏まえたアクションプランを計画していないことにより、限られた無料招待券が有効活用できていない可能性がある。

(意見事項 3) 愛媛県美術館企画展の無料招待券の配布効果の測定について

無料招待券の配布による効果を具体的に測定することが望まれる。

例えば、どこに配布した招待券で来館しているのか把握できるように、招待券に配布先が特定できるマークを入れてから配布することや、無料招待券での来館者に対して美術館への訪問動機等アンケートをすることなどが考えられる。

(d)愛媛県美術館レストラン運営に係る行政財産貸付料の算定方法について(意見事項 4)

(発見事項)

美術館1階で運営されているレストランに係る行政財産貸付料は、店舗占有面積は135.46㎡であるため、年間254千円の使用料を徴収している。これは、「愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則等の一部改正に伴う事務処理について」(昭和55年4月30日付け総室第129号)によって通知された、庁舎(建物)の基準使用料の額(平成26年2月7日付け総務第475号において改訂)に基づき計算している。

レストラン運営は、同通知の別表の算定方法の「第1-2(5)売店、食堂等の用として特別な使用を許可する場合」に該当し、「総務部長と協議して別途使用料を決定できる」旨の規定がある。

しかし、今回の契約ではこの規定は適用せず、通常の計算方法で行政財産の貸付料を算出し

ていた。

この理由について担当者に質問したところ、これまで契約していた業者は赤字経営であったことから、美術館にふさわしいレストラン運営の実施を重要視し、また改装コスト及び設備の維持修繕経費等を業者負担としたためとの回答であった。

(問題点)

当該レストランに関して、松山市中心地にある美術館に併設しているという立地を考えれば、公共性はあるものの、資産の有効活用の視点から、機械的に使用面積で行政財産貸付料を徴収することには疑問が残る。

(意見事項4)愛媛県美術館レストラン運営に係る行政財産貸付料の算定方法について

愛媛県美術館内に併設されるレストランの運営者から徴収する行政財産使用料については、どのような算定方法が適切であるか、契約更新時(2022年度末)に検討を行うことが望まれる。

飲食店のテナントとして施設の一部を借り受ける場合、一定以上に売上があればその数パーセントは家賃収入とする契約形態が一般的であり、愛媛県美術館においてもそのような契約形態が参考例の一つになる。

2. 県立学校校舎等整備事業

(1) 概要

東南海・南海地震をはじめとした大規模地震の発生が危惧されている状況において、生徒の安全確保のみならず、災害時における地域住民の避難場所を確保する上でも不可欠な対策であることから、県立学校施設の耐震化は本県における重要かつ喫緊の課題となっている。

本県では、「愛媛県耐震改修促進計画」を平成19年に策定し、平成27年度末時点における県立学校施設等の耐震化率(耐震基準を満たす校舎数/総校舎数)80%を目標に順次整備を進めていた。一方、平成23年度においてその耐震化率は58.2%と当時の全国平均84.0%と比較して大幅に遅れている状況であったため、東日本大震災の教訓を踏まえ、一刻も早く完了させる必要性があるとの認識の下、平成24年度の当初予算編成に当たって従来の目標を見直し、平成27年度末時点の耐震化率目標を90%に引き上げるとともに、耐震化完了(耐震化率100%)の目標を平成33年度から4年間前倒して平成29年度とし、耐震化を一気に進めていく方針とした。

こうした状況の下、これまで実施されてきた耐震改修工事による耐震化率の推移と、平成29年度における耐震化工事の状況は次のとおりである。

(i)耐震化率の推移

(単位:%)

基準日	高 校	特別支援	合 計
平成23年4月1日現在	52.7 (227/431)	43.4 (23/53)	51.7 (250/484)
平成24年4月1日現在	57.3 (243/424)	64.8 (35/54)	58.2 (278/478)
平成25年4月1日現在	61.6 (258/419)	81.1 (43/53)	63.8 (301/472)
平成26年4月1日現在	65.7 (276/420)	92.3 (48/52)	68.6 (324/472)
平成27年4月1日現在	80.7 (343/425)	92.6 (50/54)	82.0 (393/479)
平成28年4月1日現在	91.5 (389/425)	100.0 (55/55)	92.5 (444/480)
平成29年4月1日現在	96.1 (396/412)	100.0 (55/55)	96.6 (451/467)
平成29年度事業完了後 (見 込)	100.0 (421/421)	100.0 (55/55)	100.0 (476/476)

(出典:高校教育課作成「耐震化率の状況」)

(ii)平成 29 年度における耐震化工事の状況

学校名	用途	面積 (㎡)	構造	建築年	耐震診断結果 (Is値)	対応状況
川 之 江	武道場	1,578	S3	S37	0.11	29年度改築予定
三 島	武道場	847	W2	T11	—	29年度改築予定
土 居	部室	584	S1	S49	—	29年度改築予定
新居浜東	耐震化完了					
新居浜西	部室	616	CB2	S42	—	29年度改築予定
新居浜南	耐震化完了					
新居浜工業	耐震化完了					
新居浜商業	本館	2,319	RC3	S38	0.27	改築工事中
西 条	耐震化完了					
西条農業	耐震化完了					
小 松	耐震化完了					
東 予	耐震化完了					
丹 原	耐震化完了					
今 治 西	部室	269	CB2	S48	—	改築工事中
	部室	254	CB2	S39	—	
	武道場	781	S2	S44	0.02	改築工事中 (1棟に集約)
今 治 南	耐震化完了					
今 治 北	耐震化完了					
大三島分校	本館	1,738	RC3	S51	0.50	補強工事中
	体育館	962	S1	S48	0.30	補強工事中
	武道場	322	S1	S43	0.58	補強工事中
今 治 工 業	耐震化完了					
伯 方	耐震化完了					
弓 削	体育館	682	S1	S35	0.05	改築工事中
北 条	耐震化完了					
松 山 東	耐震化完了					

学校名	用途	面積 (㎡)	構造	建築年	耐震診断結果 (Is値)	対応状況
松山南 砥部分校			耐震	化	完了	
松山北	特別教棟	2,320	RC4	S45	0.21	改築工事中
中島分校			耐震	化	完了	
松山中央			耐震	化	完了	
松山工業	本館	2,465	RC4	S54	0.33	改築工事中
松山商業	体育館	2,604	RC3	S41	0.10	改築工事中
東温	普通教棟	1,860	RC3	S47	0.58	改築工事中
	特別教棟	1,026	RC3	S48	0.49	29年度解体予定
上浮穴			耐震	化	完了	
小田	武道場	330	S1	S46	0.10	改築工事中 (1棟に集約)
	体育館	911	S1	S38	—	
伊予農業	特別教棟	198	S2	S47	0.04	29年度改築予定
伊予			耐震	化	完了	
大洲			耐震	化	完了	
肱川分校			耐震	化	完了	
大洲農業	特別教棟	242	S2	S47	0.11	29年度改築予定
長浜	特別教棟	1,312	RC4	S53	0.44	改築工事中
内子	部室	257	S2	S41	—	29年度改築予定
八幡浜			耐震	化	完了	
八幡浜工業			耐震	化	完了	
川の石			耐震	化	完了	
三崎			耐震	化	完了	
三瓶			耐震	化	完了	
宇和			耐震	化	完了	
野村			耐震	化	完了	
宇和島東			耐震	化	完了	
宇和島水産	特別教棟	918	RC3	S46	0.28	改築工事中
吉田	特別教棟	1,476	RC4	S49	0.36	改築工事中
	特別教棟	552	RC4	S49	0.26	29年度解体予定
三間			耐震	化	完了	
北宇和			耐震	化	完了	
津島			耐震	化	完了	
南宇和			耐震	化	完了	
今治東中等			耐震	化	完了	
松山西中等	部室	594	CB2	S52	—	29年度改築予定
宇和島南中等			耐震	化	完了	
松山盲			耐震	化	完了	
松山聾			耐震	化	完了	
しげのぶ特別支援			耐震	化	完了	
みなら特別支援			耐震	化	完了	
松山城北分校			※松山聾学校の校舎と一体			
今治特別支援			耐震	化	完了	
宇和特別支援			耐震	化	完了	
宇和特別支援 (聴・肢部門)			耐震	化	完了	
新居浜特別支援			耐震	化	完了	
川西分校			耐震	化	完了	

(注) 1. 耐震補強工事等の対象となる校舎等は、昭和56年5月31日以前に建築が着工された建物のうち、次の基準に該当するものである。

- ・非木造:2階建以上又は延床面積200㎡超の建物
 - ・木造:3階建以上又は延床面積500㎡超の建物
- 2.「構造」は、 RC:鉄筋コンクリート造 S:鉄骨造 W:木造 CB:コンクリートブロック造 を表し、数字は階数を表す。
- 3.「耐震診断結果」のIs値(構造耐震指標)は、算出された数値のうち最小値を表記している。
(※Is値が0.7未満の校舎等について、耐震補強工事等を実施する。但し、耐震診断等を省略して、順次、改築等を実施するものもある。)

(出典:県立学校校舎等の耐震診断結果等について(平成29年7月1日現在))

(iii)平成29年度県立学校校舎整備事業費 当初予算見積額

① 改装工事(6,934,253千円)

(単位:千円)

学校名	建築区分	新設		工事執行見込額	監理委託料	事務費	事業費	財源		
		構造※2	面積(㎡)					国費※1	その他※1	県費
新居浜商業	本館	RC3	1,928	502,614	34,937	781	538,332	0	90,332	448,000
今治西	武道場	SRC2	1,072	294,216	20,049	739	315,004	0	40,004	275,000
	部室	RC2	326							
松山北	特別教棟	RC4	2,515	685,674	47,786	927	734,387	0	201,387	533,000
松山工業	本館	RC4	2,623	635,141	43,660	875	679,676	0	222,676	457,000
松山商業	体育館	RC3	2,908	773,342	53,529	994	827,865	0	81,865	746,000
東温	普通教棟	RC4	2,860	676,770	47,337	819	724,926	0	153,926	571,000
長浜	特別教棟	RC3	1,322	384,765	26,383	618	411,766	0	92,766	319,000
宇和島水産	特別教棟	RC3	949	525,475	36,274	790	562,539	0	180,539	382,000
吉田	特別教棟	RC4	1,312	263,142	17,731	567	281,440	0	28,440	253,000
川之江	武道場	RC2	990	420,787	29,319	727	450,833	0	39,833	411,000
三島	武道場	RC2	861	400,576	27,899	710	429,185	0	38,185	391,000
土居	部室	W2	112	69,260	4,832	396	74,488	0	22,488	52,000
新居浜西	部室	W2	594	271,096	17,947	536	289,579	0	33,579	256,000
伊予農業	特別教棟	S2	187	110,483	7,634	352	118,469	0	9,469	109,000
大洲農業	特別教棟	W1	189	113,785	7,896	384	122,065	0	9,065	113,000
内子	部室	W2	199	122,148	8,502	374	131,024	57,879	18,145	55,000
松山西中等	部室	W2	608	226,560	15,644	471	242,675	0	32,675	210,000
合計		改築:17校18棟		6,475,834	447,359	11,060	6,934,253	57,879	1,295,374	5,581,000

② 解体工事(85,622千円)

(単位:千円)

学校名	建築区分	既設		工事執行見込額	監理委託料	事務費	事業費	財源		
		構造※2	面積(㎡)					国費※1	その他※1	県費
東温	特別教棟	RC3	1,026	49,552	3,351	240	53,143	0	53,143	0
吉田	特別教棟	RC4	552	30,172	2,082	225	32,479	0	32,479	0
合計	解体:2校2棟		1,578	79,724	5,433	465	85,622	0	85,622	0

※1 国費は二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を特定財源とするものであり、その他は森林環境税繰入金及び県立学校施設耐震化促進基金繰入金を特定財源とするものである。

※2「構造」は、 SRC:鉄骨鉄筋コンクリート造 RC:鉄筋コンクリート造 S:鉄骨造 W:木造 CB:コンクリートブロック造 を表し、数字は階数を表す。

(出典:平成29年度当初予算見積額の事項説明書)

(2) 平成29年度実施工事

平成29年度の県立学校校舎整備事業の入札結果(税込)及び予算・支出額等は次のとおりであった。

<新居浜商業高校 本館>

(単位:千円)

工事番号	工事名	予定価格	調査基準価格	落札価格	執行額		
					28年度	29年度	計
建(教)第16号の1	本館新築外工事	604,571	548,337	601,992	240,796	361,196	601,992
建(教)第16号の2	本館新築外電気設備工事	58,116	52,341	52,909	21,163	33,883	55,046
建(教)第16号の3	本館新築外衛生設備工事	36,472	32,889	32,990	13,196	19,889	33,085
建(教)第16号の4	本館新築外冷暖房設備工事	19,373	17,415	17,484	6,993	10,891	17,884
合計		718,532	650,982	705,375	282,148	425,859	708,007
予 算 額					345,480	502,614	848,094

<今治西高校 武道場及び部室>

(単位:千円)

工事番号	工事名	予定価格	調査基準価格	落札価格	執行額		
					28年度	29年度	計
建(教)第20号の1	武道場新築外工事	441,388	399,744	441,180	176,472	275,214	451,686
建(教)第20号の2	武道場外新築電気設備工事	21,092	18,902	19,008	7,603	12,110	19,713
建(教)第20号の3	武道場外新築衛生設備工事	13,158	11,825	11,880	4,752	9,512	14,264
合計		475,638	430,471	472,068	188,827	296,836	485,663
予 算 額					195,737	294,216	489,953

※ 新築外工事については、武道場姿見鏡の設置工事追加(約7,000千円)、別棟ポンプ室の老朽化に伴う解体工事及び武道場内のポンプ室設置工事の追加(約500千円)等により10,506千円執行額が増額している。

<松山北高校 特別教棟>

(単位:千円)

工事番号	工事名	予定価格	調査基準価格	落札価格	執行額		
					28年度	29年度	計
建(教)第11号の1	特別教棟新築外工事	902,227	819,719	894,240	357,696	536,544	894,240
建(教)第11号の2	特別教棟新築電気設備工事	52,830	47,582	47,628	19,051	29,183	48,234
建(教)第11号の3	特別教棟新築衛生設備工事	43,367	39,157	39,290	15,716	26,024	41,740
建(教)第11号の4	特別教棟新築冷暖房設備工事	12,327	11,059	11,102	4,440	6,662	11,102
合計		1,010,751	917,517	992,260	396,903	598,413	995,316
予 算 額					460,376	685,674	1,146,050

<松山工業高校 本館>

(単位:千円)

工事番号	工事名	予定価格	調査基準価格	落札価格	執行額		
					28年度	29年度	計
建(教)第8号の1	本館新築外工事	880,432	799,482	873,504	349,401	524,103	873,504
建(教)第8号の2	消火ポンプ室新築外電気設備工事	17,143	15,406	15,444	20,244	-	20,244
建(教)第8号の3	本館新築電気設備工事	51,904	46,751	46,753	0	58,807	58,807
建(教)第8号の4	消火ポンプ室新築外衛生設備工事	17,139	15,442	15,498	15,330	-	15,330
建(教)第8号の5	本館新築衛生設備工事	42,785	38,595	38,739	15,490	25,430	40,920
建(教)第8号の6	本館新築冷暖房設備工事	22,487	20,231	20,304	8,120	12,288	20,408
合計		1,031,890	935,907	1,010,242	408,585	620,628	1,029,213
予 算 額					429,553	635,141	1,064,694

※ 消火ポンプ室新築外電気設備工事について、大会議室ローカルアンブ設備移設工事(設計漏れ)・グラント照明移設工事(プレハブ棟で影になるため)・プレハブ用受水槽電極設備の追加(ボールタップでは水圧がかからず水補給できないため)、プレハブ教棟用電源工事の追加、仮設弱電線配線経路の変更等及び工期延長に伴う経費の変更により、4,800千円執行額が増加している。

※ 本館新築電気設備工事については、電話交換機等更新、非常放送アンブ及び大会議室ローカルアンブ等更新、自火報受信機等更新工事の追加、雷保護設備の追加工事(以上で約10,000千円増額)、平成29年3月から適用する公共工事設計労務単価の適用(約1,946千円増額)、構内配電線路・通信線路の経路変更及び舗装工事等の追加等によって12,053千円執行額が増額している。

<松山商業高校 体育館>

(単位:千円)

工事 番号	工事名	予定 価格	調査基準 価格	落札 価格	執行額		
					28年度	29年度	計
建(教) 第1号の1	体育館新築外 工事	1,064,523	966,641	1,056,240	422,496	633,744	1,056,240
建(教) 第1号の2	体育館新築電 気設備工事	54,624	49,185	49,302	19,720	30,040	49,760
建(教) 第1号の3	体育館新築衛 生設備工事	26,367	23,747	23,825	9,530	18,739	28,269
合計		1,145,514	1,039,573	1,129,367	451,746	682,523	1,134,269
予 算 額					513,900	773,342	1,287,242

※ 新築衛生設備工事については、排水・雨水桝の仕様変更(約300千円)及び追加工事、消火管配管の変更工事追加(2,100千円)、給排水管仮設工事の変更追加工事(体育館・渡り廊下等の新築時の基礎と干渉するための工事。約1,300千円)等によって4,443千円執行額が増額している。

<東温高校 普通教棟>

(単位:千円)

工事 番号	工事名	予定 価格	調査基準 価格	落札 価格	執行額		
					28年度	29年度	計
建(教) 第21号の1	屋外トイレ新築 外工事	31,930	28,779	29,106	29,580	-	29,580
建(教) 第21号の2	電気幹線改修 外工事	37,319	33,731	33,804	35,157	-	35,157
建(教) 第21号の3	屋外トイレ新築 外衛生設備工 事	11,749	10,565	10,713	10,921	-	10,921
建(教) 第21号の4	普通教棟新築 外工事	849,755	771,285	839,160	335,664	503,496	839,160
建(教) 第21号の5	普通教棟新築 電気設備工事	60,922	54,914	54,984	20,324	35,179	55,503
建(教) 第21号の6	普通教棟新築 衛生設備工事	65,384	59,079	59,140	21,895	33,998	55,893
合計		1,057,059	958,353	1,026,907	453,541	572,673	1,026,214
予 算 額					455,099	676,770	1,131,869

※ 冷暖房設備工事は衛生設備工事に含まれている。

※ 電気幹線改修外工事は、仮設ケーブル布設用ブラケットをケーブルラックに変更、ハンドホールの変更、仮設高圧ケーブル布設経路の変更、自動販売機用電源経路の変更、屋外トイレ照明・センサーの変更、P型1級発信機・煙感知器・電磁リリース取替の追加、屋内端子盤・天井点検口・非常放送リモコンの新設等により、1,353千円執行額が増加している。

<長浜高校 特別教棟>

(単位:千円)

工事 番号	工事名	予定 価格	調査基準 価格	落札 価格	執行額		
					28年度	29年度	計
建(教) 第4号の1	特別教棟新築 外工事	487,419	441,877	480,600	192,240	288,749	480,989
建(教) 第4号の2	特別教棟新築 電気設備工事	27,684	24,856	24,926	9,970	16,843	26,813
建(教) 第4号の3	特別教棟新築 衛生設備工事	35,067	31,614	33,372	13,348	22,829	36,177
建(教) 第4号の4	特別教棟新築 冷暖房設備工 事	10,254	9,195	9,698	3,879	6,150	10,029
合計		560,424	507,542	548,596	219,437	334,571	554,008
予 算 額					257,275	384,765	642,040

<宇和島水産高校 特別教棟>

(単位:千円)

工事 番号	工事名	予定 価格	調査基準 価格	落札 価格	執行額		
					28年度	29年度	計
建(教) 第18号の1	ポンプ室新築 外工事	47,504	42,761	45,144	47,711	-	47,711
建(教) 第18号の2	ポンプ室新築 外電気設備工 事	14,154	12,682	12,690	13,203	-	13,203
建(教) 第18号の3	ポンプ室新築 外衛生設備工 事	71,067	64,318	67,500	70,461	-	70,461
建(教) 第18号の4	特別教棟新築 外工事	440,562	399,029	436,104	174,441	280,632	455,073
建(教) 第18号の5	特別教棟新築 電気設備工事	73,212	66,008	66,101	26,440	40,108	66,548
建(教) 第18号の6	特別教棟新築 衛生設備工事	60,585	54,745	57,531	14,300	48,706	63,006
合計		707,084	639,543	685,070	346,556	369,446	716,002
予 算 額					348,892	525,475	874,367

※ 特別教棟新築外工事については、テニスコート撤去復旧工事の追加・既存杭撤去本数の追加・地盤安定処理工事の追加・成分分析実習室/化学分析実習室の家具及び設置機器の形状変更工事等(17,754千円)や、中庭砕石敷き工事・冷凍庫新設工事・残土及び産業廃棄物の処分項目/処分量の変更等(1,215千円)によって執行額が増加している。

※ 特別教棟新築衛生設備工事については、生物飼育実習室の全熱交換機等配置変更、海水・フロア配管等追加(以上で約1,200千円)、成分分析実習室のガスユニット追加に伴うガス配管・換気扇等追加(約1,000千円)、

成分分析実習室のドラフトチャンバー追加に伴う換気扇の仕様変更(約300千円)、換気扇・排気フード仕様変更(約500千円)、平成29年3月から適用する公共工事設計労務単価の適用による労務費増(約1,300千円)等により執行額が増加している。

<吉田高校 特別教棟>

(単位:千円)

工事番号	工事名	予定価格	調査基準価格	落札価格	執行額		
					28年度	29年度	計
建(教)第2号の1	特別教棟新築外工事	355,183	321,977	324,000	143,195	226,526	369,721
建(教)第2号の2	特別教棟外新築電気設備工事	29,261	26,292	26,363	10,545	16,536	27,081
建(教)第2号の3	特別教棟外新築衛生設備工事	39,285	35,445	37,314	14,925	20,539	35,464
合計		423,729	383,714	387,677	168,665	263,601	432,266
予 算 額					175,548	263,142	438,690

※ 特別教棟新築外工事については、各教室及び廊下の床材変更(フローリング化)(15,000千円)や各教室の家具(14,000千円)、ホワイトボード設置(3,262千円)、スクリーン設置(950千円)、カーテン及びカーテンレール設置工事の追加(3,117千円)、集塵機設備工事の追加(5,500千円)等により執行額が増加している。

<川之江高校 武道場>

(単位:千円)

工事番号	工事名	予定価格	調査基準価格	落札価格	執行額		
					28年度	29年度	計
建(教)第5号の1	武道場新築外工事	336,241	307,184	321,840	0	323,232	323,232
建(教)第5号の2	武道場新築電気設備工事	21,303	19,089	19,090	0	19,090	19,090
建(教)第5号の3	武道場新築衛生設備工事	10,180	9,114	9,123	0	9,123	9,123
合計		367,724	335,387	350,053	0	351,445	351,445
予 算 額					0	420,787	420,787

<三島高校 武道場>

(単位:千円)

工事番号	工事名	予定価格	調査基準価格	落札価格	執行額		
					28年度	29年度	計
建(教)第6号の1	武道場新築外工事	324,348	296,365	318,600	0	317,999	317,999
建(教)第6号の2	武道場新築電気設備工事	25,713	23,080	23,540	0	24,037	24,037

工事 番号	工事名	予定 価格	調査基準 価格	落札 価格	執行額		
					28年度	29年度	計
建(教) 第6号の3	武道場新築衛生設備工事	13,527	12,136	12,344	0	14,409	14,409
合計		363,588	331,581	354,484	0	356,445	356,445
予 算 額					0	400,576	400,576

<土居高校 部室>

(単位:千円)

工事 番号	工事名	予定 価格	調査基準 価格	落札 価格	執行額		
					28年度	29年度	計
建(教) 第7号の1	部室新築工事	52,073	46,974	50,976	0	54,017	54,017
合計		52,073	46,974	50,976	0	54,017	54,017
予 算 額					0	69,260	69,260

※ 部室新築工事については、給水管、電気管の配線の変更、屋外電灯工事の追加等により執行額が増加している。

<新居浜西高校 部室>

(単位:千円)

工事 番号	工事名	予定 価格	調査基準 価格	落札 価格	執行額		
					28年度	29年度	計
建(教) 第8号の1	部室新築外工事	231,621	211,288	211,680	0	216,189	216,189
建(教) 第8号の2	部室新築電気設備工事	12,323	10,992	11,071	0	22,185	22,185
合計		243,944	222,280	222,751	0	238,374	238,374
予 算 額					0	271,096	271,096

※ 部室新築外工事については、排水溝の変更(550千円)、2階廊下手摺・支柱の寸法変更(約1,500千円)、床合板の追加(500千円)、発生残土の処分・運搬作業の追加(約600千円)、鉄骨柱の追加(約600千円)、敷地南側駐車場門扉改修工事追加(約500千円)等により、4,509千円執行額が増額している。

※ 部室新築電気設備工事については、既存体育館照明器具の更新(LED化)により11,113千円執行額が増額している。

<伊予農業高校 特別教棟>

(単位:千円)

工事 番号	工事名	予定 価格	調査基準 価格	落札 価格	執行額		
					28年度	29年度	計
建(教) 第3号の1	特別教棟新築外工事	62,921	56,790	57,002	0	101,798	101,798
建(教)	特別教棟新築	8,217	7,299	7,445	0	7,383	7,383

工事番号	工事名	予定価格	調査基準価格	落札価格	執行額		
					28年度	29年度	計
第3号の2	電気設備工事						
建(教)第3号の3	特別教棟新築衛生設備工事	5,061	4,514 (最低制限価格)	4,590	0	5,336	5,336
合計		76,199	68,603	69,037	0	114,517	114,517
予 算 額					0	110,483	110,483

※ 特別教棟新築外工事については、第一体育館の解体工事・解体に伴う舗装工事(約37,730千円)、第2教棟普通教室出入口扉及び第2体育館ハンガードア4箇所(約6,690千円)等の追加工事により執行額が増加している。

<大洲農業高校 特別教棟>

(単位:千円)

工事番号	工事名	予定価格	調査基準価格	落札価格	執行額		
					28年度	29年度	計
建(教)第4号の1	特別教棟新築外工事	62,921	56,833	59,724	0	72,255	72,255
建(教)第4号の2	特別教棟新築電気設備工事	7,583	6,731 (最低制限価格)	7,203	0	8,047	8,047
建(教)第4号の3	特別教棟新築衛生設備工事	5,203	4,641 (最低制限価格)	4,935	0	6,688	6,688
合計		75,707	68,205	71,862	0	86,990	86,990
予 算 額					0	113,785	113,785

※ 特別教棟新築外工事では、4棟の既存倉庫の解体及び2棟の倉庫の新築工事の追加(約9,800千円)等により執行額が増加している。(既存倉庫の安全性が確認されず、同検査に適合しない恐れがあることが判明したため解体と、これに代わる実習機具等の保管用倉庫の新設。)

<内子高校 部室>

(単位:千円)

工事番号	工事名	予定価格	調査基準価格	落札価格	執行額		
					28年度	29年度	計
建(教)第10号の1	部室新築外工事	131,477	119,398	121,122	0	124,048	124,048
建(教)第10号の2	部室新築電気設備工事	6,536	5,806 (最低制限価格)	6,210	0	6,343	6,343
合計		138,013	125,204	127,332	0	130,391	130,391
予 算 額					0	122,148	122,148

<松山西中等教育学校 部室>

(単位:千円)

工事番号	工事名	予定価格	調査基準価格	落札価格	執行額		
					28年度	29年度	計
建(教)第9号の1	部室新築外工事	185,588	168,970	169,560	0	214,030	214,030
建(教)第9号の2	部室新築電気設備工事	14,602	13,056	13,748	0	14,783	14,783
建(教)第9号の3	部室新築衛生設備工事	9,574	8,577	8,629	0	9,016	9,016
合計		209,764	190,603	191,937	0	237,829	237,829
予 算 額					0	226,560	226,560

※ 部室新築外工事はアスベスト除去作業(既存解体部室について)及び関連する仮設足場等の追加、並びに建物西側への防球ネット工事及びガラスフィルム貼工事等の追加工事によって約44,470千円執行額が増加している。

(3) 結果

これらのうち、任意に以下の工事案件について個別にサンプルを抽出して入札の事務手続の妥当性を検討した。

その結果、後述の事項を発見した。

① 新居浜商業高校 本館新築外工事 (建(教)第16号の1)

(単位:千円)

工事名	予定価格(A) (設計金額)	調査基準 価格(B)	落札価格	執行額			B/A
				28年度	29年度	計	
本館新築外 工事	604,571	548,337	601,992	240,796	361,196	601,992	90.7%

<入札結果>

(単位:千円)

業者名	入札金額(税抜)	評価値	結果
白石工務店・米谷建設・大竹組共同企業体	557,400	20.1898	落札

② 今治西高校 武道場新築外工事 (建(教)第20号の1)

(単位:千円)

工事名	予定価格(A) (設計金額)	調査基準 価格(B)	落札価格	執行額			B/A
				28年度	29年度	計	
武道場新築外 工事	441,388	399,744	441,180	176,472	275,214	451,686	90.6%

※ 設計工事費 427,725千円、予定価格 427,725千円での入札(公示日H28.7.11)は入札者なしにつき取りやめ、設計内容変更の上、再公告した。

<入札結果>

(単位:千円)

業者名	入札金額(税抜)	評価値	結果
野間・吉田共同企業体	408,500	26.8571	落札

③ 松山北高校 特別教棟新築外工事 (建(教)第11号の1)

(単位:千円)

工事名	予定価格(A) (設計金額)	調査基準 価格(B)	落札価格	執行額			B/A
				28年度	29年度	計	
特別教棟新 築外工事	902,227	819,719	894,240	357,696	536,544	894,240	90.9%

<入札結果>

(単位:千円)

業者名	入札金額(税抜)	評価値	結果
二神・横田・大野共同企業体	828,000	13.6442	落札
杉野・松山・大進共同企業体	833,000	13.0554	
門屋組・成武建設・BRC共同企業体	834,800	13.0969	

④ 松山工業高校 本館新築外工事 (建(教)第8号の1)

(単位:千円)

工事名	予定価格(A) (設計金額)	調査基準 価格(B)	落札価格	執行額			B/A
				28年度	29年度	計	
本館新築外 工事	880,432	799,482	873,504	349,401	524,103	873,504	90.8%

<入札結果>

(単位:千円)

業者名	入札金額(税抜)	評価値	結果
愛媛・黒川・富士共同企業体	808,800	14.2281	落札
山本・有光・大和共同企業体	813,000	13.4733	
横田・二神・朝日共同企業体	814,500	13.3068	

⑤ 松山商業高校 体育館新築外工事 (建(教)第1号の1)

(単位:千円)

工事名	予定価格(A) (設計金額)	調査基準 価格(B)	落札価格	執行額			B/A
				28年度	29年度	計	
体育館新築 外工事	1,064,523	966,641	1,056,240	422,496	633,744	1,056,240	90.8%

<入札結果>

(単位:千円)

業者名	入札金額(税抜)	評価値	結果
松山・杉野・大進共同企業体	978,000	11.6407	落札
門屋組・成武建設・BRC共同企業体	981,800	11.1020	
大和・有光・山本共同企業体	982,000	10.9744	
黒川・富士・愛媛共同企業体	983,000	11.2763	

⑥ 東温高校 普通教棟新築外工事 (建(教)第21号の4)

(単位:千円)

工事名	予定価格(A) (設計金額)	調査基準 価格(B)	落札価格	執行額			B/A
				28年度	29年度	計	
普通教棟新 築外工事	849,755	771,285	839,160	335,664	503,496	839,160	90.8%

<入札結果>

(単位:千円)

業者名	入札金額(税抜)	評価値	結果
有光・大和・山本共同企業体	777,000	14.4441	落札
横田・二神・川本共同企業体	784,800	13.6242	
大進・杉野・松山共同企業体	786,000	13.6034	

⑦ 吉田高校 特別教棟新築外工事 (建(教)第2号の1)

(単位:千円)

工事名	予定価格(A) (設計金額)	調査基準 価格(B)	落札価格	執行額			B/A
				28年度	29年度	計	
特別教棟新 築外工事	355,183	321,977	324,000	143,195	226,526	369,721	90.7%

<入札結果>

(単位:千円)

業者名	入札金額(税抜)	評価値	結果
(株)宮田建設	300,000	38.8653	落札
(株)一宮工務店	319,000	34.3561	

⑧ 新居浜西高校 部室新築電気設備工事 (建(教)第8号の2)

(単位:千円)

工事名	予定価格(A) (設計金額)	調査基準 価格(B)	落札価格	執行額			B/A
				28年度	29年度	計	
部室新築電 気設備工事	12,323	10,992	11,071	0	22,185	22,185	89.2%

<入札結果>

(単位:千円)

業者名	入札金額(税抜)	評価値	結果
近藤電設(株)	10,251	1,034.0454	落札
渦潮電機(株)	10,384	1,017.5905	
(株)ウエデン	10,900	972.4770	

⑨ 伊予農業高校 特別教棟新築外工事 (建(教)第3号の1)

(単位:千円)

工事名	予定価格(A) (設計金額)	調査基準 価格(B)	落札価格	執行額			B/A
				28年度	29年度	計	
特別教棟新 築外工事	62,921	56,790	57,002	0	101,798	101,798	90.3%

<入札結果>

(単位:千円)

業者名	入札金額(税抜)	評価値	結果
(株)大江工務	52,780	204.3577	落札
(株)フジコンストラクション	52,820	202.1772	
国際土建(株)	53,559	201.5347	
(株)BRC	56,300	188.3658	
渡邊建設(株)	58,200	186.4261	

⑩ 大洲農業高校 特別教棟新築外工事 (建(教)第4号の1)

(単位:千円)

工事名	予定価格(A) (設計金額)	調査基準 価格(B)	落札価格	執行額			B/A
				28年度	29年度	計	
特別教棟新 築外工事	62,921	56,833	59,724	0	72,255	72,255	90.3%

<入札結果>

(単位:千円)

業者名	入札金額(税抜)	評価値	結果
村上工業(株)	55,300	196.4918	落札

業者名	入札金額(税抜)	評価値	結果
㈱一宮工務店	56,500	190.2654	

⑪ 松山西中等教育学校 部室新築外工事 (建(教)第9号の1)

(単位:千円)

工事名	予定価格(A) (設計金額)	調査基準 価格(B)	落札価格	執行額			B/A
				28年度	29年度	計	
特別教棟新 築外工事	185,588	168,970	169,560	0	214,030	214,030	91.0%

<入札結果>

(単位:千円)

業者名	入札金額(税抜)	評価値	結果
愛媛土建(株)	156,600	73.7547	
㈱有光組	157,000	74.8407	落札
㈱岡崎工務店	158,800	72.0151	
㈱フジコンストラクション	155,900	—	※
大進建設(株)	155,946	—	※

※ 低価格入札者に提出を求めている施工体制確認に係る調査資料について、同調査に対応できない旨の申し出があり、入札参加資格がないことが確認された。

(i)工事変更として取り扱う追加工事の範囲について(意見事項5)

(発見事項)

サンプル抽出した平成29年度の県立学校校舎整備事業の各工事において、落札後に追加工事の依頼を落札業者に行い、契約変更の事務処理手続を行っている例が散見された。

そのため、それ以外の案件についても同様の事例がないかを確認した。結果として、落札後に追加工事の依頼を落札業者に行い、契約変更の事務処理手続を行っている事例として主なものは次のとおりであった。

(単位:千円)

No.	学校名	工事名	落札金額	最終 執行額	変更金額 (増加率)	変更の内容
①	松山 工業	建(教)第8号の2 消火ポンプ室 新築外電気設備 工事	15,444	20,244	4,800 (31%)	大会議室ローカルアンブ設備移設(設計漏れ)、グラウンド照明移設(プレハブ棟建設で影になるため)、プレハブ用受水槽電極設備の追加等及び工期延長に伴う経費の増加
②	松山 工業	建(教)第8号の3 本館新築電気 設備工事	46,753	58,807	12,054 (26%)	電話交換機等更新、非常放送アンブ及び大会議室ローカルアンブ等更新、自火報受信機等更新、雷保護設備の

No.	学校名	工事名	落札金額	最終執行額	変更金額(増加率)	変更の内容
						追加(以上で約10,000千円増額)、平成29年3月から適用する公共工事設計労務単価の適用(約1,946千円増額)等
③	宇和島水産	建(教)第18号の6 特別教棟新築 衛生設備工事	57,531	63,006	5,475 (10%)	生物飼育実習室の全熱交換機等配置変更、海水・フロア配管等追加(以上で約1,200千円)、成分分析実習室のガスユニット追加に伴うガス配管・換気扇等追加(約1,000千円)、成分分析実習室のドラフトチャンバー追加に伴う換気扇の仕様変更(約300千円)、換気扇・排気フード仕様変更(約500千円)、平成29年3月から適用する公共工事設計労務単価の適用による労務費増(約1,300千円)等
④	吉田	建(教)第2号の1 特別教棟新築外 工事	324,000	369,721	45,721 (14%)	各教室及び廊下の床材変更(フローリング化)(15,000千円)や各教室の家具(14,000千円)、ホワイトボード設置(3,262千円)、スクリーン設置(950千円)、カーテン及びカーテンレール設置(3,117千円)、集塵機設備工事の追加(5,500千円)等
⑤	土居	建(教)第7号の1 部室新築工事	50,976	54,017	3,041 (6%)	屋外電灯工事の追加、給水管、電気管の配線の変更、等
⑥	新居浜西	建(教)第8号の2 部室新築電気 設備工事	11,071	22,185	11,114 (100%)	既存体育館照明器具更新(LED化)の工事追加
⑦	伊予農業	建(教)第3号の1 特別教棟新築外 工事	57,002	101,798	44,796 (79%)	第一体育館の解体工事・解体に伴う舗装工事(約37,730千円)、第2教棟普通教室出入口扉及び第2体育館ハンガードア4箇所(約6,690千円)等の追加
⑧	大洲農業	建(教)第4号の1 特別教棟新築外 工事	59,724	72,255	12,531 (21%)	4棟の既存倉庫(実習機具等の保管用倉庫)の解体及びこれに代わる2棟の倉庫の新築工事の追加(約9,800千円)

No.	学校名	工事名	落札金額	最終執行額	変更金額(増加率)	変更の内容
						等
⑨	松山西	建(教)第9号の1部室新築外工事	169,560	214,030	44,470 (26%)	アスベスト除去作業(既存解体部室について)及び関連する仮設足場等の追加、並びに建物西側への防球ネット工事及びガラスフィルム貼工事等の追加工事

工事の変更とは、設計図書に誤謬又は脱漏がある場合や埋蔵文化財等が発見される等の予期することのできない特別な状態が生じた場合等、やむを得ず変更せざるを得ない場合に限らず、発注者(愛媛県)が必要であると認め、設計図書を変更しようとする場合にも可能であり、愛媛県会計規則第158条では、「契約担当者は、契約の内容を変更する必要があるときは、当該契約の相手方と協議し、協議の調った日から5日(工事又は製造の請負契約にあつては、7日)以内に契約変更の内容を明らかにした契約書を作成しなければならない。」とのみ規定されている。

したがって、発注者側である県が追加工事を必要と認めれば、入札により決定した落札業者に対して、入札時に設計図書に含めていなかった内容の工事を、工事内容の変更という位置づけで追加発注することが制度上可能である。入札手続を経て契約を締結した工事について、いったん落札した後でこうした追加工事を仮に多額に発注できてしまえば、『最も価値の高い調達を行うと同時に、建設業の健全な発達を促進する』との政策目標の下で制定された入札制度そのものの形骸化を招く恐れがあり、また当初想定していなかった工事を追加工事として実施できてしまうことは、予算策定時に想定していなかった工事を予算に余裕があれば実施できてしまうことにもつながり、予算制度の形骸化も招きかねない。

公共調達に係る基本的な枠組みは、地方公共団体においては地方自治法で規定されており、以下地方自治法施行令、愛媛県会計規則等で詳細な規定がなされている。

これらは、コストの低減、品質の確保、不正行為の防止等によって最も価値の高い調達を行うと同時に、建設業の健全な発達を促進するとの政策目標の下で制定されており、愛媛県においてもこうした観点からこれらの規定の遵守が求められている。(国土交通省ホームページ・公共工事の入札契約制度の概要 より抜粋)

入札に関する諸規定を抜粋すると、例えば以下のような規定がある。

【地方自治法】

(契約の締結)

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、

これによることができる。

【地方自治法施行令(以下、「令」という。)】

第六節 契約

(指名競争入札)

第百六十七条 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- 二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- 三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

(随意契約)

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額)が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

(省略)

- 五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- 六 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- 七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- 八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- 九 落札者が契約を締結しないとき。

別表第五(第百六十七条の二関係)

一 工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市 二百五十万円
	市町村(指定都市を除く。以下この表において同じ。) 百三十万円
二 財産の買入れ	都道府県及び指定都市 百六十万円
	市町村 八十万円
三 物件の借入れ	都道府県及び指定都市 八十万円
	市町村 四十万円
四 財産の売払い	都道府県及び指定都市 五十万円
	市町村 三十万円
五 物件の貸付け	三十万円

六 前各号に掲げるもの以外 のもの	都道府県及び指定都市 百万円												
	市町村 五十万円												
<p>【愛媛県会計規則】 (随意契約の限度額) 第 145 条の2 令第 167 条の2第1項第1号の規定により規則で定める額は、別表第5左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額とする。</p> <p>別表第5(第 145 条の2関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>1 工事又は製造の請負</td> <td>250 万円</td> </tr> <tr> <td>2 財産の買入れ</td> <td>160 万円</td> </tr> <tr> <td>3 物件の借入れ</td> <td>80 万円</td> </tr> <tr> <td>4 財産の売払い</td> <td>50 万円</td> </tr> <tr> <td>5 物件の貸付け</td> <td>30 万円</td> </tr> <tr> <td>6 前各号に掲げるもの以外のもの</td> <td>100 万円</td> </tr> </table>		1 工事又は製造の請負	250 万円	2 財産の買入れ	160 万円	3 物件の借入れ	80 万円	4 財産の売払い	50 万円	5 物件の貸付け	30 万円	6 前各号に掲げるもの以外のもの	100 万円
1 工事又は製造の請負	250 万円												
2 財産の買入れ	160 万円												
3 物件の借入れ	80 万円												
4 財産の売払い	50 万円												
5 物件の貸付け	30 万円												
6 前各号に掲げるもの以外のもの	100 万円												

(問題点)

県立学校校舎整備事業の各工事においても、当初予期できなかった状況(解体建物にアスベストが混入していることが判明等)の発生などによるやむを得ない変更工事だけでなく、校舎整備事業の一環として、高校教育課等の求めに応じて追加工事を発注している事例が見受けられる。そのため、追加工事については、既に落札している工事の変更として取り扱っていい工事なのか、あるいは当初の工事とは別のものとして新たに入札等を再度実施すべき工事なのかについて、適切に判断することが必要である。

この点、高校教育課あるいは建築住宅課営繕室等にヒアリングしたところ、

- 同一の敷地内を超えて実施する工事は工事の変更とは取り扱っていない。
- 判断に当たっては、同一の業者が追加工事を実施した方が、共通費等の関係から低コストとなるという経済性も勘案している。

との回答を得ており、変更執行同等の書類を閲覧しても、こうした運用となっていることが確認できるため、運用上は一定のルールの下で業務が行われていると推察される。

但し、これらの運用を規定した指針等は現在のところ策定されていない。

また、追加工事を実施する際に、当該追加工事を工事の変更として取り扱うことの妥当性(再度新しい工事として入札等を実施しなくても問題ないと判断する理由)について文書で記載された資料は確認できなかった。

(意見事項5) 工事変更として取り扱う追加工事の範囲について

入札によって工事内容が決定している工事について、追加工事が必要と認められた場合に、既存工事の変更とするか、別の新規の工事として取り扱うべきかの判断根拠を適切に文書化すべきである。

そのためには、当該判断の基準となるような運用上の指針を策定することが望ましい。

なお、当該指針を策定する際には、国土交通省官庁営繕部による「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」(平成27年5月(平成29年3月一部改定))等が参考になると思われるが、当該ガイドラインには、例えば以下のような留意事項が記載されている。

- 当該事業(工事)における設計変更の必要性を明確にする。
(規格の妥当性、変更対応の妥当性を明確にする。)
- 変更見込金額が請負代金額の30%をこえる工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として、別途の契約とするものとする。

3. 公立高等学校等就学支援金補助

(1) 概要

(i) 目的

授業料に充てるための就学支援金を支給することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の実質的な機会均等に寄与することを目的としている。

(ii) 内容

国公立問わず、高等学校等に通う所得等要件(注 1)を満たす世帯(モデル世帯(注 2)で年収約 910 万円未満の世帯)の生徒に対して、授業料に充てるため、国において、高等学校等就学支援金を支給する。

高等学校等に在籍する生徒が、その学校を通じて県に申請し、就学支援金は、県が国から生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てる。

授業料と就学支援金との差額については、生徒の保護者等が負担する。

(注 1)平成 30 年 6 月支給分まで:市町村民税所得割額が 30 万 4,200 円未満

(注 2)両親のうちどちらか一方が働き、高校生一人(16 歳以上)、中学生一人の子供がいる世帯

(iii) 決算状況

県立学校に係る就学支援金の決算状況は次のとおりである。なお、私立学校に関する就学支援金は私学振興費に計上されている。

(平成 29 年度歳入)

(単位:千円)

予算科目	予算現額(A)	収入済額(B)	(B)-(A)
国庫支出金 国庫負担金 教育費国庫負担金 高等学校等就学支援金負担金	2,754,218	2,749,119	△5,098

(出典:平成 29 年度監査調書 歳入現計表)

(平成 29 年度歳出)

(単位:千円)

予算科目	予算現額(A)	支出済額(B)	(B)-(A)
教育費 高等学校費 高等学校管理費 負担金補助及び交付金 公立高等学校等就学支援金	2,753,015	2,748,085	△4,929
通信教育費 負担金補助及び交付金 公立高等学校等就学支援金	2,401	2,207	△193
合計	2,755,416	2,750,292	△5,123

(出典:平成 29 年度高校教育課の「定期監査調書」 歳出現計表)

収入済額が支出済額より1,172千円少ない。これは、第一に、高等学校管理費及び通信教育費の「公立高等学校等就学支援金」に「学び直しへの支援」金がそれぞれ937千円、215千円、合計1,153千円含まれており、一方で「学び直しへの支援」に対して国から補助金が交付され、「国庫補助金」に計上されていること、第二に、ある高等学校で1月に3年生の就学支援金対象者の調定を行い、2月に「負担金補助及び交付金」から公金振替で支給した後、2月に2人が退学したことによる過支給の戻入額19千円を、出納局の指示により「負担金補助及び交付金」ではなく「雑入」として処理したことによるものである。

(単位:千円)

科目	支出済額	学び直し分	雑入計上分	再要因調整後
高等学校管理費 公立高等学校等就学支援金	2,748,085	△937	△19	2,747,129
通信教育費 公立高等学校等就学支援金	2,207	△215	-	1,991
合計	2,750,292	△1,153	△19	2,749,119

(iv) 県立学校の交付額

平成 29 年度の公立高等学校等就学支援金の県立学校別の支給額は次のとおりである。

(単位:千円)

学校名	支給額	学校名	支給額	学校名	支給額
川之江	76,478	松山東	81,952	宇和	25,670
三島	77,190	松山南	113,961	野村	26,601
土居	35,224	松山北※	107,632	宇和島東	84,856
新居浜東	78,833	松山中央	106,959	宇和島水産	20,344
新居浜西	67,949	松山工業※	105,600	吉田	48,302
新居浜南	38,837	松山商業	113,648	三間	11,394
新居浜工業	59,291	東温	94,525	北宇和	32,333
新居浜商業	49,193	上浮穴	14,226	津島	13,365
西条	78,734	小田	10,919	南宇和	48,717
西条農業	35,580	伊予農業※	74,655	今治東中等	47,114
小松	47,708	伊予※	94,455	松山西中等※	44,579
東予	28,323	大洲	60,237	宇和島南中等	44,886
丹原	40,095	大洲農業	25,413	松山盲	-
今治西※	86,103	長浜	12,919	松山聾	-
今治南	78,685	内子	37,412	しげのぶ特支	-
今治北	96,287	八幡浜	53,883	みなら特支※	-
今治工業	61,934	八幡浜工業	27,027	今治特支	-
伯方	12,790	川之石	36,590	宇和特支	-
弓削	7,098	三崎	12,068	新居浜特支	-
北条	48,559	三瓶	10,929	合計	2,748,085

※ 往査した県立学校である。

(出典:歳出決算見込額調書)

(2) 結果

本庁において、次の手続を実施した。

- ① 高等学校等就学支援金の事務フローについて、関連資料を閲覧するとともに担当者に質問した。
- ② 高等学校等就学支援金について、平成 29 年度の歳入額と歳出額が一致しているかについて関連資料を閲覧するとともに担当者に質問した。
- ③ 国に対する高等学校等就学支援金交付額の交付申請手続(交付要領、交付申請書、実績報告書、交付決定書等)について、関連資料を閲覧するとともに担当者に質問した。

往査した県立学校において、次の手続を実施した。

- ① 高等学校等就学支援金について、収入整理簿(授業料)の収入済額と歳出予算執行整理簿(負担金補助及び交付金)の支出負担行為額の一致をサンプルベースで確かめた。
- ② 高等学校等就学支援金の一連の交付手続について、関連資料を閲覧するとともに担当者に

質問した。

その結果、特に問題点を識別しなかった。

4. 公立高等学校等奨学給付金交付事業

(1) 概要

(i) 目的

都道府県が行う高等学校等に係る奨学のための給付金事業に対して、国がその経費の一部を補助することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的としている。

(ii) 内容

全ての意思ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費¹負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯を対象に支援を行う制度である。

愛媛県では、授業料以外の教育費の負担軽減を図るため、平成 26 年 4 月以降に高等学校等（高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校（1～3 年生）、但し、特別支援学校高等部を除く）に入学した生徒の保護者等に対し、「奨学のための給付金（申請必要、返済不要）」を支給している。保護者等に対して支給する点で上述の高等学校等就学支援金とは異なる。

高等学校等の保護者等から学校を通じて県に申請を行う。平成 30 年度から高等学校等就学支援金の審査データから非課税世帯を抽出し、申請がない世帯に対して学校が連絡し申請の意思を確認している。

(支給要件)

保護者等及び生徒が、基準日（7 月 1 日）において、次の全ての項目に該当する場合、給付金の支給対象となる。

(1) 保護者等が愛媛県内に住所を有している

(2) 保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税の世帯（生活保護受給世帯を含む）

(3) 平成 26 年 4 月 1 日以降に高等学校等に入学した生徒で、基準日に在学している

基準日：4 月入学者については原則 7 月 1 日（秋入学など 7 月以降に入学する場合は入学日）

保護者等の住所が愛媛県外の場合、住まいの都道府県へ申請することになる。

但し、次の場合は、支給の対象とならない。

¹ 授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費、PTA 会費、入学学用品費、修学旅行費等になる。

- 生徒が高等学校等を卒業又は修了している場合
- 児童福祉法による措置費等の支弁対象者であって、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合
- 特別支援学校の高等部に在籍する場合
- 基準日に休学している場合

(iii)決算状況

県立学校に係る高等学校等奨学給付金の決算状況は次のとおりである。

(平成 29 年度歳入)

(単位:千円)

予算科目	予算現額(A)	収入済額(B)	(B)-(A)
国庫支出金 国庫補助金 教育費国庫補助金 学校教育推進事業費補助金 (うち奨学のための給付金分)	135,823	129,111 (124,615)	△6,711

(出典:平成 29 年度高校教育課の「定期監査調書」歳入現計表)

(平成 29 年度歳出)

(単位:千円)

予算科目	予算現額(A)	支出済額(B)	(B)-(A)
教育費 高等学校費 高等学校管理費 負担金補助及び交付金 公立高等学校等奨学給付金	373,242	370,360	△2,881
通信教育費 負担金補助及び交付金 公立高等学校等奨学給付金	3,853	3,487	△365
合計	377,095	373,847	△3,247

(出典:平成 29 年度高校教育課の「定期監査調書」歳出現計表)

国の負担率は県の歳出額の 1/3 であり、収入済額 124,615 千円は支出済額 373,847 千円に 1/3 を乗じた額と一致している。

(2) 結果

本庁において、次の手続を実施した。

- ① 高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)と高等学校等奨学給付金について、平成 29 年度の歳入額と歳出額が整合しているかについて関連資料を閲覧し確認した。
- ② 国に対する高等学校等修学支援事業費補助金交付額の交付申請手続について、関連資料(交付要領、交付申請書、実績報告書、交付決定書等)を閲覧するとともに担当者に質問し

た。

- ③ 保護者等に対する交付手続(交付要綱、支出負担行為書兼決議書、支出決議書等)について、関連資料を閲覧するとともに担当者に質問した。

往査した県立学校において、次の手続を実施した。

- ① 高等学校等奨学給付金の申請手続について、関連資料を閲覧するとともに担当者に質問した。

その結果、特に問題点を識別しなかった。

5. 地域産業スペシャリスト育成事業

(1) 概要

(i)目的

地域や産業界と連携し、スペシャリストとしての能力・資質を備え、地元で学び、地元企業で活躍するプロフェッショナル人材を育成する(地学地就)とともに、中学生一日体験フェアを開催し、職業学科等で学ぶ生徒の学習成果を中学生や保護者に幅広く紹介することで、職業学科等の魅力をアピールする。

(ii)内容

項目	次代を担うスペシャリスト育成講座
対象	工業科設置校 6 校 (新居浜工業、東予、今治工業、松山工業、八幡浜工業、吉田)
内容	<ul style="list-style-type: none">● 企業技術者等を学校に招聘し、実技指導や講演を行う。● 地元企業で週 1 回程度の就業体験を継続的に実施する(デュアルシステム)● 企業と工業高校生とのマッチングフェアを各校の体育館等で実施する。

項目	農林水産業スペシャリスト育成講座
対象	農業科設置 11 校 (西条農業、丹原、今治南、上浮穴、伊予農業、大洲農業、宇和、野村、三間、北宇和、南宇和) 水産科設置 1 校 (宇和島水産)
内容	<ul style="list-style-type: none">● 農家、漁家、農業法人、水産食品会社等を招き、栽培技術や経営方法等について講演、実習指導を行う。● 地域の農産物、水産物を活用した 6 次産業化に取り組み、新たな農業、水産業の可能性を学ぶ。

項目	中学生一日体験フェアの開催
内容	中学生やその保護者の専門教育への関心を高めるため、県内の職業学科・総合学科で学ぶ高校生が、学習成果として研究発表や、ステージ発表、ブース発表、実習展示、農産物販売等を行う。

(事業費の内訳)

平成 29 年度の令達先(工業科設置 6 校、農業科設置 11 校、水産科設置 1 校)の事業費の内容は以下のとおりである。

(単位 千円)

節	次世代を担うスペシャリスト育成講座	農林水産業スペシャリスト育成講座	中学生 1 日体験フェア	主な内容
報償費	432	576	-	講師への謝金
旅費	622	264	157	講師の旅費
需用費	1,760	660	300	材料、消耗品、図書
役務費	18	36	-	通信費
使用料及び賃借料	-	1,296	515	バスの借り上げ代、フェア会場使用料
合計	2,832	2,832	973	

(iii)成果

マッチングフェアやインターンシップ、講演、実技指導等を通じて、愛媛県の地域産業を担うスペシャリストを育成した成果は、県内就職率の向上として表れているか確認したところ【図表 3-5-1】のとおりである。全国的に求人が増加しており勤務条件も良いため、県内就職率は改善していない。

【図表 3-5-1 県内就職率※の推移】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
工業科	65.8%	66.6%	64.5%
農業科	90.9%	82.0%	87.3%
水産科	63.3%	69.0%	60.0%

※ 県内就職率は本社の立地が県内分だけ集計されるため、勤務地が県内であっても県外本社であれば集計されていない。

(出典:教員委員会の資料)

一方で、例えば工業科の生徒に実施したアンケートでは、以下のとおりであり、一定の効果があ

ったと考えられる。

	平成 28 年度	平成 29 年度
職業や仕事内容への理解が深まった。	85%	89%
社会人・職業人として働く意欲や情熱が向上した。	87%	89%

その他、各種コンテスト(高校生モノづくりコンテスト全国大会等)、資格(第一種電気工事士等)でも数多くの優秀な成績を収めている。

(2) 結果

本庁及び令達先である松山工業高校、伊予農業高校において、担当者への質問、関係資料の閲覧、取組実績について検討した。

その結果、特に問題点を識別しなかった。

6. えひめ英語力向上特別対策事業

(1) 概要

(i)目的

ICT を活用した英語教育の実践・研究に取り組むことで、「読む、書く、聞く、話す」の4技能をバランス良く身に付けた生徒を育成するとともに、外部検定試験を活用して生徒の英語力向上の検証を行う。また、英語キャンプ、英語教育フェスタ、英語力向上講座、英語力向上委員会の実施により、本県生徒の英語力及び英語担当教員の指導力を高める。

(ii)内容

実施した事業は以下の6つであり、予算総額 17,173 千円、決算額 14,542 千円であった。

(a)英語教育推進校

対象校	実施内容	成果
今治西高校の高校1年生	英語の授業全般において、タブレット端末を活用し、その視覚的要素を最大限に活用して、特に、「聞く」「話す」の技能の向上を図るとともに、「バランスのとれた4技能の育成」「英語によるコミュニケーション能力の育成」「グローバル人材の育成」のための研究を行った。	タブレットを使って、外国人と1対1の英会話練習ができたことで、生徒が英語を使って、伝わる、理解するという経験し、自信になったほか、スピーキングを録画することで、パフォーマンスを評価することができるなど、「聞く」「話す」の技能向上のためのツールとして利用できている。
予算 ・4,821 千円 ・学校執行のため必要経費の令達のみ (内容は、タブレット 45 台のリース料、クリーナー、充電器等消耗品)		

(b)英語教育フェスタ

対象者	実施内容	成果
県立高校及び中等教育学校の生徒・教員 46名(台風のため 87名不参加)	高大接続改革等に関する最新のICT を活用した英語教育についての講演や、大学入試等における外部検定試験の活用状況等を情報提供する。	参加した生徒からは、「実際に英語を使う場面で必要とされている英語力を、普段の授業の中で身に付けていきたい。」「外部検定試験が大学入試や就職のときに重要であることが分かった。」などの感想が寄せられた。
予算	今治西高校からは、英語教育推進校としての取組状況の報告があった。	
・1,299 千円 ・講師経費以外は学校執行のため令達のみ		

(c)チャレンジサマースクール英語教育フェスタ

対象者	実施内容	成果
県内の高校及び中等教育学校の生徒 90名	2泊3日で英語キャンプにおいて、12名の外国人英語指導者によるオールイングリッシュの環境のもと、生徒の英語によるコミュニケーション能力等を高める学習プログラムを実施する。	参加生徒からは、外国人英語指導者に積極的に話しかけられるようになった、英語で言いたいことを伝えられるようになった、間違いを恐れずに話せるようになったなどの感想が寄せられており、開催した目的は達成できていると判断している。
予算	・2,600 千円 ・内容は委託料 ・本庁執行 2,569 千円	
・2,600 千円 ・内容は委託料 ・本庁執行 2,569 千円		

(d)外国人講師及び英語担当教員による英語力向上講座

対象者	実施内容	成果
県立学校	県立高校・中等教育学校が、授業、ホームルーム活動、放課後の部活動等に、県内在住の外国人(留学生、英会話学校講師等)などを講師として招き、英会話の練習やディスカッションを行い、生徒の総合的な英語力の向上、外部検定試験対策、異文化交流を促進する。	実施した学校からは、「異文化に興味を持ち、積極的に意思疎通を図ろうとする態度が育成できた。」「他国と密接なつながりがあることを理解し、様々な価値観を尊重する態度を養うことができた。」「単に『英語を話す』のではなく、『英語で議論』を交わすことができた。」などの感想が寄せられた。
予算	・3,108 千円 ・内容は謝金と旅費 ・学校執行のため必要経費は令達のみ	
・3,108 千円 ・内容は謝金と旅費 ・学校執行のため必要経費は令達のみ		

学校側で講師を探す必要があるが、愛媛大学に窓口があり人材の推薦をしてくれるため、多くの県立学校が活用している。平成 29 年度の外国人講師及び英語担当教員による英語力向上講座の実施状況は次表のとおりである。

講師は、愛媛大学の留学生や、英会話学校の講師、英語指導助手等に依頼している。講師に対しては謝金、旅費を規定に沿って支給している。

利用した県立学校	講座内容
松山西中等教育学校	英語キャンプ(2~4年生)
西条高校	ESS 部活動補助、異文化理解講座(1, 2年生)
宇和島東高校	環境問題に関する英語ディスカッション(2年生)
南宇和高校	各国における水産業について
津島高校	異文化理解交流会(1年生)
川之江高校	英語の授業でのティーム・ティーチング

(出典:外国人講師等による英語力向上講座報告書)

(e)TOEICチャレンジ

対象者	実施内容	成果
今治西高校、松山東高校、宇和島東高校の3校の3年生 (実際の受検者数は、計793名)	本県高校生の英語力及び本事業の成果の検証を目的に、チャレンジ校の普通科・理数科に在籍する高校3年生が、7月から9月にかけて、TOEIC(公開テスト又はIPテスト)を受検する。 平成29年度から平成31年度まで実施予定。	チャレンジ校からは、「行間を読んだり、背景を考慮して理解したりすることなど、より実用的な英語運用力に目を向けるよい機会になった。」「英語の資格取得に対する生徒の興味・関心が高まった。」「生徒たち自身が、今後の英語学習の取り組み方を考えるよい機会になった。」などの報告があった。
予算 ・4,809千円 (840人×5,725円) ・内容は受検料 ・学校執行のため必要経費は令達のみ		

全国的な英語力を測定する既存の試験はないことから、事業を評価するツールとして、TOEIC、TOEFL、実用英語検定試験(以下「英検」という。)を比較、TOEICには以下の点で優位性があると評価し、英語力の測定するための試験として利用している。

- ・ビジネス分野で必要とされる英語力が測定できる。
- ・実施回数が愛媛県内では年間6回(TOEFL0回、英検3回)
- ・受検者数が約700万人と多くデータの信頼性が高い(TOEFL約70万人、英検約230万人)
- ・受験料が1回5,725円と比較的安価(TOEFL25,000円、英検2級5,800円)
- ・結果がスコアで掲示されるため、詳細に弱点分野を検証でき、効果的な指導法の研究に繋げ

られる。

また、愛媛県においては、外国人観光客の更なる招致や、外国からの人材が働きやすく、安心して暮らせる街となるための、実践的で高いコミュニケーション能力の育成が課題であり、ビジネスの世界で活躍する人材の育成が急務であることからビジネス用の英語力を測定する TOEIC を評価のためのツールとしている。

(f)愛媛県小中高生英語力向上委員会

対象者	実施内容	成果
82名 (小学校・中学校・高等学校・中等教育学校の教員、教育事務所・市町教育委員会の職員)	外部講師による英語教育に関する講演、成果報告、参加者による研究協議を行い本事業の各種取組の報告を実施し意見交換を行った。	参加者からは、「小中高の学習指導要領の改訂内容等がよく分かった。」「TOEICチャレンジ校の成果を聞くことができ、参考になった。」「小中高の連携の必要性を強く感じた。」などの感想が寄せられていた。
予算		
・536千円 ・謝金、旅費 ・本庁と学校で執行		

(2) 結果

支出事務について担当者に質問を実施、関連する帳票(報告書等)を閲覧した。

その結果、次の事項を発見した。

(i)英語教育推進校におけるスピーキングレッスンの効果の測定について(意見事項6)

(発見事項)

受講者の到達度を測定するために、受講生にはオンライン英会話のレッスンの最初と最後にテストを受け、音読や質疑応答、意見発表の3つのパートでスピーキングできているかを評価している。

その結果、各評価項目のいずれもポイントが上昇しており、学校では一定の効果があったと判断している。

あくまでも評価は受講者を対象に行われている。

(問題点)

レッスン以外にも英語の授業を受講していることから、レッスンを受講していない生徒にも当該アセスメントテストを受けてもらい、レッスンの受講者と非受講者とを比較しない限り、当該コースの有効性について結論づけることは困難であると考えます。

(意見事項 6) 英語教育推進校におけるスピーキングレッスンの効果の測定について

オンライン英会話によるスピーキングレッスンの効果を測定するために、レッスンを受講していない生徒に比べて明らかにスキルアップしているかどうか評価することが望まれる。

例えば、TOEIC などのスピーキングを含むテストを1年生から継続して受検させて、レッスンを受けていない高校生と比較してスピーキング力が向上しているか評価するといった方法が考えられる。

(ii) チャレンジサマースクールへの参加費について(意見事項 7)

(発見事項)

チャレンジサマースクールへの参加は希望制であり、宿泊施設の定員から 100 名程度の参加者枠となるため、希望者が多い場合、希望者全員は参加できない。

また、参加資格は愛媛県内の県立高校生としており、県立高校の教員は参加できない。

平成 29 年度の参加者は、高校 1 年生が 45 名、2 年生が 39 名、3 年生が 8 名、合計 92 名であり、希望者全員が参加できているとのことである。また、県内各地から参加しており参加者が在学する高校は 23 校に及ぶ。

チャレンジサマースクールへの参加者は、食費の実費(平成 29 年度は 3,505 円)を負担している。

(問題点)

チャレンジサマースクールにおいて、参加者へのアンケートでは、参加者の 100%が「参加して楽しかった」、97%が「以前より英語に興味を持つようになった」という回答をしており、また、「コミュニケーション力や、英語での発表に自信がついた」といった意見も多くあるなど、総じて充実した内容だったと思われる。

チャレンジサマースクールは、参加者の英語力向上を図ることに一定の効果があると思われるが、県立高校の教員は同行していないため、チャレンジサマースクールの成果の教育現場へのフィードバックは限定的と考えざるを得ない。

また、開催にかかる費用のうち食費は参加者自身が負担しているものの、参加者の保険料やチャレンジサマースクールの運営業者に対する企画、教材開発、講師等の委託費 2,569 千円は愛媛県が負担している。

したがって、参加者は 1 人当たりで換算して 28,548 円の補助を実質的に受けているといえる。

英語教育推進校である今治西高校や、学校独自で取り組んでいる松山工業高校においても、オンライン英会話の費用は生徒が実費負担している。

これと同様に、チャレンジサマースクール開催に伴い生じた実費相当は参加費として参加者から徴収するべきと考える。

それでもなお、県有施設のため使用料が無償であるえひめ青少年ふれあいセンターを利用していることから、参加者は民間主催のイベントに比べ安価で参加できるといえる。

また、夏休みに他校の生徒と交流して英語キャンプに参加する生徒は学習意欲も高いと考えられるが、参加費の有無は、参加者のセミナーへの取組姿勢に大きく影響を及ぼすと考える。

(意見事項 7) チャレンジサマースクールへの参加費について

チャレンジサマースクールは、参加者個人の英語能力向上を目的とした研修であるため、委託費の全額又は一部を参加者が負担することが望まれる。

さらに、チャレンジサマースクールの成果の教育現場へのフィードバックを考慮した場合、教員の参加も検討することが望まれる。

(iii) TOEICの受検対象者について(意見事項 8)

(発見事項)

TOEIC を主催する(一財)国際ビジネスコミュニケーション協会では、全国の大学・短期大学・高等専門学校における入学試験での TOEIC の活用状況について平成 28 年 10 月～12 月にアンケートによる調査を実施しており、その結果がホームページで公表されている。それによると、【図表 3-6-1】のとおり、多くの大学等が入学試験に活用している状況にあった。

【図表 3-6-1 大学等の入学試験での TOEIC の活用状況】

	大学	短期大学	高等専門学校
調査実施校数	751 校	321 校	57 校
入学試験活用校数	427 校	106 校	47 校

TOEIC の大学入試への活用方法は、AO 入試や自己推薦入試で大学側が試験結果の提出を求める場合、一定のスコアを満たした TOEIC の証明書を提出することで英語科目が受験免除となる場合などがある。

また、2021 年 1 月(2020 年度)から、国立大学の 1 次試験として利用されている大学入試センター試験は、英語では「大学入試共通テストの英語試験(マークシート)」と、「民間の英語試験」の両方が併行して実施、2025 年 1 月(2024 年度)以降は「民間の英語試験」のみ実施される予定とされている。

なお、大学入試センターによると、認められた民間の英語試験は、以下のとおりである。

- ・ ケンブリッジ英語検定
- ・ TOEFL iBT (Internet-Based Test)
- ・ IELTS
- ・ TOEIC L&R および S&W (Listening&Reading, Speaking&Writing)
- ・ GTEC (Advanced, Basic, Core, CBT)
- ・ TEAP (Test of English for Academic Purposes)
- ・ 英検(実用英語検定試験 3 級、準 2 級、2 級、準 1 級、1 級)

(問題点)

えひめ英語力向上特別対策事業の効果を測定するためのツールとして TOEIC の受検を利用しており、参加する高校 3 年生は無料で受検している。英語教育推進校の今治西高校以外の松山東高校、宇和島東高校も TOEIC チャレンジ校としており、事業の効果の測定方法には一定の合理性があると思われる。

しかし、事業の効果を測定するのであれば、高校 1 年生から 3 年生になるまでに英語力がどのくらい向上したかを評価するべきであり、3 年生だけの受検では効果の測定としては不十分と考える。

また、大学受験に活用している大学も多い状況で、当該チャレンジ校の生徒にのみ、受検の機会が無償で提供されるのは他の県立高校の生徒との公平性に欠けるものとする。

(意見事項 8) TOEIC の受検対象者について

えひめ英語力向上特別対策事業の効果を測定するためには、成長度の比較ができるように受検対象者を高校 3 年生だけとするのではなく、1 年生なども含めることが望まれる。また、大学の入学試験で TOEIC の受検結果が活用されているため、チャレンジ校以外の生徒にも受検機会を提供することが望まれる。

7. アクティブ・ラーニング型授業環境整備事業

(1) 概要

(i) 目的

教育改革により求められる授業の在り方を実現するため、県立学校において、電子黒板活用の促進を図ることで、スピード感ある授業を実現して、アクティブ・ラーニングを推進する。

(注:アクティブ・ラーニング型の授業とは、講義形式で知識を学ぶだけでなく、生徒が主体的、対話的で深い学びを実践することを目指した授業形式)

(ii) 内容

愛媛県では、全県立学校において、電子黒板を活用できる環境を整備する。

電子黒板の効果を検証するためモデル校 2 校(松山東高校、松山商業高校)には、全普通教室に整備する。その他の高校は各校 1 教室に整備する。

整備内容は次のとおりである。

予算	決算	購入内容
68,034 千円	67,857 千円	電子黒板機能付きプロジェクト(県立学校向け 108 セット) 液晶テレビ型電子黒板システム(特別支援学校向け 10 セット)

これにより次の効果を見込んでおり、モデル校における効果を検証して、今後の整備の在り方を

決定する。

- ・板書時間の削減によって、生徒同士の考えの共有、議論の時間を確保できる。
- ・動画・図による視覚的理解によって学習の定着率が向上する。
- ・生徒のノートを提示することで、思考過程や結果を教室内で共有できる。
- ・生徒がプレゼンに活用することで、主体的、能動的な学びの場が実現する。

(iii)成果

導入後、実際に機器を活用した公開授業を開催しており、また、教員の利用率も高まっている。1台が設置された県立高校(54校)のプロジェクト教室の利用状況は【図表 3-7-1】のとおりである。利用のために教員による準備作業が必要であるため、導入当初は利用が少なく、また2月と3月は受験や春休みの影響で利用頻度が低いが、4月以降増加傾向にある。

【図表 3-7-1 プロジェクト教室の利用の月別推移(平成 29 年 12 月～平成 30 年 6 月)】

	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
利用回数	855	1,304	1,040	523	1,095	1,649	1,805
1校当たり	15.8	24.1	19.3	9.7	20.3	30.5	33.4

(県の調査資料より)

(2) 結果

担当者への質問、関係資料の閲覧を行い、県の定める規則等に基づいて歳出事務が行われているか検討した。

その結果、特に問題点を識別しなかった。

8. 特別支援学校スクールバス整備事業

(1) 概要

みなら特別支援学校において利用していたスクールバスを1台更新したものである。予算額18,662千円に対して、決算額14,877千円であった。

みなら特別支援学校では、4台のスクールバス(中型)を運用しており、うち、1台について、製造後22年が経過していることから老朽化が目立ち、エンジンや電気系統、エアコン等の不具合が頻発しているため、児童生徒の登下校の利便性を向上させ、安心して通学させる環境を整えるとともに学校行事や課外活動の際の移動にも有効に活用できることから、更新したものである。

(2) スクールバスの更新状況

スクールバスは愛媛県の県立学校においては、特別支援学校で利用されており、現在全部で22台が運行している。特別支援教育課では、生徒の利便性と安全性を確保していく目的で、計画

的にスクールバスの買い替えを行っている。

これまでの更新状況について確認したところ、【図表 3-8-1】の状況であった。

【図表 3-8-1 特別支援学校のスクールバスの整備状況(H29年5月1日現在)】

特別支援 学校名	運行方面	バスの 種類	経過 年数	走行距離 (H29.10.1)	乗車率	備考
しげのぶ (肢体不自由) (病弱)	松山	中型	13年	198,788 km	89%	
	北条	中型	8年	313,593 km	84%	
	松前	中型	1年	8,743 km	58%	
みなら (知的障がい)	北条	中型	15年	318,400 km	100%	
	三津	中型	15年	395,448 km	100%	
	松前、垣生	中型	15年	298,216 km	100%	
	松山	中型	22年	164,040 km	100%	※1
今治 (知的障がい)	新居浜	中型	15年	397,356 km	100%	
	菊間	大型	7年	159,224 km	100%	
	今治・玉川	ワゴン	2年	25,632 km	100%	
宇和 (知的障がい)	宇和島・愛南	中型	15年	464,430 km	91%	30年度更新
	宇和島・吉田	ワゴン	7年	77,147 km	100%	
	野村	マイクロ	11年	262,567 km	80%	
	大洲・内子	中型	15年	434,099 km	91%	
宇和 (聴覚障がい) (肢体不自由)	宇和島	マイクロ	2年	58,762 km	60%	※2
	大洲・西予	マイクロ	2年	54,269 km	70%	※2
	八幡浜・三瓶	マイクロ	2年	51,462 km	60%	※2
新居浜 (知的障がい)	四国中央	大型	3年	79,032 km	92%	
	四国中央・土居	大型	5年	134,385 km	90%	
	新居浜・西条	中型	8年	182,360 km	94%	
新居浜川西分校 (肢体不自由)	今治・西条	中型	2年	72,555 km	38%	
	四国中央・新居浜	中型	2年	64,324 km	38%	

※1 平成 29 年度の当事業による更新対象。みなら特別支援学校は、スクールバスを 4 台運行しているが、往査した平成 30 年 8 月時点では今回の更新で廃車予定となっている 1 台があるため、スクールバスを 5 台保有している。

※2 マイクロバスは、道が細くマイクロバス以外では運行困難であるため採用している。

(県教育委員会の作成資料より抜粋)

バスの利用状況を確認したところ、保護者のニーズや保有するバスの利用状況に基づき特別支援学校間をはじめとして、部署間で管理換えを行うことで有効活用を図っている。

現在、バスの利用状況は、みなら特別支援学校や今治特別支援学校は定員数を超える利用希望者がいるため、一部保護者に負担を強いている状況である。

そのほかのエリアも利用率は高く、川西分校が定員の4割程度の利用であるが、カバーするエリアが広く2台を1台とすることは難しい状況にある。

今後の整備方針については、特別支援教育課において3年間の整備計画を立てている。計画は年式と走行距離をベースに策定されており、特に経年による安全性に留意したものとなっている。

(3) 結果

歳出事務について、普通物品要求書等の帳票の閲覧及び担当者への質問を実施し、事務手続、支出内容の妥当性を検討した。また、不用品の処分の手続きについて担当者に質問した。

その結果、次の事項を発見した。

(i) スクールバスの廃棄について(意見事項 9)

(発見事項)

更新によって不用となったスクールバスは平成30年度末までに廃車にし、スクラップ代金のみを収受する予定である。

この廃車予定のスクールバスは安全性の懸念から生徒に利用するバスとしては利用できないが、更新時点では全く使用できないほど故障しているわけではないとのことである。

(問題点)

年式が古く走行距離が長いものであってもスクールバスは中古市場で流通している。今回の更新により廃車となるスクールバスはクラッチ、ブレーキ等の不具合が頻発していたため、実際に中古市場で販売可能であるかどうかは不明である。

しかし、売却可能であった場合は売却による実質的な支出額の削減が可能であるといえる。

(意見事項 9) スクールバスの廃棄について

スクールバスのような中古市場がある資産を廃棄にする場合は廃棄前に、中古市場での販売可能性を検討することが望まれる。

9. 物品管理

(1) 概要

(i) 県有財産としての管理・愛媛県会計規則等に基づいた物品管理

物品は、県費で購入又は寄付等により取得した県の財産であり、これを適切に管理することは県の財産の保全の観点から重要であると同時に、これらを効率的に活用することは行政運営の効率化ひいては財政の健全化にもつながる。

この点、愛媛県会計規則第171条第1項でも「物品管理者は、物品を、常に良好な状態で管理し、最も効率的に運用しなければならない。」と規定されている。

物品管理の基本は帳簿(物品管理簿)が正しく作成され、「どこに何がどれだけあるか」を帳簿上で正しく把握することがスタートとなる。

また、県としても県費で購入した物品が「どこに何がどれだけあるか」を全体として把握するためには、出先機関も含めた各部署で作成・管理される物品管理簿がその基本となり、これらが現物の実際の状況を正しく示していることが、全体像を把握する上では必要不可欠である。

物品管理簿が正しく作成されるためには、日々の物品の受け払いを適切に記帳すると同時に、定期的に現物と物品管理簿の突き合わせを実施することが必要であり、現物と帳簿の突き合わせを適切に実施するためには、帳簿の管理ナンバーと現物に貼付された備品シールの管理ナンバーが1対1で対応していることが必要である。

こうした観点から、愛媛県では物品に関する以下の取扱いを定めている。

「愛媛県会計規則」

第9章 物品	
第1節 通則	
(物品の分類)	
第166条 物品管理者は、物品を、次に掲げる分類基準により分類し、別に定める物品分類表により細分類しなければならない。	
分 類	分 類 基 準
一 備品	性質及び形状を変えず、長期間使用できる物品であつて、取得価格(取得価格がないとき、又は明らかでないときは、評価額)が5万円以上のもの。ただし、次に掲げる物品については、取得価格を問わないものとする。 1 公印 2 標本、美術品等であつて長期間の保存を要するもの 3 その他物品管理者が指定する物品

二 動物	牛、豚、鶏、魚等の動物のうち個体ごとに管理するもの。ただし、生産品並びに試験、研究、教育実習等に用いられる動物及び生後6箇月未満の動物を除く。
三 生産品	試験、研究、教育実習等により生産される物品
四 郵便切手類	郵便切手、郵便はがき、収入印紙その他金券類
五 原材料	工事、生産若しくは工作のため消耗され、又は建築物の構成部分となる物品
六 消耗品	一から五までに掲げる物品以外の物品

第2節 物品の出納

(物品の受入れ又は払出しの通知)

第168条 物品管理者は、物品の受入れをするとき、又は払出しをするときは、物品出納者(本庁各課(警察本部を除く。)にあつては当該本庁各課の物品取扱員、警察本部にあつては警察本部の出納員、地方機関(県外事務所を除く。)にあつては当該地方機関の物品取扱員、県外事務所にあつては当該事務所の出納員をいう。以下同じ。)に、物品出納通知書(様式第72号)により受入れ又は払出しの通知をしなければならない。

2 本庁各課(警察本部を除く。)及び地方機関における物品管理者は、前項の規定にかかわらず、物品管理簿若しくは動物管理簿(以下「物品管理簿等」という。)若しくは消耗品受払簿、郵便切手類受払簿、生産品受払簿若しくは原材料受払簿(以下「消耗品受払簿等」という。)又は第179条第2項に規定する適宜の様式(以下「適宜の様式」という。)により物品の受入れ又は払出しの通知をすることができる。

第3節 物品の管理及び処分

(物品の管理)

第171条 物品管理者は、物品を、常に良好な状態で管理し、最も効率的に運用しなければならない。

2 物品管理者は、備品に、県名、所属課所名、物品分類表による分類番号及び整理番号を明示しなければならない。ただし、品質、形状、用途等により明示することが適当でない備品については、この限りでない。

(不用の決定・売払等)

第175条 物品管理者は、その管理する物品が管理換え、修理等をして使用することができないときは、その内容を示す書類を作成して不用の決定をし、すみやかに売払(売払によることが不相当と認められるものにあつては、廃棄)による処分をしなければならない。この場合において、地方機関における物品管理者は、重要物品については、知事の承認を受けなければ

ばならない。

(物品の点検及び重要物品調書の提出)

第181条 地方機関における物品管理者は、毎年3月31日現在の物品を点検し、重要物品についての重要物品調書(様式第79号)を当該地方機関を管轄する本庁各課の長を経由して4月30日までに知事に提出しなければならない。

2 本庁各課の長は、毎年3月31日現在の物品を点検し、重要物品についての重要物品調書を4月30日までに知事に提出しなければならない。

なお愛媛県では、平成28年に「物品分類表及び物品会計事務の見直しについて」(平成28年3月29日付け27総務第787号、27会第362号)によって物品分類及び物品会計事務を大幅に見直している。具体的には、取得価額(取得価額がないとき、又は明らかでないときは、評価額)が5万円以上の物品を原則として備品とし、5万円未満の物品を原則として消耗品とする等の改正が行われている。

さらにこれを踏まえ、「物品分類表及び物品会計事務の見直しに伴う帳簿の整理等について」(平成28年3月29日付け27会第363号)において、備品に関する帳簿類の整理等の見直しもを行っている。具体的には、備品に関する帳簿類を、従来の紙ベースの帳簿から会計課が配布する新様式によるエクセルのデータを使用した新しい帳簿への更新を行ったものである。

期限は平成28年度の1年間としていたが、その後一定の要件の下で新帳簿の整理期間は平成30年3月31日まで延長されることとなった。

これらの概要は以下のとおりであり、愛媛県会計規則に規定された物品管理について、具体的な方法等を定めた通知となっており、県立学校においても、これらに基づいて物品分類及び物品管理が見直され、また帳簿の更新作業が行われている。

「物品分類表及び物品会計事務の見直しについて」(平成28年3月29日付け27総務第787号、27会第362号)

【物品分類表の解説】

1 備品に関すること

(中略)

- ・ 今回の改正を機に借入品の取扱いについて明記したので、借入品であっても、借入期間が長期間であり、借入期間における総支払額が5万円以上のものは備品として記帳すること。

2 備品に準じて管理すべき物品に関すること。

○ 維持管理経費を必要とする物品の例示

- ・ テレビ(NHK受信料)、携帯電話(通信料)や加除式の法規集、判例集、実例集(追録代)、など物品取得後に定期的に経費を支払う必要があるもの。

- ・ リサイクル法の対象物品(パソコン、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機等)
 - 閲覧又は貸出用の図書及び物品の例示
 - ・ 県立図書館、学校の図書室など、職員以外の者を対象とし、閲覧又は貸出するもの。また、職員を対象としている場合であっても福利厚生用の図書又は物品など庁舎敷地外に持ち出して使用するもの。
 - 物品管理者が指定する物品の例示等
 - ・ (省略)
- 3 その他
- 独自のシステムを整備し物品管理を行っている場合の帳簿の取扱い
 - ・ (省略)

別紙 物品会計事務の見直しについて

1 物品管理簿等の帳簿の取扱いについて

- ① 物品管理簿等の様式は、会計課が配布するエクセルのデータを使用して作成すること。
- ② 物品管理簿は、会計課の定めたルールに従って作成すること。
- ③ 物品管理簿について庁内LANの部局ファイル管理等を活用して共用データとして管理する場合は、紙による帳簿の備え付けを省略することができる。
- ④ 物品出納通知及び物品出納簿の整理は、物品管理簿を印刷した帳票に物品出納者が押印することにより代えることとする。

2 支出証拠書類への帳簿の写しの添付について

- ① (省略)
- ② 備品に準じて管理すべき物品のうち、維持管理経費を必要とする物品にかかる維持管理費の支出において、審査機関が求めた場合は、物品管理簿を印刷した帳票を支出証拠書類として添付すること。

3 会計規則第181条に定める物品の点検方法のルール化

- ① 物品管理者は、毎年6月末までに、3月31日現在の状況について点検を実施すること。
- ② 点検の対象は全部の物品であるが、特に、備品及び備品に準じて管理すべき物品については、物品管理簿を印刷のうえ、現物と突合して確認すること。
- ③ 点検を実施した時は、印刷した帳票の余白部分(余白がない場合は別紙)に、点検実施責任者が点検実施日及び「点検済」を表示し、これに職氏名及び押印を行うこと。(例:平成28年6月30日点検済 ○○課長 ×× ××印)
- ④ 点検実施責任者は各所属の長とする。ただし、点検に係る作業を他の者に補助させることができる。
- ⑤ 点検結果については、出納局又は出納室並びに総務管理課が提出を求めることがある。

4 物品会計事務の立入指導の実施

- ① 総務管理課並びに会計課及び出納室は協力して、定期的に立入指導を実施する。立入指導の実施にあたり各所属は、上記3の点検結果を提出するなど、積極的に協力するものとする。
- ② 定期的立入指導を実施するときは、あらかじめ当該所属と日程調整を行う。
- ③ 総務管理課並びに会計課及び出納室は、必要がある場合は、臨時の立入指導を実施するものとする。

5 物品会計事務に係る指導、相談窓口の一本化
(省略)

「物品分類表及び物品会計事務の見直しに伴う帳簿の整理等について」(平成28年3月29日付け27会第363号)

1 帳簿類の作成及び備品シールの整理

今回の改正により備品に関する帳簿類(備品管理簿、図書管理簿、標本・模型類管理簿)(以下、「旧帳簿」という。)は全て改正されたことから、改正後の様式による新しい帳簿(以下、「新帳簿」という。)を作成すること。

新帳簿の作成にあたり、会計課が配布するエクセルのデータを使用すること。

分類番号等が変更となることから、次のいずれかにより備品シールを整理すること。

- (1) 新しい備品シールを古い備品シールの上に貼付する。
- (2) 従前の備品シールの分類番号等を修正する。

なお、今回の改正により消耗品に分類変更される物品に貼り付けられた備品シールは次のいずれかにより整理すること。

- (1) 剥がす。
- (2) 古い備品シール全体に大きく×印を付ける。
- (3) 消耗品としての管理番号等を表示したシールを上貼付する。

2 新帳簿作成の報告

(省略)

報告期限は、平成29年3月31日(金)とする。

3 物品の分類変更

改正前の備品のうち、5万円未満の物品については原則として消耗品に分類変更を行うこと。ただし、物品管理者が備品として管理すべきであると指定した物品についてはこの限りではない。

(省略)

4 取得価格不明の備品について

(省略)

5 旧帳簿の内容の点検

新帳簿を作成する前に、旧帳簿の内容と現に管理している物品を突合のうえ確認すること。

確認の結果、旧帳簿に記載されていないことが判明した物品は、帳簿の「年月日」欄に確認した日を記載し、「摘要」欄に「調査の結果、帳簿記載漏れが判明」等と理由を記載し、旧帳簿に掲載したうえで、新帳簿に引き継ぐこと。

確認の結果、旧帳簿に記載されているものの対象となる物品の所在が不明のものは、従前に管理していた担当者などに事情を確認するなど、調査を行うこと。

調査の結果、物品を払出ししたときに帳簿への記載が漏れていたことが判明した場合は、旧帳簿に払出しの記載をすること。帳簿の「年月日」欄は調査結果の判明した日を記載し、「摘要」欄に「調査の結果、処分に伴う帳簿記載漏れが判明」等と理由を記載すること。

調査の結果、払出しの事実が確認できなかったときは、会計規則第233条に基づき物品事故報告書を提出すること。物品事故報告書を作成するときは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号)に基づく耐用年数を超えている物品と超えていない物品に分けて報告書を作成すること。耐用年数を超えていない物品については、亡失の経緯について詳細に調査すること。

「物品分類表及び物品会計事務の見直しに伴う帳簿の整理期間の延長等について」(平成29年3月2日付け28会第306号)

平成28年3月29日付け27会第363号で通知した物品関係の見直しに伴う帳簿の整理等について、次のとおり変更することとしましたので通知します。

記

1 帳簿の整理期間の延長について

(1) 延長期間

(変更前) 平成29年3月31日まで

(変更後) 平成30年3月31日まで

(2) 延長手続き等

・地方局及び支局の所属にあつては、帳簿の整理の進捗状況に関わらず、全所属において延長措置を適用する。

・地方局及び支局以外の所属にあつては、帳簿整理に時間を要する特別の事情のある場合に限り延長を認めることとし、会計課又は出納室に別途様式にて協議すること。

(3) 協議書の提出期限等

(提出期限) 平成29年3月15日(水) ※期限厳守のこと。

(提出先) 本庁(警察本部含む):会計課

地方局及び支局以外の地方機関:所管の地方局出納室

2 地方局及び支局における物品管理について

(省略)

3 その他

帳簿の整理期間を延長した場合は、年度末現在の物品の点検についても延長するものとする。(平成29年3月31日現在の点検は省略)

(ii)「統一的な基準による地方公会計の整備」の一環としての固定資産台帳の整備

「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」(平成27年1月23日付け総務大臣通知)では、統一的な基準による財務書類等を原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体が作成し、予算編成等に積極的に活用すること、その際は、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」(平成27年1月23日公表 総務省)を参考にすること等が要請されている。

「統一的な基準による地方公会計マニュアル」は、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する基準である。

当該マニュアルには、「固定資産は、地方公共団体の財産の極めて大きな割合を占めるため、地方公共団体の財政状況を正しく把握するためには、正確な固定資産に係る情報が不可欠」との記載があり、統一的な基準に基づく財務書類の作成のためには固定資産台帳の整備が必要不可欠であると規定している。

また、固定資産台帳の整備の際には、既存の帳簿(物品に関しては物品管理簿)から得られる情報を整理して固定資産台帳へと整備していくことが想定されている。物品管理簿について、庁内で統一した様式のエクセルデータに刷新するとして上述の物品に関する帳簿類の改正は、固定資産台帳の整備に資するものと考えられる。

したがって、現時点で物品管理簿を適切に作成しておくことは、適切な固定資産台帳の整備の観点からも非常に重要である。

そのためには、上記(i)の規則等にしがった運用が求められることは言うまでもない。

なお、愛媛県でも統一的な基準に基づく財務書類が平成28年度決算分から作成されている。

「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」(平成27年1月23日 総務大臣通知)

地方公会計については、これまで、各地方公共団体において財務書類の作成・公表等に取り組まれてきたところですが、人口減少・少子高齢化が進展している中、財政のマネジメント強化のため、地方公会計を予算編成等に積極的に活用し、地方公共団体の限られた財源を「賢く使う」取組を行うことは極めて重要であると考えております。

今後の地方公会計の整備促進については、「今後の地方公会計の整備促進について」(平成26年5月23日付総務大臣通知総財務第102号)のとおり、平成26年4月30日に固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準を示したところです。その後、「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」を設置して議論を進めてきま

したが、平成27年1月23日に「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を取りまとめております。

当該マニュアルにおいては、統一的な基準による財務書類の作成手順や資産の評価方法、固定資産台帳の整備手順、連結財務書類の作成手順、事業別・施設別のセグメント分析をはじめとする財務書類の活用方法等を示しております。

つきましては、当該マニュアルも参考にして、統一的な基準による財務書類等を原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において作成し、予算編成等に積極的に活用されるよう特段のご配慮をお願いします。

特に、公共施設等の老朽化対策にも活用可能である固定資産台帳が未整備である地方公共団体においては、早期に同台帳を整備することが望まれます。

なお、統一的な基準による財務書類等を作成するためには、ノウハウを修得した職員の育成やICTを活用したシステムの整備が不可欠であり、平成27年度には関係機関における研修の充実・強化や標準的なソフトウェアの無償提供も行う予定です。また、固定資産台帳の整備等に要する一定の経費については、今年度から特別交付税措置を講ずることとしております。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長に対してこの通知について速やかにご連絡いただき、通知の趣旨について適切に助言いただくようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、この通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

「統一的な基準による地方公会計マニュアル」(平成27年1月23日公表 総務省)

資産評価及び固定資産台帳整備の手引き

II 固定資産台帳の整備目的

2. 固定資産台帳とは、固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有するすべての固定資産(道路、公園、学校、公民館等)について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものです。固定資産は、1年限りで費消される費用と異なり、その資産が除売却されるまで長期にわたり行政サービス等に利用されることから、会計上の価額管理を行う必要があり、統一的な基準では、その現在高は貸借対照表(償却資産は、原則として取得価額等と減価償却累計額を表示)に、その期中の増減は純資産変動計算書に表示されます。
3. 現行制度上、各地方公共団体では、「地方自治法」(昭和22年法律第67号)に規定する公有財産を管理するための公有財産台帳や個別法に基づく道路台帳等の各種台帳を備えることとなっていますが、これらの台帳は、主に数量面を中心とした財産の運用管理、現状把握を目的として備えることとされており、資産価値に係る情報の把握が前提とされていない点で固定資産台帳と異なります。また、これらの台帳を個々に備えることとなっているものの、すべての固定資産を網羅する台帳は整備することとなっていないのが現状です。(固定資産台帳と公

有財産台帳の主な相違点については、「別紙1」参照)

4. 固定資産は、地方公共団体の財産の極めて大きな割合を占めるため、地方公共団体の財政状況を正しく把握するためには、正確な固定資産に係る情報が不可欠です。
5. 今後、すべての地方公共団体に適用する統一的な基準による財務書類等の作成にあたっては、自団体の資産の状況を正しく把握することや、他団体との比較可能性を確保することが重要になることから、各地方公共団体の財政状況を表す財務書類の作成に必要な情報を備えた補助簿として固定資産台帳を整備する必要があります。また、将来世代と現世代の負担公平性に関する情報や施設別・事業別等のセグメント別の財務情報をあわせて示すこと等により、個別の行政評価や予算編成、公共施設の老朽化対策等に係る資産管理等といった活用につなげるためにも、同台帳の整備は重要であり、民間事業者によるPPP/PFI事業への参入促進にもつながると考えられます。上記の観点等から、固定資産台帳については、公表を前提とすることとします。
6. さらに、固定資産台帳は、総務省が策定を要請している「公共施設等総合管理計画」に関連して、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出することや、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を充実・精緻化することに活用することも考えられます。
7. このように、固定資産台帳は、整備することが目的ではなく、整備後の同台帳の活用を念頭に置いて、整備を進めていくことが重要となります。
8. また、前述のとおり現行制度における各種台帳については、その目的や構造等において固定資産台帳と相違点も多いですが、将来的には一体的な管理を行えることが効率的な資産管理という観点からも望ましいため、既存の各種台帳から可能な限りデータを取得した上で、将来的な一元化を見据えた固定資産台帳として整備することも考えられます。

VII 資産の評価基準・評価方法

2 有形固定資産

65. 物品は、地方自治法第239条第1項に規定するもので、原則として取得価額または見積価格が50万円(美術品は300万円)以上の場合に、その取得価額を資産として計上し、再評価は行わないこととします。ただし、各地方公共団体の規程等において重要な物品等の基準を有している場合で、かつ、総資産に占める物品の割合に重要性がないと判断される場合においては、各地方公共団体の判断に基づき、継続的な処理を前提に当該規程等に準じた資産計上基準を設けることを妨げないこととします。なお、取得原価が不明な資産については、原則として再調達原価とします。

VIII 固定資産台帳の整備手順

1 総則

110. 地方公共団体が行う行政サービスは、多くの固定資産を利用して行われているため、地方

公共団体が所有する固定資産は膨大なものとなります。

111.固定資産台帳の整備にあたっては、その記載対象となる資産は、現状でも公有財産台帳といった各種台帳で管理されているものもありますので、作業の効率化を図る観点から、一から同台帳を作成するのではなく、可能な限り既存の公有財産台帳等から得られる情報を整理して整備することが考えられます。

2 庁内の体制整備

(1) 庁内の体制整備の意義

112. 庁内の体制整備は、固定資産台帳整備から資産評価に至る一連の作業において、以下の理由により欠かせないものです。

- ①各部署で管理している資産データを一元的にとりまとめる必要があること
- ②その際、固定資産を管理する各所管部署における管理の状態を把握した上で、現実的な一元管理の方法を定める必要があること
- ③また、統一的な基準導入作業のとりまとめを担当する部署、公有地評価に関連する各部署、情報管理部署及びその他の部署が連携することで、実務上・実態上有用な固定資産計上基準・評価要領等の作成が可能となること

113. このように、庁内の体制整備では、まず作業の事前段階に、全体のとりまとめを担当する部署をはじめ、データの管理・評価を担当する部署、公有地評価に関連する部署及び実際に施設を管理する部署等が参画し、役割を分担した上で、台帳整備の状況・資産評価の現状を確認するとともに意見交換を行うことが重要です。また、庁内に委員会・ワーキンググループ等を設置することにより、より有効に各部署間の連携を図ることができます。

114. なお、役割分担の例としては、以下が考えられます。

- 管財課：各部署へ調査シートを配布・回収、固定資産の現物調査、土地の評価等
- 福祉課、教育委員会、都市整備課等：固定資産の現物調査、土地の評価等
- 会計課：備品の現物調査(計上基準以上の物品の抽出)、備品の分類(耐用年数等)

(2) 結果

こうした概要を踏まえて、備品の管理状況について、今回往査した県立学校で、以下の点を中心に確認した。

- 新帳簿への更新が適切に行われているか
- 新帳簿への更新に伴い、現物の備品シールも適切に更新されているか
- 新帳簿と現物の突合の実施状況
- 実際に新帳簿と現物との突合をサンプルで実施し、現物のないもの・使用されていないものがないか

その結果、次の事項を発見した。

(i) 県立学校における新帳簿(物品管理簿)の整備状況について(指摘事項 2)

(発見事項)

学校名	発見事項等
松山北高校	旧帳簿(紙ベース)から新帳簿(会計課が配布するエクセルのデータに基づく帳簿)への移行は行われていた。
松山工業高校	旧帳簿(紙ベース)から新帳簿(会計課が配布するエクセルのデータに基づく帳簿)への移行は行われていた。
伊予高校	旧帳簿(紙ベース)から新帳簿(会計課が配布するエクセルのデータに基づく帳簿)への移行は行われていた。
今治西高校	旧帳簿(紙ベース)から新帳簿(会計課が配布するエクセルのデータに基づく帳簿)への移行は行われていた。
伊予農業高校	<p>旧帳簿(紙ベース)から新帳簿(会計課が配布するエクセルのデータに基づく帳簿)への移行は行われていた。</p> <p>但し、リース契約により使用している物品(借用品)で、借入期間が1年以上で、借入期間における総支払額が5万円以上のものについて、物品管理簿に記載されていなかった。</p> <p>これについては、平成28年3月29日付け27総務第787号、27会第362号「物品分類表及び物品会計事務の見直しについて」のとおり、適正に処理しているとのことであった。</p> <p>また、理科教育振興法(以下「理振」という。)及び産業教育振興法(以下「産振」という。)等の補助金で取得した物品については、新帳簿に移行できていなかった。</p> <p>これについては、平成28年3月29日付け27総務第787号、27会第362号「物品分類表及び物品会計事務の見直しについて」における別の定めにより管理簿を作成している場合と判断したが、必要事項の確認ができないため、新帳簿への移行を行っているところとのことであった。</p>
松山西中等教育学校	<p>旧帳簿(紙ベース)から新帳簿(会計課が配布するエクセルのデータに基づく帳簿)への移行は行われていた。</p> <p>但し、机、椅子等については5万円未満のものも新帳簿に移行しており、備品として管理するものの点数がその分非常に多くなっている。</p>
みなら特別支援学校	<p>旧帳簿(紙ベース)から新帳簿(会計課が配布するエクセルのデータに基づく帳簿)への移行は行われていた。</p> <p>但し、リース契約により使用している物品(借用品)で、借入期間が1年以上で、借入期間における総支払額が5万円以上のものについて、物品管理簿に記載されていなかった。</p> <p>また、以下の重要物品等について、新帳簿への移行が漏れていた。</p>

学校名	発見事項等	
	(単位:千円)	
	No.	品名
	1	幕(暗幕・第2 体育館一式・アクリル 100%・川島防災)
	2	幕(緞帳 9,350×4,650 一文字幕外)
		取得価格
		638
		1,987
	さらに、「テレビ THP50GIEH スタンドBD-KA90P82」が42台(@172,885円)あるが、これらについてはその金額が新帳簿に転記されていなかった。	

(問題点)

新しい物品管理簿は平成29年3月31日までに(延長のための協議書を提出している学校については平成30年3月31日までに)整備することが求められている。

上記7校の県立学校の往査は平成30年8月に実施しており、結果として往査した全ての学校で新しい物品管理簿が作成・整備されていた。

但し、各校の整備の内容については、特に物品管理簿に記載される備品の範囲に関して、例えば以下の点でルールに基づいておらず、結果として各校で取扱いにばらつきが生じている。

県の財産管理の観点から、また統一的な基準による財務書類の作成のベースとなる固定資産台帳の適切な整備の観点からは、物品管理簿に登載される備品の範囲について、全ての学校で同一の基準・方針の下適切に集計される必要がある。

- 理振及び産振関係の物品を新帳簿に移行していない(従来の理振・産振帳簿から移行していない)事例

効率的に一元管理を行うためには、本来はこれらも含めて新しい物品管理簿に移行させるべきである。

なお、平成28年3月29日付け27総務第787号、27会第362号通知において、「二重に管理簿は必要ないことから物品管理簿の作成は必要ない」としており、システム管理の場合のみならず、別の定めにより管理簿類を作成している場合も、別帳簿での管理を認めている。

また、理振・産振帳簿が当該管理簿類に該当し、管理がなされているのであれば、この通知上は差し支えないことになっている。

- リース契約により使用している物品で、リース料総額が5万円以上のもの(借入期間が長期間(1年以上)で、借入期間における総支払額が5万円以上のもの)を新帳簿に記載していない事例

上述の「物品分類表及び物品会計事務の見直しについて」の【物品分類表の解説】の「1 備品に関すること」に記載のとおり、これらは物品管理簿に備品として記載する必要がある。

- 5万円未満の机や椅子等について、全てを新帳簿に移行している事例

5万円未満の物品については、物品管理者が指定することによって備品として取り扱えることになっているが、備品点数の増加は、備品管理のための作業量の増加につながる。

備品管理の実効性を確保し、後述の物品点検等の形骸化を防止する観点からは、5万円未満の物品を備品として指定する場合には合理的な理由があるか等、十分な検討が必要である。

- 旧帳簿からの転記漏れ等

まずはもれなく転記されることが必要だが、後述の帳簿と現物の突合が適切に行われれば最終的には適切に修正されるはずであり、転記漏れが発見されないのは帳簿と現物の突合が実施されていないことが問題といえる(後述の「(iii)帳簿と現物の突合の実施状況」参照)。

- その他

物品分類表によると、維持管理経費を必要とする物品、例えばテレビ(NHK受信料)、携帯電話(通信料)や加除式の法規集、判例集、実例集(追録代)等の物品取得後に定期的に経費を支払う必要があるものやリサイクル法の対象物品(パソコン、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機等)については、消耗品であっても備品に準じて管理すべき物品に分類されている。

往査した県立学校では、例えばテレビについて、全て物品管理簿に載せている学校とそうでない学校があり、この点でも取扱いの統一化が図られていない状況であった。

(指摘事項2) 県立学校における新帳簿(物品管理簿)の整備状況について

物品管理簿に集計される備品の範囲について、運用ルールに基づかない取扱いが散見され、学校別にばらつきがみられる。

県の財産管理の観点や、統一的な基準による財務書類の作成のベースとなる固定資産台帳の適切な整備の観点からは、物品管理簿に登載される備品は同一の方針のもとで適切に集計される必要がある。

県では、平成28年4月に物品会計事務の見直しを行ったところ、地方局における物品管理について検討することとなり、新帳簿の整備を一部所属において平成30年3月31日まで延長し、平成30年4月に全所属で整備が完了したところのことである。

今後、各県立学校へのルールの通知・徹底を改めて強化するとともに、「物品分類表及び物品会計事務の見直しについて」に記載されているとおり、総務管理課並びに会計課及び出納室による立入指導によって、ルールに基づいた運用の徹底が望まれる。

(ii) 県立学校における備品シールの貼付について(指摘事項 3)

(発見事項)

学校名	備品シールの貼付状況									
松山北高校	<ul style="list-style-type: none"> ● 現物に貼付された備品シールは旧帳簿の古い管理番号のものであり、新帳簿移行にともなう備品シールの更新が行われていない。 ● また、物品会計事務の見直しにともない、消耗品に分類変更された取得価格が5万円未満の物品については、「備品シールを剥がす」「備品シールに×印を付す」等の対応が必要であるが、これも実施されていない。 									
松山工業高校	<ul style="list-style-type: none"> ● 現物に貼付された備品シールは旧帳簿の古い管理番号のものであり、新帳簿移行にともなう備品シールの更新が行われていない。 ● また、物品会計事務の見直しにともない、消耗品に分類変更された取得価格が5万円未満の物品については、「備品シールを剥がす」「備品シールに×印を付す」等の対応が必要であるが、これも実施されていない。 ● なお、実際にサンプルベースで現物を確認したところ、以下のように旧帳簿の管理番号の備品シールも貼付されていないものがあつた。 (単位:千円) <table border="1" data-bbox="515 1128 1315 1279"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>品名</th> <th>取得価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>高電圧試験実習装置(電気科)</td> <td>11,445</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>電子計算組織(電子機械科)</td> <td>35,500</td> </tr> </tbody> </table>	No.	品名	取得価格	1	高電圧試験実習装置(電気科)	11,445	2	電子計算組織(電子機械科)	35,500
No.	品名	取得価格								
1	高電圧試験実習装置(電気科)	11,445								
2	電子計算組織(電子機械科)	35,500								
伊予高校	<ul style="list-style-type: none"> ● 新帳簿の管理番号が記載されたシールが貼付されているものも一部では見受けられたが、顕微鏡テレビ撮影装置(460千円)、電源装置(511千円)など、旧帳簿の古い管理番号のシールしか貼付されていないものもあり、新帳簿移行にともなう備品シールの更新が完全には行われていない。 ● また、物品会計事務の見直しにともない、消耗品に分類変更された取得価格が5万円未満の物品については、「備品シールを剥がす」「備品シールに×印を付す」等の対応が必要であるが、これも実施されていない。 ● なお、実際にサンプルベースで現物を確認したところ、以下のように旧帳簿の管理番号の備品シールも貼付されていないものがあつた。 (単位:千円) <table border="1" data-bbox="515 1854 1315 1995"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>品名</th> <th>取得価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>ヤガミ CS-L 2ドア放電による誘爆防止付薬品庫</td> <td>239</td> </tr> </tbody> </table>	No.	品名	取得価格	1	ヤガミ CS-L 2ドア放電による誘爆防止付薬品庫	239			
No.	品名	取得価格								
1	ヤガミ CS-L 2ドア放電による誘爆防止付薬品庫	239								

学校名	備品シールの貼付状況
今治西高校	<ul style="list-style-type: none"> ● 新帳簿の管理番号が記載されたシールが貼付されているものも一部では見受けられたが、ピッチングマシン(935 千円)、顕微鏡・偏光顕微鏡ケニス(教師用)(429 千円)など、旧帳簿の管理番号の古いシールしか貼付されていないものもあり、新帳簿移行にともなう備品シールの更新が完全には行われていない。 ● また、物品会計事務の見直しにともない、消耗品に分類変更された取得価格が5万円未満の物品については、「備品シールを剥がす」「備品シールに×印を付す」等の対応が必要であるが、これも実施されていない。
伊予農業高校	<ul style="list-style-type: none"> ● 新帳簿の管理番号が記載されたシールが貼付されているものも一部では見受けられたが、上述のとおり、理振・産振等の補助金で取得した物品については新帳簿への移行が行われていないため、新帳簿に基づく新たな備品シールは貼付されていない等、新帳簿移行にともなう備品シールの更新が完全には行われていない。 ● また、物品会計事務の見直しにともない、消耗品に分類変更された取得価格が5万円未満の物品については、「備品シールを剥がす」「備品シールに×印を付す」等の対応が必要であるが、これも実施されていない。

学校名	備品シールの貼付状況															
松山西中等教育 学校	<ul style="list-style-type: none"> ● 現物に貼付された備品シールは旧帳簿の古い管理番号のものであり、新帳簿移行にともなう備品シールの更新が行われていない。 ● また、物品会計事務の見直しにともない、消耗品に分類変更された取得価格が5万円未満の物品については、「備品シールを剥がす」「備品シールに×印を付す」等の対応が必要であるが、これも実施されていない。 ● なお、実際にサンプルベースで現物を確認したところ、以下のように旧帳簿の管理番号の備品シールも貼付されていないものがあつた。 (単位:千円) <table border="1" data-bbox="517 745 1315 1137"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>品名</th> <th>取得価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>生徒用調理机 コーナン DS-42(食物教室)</td> <td>233</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>電話交換機 EM-2056 主装置・ページングユニット・バッテリー箱・シールドバッテリー(事務室の資料室)</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>グランドピアノ ヤマハ CS KG 8C</td> <td>1,260</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>津軽三味線セット Bタイプ</td> <td>57</td> </tr> </tbody> </table>	No.	品名	取得価格	1	生徒用調理机 コーナン DS-42(食物教室)	233	2	電話交換機 EM-2056 主装置・ページングユニット・バッテリー箱・シールドバッテリー(事務室の資料室)	400	3	グランドピアノ ヤマハ CS KG 8C	1,260	4	津軽三味線セット Bタイプ	57
No.	品名	取得価格														
1	生徒用調理机 コーナン DS-42(食物教室)	233														
2	電話交換機 EM-2056 主装置・ページングユニット・バッテリー箱・シールドバッテリー(事務室の資料室)	400														
3	グランドピアノ ヤマハ CS KG 8C	1,260														
4	津軽三味線セット Bタイプ	57														
みなら特別支援 学校	<ul style="list-style-type: none"> ● 現物に貼付された備品シールは旧帳簿の古い管理番号のものであり、新帳簿移行にともなう備品シールの更新が行われていない。 ● また、物品会計事務の見直しにともない、消耗品に分類変更された取得価格が5万円未満の物品については、「備品シールを剥がす」「備品シールに×印を付す」等の対応が必要であるが、これも実施されていない。 ● なお、実際にサンプルベースで現物を確認したところ、以下のように旧帳簿の管理番号の備品シールも貼付されていないものがあつた。 (単位:千円) <table border="1" data-bbox="517 1641 1315 1977"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>品名</th> <th>取得価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>エアコン(冷暖房設備)・ダイキン SMZHP280KD</td> <td>987</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>映写幕・学研 GEB 電動吊り上げ式 4800*3600</td> <td>799</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>温室 MVH-3603D</td> <td>1,076</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>軽四輪貨物自動車・ダイハツハイゼット</td> <td>740</td> </tr> </tbody> </table>	No.	品名	取得価格	1	エアコン(冷暖房設備)・ダイキン SMZHP280KD	987	2	映写幕・学研 GEB 電動吊り上げ式 4800*3600	799	3	温室 MVH-3603D	1,076	4	軽四輪貨物自動車・ダイハツハイゼット	740
No.	品名	取得価格														
1	エアコン(冷暖房設備)・ダイキン SMZHP280KD	987														
2	映写幕・学研 GEB 電動吊り上げ式 4800*3600	799														
3	温室 MVH-3603D	1,076														
4	軽四輪貨物自動車・ダイハツハイゼット	740														

学校名	備品シールの貼付状況		
		スペシャル S210P-TMRM 4WD 5MT	
	5	スクールバス(5台)	5台計 56,197
	6	トラクター・イセキ TF3FA1B	850
	7	幕・第一体育館緞帳一式	2,205
	8	わんぱく砦・ツムラ W-914	3,150

(問題点)

学校により多少の差はあるが、新しい物品管理簿に対応した備品シールを現物へ貼付する作業がいずれの学校においても完全には実施できていない。

また、平成28年の物品会計事務の見直しによって取得価額(取得価額が明らかでないときは、評価額)が5万円未満のものは原則として消耗品に分類変更されており、これらの物品に過去貼付された備品シールについては、

- 備品シールを剥がす
- 備品シールに×印を付す
- 消耗品としてのシールを上貼付する

のいずれかの対応が求められているが、これについても往査した7校全てについて実施されていなかった。

備品シールを現物に貼付することの意義は、帳簿上の物品と現物との関係を明らかにすることにある。具体的には、帳簿記載の管理番号(大分類、小分類、品名(品目)、整理番号)を備品シールに記載し、これを現物に貼付することで、帳簿の物品が現物と管理番号によって1対1で紐づけられる。

これにより、移設・廃棄等の現物の異動があった際に帳簿上の処理が容易となる(帳簿上のどの物品について管理換え、廃棄等の処理を行えばいいかが容易に判別できる)だけでなく、これによって定期的な現物の点検が実施可能となる。

反対に、備品シールの貼付がない状態では、膨大な量の備品について、現物が帳簿のどれに該当するかをいちいち特定するのは極めて煩雑で、備品の点検が実質的には不可能な状態であると言っても過言ではない。

これらから、備品シールの適時な更新、また消耗品に分類変更された物品の古い備品シールの対応が網羅的に実施されていない現在の状況には問題があるといえる。

(指摘事項3) 県立学校における備品シールの貼付について

平成28年に物品会計事務が見直されたことにより、新帳簿が整備され、物品の管理番号が変更となっているが、新しい管理番号の備品シールが現品に貼付されていない事例が多く見られ

た。

また、物品会計事務の見直しによって5万円未満の物品が消耗品に分類変更されているが、これらの物品に過去に貼付された古い備品シールへの対応(剥がす/×印を付す/消耗品としてのシールを貼付し直す)も実施されていない。

備品シールの貼付は帳簿上の備品と現物を対応させ、現物の点検を実施するうえで非常に重要な手続であり、網羅的に実施する必要がある。

県立学校へのルールの通知・徹底と総務管理課並びに会計課及び出納室による立入指導については、指摘事項2の記載と同様である。

(iii) 県立学校における物品(備品)の点検について(指摘事項 4)

(発見事項)

① 学校による物品の点検(帳簿と現物の突合)の実施状況

学校名	学校による帳簿と現物の突合の実施状況
松山北高校	実施されていない。
松山工業高校	実施されていない。
伊予高校	実施されていない。
今治西高校	実施されていない。
伊予農業高校	実施されていない。
松山西中等教育学校	実施されていない。
みなら特別支援学校	実施されていない。

② 新帳簿と現物との突合をサンプルで実施した結果(現物が確認できなかったもの)

学校名	帳簿と現物との突合結果(サンプルベース)		
松山北高校	サンプル抽出した8件のうち、以下については現物が確認できなかった。特別教棟の建替え時に、不用なものを処分したが、その際の不用・廃棄に関する手続及び帳簿上の処理について対応が遅れているとの説明を受けた。 (単位:千円)		
	No.	品質形状・規格寸法	取得価格
	1	島津 SPH-40 電源装置(物理)	173
	2	トア D-2502/240W 1元デスク型アンプ	568
	3	NEC PC-MY29R A-9 他(パソコン)(67台のうち42台)	4,693 (111千円×42台)
	4	ソニープレイヤー(PSX60)パワーアンプ(TA-N86)(ステレオセット)	364
5	液晶ビジョン(シャープ XV-HIZ)液晶ビジ	576	

学校名	帳簿と現物との突合結果(サンプルベース)		
		ヨンキャリングケース(液晶システムビジョン)	
	6	ナショナル WE-160(教材提示装置)	315
伊予高校	サンプル抽出した 12 件については現物を確認できた。		
今治西高校	サンプル抽出した 14 件のうち、以下については現物を確認できなかった。 (単位:千円)		
	No.	品質形状・規格寸法	取得価格
	1	パソコン NEC PC-MY29R/A-(整理番号 20)	111
伊予農業高校	サンプル抽出した 10 件については現物を確認できた。		
松山西中等教育学校	サンプル抽出した 8 件のうち、以下については現物が確認できなかった。 (単位:千円)		
	No.	品質形状・規格寸法	取得価格
	1	回転椅子 SNC-222BLN	0 (円単位で 126 円)
	2	パーソナルコンピューター NEC PC(アカマツ)	68
	※ No.1 と No.2 のいずれも、同種のものが多数ありかつ備品シールの貼付がないため、新帳簿と現物との間で 1 対 1 の対応関係がわからないため、結果として確認できなかったもの。		
みなら特別支援学校	サンプル抽出した 20 件のうち、以下については現物を確認できなかった。 (単位:千円)		
	No.	品質形状・規格寸法	取得価格
	1	液晶プロジェクター・パナソニック TH-L797J	892
	2	クーラー(冷房設備)三菱 PLFY-J80KM-A	750
	3	真空冷却機 1600*1145*1610	3,990
	4	食器洗浄機・蒸気式・DWAZ-5MRCS	1,995
	5	端末機	940
	6	中心温度管理機能付調理器・890*900*1670	1,706
	※ No.2~No.4 及び No.6 については、廃棄あるいは亡失の届等の手続はすでに実施		

学校名	帳簿と現物との突合結果(サンプルベース)
	済みであり、現物の廃棄も実施済み。帳簿からの除外のみ漏れていたと説明を受けている。

なお、県立学校に対する物品管理の状況に関するアンケート結果は次のとおりであった。

アンケート質問内容	回答結果
物品管理者が、毎年6月末までに、3月31日現在の物品状況について点検を行っているかどうか	点検している:32校 点検していない:33校
備品及び備品に準じて管理すべき物品については、物品管理簿を印刷のうえ、現物と突合して確認しているかどうか	実施している:40校 実施していない:25校
印刷した物品管理簿の余白部分(余白がない場合は別紙)に、点検実施責任者が点検実施日及び「点検済」を表示し、これに職氏名及び押印を行っているかどうか。(例:平成28年6月30日点検済 ○○課長 ×× ×× <input checked="" type="checkbox"/>)	対応している:20校 対応していない:45校

(問題点)

会計規則第181条では、地方機関における物品管理者は、毎年3月31日現在の物品を点検することが求められており、「物品分類表及び物品会計事務の見直しについて」(平成28年3月29日付け27総務第787号、27会第362号)の「別紙 物品会計事務の見直しについて」では、その具体的方法として、「備品及び備品に準じて管理すべき物品については、物品管理簿を印刷のうえ、現物と突合して確認すること」と規定されている。

実際に往査したいずれの学校においても、上記「物品分類表及び物品会計事務の見直しについて」(平成28年3月29日付け27総務第787号、27会第362号)の「別紙 物品会計事務の見直しについて」でルール化された物品の点検方法に基づいた物品の点検は行われていなかった。具体的には、

- ① 上記ルールでは備品について「物品管理簿を印刷のうえ、現物と突合して確認すること」とあるが、そのように印刷し突合したことが証跡として残った物品管理簿は保管されていない
- ② また、点検を実施した物品管理簿の余白(余白がない場合は別紙)に、点検実施責任者が点検実施日及び「点検済」を表示し、これに職氏名及び押印を行う(例:平成28年6月30日点検済 ○○課長 ×× ××)とあるが、こうした点検実施責任者の記載も見られない状況であった。

また、アンケート結果では、往査した7校以外の学校においてもルールに従った物品の点検が必ずしも十分ではないことが示されており、県立学校全体として物品の点検が形骸化している状況にあると言える。

上述のとおり、物品管理の基本は帳簿(物品管理簿)が正しく作成され、「どこに何がどれだけあるか」を帳簿上で正しく把握することがスタートとなる。そのためには日々の受け払いを適切に記帳

すると同時に、定期的に現物と物品管理簿の突き合わせを実施することが必要である。発見事項にあるような帳簿上の備品について現物が確認できない状況や、「(ii)備品シールの貼付」の発見事項にあるような備品シールが貼付されていない現物が多々ある状況は、物品管理簿と現物の突き合わせが長期間形骸化していることを示しており、この点で問題である。

上述のとおり、平成28年3月に物品分類表及び物品会計事務の見直しと、物品に関する帳簿類の改正が行われ、物品管理簿は平成29年3月末までに庁内で統一した様式のエクセルデータに一新され、備品の管理番号も基本的に全て変更されている。

いわば過渡期であり、このタイミングで今一度物品管理の重要性を再認識し、規則に従った運用を厳格に実施することは、県有財産である備品の適切な管理に資するだけでなく、統一的な基準に基づく財務書類の作成のベースとなる固定資産台帳の正確かつ適切な整備、その先にある県有財産の効率的な運用・財政のマネジメント強化にもつながる非常に意義のあることと考えられる。

一方で、県立学校では備品の点数が非常に膨大となるため、事務職員のみで毎年これに対応することは困難な面が見受けられる。そのため、例えば以下の方法等によって、県立学校において備品の点検作業が形骸化することなく、適切かつ確実に実施されるよう、実効性確保のための配慮も必要と思われる。

① 担当者の配置・報告体制の整備や手順の作成

例えば教員が受け持ち教室の備品については点検する等、点検のための担当者を教員も含めて配置する。

それぞれの担当者が実施結果を事務長宛てに提出し、事務長はその結果を集約し、網羅的かつ適切に点検が実施されたことを確認する、といった具体的かつ実行可能な手順書・マニュアル等をあらかじめ設定する。

② 循環点検の実施

県立学校については備品の点数が膨大であることに鑑み、重要物品以外の物品の点検については1年で全て実施するのではなく、ローテーションによって複数年(例えば2年)で実施する(但し1年目と2年目で実施する範囲・対象は明確に区分する)など、より実行可能な体制となるよう運用ルールの見直し・検討を行う。

③ 備品として管理するものの更なる絞り込み

上述のとおり平成28年の改正によって備品の金額基準は取得価格5万円以上と定められた(従来は1万円(図書については5千円)以上)。

これは、備品として管理する対象を一定額(=5万円)以上に絞りこむことで、絞り込んだ物品については今まで以上に厳密に管理を行う(現物の点検等を行う)という、金額的重要性に応じてメリハリのついた物品管理を行うとの趣旨のものと推察される。平成28年の改正では5万円を基準額としているが、当該基準額では備品の点数があまりにも膨大になり、実質的にメリハリのついた管理が十分行われず、という状況であれば、金額的基準の再検討も一つの方策であると考えられる。

なお、金額基準を引き上げることは厳格に管理する対象を減らすことにつながるため、慎重な対応が求められるが、金額基準の再検討を行う場合は、例えば上述の「統一的な基準による地方公会計マニュアル」65段落や、その他では以下の規則等が参考になると考えられる。これらを考慮しつつ、金額基準を改めて検討することも1つの方法である。

徳島県会計規則

第九十一条 物品の出納は、現に出納した日をもつて物品出納簿に記載し、出納通知書等にその年月日を記入しなければならない。ただし、消耗品類(原材料品類)請求(受領)書による場合には、一月分を取りまとめて記載することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、物品出納簿の記載を省略することができる。

- 一 購入後直ちに使用する備品類(一品の価格が十万円未満のものに限る。)及び消耗品類(別に定めるものを除く。)
- 二 記念品、報償品、災害救助品その他これらに類するもの
- 三 官報、新聞、雑誌、パンフレットその他これらに類するもの

高知県会計規則

第82条 物品は、財産規則第63条に規定する区分により整理しなければならない。

高知県財産規則

第63条 物品は、適正な供用及び処分を図るため、次の区分により整理しなければならない。

- (1) 備品
- (2) 消耗品
- (3) 動物
- (4) 生産品及び収穫物
- (5) 原材料品
- (6) 郵便切手類
- (7) 占有動産
- (8) その他の物品

2 前項第1号に掲げる物品(次条に規定する重要物品を除く。)及び同項第2号に掲げる物品の分類は、知事が別に定める。

高知県・「物品の分類について(依命通達)」(最終改正 平成25年10月23日 25高事セ第403号)

1 備品

- (1) 財産規則第63条第1項第1号に規定する備品とは、性質、形状を変えることなく、長期にわたり使用し、かつ、保存することができる物品で1件の取得価額が100,000円(コンピュータについては20,000円)以上の物品及び公印規程による公印とする。

なお、「長期にわたり使用、保存することができる」とは、1年以上にわたり使用に耐えると認められることをいい、「コンピュータ」とは、高知県情報セキュリティ基本方針を定める規程(平成19年4月1日訓令第11号)第2条第1号に規定するコンピュータで、県の業務を電算処理すること又は教育を目的に導入するコンピュータをいい、スマートフォンやタブレットなどインターネットの閲覧やメール送受信等コンピュータの機能を有する機器であっても、その導入が電算処理又は教育を目的としないものは対象外とする。

また「取得価額」は、高知県用品等調達特別会計(以下、「特別会計」という。)を通じて購入した物品については、特別会計からの振替価額、取得価額のない物品の場合は、その見積価額、取得価額・見積価額ともに明らかでない場合は、そのものと品質・規価等を同じくするものを新たに購入することとした場合の推定購入価額によるものとする。

「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針(平成28年4月21日最終改訂)

Q9-1 貸借対照表における固定資産の計上基準は何万円以上か。(関連項目;第4重要性の原則)

A

1 国立大学法人等においては、その業務目的を達成するために所有し、かつ、加工若しくは売却を予定しない財貨で、耐用年数が1年以上のものは固定資産に計上することになる。(注解9第5項参照)

ただし、償却資産のうち、この条件を満たすものであっても、1個又は1組の金額が一定金額以下で、重要性の乏しいものについては、貸借対照表の固定資産には計上せず、消耗品等その性格を表す適切な費用科目を付して損益計算書に計上することも認められる。(基準第4参照)

2 貸借対照表上の固定資産に計上するか損益計算書において適切な費用科目で処理するか判断については、図書を除き、当該資産についての今までの国の物品管理の状況等を参考とし、特段の事由のない場合の判断基準として、1個又は1組の金額について、国立大学法人等が取得した時の価額が50万円未満の償却資産については重要性の乏しいものとして貸借対照表に計上しないこととする。

3 なお、被出資資産の中の50万円未満の償却資産については、当該資産は貸借対照表に計上されることに留意しなければならない。

また、非償却資産については、金額にかかわらず、固定資産に計上することとする。

(指摘事項4) 県立学校における物品(備品)の点検について

会計規則第181条、「物品分類表及び物品会計事務の見直しについて」(平成28年3月29日付け27総務第787号、27会第362号)の「別紙 物品会計事務の見直しについて」に基づいた備

品の点検が不十分であると言え、改善が必要である。県立学校へのルールの徹底と総務管理課並びに会計課及び出納室による立入指導については、指摘事項2と同様である。

一方で、備品の点数は非常に多いため、マニュアルの整備や、運用ルール・備品範囲の再検討等によって、点検作業を形骸化させることなく、確実に実施できるような体制の整備が望まれる。実効性確保のためにも、各学校に任せるのではなく、全学校統一的な方法により手続が実施できるように、体制整備について高校教育課が主導すべきであることは言うまでもない。

(iv) 県立学校における不用品の処理等について(指摘事項 5)

(発見事項)

往査した県立学校7校中5校において、新帳簿と現物との突合をサンプルで実施した際に、現在使用されていない(又は使えない)状態にあり、今後も使用予定がない(又は使用予定が不明な)備品であると説明を受けたものが散見された。

その主な内容は以下のとおりである。

学校名	帳簿と現物との突合結果(サンプルベース)		
松山工業高校	サンプル抽出した 12 件のうち、以下については現在使用されていない(又は使えない)状態で、今後も使用予定がない(又は使用予定が不明)と説明を受けた。		
	(単位:千円)		
	No.	品名	取得価格
	1	自動制御実習装置(情報電子科)	30,500
	2	自動設計製図装置(建築科)	12,792
伊予高校	サンプル抽出した 12 件のうち、以下については使用されていない(又は使えない)状態で、今後も使用予定がない(又は使用予定が不明)と説明を受けた。		
	(単位:千円)		
	No.	品質形状・規格寸法	取得価格
	1	顕微鏡テレビ撮影装置/ナショナル顕微鏡カメラキット カラーカメラヘッド	460
今治西高校	サンプル抽出した 14 件のうち、以下については使用されていない(又は使えない)状態で、今後も使用予定がない(又は使用予定が不明)と説明を受けた。		
	(単位:千円)		
	No.	品質形状・規格寸法	取得価格
	1	パソコン NEC PC-MY29R/A-(整理番号 8, 14, 19 ほか)	(1 台当たり)111

学校名	帳簿と現物との突合結果(サンプルベース)																		
	<p>※ NEC PC-MY29R/Aについては、全部で32台物品管理簿に記載されており、うち17台が平成30年2月15日に今治特別支援学校へ管理換えとなっている。いずれも古く使用できない状態であり、使用見込みもないとの説明を受けている。</p>																		
伊予農業高校	<p>サンプル抽出した10件のうち、以下については使用されていない(又は使えない)状態で、今後も使用予定がない(又は使用予定が不明)と説明を受けた。</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>品質形状・規格寸法</th> <th>取得価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>クロマトスキャナー台・島津製作所 CS-9000 H1.12.7 取得</td> <td>4,155</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>高速液体クロマトグラフ台・日本分光工業 BIP-I 型 S60.2.28 取得</td> <td>1,940</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>自動分析装置・日本ウォーターズリミテッド社製</td> <td>9,180</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>電子計算組織一式(理振・産振関連として旧帳簿に記載。分類番号1・11、整理番号3、平成19年3月16日高校教育課より管理換え)</td> <td>11,655</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>自動製図装置一式(CAD パーソナルコンピューター、製図機等)(機械設計製図実習室)</td> <td>24,381</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上記以外にも、機械設計製図実習室には多くの使われていないパソコンが保管されており、実習室自体が使われていないパソコンの物置のようになっていた。</p>	No.	品質形状・規格寸法	取得価格	1	クロマトスキャナー台・島津製作所 CS-9000 H1.12.7 取得	4,155	2	高速液体クロマトグラフ台・日本分光工業 BIP-I 型 S60.2.28 取得	1,940	3	自動分析装置・日本ウォーターズリミテッド社製	9,180	4	電子計算組織一式(理振・産振関連として旧帳簿に記載。分類番号1・11、整理番号3、平成19年3月16日高校教育課より管理換え)	11,655	5	自動製図装置一式(CAD パーソナルコンピューター、製図機等)(機械設計製図実習室)	24,381
No.	品質形状・規格寸法	取得価格																	
1	クロマトスキャナー台・島津製作所 CS-9000 H1.12.7 取得	4,155																	
2	高速液体クロマトグラフ台・日本分光工業 BIP-I 型 S60.2.28 取得	1,940																	
3	自動分析装置・日本ウォーターズリミテッド社製	9,180																	
4	電子計算組織一式(理振・産振関連として旧帳簿に記載。分類番号1・11、整理番号3、平成19年3月16日高校教育課より管理換え)	11,655																	
5	自動製図装置一式(CAD パーソナルコンピューター、製図機等)(機械設計製図実習室)	24,381																	
みなら特別支援学校	<p>サンプル抽出した20件のうち、以下については使用されていない(又は使えない)状態で、今後も使用予定がない(又は使用予定が不明)と説明を受けた。</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>品質形状・規格寸法</th> <th>取得価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>カラオケ設備</td> <td>950</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ブロックマシン・KY380V 型</td> <td>4,486</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>幕・第一体育館緞帳一式</td> <td>2,205</td> </tr> </tbody> </table>	No.	品質形状・規格寸法	取得価格	1	カラオケ設備	950	2	ブロックマシン・KY380V 型	4,486	3	幕・第一体育館緞帳一式	2,205						
No.	品質形状・規格寸法	取得価格																	
1	カラオケ設備	950																	
2	ブロックマシン・KY380V 型	4,486																	
3	幕・第一体育館緞帳一式	2,205																	

(問題点)

上述のとおり、現状では必ずしも適時かつ網羅的に不用処理(現物の廃棄と帳簿からの除外)が行われていない。

愛媛県会計規則第175条では、「管理する物品が管理換え、修理等をして使用することができ

ないときは、その内容を示す書類を作成して不用の決定をし、すみやかに売払（売払によることが不相当と認められるものにあつては、廃棄）による処分をしなければならない」旨が定められている。

本来廃棄等が必要な不用品が廃棄等されずに多くそのまま残ってしまうと、

- ① 帳簿・現物ともに備品の点数がその分増えることになり、管理上の手数が増加する。
- ② 不用品のための保管場所が必要になる。

といった、学校運営・教育のための限られた資源に無駄が生じ、この点で問題がある。

また往査した県立学校では、

- ・使えるが使っていないもの
- ・修理すれば使えるが修理しないもの（予算がない・そこまで必要でない等）

等の存在についても説明を受けた。これらについては、上記規則では廃棄等をするルールとはなっていないため特段規則に反するものではない。

但し、仮にこれらが学校単位で把握され、さらには県全体で共有されれば、現在使われていない備品でも他の学校、部門では有用である場合も考えられ、県としての備品の有効活用にもつながる。

いずれにしても、現在使われていない備品の情報を網羅的かつ効率的に把握できるのは、備品の点検時である。例えば、備品の点検時に「現在使っていない備品」をリストアップし、それらについて

a. 使える	ア. 今後の使用見込みあり
b. 直せば使える（直さない理由）	イ. 今後の使用見込みなし
c. 直しても使えない	ウ. 今後の使用見込み不明

といった情報を付加すれば、これを全校で集約し、県で共有することが可能である。

また、廃棄等処理はこの中で直しても使えないもの、今後の使用見込みのないもの等が対象となるが、備品の点検時にこうした文書を残すことで、廃棄等処理をしたものとしなかったものの判断過程が文書で明確化されることにもつながる。

（指摘事項5） 県立学校における不用品の処理等について

不用品について、不用処理（現物の廃棄処理及び帳簿からの除外）が適時かつ網羅的に実施されていない。備品の点検の際、同時に備品の使用状況と今後の使用見込みに関する情報を収集することで不用処理を適時かつ網羅的に実施すべきである。

10. 薬品及び農薬の管理

(1) 概要

県立学校では物理・化学・生物等の実験で薬品を使用することがあり、また県立学校のうち農業高校では農作物を育てる授業等で農薬が使用されている。

これらの中には正しく保管・使用されないと人体や環境に有害な影響を及ぼすものもあり、中でも毒物及び劇物(以下「毒劇物」という。)は特に毒性の強いものとして法令等で指定された薬品である。

毒劇物に関しては、毒物及び劇物取締法等の関係法令による規定のほか、各校で毒物及び劇物取扱要領等の内部規定が整備されており、これらで使用・管理方法について取扱いが定められている。

(2) 結果

これらを踏まえて、毒劇物の管理状況について、今回往査した県立学校で、以下の点を中心に確認した。

- 毒劇物の保管体制について(保管されている場所、施錠の体制等)
- 毒劇物の受払記録の整備状況
- 毒劇物の実際の使用状況

その結果、次の事項を発見した。

(i) 県立学校における長期間未使用の毒劇物について(意見事項 10)

(発見事項)

いずれの学校においても毒劇物の保管は鍵のかかる専用の保管庫の中に施錠された状態で保管されており、受払簿も適切に作成されていた。

但し、往査した県立学校の多くでは、長期間(10年以上)未使用の毒劇物が多数みられた。過去は授業で使用していたが、授業内容の変化によって現在のカリキュラムでは使用されなくなったものが多く、これらのうち使用見込みがないものについても処分のための予算が十分確保できないために長期の保管となってしまう等の理由について説明を受けた。

また、往査した高校以外の状況についても把握する目的から、分校を含めた県立学校全65校にアンケートを実施し、未使用の薬品の保管状況等について確認したところ、10年以上使用されていない毒劇物が保管されている学校が39校あり、それらの学校が保管する毒劇物の種類は平均すると約25種類という結果であった。

(問題点)

長期間未使用の毒劇物を多数保有しておくことは、これらを管理するための無駄な手数が発生するだけでなく、盗難のリスクや、災害時に流出するリスクも考えられるため、使用見込みのないものについては早期に廃棄処分(又は必要な部門に管理換え)すべきである。

なお、往査した県立学校によっては毒劇物の処分のための予算が十分確保できない等の理由で長期の保管となっているとの説明も受けており、実行可能性及び効率性の観点からは県又は県立学校全体としての対策も必要であると考えられる。

この点について、高校教育課では平成29年2月2日付けで各県立学校に照会し、毒物及び劇物の保有状況について調査して全体を集計しており、こうした全体的な状況把握をふまえて、優先順位をつけて計画的に処分する等の対策を検討することが望ましい。

(意見事項10)県立学校における長期間未使用の毒劇物について

県立学校では、長期間未使用の状態にある毒劇物が多数存在している。今後も使用見込みのないものについては、早期に廃棄処分(又は必要な部門に管理換え)すべきであり、県又は県立学校として全体の状況を把握のうえ、優先順位をつけて計画的に廃棄していく等の対策が望まれる。

11. 情報及び情報機器管理

(1) 概要

生徒の情報活用能力の伸長、教員のICTを効果的に活用した授業の展開及び教員の事務負担軽減など、コンピュータやインターネット、デジタルカメラなどの情報コミュニケーション技術(ICT)が多様な学習のための重要な手段として活用されるようになってきており、学校の教育活動におけるICTの積極的な活用は、今後、ますます求められているところである。

その際、児童生徒や外部の者等による不正アクセスの防止等の十分な情報セキュリティ対策を講じることは、教員及び児童生徒が、安心して学校においてICTを活用できるようにするために不可欠な条件であることは言うまでもない。

こうした状況を受けて、平成29年10月18日に、学校ICT環境の特性の考慮と情報セキュリティに係る最新知見が反映された「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が文部科学省から公表された。

これを受け、愛媛県では当該ガイドラインを踏まえた適正な教育情報セキュリティの確保が各県立学校において図れるよう、これまで各学校が独自に規定していた情報セキュリティポリシーを、県立学校共通の方針、体制、対策等を定める包括的な規程に置き換えることとし、「愛媛県県立学校情報セキュリティポリシー(基本方針及び対策基準)」を新規策定し、平成30年4月1日より施行している。

「愛媛県県立学校情報セキュリティポリシー」は、従来は各県立学校で「〇〇学校情報セキュリティポリシー」として全般的に規定していたものについて、基本方針・対策基準・実施手順の階層別に分類し、基本方針及び対策基準については教育委員会において学校共通の統一規定とし、実施手順については各学校で実情にあった具体的な手続、手順、方法を定める、という構成となっている。また、学校が保有する情報資産について、重要度によって大きく4つに分類し、それぞれの分類毎に取扱いを明確化している。

(2) 結果

今回往査した県立学校において「愛媛県県立学校情報セキュリティポリシー」の遵守状況等について確認を実施した。

その結果、次の事項を発見した。

(i) 県立学校において使用する電磁的記録媒体について(指摘事項 6)、県立学校における電磁的記録媒体の登録状況の定期的な見直しについて(意見事項 11)

(発見事項)

電磁的記録媒体については、あらかじめ登録されたもののみ使用が可能な状況であるのに対し、往査した県立学校のうち、松山工業高校、伊予農業高校、松山西中等教育学校等においては所定の手続をとって公的に整備した電磁的記録媒体以外についても(学校内使用に限定する等の方策はとっているものの)使用しているとの回答を得た。

また、県立学校に対するアンケート結果でも、9校が公的に整備したもの以外の使用があるとの回答であった。

さらに、往査した県立学校では、電磁的記録媒体のうち、USBメモリは登録されているが、授業用の写真・動画の撮影用のデジタルカメラ等のSDカードの登録が失念されていた例が散見された。

なお、県立学校に対するアンケートの結果、電磁的記録媒体の使用数(登録数)について、多い学校では106個(西条高校)あるいは142個(宇和特別支援学校)登録されている一方、全く登録していない学校(今治南高校、今治北高校、松山東高校、松山南高校、松山商業高校、外)も散見される等、使用数(登録数)に大きな差があることが判明した。

県立学校の規模や利用方法の差も考えられるが、例えば往査したみなら特別支援学校では、USBメモリを32個登録しており、これは当初タブレット型パソコンを導入した際に同数のUSBメモリを登録したものであり、実際にはほとんど使用されていないと説明を受けた。

(問題点)

「愛媛県県立学校情報セキュリティ対策基準」では、「電磁的記録媒体は、公的に整備したものを使用すること。」との規定がなされているが、これらが守られていない。

またSDカードについても電磁的記録媒体であり登録が必要であるが、これらの認識がなかったケースもあり、結果として公的に整備していない電磁的記録媒体を使用してしまっている事例も見受けられており、規定の周知が徹底されていない。

(指摘事項6) 県立学校において使用する電磁的記録媒体について

電磁的記録媒体について、公的に整備されたもの以外を使用している状況が散見されており、「愛媛県県立学校情報セキュリティ対策基準」が遵守されていない。

規定の周知をより徹底し、ルールどおりの運用が必要である。

また、上述のとおり、各学校で使用する電磁的記録媒体に大きな差が生じている。

学校の規模や使用方法等による差という面もあるが、いったん多数登録してもその後使用しなくなるケースも見られ、定期的に公的に登録された電磁的記録媒体の数の見直しを実施することも適切な情報機器管理の観点からは有用である。

(意見事項11) 県立学校における電磁的記録媒体の登録状況の定期的な見直しについて

公的に整備された電磁的記録媒体について、使用方法の変更等で使用見込みがないものはその登録を外す等、定期的にその必要数を見直し、使用できる電磁的記録媒体は必要最低限の数量としておくことが望ましい。

(ii) 県立学校における教職員用端末及び生徒用端末の一覧表の作成について(意見事項 12)
(発見事項)

教職員用端末、生徒用端末について、往査した県立学校において、その保有する台数等を確認したところ、いずれの学校においても教職員用端末、生徒用端末の所在別・保管者別の一覧表等が作成されていなかった。

(問題点)

「愛媛県県立学校情報セキュリティ対策基準」では、教職員用端末、生徒用端末の管理について規定があり、各校でこれに基づいた運用がなされているが、これらの情報端末については、だれが、どこで保管しているかを全体的に一覧できる表がなければ、現物突合等の資産管理上非効率となる可能性がある。

(意見事項12) 県立学校における教職員用端末及び生徒用端末の一覧表の作成について

教職員用端末及び生徒用端末については、だれが、どこで保管しているかを一覧できる表を作成し、これを定期的に更新し管理することが端末の現物管理には有用であると考えられる。

(iii) 県立学校におけるサーバ室の場所について(意見事項 13)
(発見事項)

往査した県立学校のうち、松山北高校、伊予高校及びみなら特別支援学校でサーバ室が 1 階にあった。

(問題点)

「愛媛県県立学校情報セキュリティ対策基準」では、「サーバ室とは、サーバ、基幹ルータ等を設置し、当該機器等の管理及び運用を行うための部屋をいい、地階又は1階に設けないことが望ましい。」と規定されている。

往査した県立学校のうち 1 階にサーバ室があった学校については、水害等の惧れの少ない地域であるとの説明を受けたが、各学校のサーバ室の場所について、県として情報収集のうえ、可能な限り 2 階以上にサーバ室が設置できるよう対策が望まれる。

(意見事項13)県立学校におけるサーバ室の場所について

水害等に備え、サーバ室が 1 階に置かれている学校を県として全体的に把握し、これらの学校についてはできるだけ 2 階以上にサーバ室を移動できるように対策を講じることが望ましい。

12. 愛媛県高等学校奨学金

(1) 概要

県教育委員会では、優秀な生徒であって経済的理由により修学困難なものに対し、学資金を貸与して、有用な人材を育成することを目的として奨学金の貸付けを実施している。

(i)対象

高等学校(専攻科、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)、高等専門学校又は専修学校(高等課程で教育委員会が認めるものに限る。)

(ii)奨学金の貸与月額(平成 22 年度～)

学校種別、通学形態ごとに、以下の額から選択する。

区分		貸 与 月 額(円)						
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦上限
国公立	自宅通学	5,000	10,000	15,000	—	—	—	18,000
	自宅外通学	5,000	10,000	15,000	20,000	—	—	23,000
私立	自宅通学	5,000	10,000	15,000	20,000	25,000	—	30,000
	自宅外通学	5,000	10,000	15,000	20,000	25,000	30,000	35,000

(iii)出願資格

- ① 学業・人物ともにすぐれ、かつ、健康な者
- ② 学資の支弁が困難であると認められる者
- ③ 保護者又は保護者であった者が愛媛県内に居住する者
- ④ 愛媛県母子父子寡婦福祉資金、愛媛県高等学校定時制課程及び通信制課程就学奨励資金、特別支援学校就学奨励費(Ⅰ区分Ⅱ区分)及び日本学生支援機構が実施する奨学金(貸与型)を受けない者
- ⑤ 保護者又は保護者であった者が、奨学金の趣旨を理解し、将来の奨学金返還の義務等について、保護者の立場から責任を自覚していること

(iv)出願基準

(a)家計基準

応募者の父と母双方又はこれに代わって家計を支えている者の所得年額の合計から特別控除額表に定める控除を行った後の額が収入基準額表に定める額以下であること。

【収入のめやす】

本人公立高校(4人世帯・・・兄弟中学生1人、5人世帯・・・兄弟中学生1人、小学生1人)の例

給与所得の世帯		給与所得以外の世帯	
4人世帯	5人世帯	4人世帯	5人世帯
665万円	834万円	291万円	426万円

(b)学力基準

勉学に意欲があり、学業を確実に終了できる見込みがある者

(v)募集区分

区分	予約採用	在学採用	緊急採用
対象者	翌年4月に高等学校等への進学を希望している者	高等学校等に在学中の者	高等学校等に在学中の者で、家計急変などの理由により、緊急に奨学金の貸与の必要が生じた者
募集時期	高等学校等に進学する前年の11月上旬	毎年6月上旬	随時
出願手続	在籍する中学校を通じて出願	在籍する高等学校等を通じて出願	在籍する高等学校等を通じて出願

(vi)奨学金の返還

卒業後、年賦で毎年12月末日までに納付する。

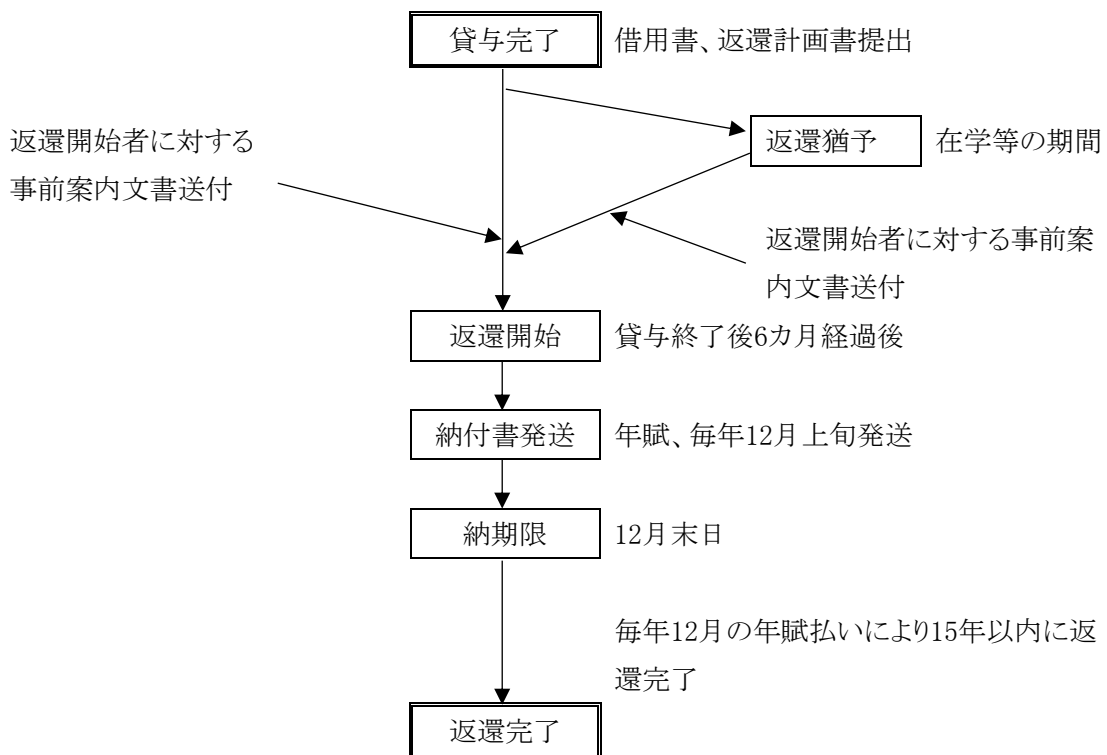
15年以内に返還するが、実質的な返還期間は、12～14年程度。

(vii)貸与事務の概要

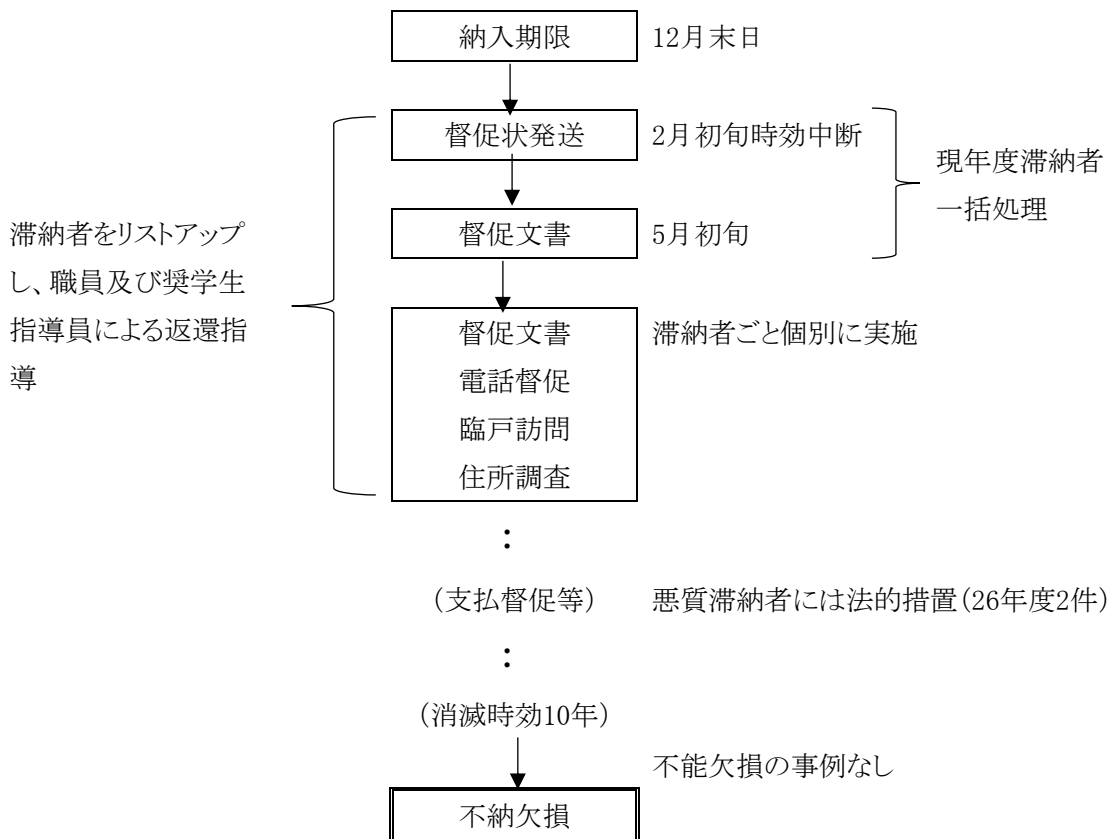
奨学金の貸与を受けようとする生徒から学校の推薦とともに願書が教育委員会教職員厚生室に提出され、奨学生選考委員会(学校長、教育委員会、県保健福祉課をメンバーとする教育・福祉関係者により構成。)への諮問・選考委員会からの意見具申(緊急採用については、随時採用を決定し、選考委員会へは報告のみ。)を経て、採用が決定されると奨学金が支給される。

(viii)債権の管理方法

① 債権発生から債権消滅までのフロー



② 滞納が生じた場合の債権管理フロー



(以上 出典:愛媛県奨学資金制度の概要)

(2) 愛媛県奨学資金特別会計の状況

① 直近3年間の決算推移

(単位:千円)

歳入		収入済額		
科目		平成27年度	平成28年度	平成29年度
奨学資金収入		1,729,142	1,801,819	1,912,906
奨学資金収入	繰越金	1,270,565	1,330,004	1,451,791
	貸付金元利収入	458,334	471,701	461,105
	雑入	242	112	10
	歳出		支出済額	
科目		平成27年度	平成28年度	平成29年度
奨学資金		399,137	350,027	303,323
奨学資金	貸付金	383,295	337,177	290,122
	管理費	15,842	12,850	13,201
	報酬 ²	4,896	5,036	4,896
	共済費 ³	692	780	809
	旅費	1,060	1,103	1,065
	需用費	761	591	586
	役務費	983	1,073	1,145
	委託料	948	-	-
	使用料及び賃借料	110	141	144
	償還金、利子及び割引料 ⁴	6,390	4,124	4,554

(出典:教育総務課の「定期監査調書」)

直近3年間の奨学金の状況は【図表3-12-1】のとおりである。

【図表3-12-1 直近3年間の奨学金の状況】

(単位:千円)

年度	収入済額(A)			支出済額(B)		A-B
	繰越金	貸付金元 利収入	雑入	貸付金	管理費	
H27	1,270,565	458,334	242	383,295	15,842	1,330,004

² 奨学金返還指導のための嘱託員の報酬

³ 奨学金返金指導のための嘱託員の社会保険料

⁴ 国から移管された補助金事業分について奨学金返還額の2分の1を国庫に償還。

年度	収入済額(A)			支出済額(B)		A-B
	繰越金	貸付金元 利収入	雑入	貸付金	管理費	
H28	1,330,004	471,701	112	337,177	12,850	1,451,791
H29	1,451,791	461,105	10	290,122	13,201	1,609,582

(出典:教育総務課の「定期監査調書」より監査人が一部加工)

(3) 結果

- ① 愛媛県奨学資金制度の概要について関連資料を閲覧するとともに担当者に質問を行った。
- ② 奨学金システムについてソフトが稼働しているパソコンの画面を閲覧するとともに担当者に質問した。
- ③ 債権の管理について関連資料を閲覧するとともに担当者に質問した。必要に応じて返還指導状況についても関連資料を閲覧した。
- ④ 返還免除について関連資料を閲覧するとともに担当者に質問した。
- ⑤ 平成28年度決算を基に作成された財務書類(貸借対照表)中の奨学資金債権残高について監査調書との一致を確かめた。

その結果、次の事項を発見した。

(i)奨学金システムについて(意見事項 14)

(発見事項)

奨学金の債権管理は、奨学金システムで行っている。このシステムは、平成17年に日本育英会から高校生に対する奨学金制度が県に移管された際に、日本育英会から提供されたデータベースソフトをベースとしたシステムである。

このシステムでは、貸与中の者は「奨学ソフト」、返還中の者は「返還ソフト」で別々に管理されている。返還データを情報政策課から月1回受け取り、それを変換ソフトに取り込んでいる。

しかし、変換ソフトのメニューとして貸付先別残高表等の資料又はデータの作成機能が設けられておらず、担当者がCSVデータでデータをダウンロードしてそれを加工し、主な帳票として「個人別現在滞納額一覧」、「調定一覧」、「奨学金未返還者」を作成している。

ソフトが稼働しているパソコンは、ネットワークから切り離されたスタンドアロンパソコンであり、毎朝手動でデータバックアップをとっている。

(問題点)

担当者からの要求により、情報政策課から入金データを受け取った後、月次バッチ処理される点で、入金処理が適時に行われない。

また、調定年度別の滞留状況を一覧データとしてダウンロードできないため、人別調定年度別

債権残高を把握するために時間を要する結果となっており、非効率である。

さらに、現在作成している「個人別現在滞納額一覧」には滞納が発生した債権額しか記載されておらず、これらの者の期限未到来債権の管理が行われていない。

年度末の各人別債権残高明細表が作成されておらず、愛媛県が平成28年度決算から作成している貸借対照表等の財務書類の債権残高の勘定内訳を確認できない。

ソフトが稼働しているパソコンは古いパソコンであり、処理能力がかなり遅く事務効率が悪い。

(意見事項14)奨学金システムについて

滞納が発生した者に期限未到来債権がある場合、これらの債権は滞納予備軍になることを認識し、過去の調定年度の滞納額のみならず期限未到来債権も合算した額について滞納計画を立案する必要がある。そのためにも期限未到来債権額を含む人別債権残高一覧が作成できるシステム構築を行うことが望まれる。

その際には次の事項について留意する。

- データ漏えい等のリスクも検討のうえ、データをネットワーク上で管理する、処理能力の早い端末に置き換える。これと併せて入金情報の適時の把握のため入金情報のオンライン取り込みを検討する。
- 各年度単位で独立して、年度期首残高、年度中の貸付額及び返還額等の減少額、年度末残高を管理し、そのうえで次年度繰越を行うようなシステム導入を検討する。そうすることにより年度末の各人別債権残高明細表をいつでも出力することができ、平成28年度決算から作成されている貸借対照表等の決算書作成にも資するものとする。
- コスト削減のため、愛媛県独自で開発することなく、他の都道府県のシステム導入状況を研究し、成功事例と判断するシステムのライセンス使用を検討する。

(ii)愛媛県高等学校奨学金に係る債権の回収について(意見事項 15)

(発見事項)

直近3年間の奨学金の貸付実績及び各年度の貸付残高は【図表 3-12-2】のとおりである。

各年度の1人当たり貸付金額はおおむね250千円弱で推移している。

また、毎年貸付実人数が減少していることから各年度の貸付金額が減少し、貸付金残高も減少している。

【図表3-12-2 直近3年間の奨学金の貸付実績及び各年度の貸付残高】

年度	①各年度の貸与 実人数(人)	②各年度の貸付 金額 (千円)	1人当たり 貸付金額②/① (千円/人)	貸付金残高 (千円)
H27	1,556	383,295	246	4,038,806
H28	1,351	337,177	249	3,904,101

年度	①各年度の貸与 実人数(人)	②各年度の貸付 金額 (千円)	1人当たり 貸付金額②/① (千円/人)	貸付金残高 (千円)
H29	1,169	290,122	248	3,731,024

(出典:教育総務課の「定期監査調書」より監査人が一部加工)

直近3年間の奨学金に係る調定額及び収入額と前年度末残高に対する収入額の比率(返還率)の推移は【図表3-12-3】のとおりである。

各年度とも、過年度に調定済みの未納額である過年度未収金の返還率は10%強、履行期限未到来債権のうち各年度に新たに調定された額に対する返還率は90%弱で推移している。

【図表3-12-3 直近3年間の奨学金に係る調定額及び収入額】

(単位:千円、%)

年度	区分	前年度末残高 ①	調定額 ②	収入額 ③	返還率 ③/②
H27	過年度未収金	170,293	170,293	21,046	12.4
	履行期限未到来債権	3,945,487	494,909	437,288	88.4
H28	過年度未収金	206,868	206,868	28,237	13.7
	履行期限未到来債権	3,831,938	504,941	443,464	87.8
H29	過年度未収金	240,107	240,107	25,180	10.5
	履行期限未到来債権	3,663,994	498,960	435,925	87.4

(出典:教育総務課の「定期監査調書」より監査人が一部加工)

【図表3-12-3】のとおり、過年度未収金の返還率は10%強にとどまっており、直近3年間の過年度未収金の回収状況を調定年度別に分析したものが【図表3-12-4】である。

【図表3-12-4 直近3年間の過年度未収金の回収状況】

(単位:千円、%)

当初調定 年度	①	②	③	④	⑤	⑥	29年度 末残高
	26年度 残高	減少額 ※	27年度 末残高	減少額 ※	28年度 末残高	減少額 ※	
H14	88	-	88	-	88	-	88
H15	397	12	385	-	385	9	376
H16	611	88	523	-	523	6	517
H17	444	105	339	-	339	8	331

当初調定 年度	①	②	③	④	⑤	⑥	
	26年度 残高	減少額 ※	27年度 末残高	減少額 ※	28年度 末残高	減少額 ※	29年度 末残高
H18	1,292	274	1,018	11	1,007	30	977
H19	1,778	301	1,477	191	1,286	73	1,213
H20	3,681	382	3,299	336	2,963	192	2,771
H21	8,267	487	7,780	556	7,224	639	6,585
H22	14,009	928	13,081	687	12,394	729	11,665
H23	19,303	2,203	17,100	1,164	15,936	1,206	14,730
H24	28,907	2,891	26,016	3,062	22,954	1,948	21,006
H25	37,970	3,850	34,120	4,190	29,930	2,790	27,140
H26	53,544	9,525	44,019	5,640	38,379	3,763	34,616
H27			57,621	12,399	45,222	4,437	40,785
H28					61,477	9,350	52,127
合計	170,293	21,046	206,868	28,237	240,107	25,180	214,927

(出典:教育総務課の「定期監査調書」より監査人が一部加工)

※ 定期監査調書上では減少額について返還、免除等の区別がないが、免除は死亡等特殊なケースになるため、上表上の減少額は返還額とほぼ等しい。

さらに、【図表3-12-4】のデータを基に、各年度における期首未納額に対する未納額の減少額及びその比率の推移を分析したものが次表である。

当初調定年度の翌年度の減少率が高く、当然のことながら減少額も多額になっている。

その後は、支払困難などの理由により結果的に分割納入等が発生する結果、毎年10%程度の減少率になっているものと考えられる。

(単位:千円、%)

当初調定年度	27年度		28年度		29年度	
	減少額	減少率 (②/①)	減少額	減少率 (④/③)	減少額	減少率 (⑥/⑤)
H14	-	-	-	-	-	-
H15	12	3.0	-	-	9	2.3
H16	88	14.4	-	-	6	1.1
H17	105	23.6	-	-	8	2.4
H18	274	21.2	11	1.1	30	3.0
H19	301	16.9	191	12.9	73	5.7
H20	382	10.4	336	10.2	192	6.5

当初調定年度	27年度		28年度		29年度	
	減少額	減少率 (②/①)	減少額	減少率 (④/③)	減少額	減少率 (⑥/⑤)
H21	487	5.9	556	7.1	639	8.8
H22	928	6.6	687	5.3	729	5.9
H23	2,203	11.4	1,164	6.8	1,206	7.6
H24	2,891	10.0	3,062	11.8	1,948	8.5
H25	3,850	10.1	4,190	12.3	2,790	9.3
H26	9,525	17.8	5,640	12.8	3,763	9.8
H27		-	12,399	21.5	4,437	9.8
H28		-		-	9,350	15.2
合計	21,046	12.4	28,237	13.6	25,180	10.5

愛媛県では、滞納者に対する督促について「奨学生指導員の業務について」(平成 28 年 1 月)に基づき業務を行っている。

滞納者に対する督促の概要は次のとおりである。

2 月	直近 1 年分のみ滞納している者に対し、電話による返還指導 【指導員 ⁵ 及び係員 ⁶ が実施】
2 月初旬	督促状発送(直近 1 年分の滞納がある者) ⇒3 月末までの納入を指示。【係員実施】
4 月～	納入がないものに対し、個別の文書督促、電話・訪問による納入指導。【指導員実施】 個別の訪問等により、滞納者の収入状況等の聴取を行い、それぞれの事情に応じた返還指導を行う。(「返還指導継続」若しくは「猶予、計画変更の助言」) →・滞納者の自宅の他、勤務先への訪問 ・連帯保証人、保証人への連絡、訪問による指導 ・その他連絡先への連絡 以降、滞納者に対し、定期的に個別の文書督促、電話・訪問を継続。

(出典:奨学生指導員の業務について)

上述のとおり、調定年度の新しいものほど返還指導の効果が高い。3 月末までに納入がなかった滞納債権が主に指導員の返還指導の対象になる。

指導員の返還指導に係るコストと債権減少額との関係は次表のとおりである。

⁵ 奨学金の返還指導を行うために雇用している嘱託員である。

⁶ 奨学金の返還指導に従事する県職員である。

調定年度の翌年に回収できる債権は、単に払込を忘れていたなど比較的容易に回収可能なものであると考えられる。

よって、直近調定分を除く債権減少額に対する経費割合が指導員に係る債権回収コストの割合として適当であると考ええる。

(単位:千円)

	27年度	28年度	29年度
報酬	4,896	5,036	4,896
共済費	692	780	809
旅費	1,060	1,103	1,065
経費合計①	6,649	6,920	6,771
債権減少額②	21,046	28,237	25,180
②のうち直近調定分③	9,525	12,399	9,350
直近調定分を除く債権減少額④(②-③)	11,521	15,838	15,830
経費/債権減少額①/②	31.6%	24.5%	26.9%
経費/直近調定分を除く債権減少額①/④	57.7%	43.7%	42.8%

ところで、愛媛県は平成30年9月から「愛媛県奨学資金貸付金回収業務」の委託契約を債権回収会社と締結した。

その委託料は、当該契約に基づき委託業者に回収を委託した債権のうち委託業者が債務者から回収した金額に成功報酬率20%を乗じた額である。

上表の3年間の②の経費割合(①/②)は、いずれもこの成功報酬率を上回っている。④の経費割合(①/④)に至ってはいずれもこの成功報酬率の2倍以上である。

(問題点)

指導員による返還指導を貸付金返還に関する教育的観点があるとの担当部署の回答であったが、回収業務委託契約と比べても明らかに指導員による業務コストは割高であり、費用対効果の観点から問題がある。

また、現在締結している愛媛県奨学資金貸付金回収業務により委託業者に委託する債権については、どのような債権が該当するか規定されておらず、担当者の恣意性が介入する可能性がある。

履行期限が到来した債権のうち滞納が発生したもののみ返還指導の対象にしており、滞納者に係る履行期限未到来債権も滞納予備軍になる可能性があるにもかかわらず、それを意識した返還指導が行われていない。

(意見事項15)愛媛県高等学校奨学金に係る債権の回収について

業務の効率化及びコスト削減のため、効率の悪い指導員による返還指導業務の見直しと人

的配置の検討が望まれる。

そのために、次の事項を検討することを提案する。

- 滞納債権の回収可能性について、例えば、①1年以内に回収可能債権、②分割回収可能債権、③回収要注意債権、④回収懸念債権、⑤回収不能債権などに分類基準を設けて分類し、各分類債権に対して返還指導を含む回収手続を定めることが望まれる。そのうえで例えば分類②の債権に1年間返還遅延が生じると分類③の債権区分に機械的に移行するなどが考えられる。
- 分類①及び②の債権に関する返還指導のみ指導員に実施させることにすれば、マンパワーも現在ほどは要しないと思われるし、作業によってはアルバイトでもできるかもしれない。
- 分類③及び④の債権については、機械的に回収委託業者に委託する。
- 不能欠損処理のルールを設けたうえで、分類⑤の債権は不能欠損処理をおこなう。
- 債権の分類を行う場合、滞納者に係る履行期限未到来債権も含め、将来の回収額の最大化を念頭に置いた回収手続を検討する。

県税等その他の債権も滞納している可能性があるため、県全体の事務の効率化の観点から債権の名寄せをおこなうとともに回収事務の見直しが望まれる。

(iii)愛媛県奨学資金特別会計に係る監査調書における数値間の整合性について(意見事項 16)
(発見事項)

定期監査調書の記載の抜粋は次のとおりである。なお、単位は千円単位に変更している。

1 平成29年度歳入現計表

科目		収入済額
奨学資金収入		1,912,906
	奨学資金収入	1,912,906
	繰越金	1,451,791
	貸付金元利収入	461,105
	雑入	10

8 債権に関する調

区分	前年度末 現在高	本年度増減高			当年度末 現在高	備考
		増	減	差引増減 (△)高		
過年度未収 金	88			-	88	14年度分
	385		9	△9	376	15年度分
	523		6	△6	517	16年度分
	339		8	△8	331	17年度分

区分	前年度末 現在高	本年度増減高			当年度末 現在高	備考
		増	減	差引増減 (△)高		
	1,007		30	△30	977	18年度分
	1,286		73	△73	1,213	19年度分
	2,963		192	△192	2,771	20年度分
	7,224		639	△639	6,585	21年度分
	12,394		729	△729	11,665	22年度分
	15,936		1,206	△1,206	14,730	23年度分
	22,954		1,948	△1,948	21,006	24年度分
	29,930		2,790	△2,790	27,140	25年度分
	38,379		3,763	△3,763	34,616	26年度分
	45,222		4,437	△4,437	40,785	27年度分
		61,477	9,350	52,127	52,127	28年度分
履行期限未 到来債権	3,663,994	289,934	500,866	△210,932	3,453,062	

9 平成29年度発生年度別未収入額調

調定年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
奨学資金	88	376	517	331	977	1,213
調定年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
奨学資金	2,771	6,585	11,665	14,730	21,006	27,140
調定年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計	
奨学資金	34,616	40,785	52,127	63,035	277,962	

「1 平成29年度歳入現計表」に記載されている「貸付金元利収入」461,105千円と「8 債権に関する調」に記載されている「本年度増減高」の「減」欄の合計526,046千円(以下ここでは、「債権減少額」という。)との関係を確認した結果、両者の差額の内容は次のとおりであった。

貸付金元利収入額461,105千円＝現年度収入額⁷435,925千円＋過年度収入額25,180千円

債権減少額526,046千円＝期限到来債権額等500,866千円＋過年度収入額25,180千円

期限到来債権額等500,866千円＝定期調定額⁸461,190千円＋繰上調定額⁹37,582千円＋返還免除額2,094千円

これにより、貸付金元利収入額と債権減少額との差額64,941千円は平成29年度調定額のうち収

⁷ 現年度調定額に対する収入額

⁸ 現年度中の返済期限到来額

⁹ 次年度以降返済期限到来額のうち繰上返済見込額

入未済額と返還免除額の合計であることがわかる。

したがって、現年度調定額のうち収入未済額は62,847千円(=64,941千円-2,094千円)と推算される。一方、上記の「9 平成29年度発生年度別未収入額調では、平成29年度の未収入額は63,035千円であり、現年度調定額のうち収入未済額62,847千円と188千円の差額が発生している。

これは、新規貸付額のうち辞退・退学等の理由により貸付当年度に履行期限が到来したもので本来8 債権に関する調に記載されている「履行期限未到来債権」欄の「増」及び「減」の各欄に188千円ずつ加算して記載すべきであった。

さらに、上記で検証したとおり、債権減少額には現年度調定額のうち収入未済額である平成29年度の未収入額63,035千円が含まれており、8 債権に関する調のどこにもこの未収入額が記載されていない。

平成28年度では平成28年度の調定額のうち収入未済額が表に記載されていないことから上記の表中「過年度未収入金」に「28年度分」として「増」欄に記載されるという造りになってしまっている。

これについては、監査事務局から示されている監査調書様式に従って、従来から同様の調書を作成しているとのことであった。

(問題点)

監査調書は、監査事務局の監査資料として重要であり、監査担当者が理解しやすいものでなければならないが、監査調書中の関連する数値間の整合性がとりづらいことは監査担当者にとり容易に検証できなくなる点で問題がある。

(意見事項16)愛媛県奨学資金特別会計に係る監査調書における数値間の整合性について

監査調書に記載する表の作成目的を明確にし、表間の整合すべき数値の検討を行い、監査調書様式の見直しを行うことが望まれる。例えば、「8 債権に関する調」の「過年度未収入金」欄と「履行期限未到来債権」欄の間に「当年度調定額」欄を設け、「履行期限未到来債権」欄の上に「履行期限到来債権合計」欄を、「履行期限未到来債権」欄の下に「債権合計」欄を設けることが考えられる。

さらに、監査調書に記載されている債権残高を確認するため、貸付先別の債権残高集計表など、検証可能な資料を整備しておくことが望まれる。

13. 空調設備の設置

(1) 概要

(i) 県立学校における設置状況

平成30年7月24日に文部科学大臣から、「児童生徒の学習環境等の改善のため、空調設備の設置に必要な経費を支援しており、公立の小・中学校施設等については、学校施設環境改善

交付金による国庫補助をしているところであるが、猛暑対策は緊急の課題であるとの認識から、空調設備が設置されていない学校には優先的に改善に取り組む。」との主旨の発言があった。

これにより、公立の小・中学校への空調設備整備が進むと思われるが、公立の高等学校等まで国の支援が及ぶことはないとのことである。但し、平成30年度において文部科学省の指示により県立学校等の空調(冷房)設備設置状況調査が行われており、愛媛県の県立学校及び中等教育学校(後期+前期)の空調設備の設置状況調査結果は次のとおりである。

なお、特別支援学校については、空調設備の設置及び維持管理は公費で賄われている。

【図表 3-13-1 設置教室数】

学校名	普通教室			特別教室			体育館等			管理室※
	保有数	設置済	設置率 (%)	保有数	設置済	設置率 (%)	保有数	設置済	設置率 (%)	設置数
川之江	21	21	100.0	20	10	50.0	2	0	0.0	8
三島	21	21	100.0	40	17	42.5	3	0	0.0	14
土居	13	12	92.3	23	4	17.4	2	0	0.0	6
新居浜東	27	26	96.3	21	7	33.3	2	0	0.0	10
新居浜西	23	23	100.0	18	7	38.9	3	0	0.0	26
新居浜南	16	0	0.0	37	6	16.2	3	0	0.0	7
新居浜工業	19	0	0.0	73	8	11.0	4	0	0.0	16
新居浜商業	14	14	100.0	17	7	41.2	4	0	0.0	14
西条	22	22	100.0	37	16	43.2	3	0	0.0	21
西条農業	16	0	0.0	9	2	22.2	4	0	0.0	7
小松	12	12	100.0	23	9	39.1	3	0	0.0	9
東予	12	0	0.0	80	15	18.8	3	0	0.0	17
丹原	18	18	100.0	25	4	16.0	2	0	0.0	7
今治西	24	24	100.0	22	22	100.0	3	0	0.0	14
今治南	22	22	100.0	26	16	61.5	3	0	0.0	11
今治北	26	26	100.0	21	20	95.2	4	0	0.0	26
大三島分校	7	0	0.0	10	1	10.0	2	0	0.0	4
今治工業	21	0	0.0	97	29	29.9	4	0	0.0	19
伯方	7	0	0.0	14	2	14.3	2	0	0.0	7
弓削	7	7	100.0	18	1	5.6	2	0	0.0	6
北条	22	22	100.0	46	18	39.1	4	0	0.0	12
松山東	27	27	100.0	27	27	100.0	3	0	0.0	21
松山南	31	31	100.0	33	32	97.0	2	0	0.0	20
砥部分校	6	6	100.0	26	4	15.4	1	0	0.0	4

学校名	普通教室			特別教室			体育館等			管理室※
	保有数	設置済	設置率 (%)	保有数	設置済	設置率 (%)	保有数	設置済	設置率 (%)	設置数
松山北	29	29	100.0	21	20	95.2	3	0	0.0	23
中島分校	3	0	0.0	15	1	6.7	2	0	0.0	5
松山中央	30	30	100.0	24	21	87.5	2	0	0.0	15
松山工業	27	26	96.3	108	29	26.9	2	1	50.0	24
松山商業	27	27	100.0	45	21	46.7	2	0	0.0	19
東温	31	31	100.0	32	16	50.0	6	1	16.7	12
上浮穴	14	0	0.0	13	0	0.0	2	0	0.0	3
小田	6	0	0.0	10	2	20.0	1	0	0.0	7
伊予農業	20	0	0.0	74	5	6.8	2	0	0.0	11
伊予	29	28	96.6	37	20	54.1	2	0	0.0	11
大洲	22	22	100.0	16	6	37.5	3	0	0.0	17
肱川分校	3	0	0.0	7	1	14.3	1	0	0.0	2
大洲農業	10	10	100.0	38	6	15.8	3	0	0.0	11
長浜	7	0	0.0	15	9	60.0	3	0	0.0	7
内子	12	12	100.0	20	5	25.0	1	0	0.0	9
八幡浜	26	24	92.3	26	9	34.6	3	0	0.0	20
八幡浜工業	11	0	0.0	37	7	18.9	2	0	0.0	22
川之石	12	0	0.0	35	9	25.7	3	0	0.0	12
三崎	8	0	0.0	18	3	16.7	2	0	0.0	5
三瓶	9	0	0.0	17	3	17.6	3	0	0.0	13
宇和	9	9	100.0	55	10	18.2	3	0	0.0	11
野村	9	9	100.0	15	3	20.0	3	0	0.0	12
宇和島東	21	21	100.0	26	24	92.3	4	0	0.0	18
宇和島水産	11	0	0.0	48	13	27.1	1	0	0.0	9
吉田	12	12	100.0	58	13	22.4	4	0	0.0	18
三間	6	0	0.0	19	2	10.5	1	0	0.0	6
北宇和	9	9	100.0	30	6	20.0	3	0	0.0	3
津島	10	9	90.0	25	4	16.0	3	0	0.0	6
南宇和	18	18	100.0	41	19	46.3	2	0	0.0	20
今治東中等	22	22	100.0	36	22	61.1	3	0	0.0	9
松山西中等	24	24	100.0	24	24	100.0	6	0	0.0	27
宇和島南中等	23	23	100.0	23	23	100.0	4	0	0.0	25

学校名	普通教室			特別教室			体育館等			管理室※
	保有数	設置済	設置率 (%)	保有数	設置済	設置率 (%)	保有数	設置済	設置率 (%)	設置数
合計	944	729	77.2	1,771	640	36.1	153	2	1.3	718

※ 管理室は、校長室、職員室、会議室等

(出典:空調(冷房)設備設置状況調査(設置教室数)H30.9.1 現在)

(ii) 往査した県立学校における空調設備関係契約の概要

伊予農業高等学校は、空調設備が未整備のため記載していない。

【図表 3-13-2 往査した県立学校における空調設備関係契約の概要】

学校	松山北高等学校(第1、3、4 教棟)	松山北高等学校(第2 教棟)
業者	A 社	A 社
設備の概要	屋外設備:ガスヒートポンプエアコン 11 台、屋内設備:天井吊形 84 台	屋外設備:ガスヒートポンプエアコン 3 台、屋内設備:天カセ形 23 台
契約期間(平成 29 年度末現在)	H29/7/1-H44/6/30(15 年間)	H30/2/1-H45/1/31(15 年間)
料金(平成 29 年度末現在)	基本熱料金: (578,446 円+消費税等相当額)/月 従量熱料金: 192,030 円/月(税込) 毎年 3 月分の電気料金確定後、従量熱料金の精算を行う。	基本熱料金: (147,550 円+消費税等相当額)/月 従量熱料金: 52,920 円/月(税込) 毎年 3 月分の電気料金確定後、従量熱料金の精算を行う。
学校都合途中解約時費用負担	契約期間満了までの基本料金未払相当額及び従量熱料金の差額精算額の支払が必要。	契約期間満了までの基本料金未払相当額及び従量熱料金の差額精算額の支払が必要。
契約終了時等の設備撤去及び処分費用の費用負担	撤去・処分費用全額が学校負担。	撤去・処分費用全額が学校負担。

学校	松山工業高等学校	伊予高等学校
業者	A 社	A 社
設備の概要	屋外設備:空冷ヒートポンプエアコン 16 台、屋内設備:天井吊形 16 台	屋外設備:空冷ヒートポンプエアコン 38 台、屋内設備:天井吊形 38 台

学校	松山工業高等学校	伊予高等学校
	屋外設備:ビル用マルチエアコン 2台、屋内設備:ビル用マルチエアコン 20台	
契約期間(平成29年度末現在)	H29/6/1-H39/5/31(10年間)	H27/6/1-H37/5/末(10年間)
料金(平成29年度末現在)	基本熱料金: (464,000円+消費税等相当額)/月 従量熱料金: 140,568円/月(税込) 毎年3月分の電気料金確定後、従量熱料金の精算を行う。	基本熱料金: (372,616円+消費税等相当額)/月 従量熱料金: 192,773円/月(税込) 毎年3月分の電気料金確定後、従量熱料金の精算を行う。
学校都合途中解約時費用負担	契約期間満了までの基本料金未払相当額及び従量熱料金の差額精算額の支払が必要。	契約期間満了までの空調サービス料金未払相当額及び従量熱料金の差額精算額の支払が必要。
契約終了時等の設備撤去及び処分費用の費用負担	撤去・処分費用全額が学校負担。	撤去・処分費用全額が学校負担。

学校	今治西高等学校(普通教室24室)	今治西高等学校(特別教室15室)
業者	B社	B社
設備の概要	屋外設備:室外機ガスヒートポンプエアコン 67.0KW×6台、屋内設備:室内機天井カセット型 4方向吹出し 8.0KW×48台	屋外設備:室外機ガスヒートポンプエアコン 22.4KW×1台、56.0KW×4台、71.0KW×2台、屋内設備:室内機天井カセット型 4方向吹出し 8.0KW×2台、9.0KW×40台
契約期間(平成29年度末現在)	H18/4/1-H33/3/21(180月)	H23/7/1-H38/3/21(177月)
料金(平成29年度末現在)	H26/4/1~(消費税引上) 307,568円/月(税込)	H26/4/1~(消費税引上) 358,554円/月(税込)
学校都合途中解約時費用負担	設備売渡価格25,000,000円×リース料率0.8%/月×契約残存月数×(1+消費税率)の支払が必要。	設備売渡価格31,200,000円×リース料率0.8%/月×契約残存月数×(1+消費税率)の支払が必要。

学校	今治西高等学校(普通教室 24 室)	今治西高等学校(特別教室 15 室)
契約終了時等の設備撤去及び処分費用の費用負担	撤去・廃棄・建物等の復旧費用全額が学校負担。	撤去・廃棄・建物等の復旧費用全額が学校負担。

学校	松山西中等教育学校
業者	A 社
設備の概要	空冷ヒートポンプエアコン天井吊型同時ツイン 34 台、空冷ヒートポンプエアコン天井吊型ペア 13 台、ビル用マルチエアコン室外機 8 台、室内機 33 台
契約期間(平成 29 年度末現在)	H19/6/1-H29/5/末(10 年間) H30/5 月末日まで延長(H29/5/31 変更契約)、延長可能期間は H34/5 月末日まで。
料金(平成 29 年度末現在)	基本熱料金: (279,000 円+消費税等相当額)/月 H29/5/31 の契約延長前は 487,011 円/月(税込) 従量熱料金: 271,660 円/月(税込) 毎年 3 月分の電気料金確定後、従量熱料金の精算を行う。
学校都合途中解約時費用負担	従量熱料金の差額精算額の支払が必要。 H29/5/31 の契約延長前は契約期間満了までの基本料金未払相当額も必要であった。
契約終了時等の設備撤去及び処分費用の費用負担	撤去・処分費用全額が学校負担。

(2) 結果

- ① 県教育委員会が文部科学省に提出した空調(冷房)設備設置状況調査結果を閲覧のうえ、

分析した。

- ② 往査した県立学校において、私費会計で設置・維持管理している空調設備関係契約書を閲覧した。
- ③ 上記の手續に関して必要に応じて関係者に質問した。

その結果、次の事項を発見した。

(i) 県立学校における空調設備の公費による設置及び維持管理について(意見事項 17)

(発見事項)

県立学校における設置状況【図表 3-13-1】に記載のとおり、52 校中 31 校で普通教室の設置率が 100%になっている一方、設置率 0%の学校が 19 校と 2 極化している。県立学校全体の設置率は 77.2%になっている。

また、普通教室の空調設備はすべて私費負担によるものである。職業高等学校は普通教室での授業が少ないこと、小規模校は 1 人当たりの私費負担額が多額になることから保護者等の理解が得にくいことが設置率の 2 極化の要因になっている。

特別教室の設置率が 100%であるのは 4 校のみであり、さらに、設置率が 50%を超えているのは 13 校と、特別教室の設置率は全体的に低水準であり県立学校全体の設置率は 36.1%にとどまっている。

また、特別教室の空調設備は、641 室中 401 室(62.6%)が私費により設置される一方で、640 室中 355 室(55.5%)が公費で維持管理されている。特別教室は公費負担で設置・維持管理することが基本であるとのことであるが、その設置費及び維持管理費は各学校に令達されている運営費予算内に制限される。私費で設置後、公費で維持管理できるのは、設置は私費で行ってもメーターが分けられているなど一部公費による契約ができる場合であるとのことである。

体育館等に至っては一部設置されている学校が 2 校しかない。うち 1 校は卒業生からの空調設備の寄附による設置である。いずれもすべて私費で設置、維持管理されている。

管理室の設置率はこの調査結果では不明である。管理室も特別教室同様公費負担で設置・維持管理することが基本であるとのことであるが、特別教室同様すべてが公費負担になっているわけではない。

但し、管理室の空調設備は、718 室中 322 室(44.8%)が私費により設置される一方で、718 室中 650 室(90.5%)が公費で維持管理されている。

管理室は教職員が使用する場所であることから公費負担の割合が特別教室より高くなっている。

県立学校に対するアンケートの結果は次のとおりであった。

- ① 「普通教室に整備した空調設備は買取ではない(所有権はサービス提供会社にある。)か。」との質問に対して、「いいえ」と回答した学校(特別支援学校を除く。)は 3 校であった。「はい」と回答した学校のうち 1 校は「リース契約期間満了後無償譲渡」とのコメントがあっ

た。

- ② 「空調設備の移設、撤去、廃棄等の費用は学校負担であるか。」との質問に対して「いいえ」と回答した学校は2校のみであった。
- ③ 空調設備が買取ではない学校のうち「空調設備の契約期間内の中途解約の場合、契約期間満了までのサービス料金の未払相当額を学校が負担することになっているか。」との質問に対して、「いいえ」と回答した学校は、上記②で「いいえ」と回答した2校であった。
この2校の契約はいわゆるオペレーティング・リース取引¹⁰であり、その他の学校の契約はいわゆるファイナンス・リース取引¹¹に該当すると考えられる。
- ④ 普通教室に空調設備を整備していない学校のうち、「空調設備を整備する予定がある、又は整備を検討しているか。」との質問に対して「いいえ」と回答した学校は、10校であった。「はい」と回答した学校のうち、2校は「生徒数の減少が大きく私費での整備は困難である。」「整備したいが、財源がないため困難である。」とのコメントがあった。
- ⑤ ④で「いいえ」と回答した学校について「空調設備を整備する予定等がない場合、その理由」を求めたところ、「保護者等からの要請もなく、設置の検討はしていない。」「整備したいが、(生徒数が少ないため、)資金のめどがつかない。」「私費会計で導入するには、保護者の負担が大きいため。」「エアコンを設置している特別教室を積極的に利用している。」などの回答があった。

(問題点)

最近の異常ともいえる猛暑を鑑みると、室内であっても熱中症のリスクがあり、空調設備は学校が装備すべきインフラ設備であると言っても過言ではない。学校の規模等による私費の資金調達力等により、学校インフラに差が生じていることは問題である。また、学校ごとに契約を行っているため、契約内容も様々であり、他校との料金比較もできていない。

(意見事項 17) 県立学校における空調設備の公費による設置及び維持管理について

生徒の健康への影響を鑑み、空調設備のインフラ整備は、公費により行うことが望まれる。各学校での契約内容を分析し、全県立学校を対象として、同一の業者について契約の見直し・統合、設備更新時の競争入札の実施などを行えば、コスト削減や事務の効率化にも寄与すると考える。

また、私費による空調設備の設置の程度は各学校で様々であり、既に行った負担について議論が生じることがあるかもしれないが、先行して空調設備を整備した学校についてはこれによる便益を享受したこと、維持管理及び将来の設備更新に係る将来の私費による負担軽減につながることに理解を求め、公費による既設設備に対する私費への補てんなどの追加負担が

¹⁰ ファイナンス・リース取引以外のリース取引

¹¹ リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。

生じないように努めることが望まれる。

ところで、県教育委員会では県立学校再編整備を行っているところであるが、再編対象学校の空調設備整備は、将来的な募集停止の可能性、募集停止後の施設の利用可能性を十分検討する必要があることは言うまでもない。再編対象以外の学校であっても生徒の減少による使用教室の減少を考慮し必要十分な設置計画の立案が望まれる。

14. 私費会計

(1) 私費会計について

(i) 概要

(a) 公費と私費の区分

学校の教育活動で必要となる経費(以下「教育活動費」という。)は、県費及び国費等税金で賄われる「公費」と、県費及び国費以外の経費であって、学校において保護者等から徴収するすべての経費である「私費」がある。この私費に係る経理処理を私費会計という。

学校には、他の行政機関には見られない、保護者等が負担する経費である「私費」が存在し、「公費」とともに学校運営及び学校教育活動を支えている。

これは、学校が児童生徒の生活の場でもあり、生活習慣の指導を通して、教育活動を展開するため、家庭生活の延長としての側面があることや、児童生徒の個人としての学習等は、その具体的な展開の場面で集団活動が多く、教材・教具や方法に制限が及ぶことが多いことなどから、学校において管理せざるを得ない経費が存在するためである。

こうした私費会計は、学校教育活動に必要な経費としての公共性を有するとともに、その管理と取扱いを保護者等が包括的に校長に信託している経費であることから、校長は、公費に準じた適正な会計処理を行い、保護者等に対して十分な説明及び報告を行う必要がある。

しかしながら、私費会計の事務処理手順については、統一的な基準がなく、各学校又は団体の裁量に任せられてきたが、県立学校における私費会計等に関する不祥事などを受け、あらためて不適正経理の根絶及び適正かつ厳正な事務処理体制の確立が求められてきた。

このような観点から、県教育委員会では、教職員のコスト意識の徹底と、私費会計処理の適正かつ効率的な執行を図るため、平成 23 年 4 月に「愛媛県県立学校私費会計等取扱要綱」(以下「取扱要綱」という。)を定め、これを含んだ「愛媛県県立学校私費会計等取扱マニュアル」(以下「取扱マニュアル」という。)を作成し、その後改訂を行い現在の取扱マニュアルは第 3 版(平成 25 年 4 月)になっている。

公費と私費の区分を例示すると、次のようになる。

教育活動費	公費			教職員の人件費、学校の管理運営費及び教育活動に係る経費その他管理・指導のための経費
	私費	私費会計	預り金会計	<p>学校が仲介等をして配布する物品等でその費用を受益者が負担するものの支払のために学校が管理する会計及び教育活動を円滑に行うため学校が管理する会計</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 教材費 ● 修学旅行積立金 ● 部活動費(部員から直接徴収するものに限る。) ● 卒業アルバム ● 市町等からの助成金など
			団体会計	<p>学校の運営又はその教育活動に密接に係る団体の経費に係る会計で校長が会計事務の委任を受けたもの及び学校の管理下にある団体の経費に係る会計</p> <ul style="list-style-type: none"> ● PTA 会計 ● 部活動後援会費 ● 生徒会費 ● 家庭クラブ ● 農業クラブなど
	学校指定物品等		<p>学校における教育活動上必要な物品で、当該学校が指定する物品及び修学旅行</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 制服、体操服、シューズ、カバンなど ● 修学旅行 	

(出典:取扱マニュアル)

(b)取扱要綱

取扱要綱の目的として次のように規定されている。

<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、県立学校(以下「学校」という。)における私費会計等の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、保護者等の経済的な負担の一層の軽減を図るとともに、教職員のコスト意識の徹底を図り、もって学校事務の適正かつ効率的な執行の確保及び透明化の実</p>

現に資することを目的とする。

取扱マニュアルは、私費会計の基本的な考え方を示すとともに、取扱要綱を適用するに当たり事務処理体制の整備、具体的な事務処理方法、業者選定や帳簿類の記載方法等について、共通様式を設けるなど、適正な事務処理の実現のため、より具体的に理解が容易になるよう作成されている。

(c)文書主義と決裁体制の明確化

取扱要綱第 4 条において、私費会計の事務及び学校指定物品等の選定に係る意思決定は文書によることが規定されている。

第 1 章 総則

(文書主義と決裁体制の明確化)

第 4 条 私費会計の事務及び学校指定物品等の選定に係る意思決定は文書により行わなければならない。

2 私費会計の事務及び学校指定物品等の選定に係る起案文書は、教職員及び出納責任者への回議を経た後、校長の決裁を受けなければならない。

3 校長は、前項の回議が複数の教職員によりチェックが行われるよう体制の確立に努めなければならない。

(出典:取扱要綱)

(d)私費会計等運営協議会

取扱要綱第 5 条において、預り金会計の予算及び決算、学校指定物品等の選定のほか私費会計の運営に関し必要な事項について協議するとともに監査を行う機関として私費会計等運営協議会(以下「運営協議会」という。)の設置が規定されている。

第 1 章 総則

(私費会計等運営協議会)

第 5 条 校長は、校内に教職員及び保護者等で組織する私費会計等運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置かななければならない。

2 運営協議会は、預り金会計の予算及び決算、学校指定物品等の選定のほか、私費会計の運営に関し必要な事項について協議の上、校長に意見を述べ、及び監査を行う。

3 運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、校長が定める。

(出典:取扱要綱)

(e)事務処理体制

事務処理体制は取扱要綱第 6 条(団体会計については第 28 条により同条を準用)に規定されており、取扱マニュアルに職務上の主な役割が記載されている。

これをまとめたものが下表のとおりである。総括責任者は校長であり、会計毎に教頭又は事務長が出納責任者となる。

また、出納責任者を除く教職員のうちから会計責任者を選任する旨が定められている。

役割	職名	職務
総括責任者	校長	<ul style="list-style-type: none"> ● 私費会計のすべてを管理し、関係教職員を指導・監督する。 ● 預貯金口座の届出印を保管する。 ● 会計担当者から毎月報告される収支の状況を確認する。 ● 出納責任者又は会計担当者の選任結果及び決算状況について高校教育課に報告する。
出納責任者	教頭又は事務長	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約、収納、支払、物品出納その他会計事務を管理し、関係教職員を指導・監督する。 ● 預貯金通帳を保管する。 ● 小口現金を管理する。
会計担当者	教職員	<ul style="list-style-type: none"> ● 収入及び支出に関する書類の作成、金銭出納簿の記載その他の会計事務を行う。 ● 諸帳簿、証拠書類等を整理保管する。
運営協議会委員	教職員及び保護者等で組織	<ul style="list-style-type: none"> ● 預り金会計の予算及び決算、学校指定物品等の選定、修学旅行等の業者選定その他私費会計の運営に関し必要な事項について協議し、校長に意見を述べる。 ● 監査委員を指名する。
監査委員 (運営協議会で指名)	保護者又は教職員	<ul style="list-style-type: none"> ● 預り金会計の監査を行う。 ● 団体会計のうちその団体の規約に監査に関する規定がない場合は監査を行う。

(出典:取扱要綱、取扱マニュアル)

(f)収支の確認

取扱要綱第14条(団体会計については第28条により同条を準用)において、入金手続又は支払手続を行った場合の収支の確認について規定されている。

<p>第2章 預り金会計 (収支の確認)</p> <p>第14条 会計担当者は、第12条の規定に基づき入金手続を行った場合は、その都度入金を確認した上で、金銭出納簿に記載し整理するものとする。</p> <p>2 会計担当者は、第13条の規定に基づき支払手続を行った場合は、その都度支払を確認した上で金銭出納簿に記載し整理するものとする。</p> <p>3 会計担当者は、毎月の収支の状況について、金銭出納簿に通帳及び証拠書類を添えて、</p>

翌月 10 日までに校長及び出納責任者の確認を受け、金銭出納簿に確認印を受けるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、校長及び出納責任者は、必要と認める場合は、随時、会計処理の状況を確認するものとする。

(ii)結果

(a)愛媛県県立学校私費会計等取扱要綱及び取扱マニュアルの改訂及び周知徹底について
(指摘事項 7)

(発見事項)

次の(2)以降に記載した問題点の発生した主な要因は、取扱要綱及び取扱マニュアルの解釈誤りにある。

取扱要綱及び取扱マニュアルに記載していない部分は県の事務に準じるということが暗黙の了解としてあるとのことである。

(問題点)

学校の事務担当者は県の事務に精通している者ばかりでないこと、取扱要綱及び取扱マニュアルの第3版(平成25年4月)が出てから約5年が経過し、これらに記載されていないことについて研修を受けた者が異動や退職したことによるノウハウの継承ができていないことが問題である。

(指摘事項 7)愛媛県県立学校私費会計等取扱要綱及び取扱マニュアルの改訂及び周知徹底について

統一的な事務処理の確保のために、新人の事務担当者でも研修を受け、読めば理解できるような取扱要綱及び取扱マニュアルへの改訂が必要である。

異動等を鑑みると毎年度年度初めに高校教育課が主導し、各県立学校の校長及び事務長に対する研修を行うとともに、これらの者が自分の所属校の関係教職員に研修を行うことなど、研修を通じて私費会計の関係教職員に対して、取扱要綱及び取扱マニュアルを十分認識させる必要がある。

(2) 帳簿等の整備

(i)概要

私費会計に係る帳簿等について取扱要綱第18条(団体会計については第28条により同条を準用)に規定されており、私費会計に係る保護者等の利害関係者に対する説明責任に対する透明性を確保するため、これらの帳簿等を備え付けている。

第2章 預り金会計

(諸帳簿の備付け)

第18条 備え付ける帳簿等は、次のとおりとする

- (1) 私費会計一覧表
- (2) 予算書又は徴収予定内訳書その他これに類する書類
- (3) 収入伺書
- (4) 金銭出納簿
- (5) 小口現金出納簿
- (6) 購入等要求書・支出伺書
- (7) 決算書又は精算書
- (8) 引継書
- (9) その他校長が必要と認める書類

(証拠書類等の保存)

第 19 条 証拠書類及び前条の帳簿等は、当該会計年度終了後 5 年間保存するものとする。

※ 上記(1)から(8)については、取扱マニュアルにおいて様式が定められている。

(ii)結果

往査した県立学校において、提示された各私費会計に係る帳簿等を閲覧するとともに事務関係者に質問を行った。

その結果、次の事項を発見した。

(a)私費会計における物品管理簿の未作成及び点検(現物確認)の未実施について(意見事項 18)

(発見事項)

往査した県立学校において、予算等の関係により公費で取得できない備品その他の資産を私費会計で取得していた。このような私費会計で取得した備品等のうち県に寄附採納しなかったものについて、物品管理簿を作成していない。その理由として、物品について取扱要綱に備え付ける帳簿に物品管理簿に関する規定がないことが挙げられる。

(問題点)

愛媛県会計規則では地方機関における物品管理者は毎年 3 月 31 日現在の物品を点検することになっている(愛媛県会計規則第 181 条)が、私費会計では点検が要求されていないし、点検を行うにも点検の基礎となる物品管理簿がないため、点検実施が困難な状況である。

点検を行わなければ、紛失、盗難等を発見できない可能性がある。

さらに、公費で取得した備品等と私費会計で取得した備品等が混在する場合これらの区別が困難になり、県に所有権がある備品の管理にも支障が生じる可能性がある。

(意見事項 18)私費会計における物品管理簿の未作成及び点検(現物確認)の未実施について

取扱要綱に物品管理に関する規定を設け、物品管理簿の様式を定めるなど物品管理の体制を整備することが望まれる。そのうえで、定期的な点検を行うなど現物の管理を行うことが望まれる。但し、備品等として管理すべき備品については金額や教育上の物品の重要性を考慮し一定の基準を設けることが、物品管理の実効性の確保につながると考える。

また、私費会計で取得した備品等について、県に寄附するか否かは各学校関係団体の判断に任せられているが、学校関係団体が学校教育活動に一層有益な物品を取得し、学校に提供した場合、維持管理を要するものなどは、愛媛県会計規則に準拠して県に対する寄附の可否の検討を徹底することにより、教育上の重要物品は県の物品管理簿上で管理することができ、事務の効率化にも寄与するものと考えられる。

(3) 会計の独立

(i)概要

私費会計では、取扱要綱第8条及び第23条に基づき、会計はそれぞれ独立して経理し、会計年度を超えた会計間における資金の貸借は行うことはできない。

預り金会計は、私費会計のうち、児童生徒に直接関わる個人的経費であり保護者等が負担すべき性格の経費であるが、学校教育活動上、児童生徒全員が同一の規格のものを購入する必要がある、保護者等の月々の負担を平準化する、などの理由により、保護者等からの信託に基づいて費用を徴収し、管理・執行する会計又はボランティア活動経費についての市町からの助成金など、受益者負担とは言えないが教育活動を円滑に行うために学校で管理している会計である。

この趣旨に則り、預り金会計では、同一目的の支出を一会計として経理し、各会計間の貸借は、原則として行わないこと、また、各年度の支出は当該年度の収入により賄うことに注意することになっている(取扱マニュアルⅣ預り金会計、1 預り金会計とは、2 預り金会計執行上の留意点)。

団体会計は、学校の運営及び教育活動に密接に関係する PTA、部活動後援会などの団体の規約等に定めるところにより、校長が会費の徴収や予算の執行等会計処理の委任を受けている会計である。

各団体の事業は、その規約や活動方針に基づき、会員の総意により決定されるところであり、その会計についても団体独自のものである(取扱マニュアルⅤ団体会計、1 団体会計とは、2 団体会計執行上の留意点)。

第2章 預り金会計

(会計の独立)

第8条 会計は、それぞれ独立して経理する。

2 会計間における資金の貸借は、行ってはならない。ただし、同一会計年度内の貸借であつて、校長の承認を得た場合は、この限りでない。

3 前項ただし書の規定による資金の貸借をしたときは、校長は、その内容を直近に開催する運

営協議会に報告しなければならない。

第3章 団体会計

(会計の独立)

第23条 会計は、それぞれ独立して経理する。

2 会計間における資金の貸借は、行ってはならない。ただし、同一会計年度内の貸借であつて、関係団体の長又は保護者等の承認を得た場合は、この限りでない。

(出典:取扱要綱)

(ii)結果

往査した県立学校において、私費会計決算状況報告書を閲覧した上で、収入、支出又は預金残高の大きい会計について、私費会計の決算書、金銭出納簿を閲覧し、必要に応じて事務関係者に質問した。

その結果、次の事項を発見した。

(a)私費会計における会計間の貸借及び決算書作成誤りについて(指摘事項8)

(発見事項)

松山西中等教育学校では、平成29年度部活動育成費会計出納簿に合計3,000,000円が「教育充実費会計より借入」、合計1,500,000円が「教育充実費へ返金」と記帳されており、結果として1,500,000円が会計年度を超えた会計間の貸借になっていた。

その3,000,000円の借入のうち、1,000,000円は平成30年4月19日に平成29年度に帰属する遠征費を支払うため平成30年4月18日に教育充実費会計(団体会計)から部活動育成費会計(団体会計)に資金を移動したものであった。

部活動育成費会計では平成29年度決算においてこの入金額を計上していたが、教育充実費会計ではこの支出額が平成29年度決算に計上されていなかった。

また、平成29年度末の部活動育成費会計の翌年度繰越金は95,841円であり、この1,000,000円がなければ遠征費の支払ができなかった。

このような状況が生じた主な要因は、同校が力を入れている吹奏楽部が四国大会に出場し、部員数も多いことから多額の遠征費を要したことが挙げられる。

さらに、部活動育成費会計決算書では、この貸借残額1,500,000円を収入の部の「補助金7,706,224円」に含めて表示しているが、「摘要」には「PTA、育成会、同窓会、松山市中体連 外」とあるだけで「教育充実費」の記載はなかった。一方、教育充実費会計決算書では、「教育充実費」として処理し、「教育充実費」の摘要欄には部活動育成費会計に支出したことが記載されていなかった。

決算書上、教育充実費会計の翌年度繰越金は2,159,371円であったが、そのうち1,000,000円は平成29年度の経費として部活動育成費会計に支出されたものであり、教育充実費会計の平成

30年度の資金として使用できるものではないため、本来、1,159,371円(2,159,371円－1,000,000円)とすべきであった。

県立学校に対するアンケートの結果は次のとおりであった。

「会計間の資金の貸借は、同一会計年度内の貸借であって、関係団体の長又は保護者等の承認を得た場合に限り行っている。同一会計年度内の貸借残高はないか。」との質問に対して、「いいえ」と回答した学校は1校(松山西中等教育学校)のみであった。

(問題点)

会計年度を超えて貸借が行われたことは、取扱要綱第23条第2項に反するだけでなく、単年度予算で経費を賄えない状況は徴収計画に問題がある。

また、設備の整備充実のために徴収している教育充実費会計の資金を用途が全く異なる、部活動の維持、遠征を支援するための部活動育成費会計へ貸借していることから、学校としてもその返還が必要であると認識していると認められる。したがって、この貸借取引は質的にも重要であり、保護者等の利害関係者にその貸借取引を認識してもらう必要があったにもかかわらず、決算書に開示していないことは説明責任を果たしているとは言えない。

さらに、会計年度を超えた会計間の貸借があった場合に、その記帳をそれぞれ異なる年度に行うと翌年度繰越金の実態と乖離し、その決算書等により翌年度予算を検討又は承認する際、利害関係者の誤解を招く可能性がある。

(指摘事項 8) 私費会計における会計間の貸借及び決算書作成誤りについて

当初の単年度予算で経費を賄えない場合には、大会出場費用等の資金調達方法をPTA等と十分検討する必要がある。

そもそも会計年度を超えた会計間の貸借は行ってはならないが、会計年度を超えるか否かに関わらず目的外でも支出せざるを得ないのであれば、教育充実費会計上、資金移動は「部活動育成費会計に繰出し」、「部活動育成費会計から戻入」などの表記を行い、保護者等利害関係者の承認を得ることが必要である。部活動育成費会計においても「教育充実費会計から繰入」、「教育充実費会計へ繰戻」などの表記を行う必要がある。

会計間の貸借について会計間の整合性を確保するため、貸借金の増減残高表を決算書とあわせて記載し、関係する他の会計の貸借金の増減残高表の残高と照合するなどの手続を行うことを提案する。

(4) 私費会計における預金口座

(i) 概要

私費会計では、取扱要綱第10条第1項(団体会計については第28条により同条を準用)に基づき、会計に属する金銭は、原則として、金融機関に口座を設けて管理するとともに、収支が常に確認できるようにする必要がある。取扱要綱及び取扱マニュアルの作成に携わった職員に質問し

たところ、預金口座ごとに私費会計を対応させることが当該条文の主旨である旨の回答があった。

第2章 預り金会計

(会計の管理)

第10条 会計に属する金銭は、原則として、金融機関に口座を設けて管理するとともに、収支が常に確認できるようにしなければならない。

2 前項の口座の名義人は、校長とし、金融機関への届出印は、校長が金庫等で保管するものとする。

3 第1項の口座の通帳は、出納責任者が前項の金庫等とは別の金庫等で保管するものとする。

4 第1項の口座のキャッシュ・カードは、作成しないものとする。

5 私費会計に属する金銭は、合計10万円を限度に現金で保管することができる。この場合において、現金は、出納責任者が金庫等で保管し、小口現金出納簿により管理するものとする。

(出典:取扱要綱)

(ii)結果

往査した県立学校において次の手続を実施した。

- ① 私費会計決算状況報告書、決算書及び金銭出納簿の翌事業年度繰越金と預金通帳残高との照合、金庫内の視察、金庫の鍵の保管状況に関する事務長への質問を行った。
- ② 私費会計に紐づけられていない通帳又は現金がないか事務関係者に質問し、あればその提示を求めるとともに、金庫内の視察を行った。さらに、私費会計に紐づけられていない通帳について口座を設けている理由、残高の異常性の有無について通帳を閲覧し、内容を吟味した。
- ③ 私費会計に紐づけられていない通帳の名義人について通帳を閲覧した。

その結果、次の事項を発見した。

(a)私費会計における預金口座、金銭出納簿及び決算書の残高の不一致について(指摘事項9)

(発見事項)

みなら特別支援学校では、私費会計決算状況報告書に記載されている給食費会計、舎食会計、間食費会計の収入総額、支出総額及び残額(翌年度繰越金)は、金銭出納簿の合計額を転記していたが、金銭出納簿に前年度繰越額が記載されておらず残高ゼロでスタートしていた。つじつまを合わせるため、当年度の3月給食費及び2月と3月の食材費が翌年度4月と5月に入金又は支払されているが、これを当年度の金銭出納簿に記帳していなかった。

このため、翌年度の金銭出納簿は当年度に帰属すべき収入及び支出を除いて記帳していた。

その結果、当年度に帰属すべき収入及び支出で翌年度に収入及び支出された金額がいずれの年度の金銭出納簿にも記載されておらず、すなわち私費会計決算状況報告書にも記載されて

いなかった。

さらに、預金通帳残高と私費会計決算状況報告書記載額(金銭出納簿の預金残高)との整合性がなかった。

その原因は上述の要因のほかに記載漏れ、入金を支出欄に記載したり、入金額を二重記帳したりするなどの記載誤りによるものであった。

給食費会計を例にとると内容は次のとおりであった。

(預金通帳要約)

(単位:円)

年月	帰属年度	摘要	引出	預入	預金残高	帰属年度を考慮した残高
29-3-31					1,572,651	¹² △19,321
29-4	28	給食費入金		※130,856	1,703,507	
29-5	28	給食費入金		※18,617	1,722,124	
29-5	28	食材支払	*1,765,535		△43,411	
29-5	29	給食費入金		784,160	740,749	764,839
29-6	28	給食費入金		※12,775	753,524	764,839
29-6	29	入出金合計	2,031,055	3,067,678	1,790,147	1,801,462
29-7	29	入出金合計	4,243,235	5,926,108	3,473,020	3,484,335
29-8	29	入出金合計	3,420,433	806,147	858,734	870,049
29-9	29	入出金合計	2,341,212	1,636,697	154,219	165,534
29-10	29	入出金合計		3,683,647	3,837,866	3,849,181
29-11	29	入出金合計	3,726,427	4,021,199	4,132,638	4,143,953
29-12	28	給食費入金		※11,315	4,143,953	同左
29-12	29	入出金合計	4,296,166	2,974,322	2,822,109	同左
30-1	29	入出金合計	3,086,269	2,566,613	2,302,453	同左
30-2	29	入出金合計	2,369,838	1,031,714	964,329	同左
30-3	29	入出金合計	3,764,639	6,158,887	3,358,577	同左
30-4	29	給食費入金		1,368,446	4,727,023	同左
30-4	29	食材支払(2,3月)	4,721,843		5,180	同左
30-5	29	食材支払(3月)	177,712		△172,532	同左
30-5	29	給食費入金		23,996	△148,536	同左
30-5	30	給食費入金		719,840	571,304	

上表のとおり平成28年度に帰属する収入及び支出を考慮した預金残高は△19,321円であるが、

¹² △19,321円＝預金残高1,572,651円＋28年度に帰属する収入※計173,563円－28年度に帰属する支出※計1,765,535円

決算処理は4月中に行う必要があるため、5月以降の支出は請求書等で決算に計上できても収入額は未確定であるため決算に計上できない。

したがって、5月以降の収入額を実際入金があった年度の決算に計上した場合、平成28年度末の帰属年度を考慮した残高は△62,028円(△19,321-18,617-12,775-11,315)となり、平成29年度の私費会計決算状況報告書に記載すべき決算額は次のようになるべきであった。

ここで、残額(翌年度繰越金)が多額にマイナスになっている要因は、多額の滞納が発生していることが挙げられる。債権管理については後述する「債権管理」で検討する。

(単位:円)

会計名	分類	会計の概要及び使途	収入総額	支出総額	残額 (翌年度繰越金)
給食費	預り金	食材費	34,068,325	34,178,829	△172,532

この給食費会計の金銭出納簿は次のとおりであった。

下表中の太枠部分は預金通帳には記載があるが、金銭出納簿には記載がなかったものを示している。

(金銭出納簿要約)

(単位:円)

年月	帰属年度	摘要	支出金額	収入金額	預金残高	帰属年度を考慮した残高
29-3-31					1,572,651	△19,321
29-4	28	給食費入金		※130,856	1,703,507	
29-5	28	給食費入金		※18,617	1,722,124	
29-5	28	食材支払	* 1,765,535		△43,411	
29-5	29	給食費入金		784,160	740,749	764,839
29-6	28	給食費入金		※12,775	753,524	764,839
29-6	29	入出金合計	2,031,055	3,067,678	1,820,783	1,801,462
29-7	29	入出金合計	4,243,235	5,926,108	3,503,656	3,484,335
29-8	29	入出金合計	3,420,433	806,147	889,370	870,049
29-9	29	入出金合計	2,341,212	1,636,697	184,855	165,534
29-10	29	入出金合計		3,683,647	3,868,502	3,849,181
29-11	29	入出金合計	①3,726,457	4,021,199	4,163,244	4,143,953
29-12	28	給食費入金		※11,315		4,143,953
29-12	29	入出金合計	4,296,166	2,974,322	2,841,400	2,822,109
30-1	29	入出金合計	3,086,269	2,566,613	2,321,744	2,302,453

年月	帰属年度	摘要	支出金額	収入金額	預金残高	帰属年度を考慮した残高
30-2	29	入出金合計	2,369,838	1,031,714	983,620	964,329
30-3	29	入出金合計	②3,772,284	②6,150,512	3,361,848	3,358,577
30-4	29	給食費入金		1,368,446		
30-4	29	食材支払(2,3月)	4,721,843		5,180	同左
30-5	29	食材支払(3月)	177,712		△172,532	
30-5	29	給食費入金		23,996	△148,536	同左
30-5	30			719,840	571,304	

平成 29 年度私費会計決算状況報告書に記載されている給食費会計の決算額は次のとおりであった。

(単位:円)

会計名	分類	会計の概要及び使途	収入総額	支出総額	残額(翌年度繰越金)
給食費	預り金	食材費	32,648,797	29,286,949	3,361,848

平成 29 年度給食費会計について監査人が算出したあるべき決算額と私費会計決算状況報告書に記載されている決算額との差額及び差異内容は次のとおりである。

(単位:円)

会計の概要及び使途	収入総額	支出総額	残額(翌年度繰越金)
あるべき決算額-私費会計決算状況報告書記載額	1,419,528	4,891,890	△3,534,380
平成 29 年 5 月以降の前年度収入額	42,707		
平成 30 年 4 月以降の当年度収入額未記帳	1,368,446		
平成 30 年 4 月以降の当年度支出額未記帳		4,899,555	
金銭出納簿記帳誤り(支出過大)①		△30	
金銭出納簿未記帳(入金過小)②	730		
金銭出納簿貸借記帳誤り(入金過小)②	7,645	△7,645	
収入及び支出差異内容合計	1,419,528	4,891,880	△3,472,352
年度首預金残高過小(金銭出納簿 0 円のため)			△62,028
差額合計	1,419,528	4,891,880	△3,534,380

舎食会計についても、金銭出納簿への支出額計上誤り 180 円、入金未記帳 5,542 円、入金 2 重計上 21,080 円があった。

また、間食費会計についても、金銭出納簿への未計上 4 件、合計 2,520 円があった。

(問題点)

預金通帳残高と金銭出納簿残高が不一致であることが常態化している状況では不正や誤謬が発生する可能性が高く、現実に上述のとおり誤謬が発生しているにも関わらず、これを発見できていない。

滞納債権があるにもかかわらず、2月、3月の支払が記帳されない結果、預金残高が多額のプラスになっており、各年度の収入を支出が超過している実態が表面化していない。

さらに、本来滞納債権がなければ収入超過になり、預り金超過額を各人に返金しなければならない可能性もあり、まじめに入金している者が不利益を被る可能性がある。

(指摘事項 9) 私費会計における預金口座、金銭出納簿及び決算書の残高の不一致について

金銭出納簿の収入に前年度繰越額を含めるとともに、当年度に帰属する収入及び支出が翌年度に入金又は出金される場合はそれらについて当年度の出納簿に記帳するいわゆる出納閉鎖の処理を行うことが必要である。

但し、収入については、決算締めの関係からどの時点まで当年度の決算に計上するか、統一的な処理を徹底するために取扱要綱等で規定する必要がある。

金銭出納簿残高について収入および支出の帰属年度の適切な調整を行ったうえで預金残高と金銭出納簿残高の照合を、担当者及び出納責任者その他の担当者以外の者が定期的に行う必要がある。

(b)私費会計として処理されていない預金口座について(指摘事項 10)

(発見事項)

松山北高校では、2金融機関に1口座ずつ口座を設けていた。

このうち1口座の平成30年3月末残高は0円であったが、もう1口座の平成30年3月末残高は161,742円であった。

振込手数料の節約目的で口座を設けており、他の私費会計から外部へ振り込む際にいったんこれらの口座を通過させているとのことであった。

松山工業高校では、1金融機関に1口座を設けていた。その口座の平成30年3月末残高は139,986円であった。この預金口座は外部との間の入出金のために設けているとのことであった。同校では、平成28年の途中から預金通帳上で入出金の消込を行っているものの完全ではなかった。平成29年3月末残高が1,292,841円であったが、これに対して平成30年3月末残高が1,152,855円減少しており、年度をまたいだ収入額の精算又は支払が行われていたと思われる。

伊予高校では、2金融機関に1口座ずつ口座を設けていた。このうち1口座の平成30年3月末残高は0円であったが、もう1口座の平成30年3月末残高は409,860円であった。

平成29年3月末残高が331,855円であったが、これに対して平成30年3月末残高が78,005円増加しており、平成29年度中に外部から入金された金額の帰属すべき私費会計への精算漏れ

等がその増加要因として考えられる。

今治西高校では、1 金融機関に 1 口座を設けていた。平成 30 年 3 月末残高は 4 円であり、利息によるものであった。

伊予農業高校では、1 金融機関に 1 口座を設けていた。平成 30 年 3 月末残高は 203 円であり、過去からの利息によるものと考えられる。

松山西中等教育学校では、2 金融機関に 1 口座ずつ口座を設けていた。平成 30 年 3 月末残高はいずれの口座も 0 円であった。

みなら特別支援学校では、1 金融機関に 1 口座を設けていた。平成 30 年 3 月末残高は 3,633 円であり、過去からほぼ同額が残っており、利息が累積したものと考えられる。

アンケート結果は次のとおりであった。

質問内容	「いいえ」と回答した学校数
① 学校長等の名義の学校事務(私費会計含む)のために使用している預金口座で私費会計として報告していないもの(例えば、振込や入金のための一過性の預金)はない。	59 校
② 質問①で「いいえ」の場合:私費会計として報告していない預金通帳の平成 29 年度末の残高はゼロである。	39 校
③ 質問②で「いいえ」の場合:当該預金通帳の平成 29 年度末の残高は数百円程度の少額かつ、受取利息等説明のつく合理的なものである。	17 校
④ 質問③で「いいえ」の場合:当該預金通帳について平成 29 年度中の預金残高の増加が少額かつ、受取利息等説明のつく合理的なものである。	9 校
⑤ 質問④で「いいえ」の場合:当該預金通帳について残高が残っている原因が明確になっている。	4 校

(問題点)

本来、単なる資金通過のための預金口座であれば、利息の発生を除くとその残高は 0 円になっているはずである。

帳簿も作成されず誰にも報告されない、監査も受けない口座について、その残高や入出金取引内容が明確になっていないなど、あるべき残高が不明であることが常態化している状況ではチェックが困難になり、さらに不正や誤謬の発生可能性が高くなる。

また、精算すべき額が年度をまたいで処理される場合、その金額が本来帰属すべき私費会計の帰属すべき年度の決算に反映されない可能性も高まる。

単なる資金通過のための預金口座の入出金に関する取扱いを規定したものがない。

(指摘事項 10)私費会計として処理されていない預金口座について

ここで問題としている単なる資金通過用の預金口座は、私費会計に係る収入金の入金や費用の振込に利用されるほか、私費会計以外の資金の振込口座として利用されている場合がある。

このため、予算を策定できるものではなく、私費会計とは性格を異にする。しかし、私費会計に関連する入出金は帰属すべき私費会計と本来一体で管理すべきものである。

当該預金口座について、私費会計として取扱要綱の適用はできないが、私費会計の適正な事務処理や決算書の作成のために、適切な取扱いを定めることが必要である。

そのために、当該預金口座について、少なくとも次のような手続を行うことが考えられる。

- 通帳上で入金と出金を紐づけて同じ番号を振るなど入出金の消込を確実に行う。
- 入出金取引についてその帰属すべき私費会計の帳簿に記帳した後、通帳上のその入出金取引の横に、記帳した私費会計の略号等を記し、関連する私費会計への記帳の消込を行う。
- 私費会計の年度決算終了時に、校長に当該預金口座の通帳を提出し、校長が不明な預金残高、不明な入出金の有無を確認後確認残高の横に確認印を押印する。
- 出納閉鎖処理(年度末日を超えた支払等)があるため通帳残高が 0 円にならないときは通帳残高を構成する取引の内容を記載した内訳書を作成する。

残高が残っている預金口座については、可能な限り過去の入出金の消込を行ったうえで、不明な残高は PTA 会計等の適当な会計に受け入れ、あるべき残高をゼロにして、新年度をリスタートする必要がある。

この場合、どの程度まで遡るか、不明残高の処理方法等について一定の基準を高校教育課が主導して全校が統一的な処理を行えるようにすることが重要である。

以上の手続により、当該預金口座の(出納閉鎖に係る残高調整後)年度末残高は利息を除き必ず 0 円になるべきである。さらに、利息も毎年度 PTA 会計等へ振り替えるより管理が容易になると考える。

(c)私費会計として処理されていない預金口座の名義人について(指摘事項 11)

(発見事項)

松山北高校では、2 口座とも事務長名義であった。

県立学校に対するアンケートの結果は次のとおりであった。

「私費会計用の預金及び私費会計として報告していない預金(外部からの入金口座、振込目的口座等の一時的に入出金が行われる口座)で、学校事務のために管理している預金の口座の名義人はすべて校長である。」との質問に対して、31 校で名義人が校長以外の者(分校長名義は除く。)であった。その大半が事務長名義であるが、PTA 会長、主任等である学校も一部あった。

(問題点)

これらの一時的な入出金を行う目的で設ける預金口座について校長以外の者の名義になっている理由として、これらが私費会計に紐づけられていないものであることから取扱要綱第 10 条第 2 項の適用外であるということが挙げられる。

しかし、これらの口座は各校の判断で事務の便宜上設けているものであり、私費会計関連の取引を取り扱うものについては取扱要綱に準じて慎重に取り扱うべきである。

(指摘事項 11)私費会計として処理されていない預金口座の名義人について

私費会計として処理されていない預金口座であっても、私費会計に関連する預金口座の名義人は取扱要綱第 10 条第 2 項の規定に準じて、校長にする必要がある。

(5) 契約の締結

(i)概要

私費会計では、取扱要綱第 11 条(団体会計については第 28 条により同条第 1 項及び第 2 項を準用)に基づき、契約を締結する場合は、価格等を十分に検討し、保護者等の経済的な負担の軽減を図るとともに、事務処理の明確化及び透明性の確保に努めなければならない。

第 2 章 預り金会計

(契約の締結)

第 11 条 会計に係る契約を締結する場合は、価格等を十分に検討し、保護者等の経済的な負担の軽減を図るとともに、事務処理の明確化及び透明性の確保に努めなければならない。

2 会計に係る契約を締結する場合は、愛媛県会計規則(昭和 45 年愛媛県規則第 18 号)の規定を踏まえ、原則として入札又は見積書を徴するものとする。この場合において、予定価格が 30 万円を超えるときは、原則として複数の業者から見積書を徴するものとする。

3 前 2 項の規定は、学校指定物品等の会計に係る契約については、準用しない。

(出典:取扱要綱)

(ii)結果

往査した県立学校において次の手続を実施した。

- ① 支出総額が大きいと判断した私費会計に係る金銭出納簿を通査し、支出額が 30 万円を超える物品の取得、役務の提供に係る契約について、取扱要綱第 11 条の規定に基づいているか、関係書類を閲覧、吟味した。
- ② 上記の事務について事務関係者に質問した。

その結果、次の事項を発見した。

(a)私費会計における1社随意契約について(指摘事項12)

(発見事項)

次のとおり、30万円超の契約について購入等要求書・支出伺書に理由の記載もなく複数業者から見積書を徴していなかった。

学校	私費会計	内容
松山工業高校	特別活動振興	生徒使用パソコン代 1,431,507 円
	卒業記念寄附金	生徒使用タブレット代 1,001,160 円(※1)
	学校整備費	3D プリンター用生徒用パソコン代 690,500 円 電子機械科 CAD 実習室パソコンおよび周辺機器更新 517,968 円
伊予高校	PTA	空調機移設工事 2,359,800 円(※2)
松山西中等教育学校	教育充実費	野球部練習場照明増設 308,880 円(※3)
みなら特別支援学校	PTA	AED324,000 円(※4)

※1 松山工業高校の生徒使用タブレット代 1,001,160 円のうちタブレットは 41 台、1 台当たり 20,200 円(消費税別)であった。価格比較サイトで全くの同型のタブレットがなかったが、色違いのものが 1 台当たり 18,800 円で掲載されていた。

※2 伊予高校の空調機移設工事 2,359,800 円は、メーカ代理店に発注するしかなかったものであり、PTA理事会で承認を受けているとのことであった。議事録は作成されていなかったが、理事会の備忘録で承認について確認した。

※3 松山西中等教育学校の野球部練習場照明増設は、当初発注時は 30 万円未満であったが、暗いとの指摘があり、もっと明るい器具に変更したため、結果として 30 万円超になったとのことであった。

※4 みなら特別支援学校の AED は、緊急を要したため複数業者から見積書を徴しなかったとのことであった。価格比較サイトで同仕様のものを検索した結果、税込 351,000 円であった。これより大幅に安いので結果的に経済的であったといえる。

(問題点)

30 万円超の取引について合理的な理由なしに複数業者からの見積書を徴していないことは取扱要綱第 11 条に反する。

松山工業高校の生徒使用タブレット代 1,001,160 円には初期設定費、無線アクセスポイント、無線環境設定費等の経費も含まれており、単純には価格比較サイト掲載商品の価格と比較できないが、保護者の負担軽減の観点から合理的な理由があったとは考えにくい。

松山西中等教育学校の野球部練習場照明増設等の工事のやり直しはそれだけでコストアップになるし、当初予定価格を 30 万円以下にすることで必要な契約事務を免れることにつながる。

(指摘事項 12)私費会計における 1 社随意契約について

現在は、価格比較サイト等で比較情報を入手できる可能性がある。

時間的に複数業者から見積書を徴することが困難な場合であっても、何らかの手段により価格比較情報を入手する努力を行うべきである。業者選定時の決裁を受けるに当たり、1 社随意契約を行う場合には合理的な理由を決裁文書に記載すべきであるし、できうる注意を払って業務を行ったことを伺書に記載することは、保護者等の負担軽減のみならず、業務受託者の注意義務遂行の観点からも重要である。

必要な工事、設備については、事務又は工事等の手戻りによるコストアップの可能性もあるためその内容について事前に十分精査する必要がある。

そのうえで、やむをえず契約変更を行う場合は、その事情を「購入等要求書・支出伺」に詳述し承認を受けるべきである。

(6) 収入事務

(i)概要

私費会計では、取扱要綱第 12 条(団体会計については第 28 条により同条を準用)に基づき、徴収については収入伺書による校長の決裁を受け、収入は最終的に口座に入金しなければならない。

また、徴収に当たっては、未納者が生じないよう管理し、未納者には督促を行わなければならない。

そこで、徴収事務については、取扱マニュアル中、IV 預り金会計 3 預り金会計の事務処理 (1) 事務処理の流れのフローチャートの中の「徴収」において各学校が定めるべき私費会計納付事務取扱要項の例として「作成例 2」を参照するようになっている。

そして、この私費会計納付事務取扱要項第 6 において校納金の未納に対する督促手続を、同第 7 において、未納解消までの間の徴収事務の実施状況の記録についてそれぞれ様式を設けて規定している。

第 2 章 預り金会計

(収入事務)

第 12 条 会計担当者は、会計に係る経費を徴収する場合は、収入金の内訳を明示して収入伺書を作成し、校長の決裁を経るものとする。

2 口座引き落としによる収入は、会計担当者が徴収計画に基づき振替納入通知書を作成し、校長の決裁を経て振替手続を行うものとする。

3 現金による収入は、会計担当者が徴収計画に基づき受領した現金を確認の上、校長の決裁を経て速やかに当該会計に係る口座に入金するものとする。

4 会計に係る経費の徴収に当たっては、未納者が生じないよう金銭出納簿等により毎月確認するとともに、未納者には督促を行うものとする。

(出典:取扱要綱)

作成例 2

愛媛県立〇〇学校 私費会計納付事務取扱要項

1 趣旨

この要項は、私費会計の徴収に当たって、未納者への督促など徴収事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要項において、校納金とは、私費会計における納付金をいう。

3 校納金納付に係る意識啓発

(省略)

4 校内体制の確立

(省略)

5 納付期限

(省略)

6 督促

校長は、校納金の未納がその納付期限から 1 月を超えても解消しないときは、その保護者等に対して電話による催告を行うとともに、督促状(様式第 1 号)を送付するものとする。

7 徴収事務の記録

校長は、督促を開始した後、当該校納金の未納が解消されるまでの間、当該校納金の徴収事務の実施状況を校納金納付管理記録簿(様式第 2 号)に記録するものとする。

8 保護者との面接

(1) 校長は、校納金の未納がその納付期限から 2 月を超えても解消されないときは、家庭訪問を行うとともに保護者等に来校を求め、未納に至る状況等の把握に努めるとともに、校納金の納付について指導を行うものとする。

(2) 前項の規定による家庭訪問又は指導は、未納が解消されるまで随時行うものとする。

9 卒業生、退学者、転学者及び転籍者に係る督促等

(省略)

10 支払督促の申立て

(省略)

11 消滅時効の中断の取組

(省略)

12 補則

(省略)

(出典:取扱マニュアル)

(ii)結果

往査した県立学校において次の手続を実施した。

- ① 収入事務の流れについて事務関係者に質問した。
- ② 収入事務についてサンプルベースで収入伺書と金銭出納簿を照合した。
- ③ 口座振替ができなかった場合の未納金の入金管理及び未納者への督促方法について事務関係者に質問するとともにサンプルベースで関係書類を閲覧した。

その結果、次の事項を発見した。

(a)私費会計の債権管理方法の不統一について(意見事項 19)

(発見事項)

伊予農業高校では、平成 29 年度末における未納合計額があり、校納金未納者の管理のため「校納金未納者一覧」を作成し、それには未納残額を発生月別に記載し、学校の対応及びその顛末を記録していた。

しかし、未納額の発生と入金の状況が記載されておらず、入金管理の観点からわかりにくいものであった。

みなら特別支援学校では、平成 29 年度以前は校納金納付管理記録簿(様式第 2 号)に準じる様式に未納額を記録し管理していたが、平成 30 年度から担当者が代わり従来の記録簿ではなく、一覧表で管理するようになっていた。

県立学校に対するアンケートの結果は次のとおりであった。

「校納金の未納が発生した場合、徴収事務の実施状況を校納金納付管理記録簿(私費会計納付事務取扱要項 様式第 2 号)に記録しているか。」との質問に対して「いいえ」と回答した学校は 13 校であった。「いいえ」と回答した学校は、様式第 2 号は要綱で定められたものではなく使用する場合の参考例であることから独自に未納者へ適切に対応することとしている、様式第 2 号に準じた記録簿で校納金の納付状況を確認している、1か月以上の滞納者はいないため使用していない、などの回答であった。

伊予農業高校は「はい」と回答しており、その理由としては「校納金未納者一覧」に管理のため最低必要な事項を記載しているためとのことであった。他の「はい」と回答した学校においてもすべてが校納金納付管理記録簿(様式第 2 号)を使用しているわけではないように思われる。

(問題点)

各学校(担当者)が独自の方法により債権を管理している状況では、各学校間で債権管理に巧拙が生じる可能性がある。また、異動により異動前に行っていた債権管理方法と異なる方法を踏襲することになったり、異動後の学校における債権管理方法を異動前に行っていた債権管理方法に変更したりすることは、業務の効率性を損なうだけでなく、引継が十分行われない可能性がある。

(意見事項 19)私費会計の債権管理方法の不統一について

監査人としては、取扱マニュアルに記載されている校納金納付管理記録簿(様式第 2 号)はよ

く考えられた管理簿であると考えている。

個人的には、記載上の留意点等記載マニュアル的な記述があれば事務担当者は利用しやすくなるように考える。

高校教育課は、これをそのまま利用していない学校について、その利用していない理由を確認し、改善すべき点があれば全学校が利用できるように改善を検討することが望まれる。

事務関係者が転勤等で異動になった場合、統一的な様式で管理していることにより引継等が効率的に行われるため、当該様式の使用によるメリットを十分に説明し全学校で使用されるよう啓蒙に努めるべきである。

また、この各人別の校納金納付管理記録簿を要約する目的を兼ねて、校納金納付管理記録簿から情報を転記し、未納額の発生、回収、残高の状況が一覧できる一覧表を作成すれば、学校全体の未納額の全体像の把握にも有用であるとする。

意見事項 19 に記載した「未納額の発生、回収、残高の状況が一覧できる一覧表」の一例として次のようなものが考えられる。

学年	クラス	氏名	未納発生月	前月末残高	当月振替不能額	当月入金額	当月末残高
1	○	A	6月				
1	○	A	7月				
1	○	A計					
2	△	B	7月				
2	△	B	8月				
2	△	B計					
		合計					

(7) 支出事務

(i) 概要

私費会計では、支出について取扱要綱第13条及び第14条第2項(団体会計については第28条により同条を準用)に規定されている。

また、取扱マニュアル 3 預り金会計の事務処理(2)事務処理上の留意点では、納品・検収の確認は、会計担当者以外の者が行うことになっている。

第2章 預り金会計

(支出事務)

第13条 会計担当者は、会計に係る支出の原因となる契約等をする場合は、会計の徴収目的と合致していることを確認し、関係書類を添付の上で購入等要求書・支出伺書を作成し、校長の決裁を経るものとする。

2 経費を支出する場合は、次の事項について調査し、購入等要求書・支出伺書を作成し、校

長の決裁を経るものとする。

(1) 契約等の履行を確認していること。

(2) 請求書等の関係書類が完備していること。

(3) 予算並びに現金残高及び預金残高の確認の結果、支出できること。

3 支出は、口座振込によるものとする。ただし、口座振込により難しい場合は、資金前渡による支払を行うことができる。

4 立替払や小口現金による支払は、口座振込み又は資金前渡により難しい緊急かつやむを得ない特別な事情があり、事前に校長の承認を得た場合に限り行うことができる。

5 前項の規定により資金前渡又は立替払により支払った場合には、証拠書類を添えて速やかに精算しなければならない。

(出典:取扱要綱)

(ii)結果

往査した県立学校において次の手続を実施した。

- ① 支出総額が大きいと判断した私費会計に係る金銭出納簿を通査し、支出額が 30 万円を超える物品の取得、役務の提供に係る契約について、取扱要綱第 13 条の規定に基づいているか、関係書類を閲覧、吟味した。
- ② 上記の事務について事務関係者に質問した。

その結果、次の事項を発見した。

- (a) 私費会計における購入等要求書・支出伺書の「完了の検査確認」欄記載の不備について
(指摘事項 13)

(発見事項)

伊予高校では、前述の(5)契約の締結に記述した PTA 会計で支出した印刷機 399,600 円の購入等要求書・支出伺書に記載された業者名と請求書発行者名が異なっていた。

また、当該購入等要求書・支出伺書上、「完了の検査確認」欄に日付及び確認印がなかった。

さらに、伊予高校の平成 29 年度の購入等要求書・支出伺書の「完了の検査確認」欄には担当者として事務長の職名と氏名が印刷されていた。

(問題点)

購入等要求書・支出伺書に記載された業者と実際に納品した請求者が異なることは、事前にその購入等に対して必要な決裁を受けた意味がない。

支出の前に納品・検収の確認を会計担当者以外の者が行うことになっており、契約とおりの取引の履行に基づく支出を行うための基本的かつ重要な手続であるが、「完了の検査確認」欄に完了日付も確認印もないまま支出決裁が行われたことは決裁手続の形骸化につながりかねない。

特に、伊予高校では、「完了の検査確認」欄に担当者として出納責任者である事務長の氏名が

印刷されており、多忙な事務長による検収確認の実施可能性、内部牽制の観点から問題がある。

(指摘事項 13)私費会計における購入等要求書・支出伺書の「完了の検査確認」欄記載の不備について

取扱マニュアルの支出手続について研修等を通じた周知徹底を行う必要がある。

また、各学校又は担当者において処理が相違することのないように取扱マニュアルの記述を充実することも検討する必要がある。

(8) 私費会計の決算報告・監査

(i)概要

私費会計の会計年度が終了した場合又は事業が完了した場合は、決算書又は精算書を作成し、運営協議会において指名する2名以上の監査委員等が会計年度ごとに1回以上監査を実施しなければならない。

第2章 預り金会計

(決算報告)

第15条 会計担当者は、会計の会計年度が終了した場合又は事業が完了した場合は、決算書又は精算書を作成し、速やかに校長に決算報告するものとする。

(監査の実施)

第16条 監査は、前条の決算の報告があった場合又は校長が必要と認める場合に、運営協議会において指名する2名以上の監査委員が会計年度ごとに1回以上実施するものとする。

第3章 団体会計

(決算報告)

第25条 会計担当者は、会計の会計年度が終了した場合又は事業が完了した場合は、決算書又は精算書を作成し、速やかに校長及び当該団体の長又は保護者等に決算報告するものとする。

(監査の実施)

第26条 監査は、前条の決算の報告があった場合、校長、当該団体の長若しくは保護者等が必要と認める場合又は当該団体の規約その他監査に関する規程に規定する場合に、その定めるところにより実施するものとする。ただし、当該定めがない場合にあつては、運営協議会において指名する2名以上の監査委員が会計年度ごとに1回以上実施するものとする。

(出典:取扱要綱)

IV預り金会計、

3 預り金会計の事務処理

(2)事務処理上の留意点

ケ 決算又は精算の時期及び方法

(ア)決算又は精算の時期

すべての収入および支出の執行が終了したら、速やかに決算又は精算を行わなければならない。

(イ) 手順・手法

- a 金銭出納簿は、事業完了後、収支の整理を行い、帳簿と証拠書類との確認を行うが、未払い金が生じないように注意する必要がある。
- b 必要に応じ、学年(部)単位・クラス単位の会計全体の決算書及び生徒等の個人別計算書を作成し、校長決裁の後、監査を受ける。

(ウ) 監査

事務の適正化を推進し透明性・公開性を確保するためには、すべての預り金会計において運営協議会において指名する監査委員による監査を受けなければならない。

(エ) 保護者への報告・精算

決算書又は個人別計算書を、校長名で保護者等に配布する。

最終学年においては、卒業式までに児童生徒を通じて保護者等に配布する必要がある。また、在校生については児童生徒を通じて配布するとともに、PTA 総会等の機会を捉え、保護者等全員への周知が必要である。

(出典:取扱マニュアル)

(ii)結果

往査した県立学校において次の手続を実施した。

- ① 私費会計決算状況報告書から金額的に重要と判断した会計をサンプルとして抽出した。
- ② 対象とした会計について私費会計決算状況報告書又は決算書と提出された私費会計関係の預金通帳を照合した。
- ③ 対象とした会計について金銭出納簿を閲覧した。
- ④ 私費会計決算状況報告書に記載されている会計について監査報告を閲覧した。
- ⑤ 必要に応じて証憑等の関係書類を閲覧するとともに事務関係者に質問した。

その結果、次の事項を発見した。

(a)私費会計における決算書未作成について(指摘事項 14)

(発見事項)

松山北高校では、教材費会計について前任者が異動のため日計表(金銭出納簿)しか作成しておらず、さらに後任者も決算書等を作成していなかった。

伊予高校では、空調会計積立金として将来の空調設備の更新のための資金として毎年 170,000 円を空調会計の通帳から出金し当該積立金用の別途口座に積み立てている。

しかし、この積立金について私費会計として報告しておらず、決算書等も作成していなかった。

松山西中等教育学校では、冷暖房設備会計から「校舎耐震化工事費及び暖房費(積立金)」と

して支出されているが、この積立金について冷暖房設備会計上増減残高表の記載もなく、独立の私費会計として決算書等を作成していなかった。

みなら特別支援学校では、校納金会計、作業班会計、給食会計、舎食会計、間食会計について決算書等を作成していなかった。

県立学校に対するアンケートの結果は次のとおりであった。

「団体会計及び預り金会計のすべて(積立金を含む)について、決算書を作成しているか。」との質問に対して「いいえ」と回答した学校は 9 校であった。「いいえ」と回答した学校は、全部又は一部の預り金会計について、金銭出納簿で管理しているため決算書を作成していない、個別に「精算書」を作成しているため決算書を作成していない、決算書を作成せず決算報告のみ行っている、少額であるため決算書を作成していない、などの回答であった。

また、「はい」と回答した学校でも、預り金会計は個人別精算書を作成しているとの回答があったものが 3 校あった。

(問題点)

別口座を設けている積立金であっても保護者等から預かった貴重なお金に変わりはなく、これを私費会計の対象外にすることは、いわゆる簿外処理になるため担当者以外の者の目に触れなくなる可能性が高くなり、誤謬や不正を発見できない可能性が高くなる。

すべての預り金会計及び団体会計は決算書又は精算書の作成が必要である(取扱要綱第 15 条及び第 25 条)が、上記の別口座を設けている積立金も含めて決算書等を作成していない状況はこれに反している。

また、決算書等を作成しなければ監査委員等の監査も受けられない。

次に、「決算書」と「精算書」の両方を作成している学校と「精算書」しか作成していない学校が混在している状況についてであるが、事務処理の引継等の観点から混乱が生じる可能性がある。

取扱要綱等の作成に携わった者に確認したところ、取扱要綱が求めている「精算書」は預り金の各人別精算書であるとのことであった。

預り金会計において各人別精算書の作成が重要であることに異論はないが、「決算書」の作成が学校の裁量に任されている状況は好ましくない。

さらに、団体会計には個人別の「精算」が必要な局面がないため、預り金会計と同様の規定である点も問題がある。この点、団体会計における「精算」は、団体関係の解散時の「清算」を意味するとのことであった。取扱要綱等ではこの点が不明瞭である。

(指摘事項 14) 私費会計における決算書未作成について

私費会計の対象となる会計は、原則としてすべて預金口座に紐づけ(取扱要綱第 10 条第 1 項)、決算書等の作成、決算報告及び監査の対象とする必要があることを周知徹底するべきである。

なお、私費会計がその積立の源泉となる積立金は簿外処理にならないよう私費会計の対象と

すべきであることはいうまでもない。

また、預り金会計においても、会計全体での予算執行状況、収支状況及び精算状況を明確にすることは決算状況の適正性の判断に資するなどの観点から、各人別精算書だけでなく会計全体の決算状況が記載された報告書も作成すべきである。

預り金会計において予算を編成しない会計についてはマニュアルに提示している「決算書」(当該様式は予算額と決算額を比較する様式になっている。)の様式はなじまないことから、このような会計については会計全体の収支の状況を記載する別様式を規定するとともに、同様の預り金会計にもかかわらず学校によって異なる様式での決算報告等が行われないように使用する様式を整理する必要がある。

さらに、画一的な事務処理のために取扱要綱等の改訂や通達による周知について検討が必要である。

(b)私費会計における積立金会計の決算書作成処理の不統一について(意見事項 20)

(発見事項)

松山北高校では、空調会計決算書の中に積立金の増減残高表が記載されていた。そして、この積立金については独立の私費会計として私費会計決算状況報告書にも記載されていた。

松山工業高校では、積立金会計(卒業アルバム代等卒業時経費積立金)、定時制卒業記念事業会計(定時制卒業記念事業積立金)が独立の私費会計として設けられていた。

伊予高校では、(a)決算書未作成に記載したとおり空調会計の積立金について決算書等を作成していなかった。

今治西高校では、記念事業積立金会計が独立の私費会計として設けられていた。

伊予農業高校では、積立金会計(修学旅行、卒業アルバム等の費用に充当する目的で積み立てを行っている。)を学年ごとに独立の私費会計として設ける一方、みずほ会会計(文化体育後援会活動目的である。)決算書の中に積立金の増減残高表が記載されており、監査も受けていた。しかし、このみずほ会会計について私費会計決算状況報告書の記載は積立金の増減残高以外についてのみ行われており、この積立金は独立の私費会計として私費会計決算状況報告書に記載されていなかった。

松山西中等教育学校では、冷暖房設備会計から「校舎耐震化工事費及び暖房費(積立金)」として支出された額のうち 2,563,552 円が積立金残高として摘要欄に記載されており、通帳残高により実在性も確認できたが、この積立金について冷暖房設備会計上増減残高表の記載も独立の私費会計として決算書等も作成されていなかった。

みなら特別支援学校では、PTA 会計決算書、後援会会計決算書の中にそれぞれ積立金(PTA 会計積立金残高 1,200,530 円、後援会会計積立金残高 700,060 円)の増減残高表が記載されており、監査も受けていた。しかし、これらの会計について私費会計決算状況報告書には積立金の増減残高について記載されていなかった。

県立学校に対するアンケートの結果は次のとおりであった。

「団体会計及び預り金会計の全て(積立金を含む)について、決算書を作成しているか。」との質問に対して「いいえ」と回答した学校は「(a)決算書未作成」に記載したとおりである。

そのうち1校のみが、「修学旅行積立金の決算書は作成していない。」と回答していた。

すなわち、少なくとも往査した県立学校のうち積立金が設けられている私費会計について、本来「いいえ」と回答があるべきところ「はい」との回答がなされていることを鑑みると、これら以外の学校の回答で「はい」の回答があった学校で積立金を設けている私費会計があるものについても同様の回答があった可能性が高いと推察される。

(問題点)

「(a)私費会計における決算書未作成について(指摘事項 14)」に記載したとおり、積立金について独立の私費会計又は関連する私費会計の決算書等に記載することなく簿外にすることは論外であるが、学校によって、積立金を独立の私費会計とするか、積立金の発生元となった私費会計の一部とするか、処理が不統一であり、学校ごとに処理方法が異なると学校間の比較可能性を損なうだけでなく、担当者が異動のたびに処理方法について混乱する可能性がある。

(意見事項 20)私費会計における積立金会計の決算書作成処理の不統一について

積立金会計について独立の私費会計として決算書等を作成するか、元となった会計がある場合には当該会計の特別会計のような位置づけで当該決算書等の一部として記載するかなど一定の処理方法を定め、処理方法に誤解が生じないよう取扱要綱等に明確に規定し、県立学校全体で統一的な処理ができるよう環境整備を行うとともに、研修等を通じた全県立学校への周知が望まれる。

(c)私費会計における支出取引の帰属年度誤りについて(指摘事項 15)

(発見事項)

松山工業高校では、空調会計において預金残高と決算書の残額(翌年度繰越金)が一致していた。3月分が翌月の4月口座引落しのため、年度決算としては3月分の引落し額が決算に計上されていない。

伊予高校では、進路指導費会計において平成30年4月5日に支払われた146,678円が平成29年度の経費であるにもかかわらず、平成30年度に計上されていた。空調会計において当年度4月から当年度3月までの従量熱料金の精算を翌年度4月に行っていた。

県立学校に対するアンケートの結果は次のとおりであった。

「私費会計の決算締めについて、当年度中の物品等の購入、工事の実施、役務の提供分に対する支出が翌年度になったものはその金額を当年度の決算に計上しているか。」との質問に対して「いいえ」と回答した学校は11校であった。

「いいえ」と回答した学校の中には、出納整理期間が存在せず3月31日で決算しなければなら

ないため、やむを得ず翌年度会計に計上している、と回答しているものがあつた。

(問題点)

松山工業高校の空調会計の例では、毎年同様の状況であり、契約継続中は各年度の決算額に及ぼす影響は軽微であるが、契約時及び契約満了時を含む年度はそれぞれ1ヶ月分の支出が過小又は過大計上になる。

支出取引の帰属年度誤りは、当年度の在校生に係るコストを翌年度の在校生に負担させることになり応益者負担の観点から問題がある。

(指摘事項 15) 私費会計における支出取引の帰属年度誤りについて

適正な決算書等を作成するためには、特に支出額はその物品等の取得又は役務提供が行われた年度に計上すべきである。

決算又は精算の手順・手法として「未払い金が生じないように注意する必要がある。(取扱マニュアルⅣ預り金会計、3 預り金会計の事務処理、(2) 事務処理上の留意点、ケ決算又は精算の時期及び方法、(イ) 手順・手法)」としていることから、決算書等の作成に当たっては3月末時点で未払である取引も支出したのものとして取り扱う、いわゆる出納閉鎖手続と同様の処理を行うことを求めていると考える。

(d) 私費会計における監査未実施について(指摘事項 16)

(発見事項)

松山北高校では、(a) 決算書未作成に記載したとおり教材費会計について決算書を作成しておらず、監査委員監査時には日計表を見せているだけで監査報告も未作成であった。

伊予高校では、(a) 決算書未作成に記載したとおり空調会計の積立金について監査も受けていなかった。

松山工業高校では、団体会計のうち空調会計、体育館空調会計の監査報告がなかった。さらに、預り金会計についてはまったく監査報告がなかった。預り金会計については監査報告が必要であるとの認識がなかったとのことであった。

県立学校に対するアンケートの結果は次のとおりであった。

「団体会計及び預り金会計の全て(積立金を含む)について、会計年度ごとに年1回以上決算に対する2名以上の監査委員による監査を受けているか。」との質問に対して、「いいえ」と回答した学校は15校であった。

「いいえ」と回答した学校は、全部又は一部の預り金会計について、預り金会計について監査が必要であるとの認識がない、(a) 決算書未作成に記載の理由により決算書を作成していないことから監査を受けていないなどの回答であった。

(問題点)

預り金会計及び団体会計はともに監査委員の監査が必要である(取扱要綱第 16 条及び第 26 条)が、これに反している。また、監査を受けていないことは会計の目的に沿って適切に収入又は支出が行われたか否かについてチェックを受けていないことになり、誤謬や不正を発見できない可能性が高まる。

預り金会計については監査を受ける必要がないとの誤解を生じていることは、私費会計に携わる関係教職員の認識不足が大きい。

さらに、必ずしも監査委員が一般的な会計や取扱要綱及び取扱マニュアルに精通しているとは考えられず、監査委員の監査実施状況もばらつきが生じざるを得ないと認められる。

(指摘事項 16)私費会計における監査未実施について

私費会計については、団体会計、預り金会計を問わず、監査が必要であることを、取扱要綱の研修を通じて私費会計の関係教職員に対して十分認識させる必要がある。そのためには、異動等を鑑みると毎年度初めに高校教育課が各県立学校の校長及び事務長に対する研修を行うとともに、これらの者が自分の所属校の関係教職員に研修を行うことなどが考えられる。

監査委員の監査の実効性をさらに向上させるとともに、一定レベルの監査水準を保持するために、最低必要なチェックポイントについて監査委員の監査用チェックリストを作成することが望ましいと考える。チェックリスト化することで監査の効率化にも資するものとする。

指摘事項 16 に記載した監査チェックリストの書式例として次のようなものが考えられる。

〇〇会計		監査委員名:	対応者名:	実施日:
No.	手続	実施チェック (✓)	気付事項等コメント	
1	決算書様式は取扱マニュアルに準拠しているか。			
2	決算書の「予算額」は承認された予算書と一致しているか。			
3	決算書の「決算額」は金銭出納簿から適正に作成されているか。			
4	預り金会計は原則として「預金残高」がゼロになっているか(教材費会計等で卒業まで資金を預かるものは「個人別精算書」の精算残額の合計と「預金残高」が一致しているか。)			
5	金銭出納簿の「預金残高」は当年度に購入等を行った取引の支払額(翌年度に支払ったものを含む)を控除した額に一致しているか。			
6	当年度の取引で翌年度に支払った額を差し			

〇〇会計		監査委員名：	対応者名：	実施日：
No.	手続	実施チェック (✓)	気付事項等コメント	
	引く前の預金残高が年度末の預金通帳残高と一致しているか。			
7	金銭出納簿の「収入金額」は収入伺書と一致しているか(収入伺書に校長の決裁があるかに留意する。)			
8	口座振替ができず現金で収受したものについて、もれなく「収入金額」に記載されているか。			
9	校納金の未納がその納付期限から 1 月を超えても解消しないものについて、「校納金納付管理記録簿」が作成され、長期末納が発生しないよう管理されているか、「校納金納付管理記録簿」を閲覧する。			
10	校納金の未納について、取扱マニュアルに規定する徴収の手続を執ったにもかかわらず、未納が解消できないときは民事訴訟法第 383 条に定める支払督促の申立てを行っているか。			
11	金銭出納簿の「支払金額」は購入等要求書・支出伺書と一致しているか(購入等要求書・支出伺書に校長の決裁があるかに留意する。)			
12	「支払金額」が 30 万円超の取引について、入札又は複数業者からの見積書を徴しているか(随時契約によらざるを得ない場合はその合理的な理由を購入等要求書・支出伺書に記載しているか)。			
13	購入等要求書・支出伺書を閲覧し、会計担当者以外の者が納品・検収の確認を行っているか、請求書・納品書により取引が裏付けられているか確認する。			
14	・ ・ ・			

(9) 決算及び監査結果の報告

(i) 概要

取扱要綱第 17 条(団体会計については第 28 条により同条を準用)に基づき、校長は、毎年度、監査終了後、速やかに決算及び監査の結果を保護者等に報告し、その後、速やかに全ての会計の決算の状況を私費会計決算状況報告書により高校教育課に提出しなければならない。

第 2 章 預り金会計

第 17 条 校長は、前条の監査を受けたときは、保護者等に対し、速やかに決算及び監査の結果を報告するものとする。

2 校長は、毎年度、決算及び監査報告終了後、速やかに全ての会計の決算の状況を高校教育課に提出するものとする。

(出典:取扱要綱)

(ii) 結果

往査した県立学校において、各校が作成した決算書と高校教育課に提出した私費会計決算状況報告書を突合した。

その結果、次の事項を発見した。

(a) 私費会計決算状況報告書の記載誤り、記載漏れについて(指摘事項 17)

(発見事項)

松山北高校では、私費会計決算状況報告書への PTA 進路指導費会計と進路指導費会計の記載が逆になっていた。また、(8) 私費会計の決算報告・監査で記載したとおり、教材費会計について決算途中の金額が記載されていた。

伊予高校では、空調会計について前任者が異動前のデータに基づき作成した仮決算書の決算額をそのまま私費会計決算状況報告書に記載していた。但し、決算書は後任者が作成し、監査委員の監査を受けていた。

松山工業高校では、私費会計決算状況報告書への空調会計、体育館空調会計、空調会計(定時制)の記載が行われていなかった。

県立学校に対するアンケートの結果は次のとおりであった。

「私費会計決算状況報告書が私費会計の各決算書からもれなく正確に作成されているか作成者以外の者が私費会計の各決算書と照合して承認した上で高校教育課に提出しているか。」との質問に対して「いいえ」と回答した学校が 2 件あった。

これらはいずれも決算書を作成していない会計については、金銭出納簿、通帳等と照合しているという理由で「いいえ」と回答したものであり、「はい」との回答でもよい考える。

(問題点)

決算状況報告書の提出は、高校教育課における私費会計決算状況のモニタリングのために各

県立学校から私費会計決算状況を報告させているものであり、高校教育課における認識を誤らせることになる。

(指摘事項 17)私費会計決算状況報告書の記載誤り、記載漏れについて

決算状況報告書の作成者以外の者が、監査報告がなされた決算書と私費会計決算状況報告書を突合した上で、事務長が最終的なチェックを行うなど、確実に提出前のチェックを行う必要がある。実効性の確保のため、私費会計決算状況報告書の作成方法及びチェック方法について取扱マニュアルに規定する必要がある。

(10) 県教育委員会の指導及び助言

(i)概要

取扱要綱第 30 条に基づき、県教育委員会は、校長に対し、私費会計の取扱い及び学校指定物品等の選定に関し必要な指導及び助言を行うことになっている。

第 5 章 補則

第 30 条 県教育委員会は、校長に対し、私費会計の取扱い及び学校指定物品等の選定に関し必要な指導及び助言を行うものとする。

(出典:取扱要綱)

県教育委員会では、県立学校における財務運営面の効率化をさらに進めるため、高校教育課長の指示のもと県立学校財務事務改革チームを設置し、予算執行・財産管理の効率化・適正化に向けた指導を強化するとともに、財務部門の学校現場における自立的な改革を図っている。

【県立学校財務事務改革チームについて】

(職務)

- 県立学校における財務事務の適正化に向けた指導に関すること。
- 県立学校における財務事務の効率化に向けた改革案の検討に関すること。
- 県立学校における財務事務改革の実施に関すること。
- 県立学校における不適正経理の再発防止に関すること。
- 学校事務職員の資質向上のための研修等の企画・実施に関すること。

(構成メンバー)

- 財務指導監(3名)
- 主幹(学校財務事務の改革担当)
- 施設管理グループ
- 教職員係(給与担当)

(会議の開催について)

年 6 回(4 月、6 月、8 月、10 月、12 月、3 月)

(設置日)

平成 24 年 4 月 1 日

3名の財務指導監をそれぞれ東・中・南予の県立学校に事務長と兼務で駐在させ、それぞれ管内の県立学校に対する財務事務の指導を行わせている。

平成29年度における駐在学校は、東予が西条高校、中予が松山工業高校、南予が宇和島南中等教育学校であった。

3名の財務指導監は年1回それぞれの管内の県立学校を訪問し、その結果を「指導監学校訪問実施報告書」にまとめ、財務事務改革チーム会議で報告している。

(ii)結果

平成29年度の財務事務改革チーム会議に報告された東・中・南予それぞれの指導監学校訪問実施報告書を閲覧し、担当者に質問した。

その結果、次の事項を発見した。

(a) 私費会計に関する財務事務改革チーム会議によるモニタリング(意見事項21)

(発見事項)

提出された指導監学校訪問実施報告書の様式が統一されていなかった。東予地区は報告書1枚に項目別に要約を記載したものであった。

中予地区は学校別に報告書を作成した上で項目別に記載したものであり、全体的な要約版はなかった。

南予地区は学校別に要約を一覧表として記載したものであった。

(問題点)

東予地区と南予地区の報告書は要約しか記載されておらず、学校別の詳細な状況がわかるものの提出がないため、指導監の各校での指導状況や各校の状況のモニタリングがしづらいと思われる。

(意見事項21)私費会計に関する財務事務改革チーム会議によるモニタリング

指導監においては、1日に2校訪問するといった厳しいスケジュールであり、効率的・効果的に業務を行うため中予地区のように学校別にチェックリスト的なものを各校での業務において使用することが望ましい。

そして、そのまま各校ごとの報告書を提出する方が要約する手間も省け、さらに指導監の退職、異動時における情報の高校教育課との共有化もでき情報の引継も容易になると考える。

15. 外国語指導助手招致事業

(1) 概要

(i) 目的

高等学校及び中等教育学校において、英語担当教員と英語指導助手によるティーム・ティーチングを中心とした語学指導を通じて、生徒に生きた英語を提供し、本県の英語教育の充実を図る。また、英語指導助手との交流を通じて、国際社会に貢献できる人材育成を図る。

(ii) 内容

県下の14高等学校等に14名の英語指導助手を配置し、県内の各高等学校に訪問し語学指導を行うことを通じて、生徒の学習意欲を喚起するとともに、英語担当教員の英語能力向上を図る。

愛媛県の英語指導助手は、全てJETプログラム(語学指導等を行う外国青年招致事業…The Japan Exchange and Teaching Programme)から派遣を受けている。

このJETプログラムは主に海外の青年を招致し、地方自治体、教育委員会及び全国の小・中学校や高等学校で、国際交流の業務と外国語教育に携わることにより、地域レベルでの草の根の国際化を推進することを目的としており、地方自治体が総務省、外務省、文部科学省及び一般財団法人自治体国際化協会(CLAIR)の協力の下に実施される事業である。

具体的な英語指導助手の職務は、下記のとおりである。

- ① 英語担当教員とともにティーム・ティーチングを原則とした授業の実施
- ② 特別活動(英語部等)への客員参加
- ③ 英語担当教員の現職教育(研修会の援助等)
- ④ 英語教材の作成支援
- ⑤ 英語教育クリニック
- ⑥ 英語スピーチコンテストの審査

(iii) 実施状況

事業費の予算額と決算額の推移及び英語指導助手の採用人数の推移は【図表3-15-1】のとおりである。

事業費は、ほとんどは英語指導助手に対する報酬であり、そのほか共済費(社会保険料等)、旅費(通勤手当等)、自治体国際化協会会費などである。

【図表3-15-1 事業費の推移】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業費予算額	67,992千円	71,348千円	72,214千円
事業費決算額	64,757千円	63,917千円	68,164千円
人数(月平均)	13.0人	13.7人	14.0人

(出典: 高校教育課の「定期監査調書」)

外国語指導助手招致事業では、英語指導助手の配置校に予算が令達され、配置校において

報酬、共済費、旅費の財務事務を執行している。

また、英語指導助手の来日費用やオリエンテーション費用は、自治体国際化協会から愛媛県で採用した人数分の負担金を求められ、高校教育課が財務事務を執行している。

帰国経費は、英語指導助手が配属されている県立学校から支出関係の書類(旅費請求書、旅行命令簿、旅行代理店からの見積書等)が高校教育課に送付され、事前審査後、予算を令達する。英語指導助手が配置される県立学校は、支出負担行為書兼支出決議書の作成や、英語指導助手への旅行券の現物支給など財務事務を行う。

英語指導助手の契約期間や報酬は、「愛媛県英語指導助手就業規則」に以下のとおり定められている。

- 契約は原則として1年間とし、契約満了後は双方の合意により1年間の再契約ができるが、最長5年間までとされている。
- 報酬は、初年度が28万円、2年目が30万円、3年目が32.5万円、4年目と5年目が33万円と規定されている。

4・5年目での英語指導助手の報酬の上昇は僅かであり、来日や帰国のための経費が大きいいため、短期間での入れ替わりは、その分だけ愛媛県の費用負担が多くなるだけでなく、英語教員にも負担がかかる。

そこで、愛媛県における英語指導助手の勤続年数を確認したところ、【図表3-15-2】のとおりであった。

【図表3-15-2 愛媛県の県立学校に配属されている英語指導助手の勤続年数の推移】

	H27/8～H28/7	H28/8～H29/7	H29/8～H30/7	H30/8～H31/7
1年目	6人	8人	3人	3人
2年目	1人	5人	7人	2人
3年目	3人	0人	4人	5人
4年目	2人	1人	0人	4人
5年目	1人	0人	0人	0人
合計人数	13人	14人	14人	14人
平均勤続年数	2.3年	1.6年	2.1年	2.7年

(出典: 県教育委員会の資料より監査人が作成)

英語指導助手は上述のとおり、最長5年まで勤続可能であるが、特に4年目、5年目に再任された者は若干名であった。

英語指導助手の再任については、配置校における勤務評価を踏まえ、本人の希望により行っている。そこで平成29年度は3人が再任用されていない理由を確認したところ、家庭の事情やキャリアアップを理由に本人が再任用を希望しなかったことによるものであった。

(2) 結果

本庁及び令達先である松山西中等教育学校において、関連資料の閲覧および担当者への質問を実施し、支出事務、支出内容の妥当性を検討した。また、その他の往査先に対して、英語指導助手の活動状況について質問した。

その結果、次の事項を発見した。

(i)英語指導助手の担当授業数の割り振りにかかる学校への要望調査について(意見事項 22)

(発見事項)

英語指導助手の運用は「愛媛県英語指導助手派遣要項」に基づいて実施されている。英語指導助手の授業は原則として1日3時間とし、各英語指導助手は中等教育学校の常駐を除き、1人で3～6校担当している。

したがって、一人の生徒が英語指導助手による授業を受ける回数は1学期におおむね1回程度となる(但し1・2年生を中心に月1回の授業とするといった学校もある)。

県教育委員会は、毎年、各英語指導助手が担当する県立高校及び中等教育学校を決定し、英語指導助手の訪問日程案を記載した「英語指導助手派遣計画」を各学校に通知する。

実際の訪問日程は、学校間で調整している。

訪問日数について往査した県立学校の英語科担当の教諭に質問したところ、現行のカリキュラムにおいて適正な水準とする学校があった一方で、訪問日数を増加させて欲しいと考えている学校もあった。

この点、英語指導助手の利用について、県教育委員会が各都道府県の状況を把握するために、照会した結果を【図表3-15-3】のとおり取りまとめている。

【図表3-15-3 都道府県別の英語指導助手1人当たりの担当学校数(平成26年度調査)】

順位	都道府県	担当学校数	英語指導助手 (人)	英語指導助手1人 当たりの担当学校数
1	福井県	30	31	1.0
1	石川県	43	44	1.0
1	岐阜県	19	19	1.0
1	鳥取県	24	24	1.0
1	東京都	101	100	1.0
1	静岡県	97	95	1.0
7	大阪府	161	150	1.1
7	長崎県	57	51	1.1
7	山梨県	33	29	1.1
∴				

順位	都道府県	担当学校数	英語指導助手 (人)	英語指導助手1人 当たりの担当学校数
14	高知県	39	30	1.3
⋮				
20	徳島県	34	21	1.6
⋮				
31	香川県	32	14	2.3
⋮				
46	北海道	239	62	3.9
47	愛媛県	55	13	4.2
全国平均		72	41	1.6

※ 政令指定都市のある都道府県は、政令指定都市立高等学校所属の英語指導助手を含んでいない。

(出典: 県教育委員会提供の資料により一部抜粋)

【図表3-15-3】でもわかるように、平成26年度において、愛媛県の英語指導助手の1人当たりの担当学校数は、全国でワーストである。

調査後に愛媛県は1名増員しているため、現在の英語指導助手1人当たりの担当学校数は3.9校であるが、全国で46位の北海道と同水準にとどまる。

当該調査の対象年度は平成26年度と若干古いものの、当調査結果で全国1位となった福井県は、文部科学省が公表した公立の高校3年生の英語力(高校3年生の目標とする英語力の達成率(英検準2級以上))の平成29年度の英語教育実施状況調査で1位(平成28年度は2位、平成27年度は3位)となっている。

福井県の教育委員会は、この結果について「ALT(外国語指導助手)の有効活用」を一因にあげている。

具体的には、週1回の授業だけでなく昼休み時間や放課後など様々な場面で英語を使う機会を設けていること、またALTが常駐することにより英語教員の英語力も必然的に高まっていることを要因として分析している。

上述の英語教育実施状況調査結果において、愛媛県は平成28年度43位、平成29年度は16位と躍進しており、高校3年生の英語力は向上している。

英語指導助手の人数は近年大きな変更がないため、上述した「えひめ英語力向上特別対策事業」の効果が表れているものと考えられる。

(問題点)

県教育委員会は、各県立高校から毎年の英語指導助手の訪問日数に関して、希望を調査していない。

したがって、教育現場のニーズと割り当てられた訪問日数が整合していない可能性がある。

この点、担当する高校教育課では、英語指導助手の人数は明らかに不足しており、各高校の希望調査を実施すれば、「英語指導助手が担当する授業数を増やして欲しい」という回答が予想されるため、希望調査は実施していないとのことであった。

他県との英語指導助手の1人当たりの担当学校数の比較結果の見るかぎり高校教育課の主張は理解できるが、しかし限られた人数であること、各校の英語教育への取組内容にあわせて英語指導助手へのニーズも相違すると考えられるため、英語指導助手の各高校への派遣日数を決定する高校教育課は、各校のニーズを定期的に把握していくことが重要であるとする。

(意見事項22)英語指導助手の担当授業数の割り振りにかかる学校への要望調査について

英語指導助手の担当時間数の各県立高校等への割り振りに関して、各校の英語教育の現状と要望に照らして、必要人数を決定した上で、各校への割り当てを行うことが望まれる。

(ii)英語指導助手による指導の成果の評価について(意見事項 23)

(発見事項)

上述のとおり、他の都道府県に比べて学校当たりの英語指導助手の人数は少ない状況にある。また、英語指導助手の指導の効果について、県教育委員会では評価、検討していない。

(問題点)

英語指導助手の指導効果の評価していない場合、現状の英語指導助手の人数が少ないといった状況を理由に、英語指導の効果が上がっていない場合でも、英語指導助手の人数や配置が見直されないままとなり、効果の上がっていない事業を続けることにもなりかねない。

(意見事項23)英語指導助手による指導の成果の評価について

英語指導助手の英語教育の成果を確認して、今後の愛媛県の英語力の強化に向けて、現状の人数、配置方法、指導方法で良いのか検討・評価することが望まれる。

16. 労務管理

(1) 概要

(i)教員の業務の現状(国の取組)

文部科学大臣からの諮問を受け、中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(中間まとめ)」が、平成29年12月22日に公表されている。

中央教育審議会からの中間まとめにおいては、以下の観点において、取り組むべき具体的な方策が示された。

- 学校・教師が担う業務の明確化を通じた役割分担と業務の適正化
- 学校が作成する計画等の見直し
- 学校の組織運営体制の在り方
- 勤務時間に関する意識改革と制度的措置
- 「学校における働き方改革」の実現に向けた環境整備

文部科学省においては、当該中間まとめを受けて、「学校における働き方改革に関する緊急対策」を取りまとめ、平成29年12月26日に公表している。

(ii)愛媛県の取組

愛媛県においても、教職員の勤務実態を把握している。平成27年12月に県内の公立学校の全教職員を対象に平日の終業時刻後における教職員1人当たりの勤務時間を調査した結果によれば、県立高校は1時間38分、特別支援学校は1時間9分となっていたため、教職員による充実した教育活動の推進とともに、教職員自身のワークライフバランスが向上することを目指し、平成28年10月に、県教育委員会において「愛媛県教職員業務改善方針」を策定している。

当該方針では県教育委員会と管理職と教員一人ひとりが取り組む業務改善の方針が定められている。具体的には以下のとおりである。

取組の主体	取組の概要
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務量の動向や業務の専門性に対応した教職員の配置の推進 ● 必要性が低下した調査や研修会の廃止、統合、新たに調査や研修会を実施する際のスクラップ&ビルドの原則化 ● ICTを活用した校務支援 ● 外部指導者の活用や休養日の適切な設定など、部活動の運営支援 ● 学校におけるトラブル発生時におけるトラブルサポートチームや心のレスキュー隊の派遣など、対応支援 ● 定期的な研修やストレスチェック、健康診断、復職支援プログラムなど、メンタルヘルスケア対策の推進
管理職	<ul style="list-style-type: none"> ● ICTを活用した業務の効率化 ● 学校行事や会議の精選 ● 教職員の勤務状況と業務量の把握、業務負担の平準化 ● 校内組織の連携 ● 時間外勤務を命じることのできる業務の周知徹底 ● 休暇を取得しやすい環境づくり ● 部活動の運営指導(運営実態の把握と管理) ● 相談しやすい雰囲気作りなど、メンタルヘルスケア対策

(出典:愛媛県教職員業務改善方針より抜粋)

(iii)教員の超過勤務に対する法律における考え方

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年五月二十八日法律第七十七号)(以下「給特法」という。)」において、教員の超過勤務にかかる考え方が明示されている。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年五月二十八日法律第七十七号)

(抄)

(教育職員の教職調整額の支給等)

第三条 教育職員(校長及び教頭を除く。以下この条において同じ。)には、その者の給料月額百分の四に相当する額を基準として、条例で定めるところにより、教職調整額を支給しなければならない。

2 教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない。

3 第一項の教職調整額の支給を受ける者の給与に関し、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める内容を条例で定めるものとする。

一 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四条第二項に規定する地域手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、期末手当、勤勉手当、定時制通信教育手当、産業教育手当又は退職手当について給料をその算定の基礎とする場合 当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を算定の基礎とすること。

二 休職の期間中に給料が支給される場合 当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を支給すること。

三 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律(昭和六十二年法律第七十八号)第二条第一項の規定により派遣された者に給料が支給される場合 当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を支給すること。

四 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第二条第一項の規定により派遣された者に給料が支給される場合 当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を支給すること。

これは、教員は、修学旅行や遠足など、学校外の教育活動、家庭訪問、夏休み等の長期の学校休業期間の存在など、教員固有の勤務態様により勤務時間の管理が困難であり、一般行政職と同じような勤務時間管理はなじまないことから、教員の勤務態様の特殊性を踏まえ、教員については、勤務時間の内外を問わず包括的に評価した処遇として、時間外勤務手当を支給しないこととし、その代わりに、給料月額の4パーセントに相当する教職調整額を支給することとしたものである。

また、教員については原則として時間外勤務を命じないこととし、命じる場合は、以下の4項目に限定(いわゆる超勤4項目)している。

- 生徒の実習に関する業務
- 学校行事に関する業務

- 職員会議に関する業務
- 非常災害等のやむを得ない場合の業務

この考え方に基づいて愛媛県においても、教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年12月21日条例第42号)で以下のとおり定めている。

第3条 教育職員のうち、その属する職務の級が教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号。以下「給与条例」という。)別表第1又は別表第2の給料表の1級、2級又は特2級である者には、その者の給料月額100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。

～中略～

第6条 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和27年愛媛県条例第31号。以下「勤務時間等条例」という。)第10条の2の規定により、教育職員(管理職手当を受ける者を除く。第8条において同じ。)を勤務させる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であつて臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。

- (1) 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- (2) 修学旅行その他学校の行事に関する業務
- (3) 職員会議(設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。)に関する業務
- (4) 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務

(参考)

教職調整額が「4パーセント」となっているのは、昭和41年の以下の勤務状況調査の結果を踏まえて、超過勤務時間相当分として算定したものとされている。

● 昭和41年度 文部省が実施した「教員勤務状況調査」の結果

<1週間平均超過勤務時間>

・小学校 1時間20分 ・中学校 2時間30分 ・平均 1時間48分

1週間平均の超過勤務時間が年間44週にわたって行われた場合の超過勤務手当に要する金額が、超過勤務手当算定の基礎となる給与に対し、約4パーセントに相当。

※ 年間44週(年間52週から、夏休み4週、年末年始2週、学年末始2週の計8週を除外)

(iv)愛媛県の教員の勤務実態

愛媛県においても、教員の勤務実態を継続的に把握する目的で、平成29年度より勤務実態調査を実施している。調査結果の概要は以下のとおりである。

調査対象	県立学校12校:教頭、教諭、フルタイム再任用教員、常勤講師
調査期間	平成29年11月の通常の教育活動を行う連続する7日間

調査項目	①属性 ②業務記録 (ア)業務の項目(33項目) (イ)記録方法 ・一つの時間区分(30分単位)について、行った業務を入力 ・同一時間区分に複数の業務を行った場合は、最も中心的な業務を選択									
結果	県立学校の教諭の勤務時間の調査結果の概要は以下のとおりである。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1日当たりの学内勤務時間(平日)</td> <td style="width: 40%;">11時間 21分</td> </tr> <tr> <td>1日当たりの学内勤務時間(土日)</td> <td>3時間 12分</td> </tr> <tr> <td>1週間当たりの学内勤務時間</td> <td>62時間 31分</td> </tr> <tr> <td>1週間当たりの学内勤務時間が 60 時間以上の教諭の割合</td> <td>52.9%</td> </tr> </table>		1日当たりの学内勤務時間(平日)	11時間 21分	1日当たりの学内勤務時間(土日)	3時間 12分	1週間当たりの学内勤務時間	62時間 31分	1週間当たりの学内勤務時間が 60 時間以上の教諭の割合	52.9%
1日当たりの学内勤務時間(平日)	11時間 21分									
1日当たりの学内勤務時間(土日)	3時間 12分									
1週間当たりの学内勤務時間	62時間 31分									
1週間当たりの学内勤務時間が 60 時間以上の教諭の割合	52.9%									

勤務時間を継続的に把握できないため、改善傾向か悪化しているのかの判断はできない。しかし、この調査結果は重く受けとめるべきである。

過労死の原因の多くが脳や心臓疾患と言われており、厚生労働省や労働基準監督署が労災認定基準として公表している過労死認定ラインによれば、発症前の1か月に100時間を超える残業をした場合、又は2～6か月間につき80時間を超える時間外労働があった場合は、これらの疾患との関連性が強まるとされている。

愛媛県の当該調査は1週間で行っているため、1か月を4週間として単純に計算すると時間外労働時間の平均がおよそ90時間となり、危険な水準にあると考えられる。

教育のために時間を厭わずに業務に専念する教員には尊敬の念を禁じ得ないが、一方で、長時間労働は心身に支障をきたす可能性のほか、そのような職場環境では、優秀な人材の確保が難しくなる可能性もある。その結果、愛媛県全体の教育の質の低下を招くことが危惧される。この点、上述したとおり、愛媛県においても平成28年に「愛媛県教職員業務改善方針」を定め取り組んでいるが、より強力で推進していくことが望まれる。

(v)教員に支給される手当の種類・内容

愛媛県において、教育職員に支給される手当を、教育職員特有の働き方に起因するものと、通常の一般職員と同様のものとに区分すると以下のとおりである。

(a)一般職員の例と同様に支給される手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当、勤勉手当、退職手当

(b) 県立学校の教育職員に適用される手当

区分	内容
教職調整額	本給とみなす。本給を基礎とする手当等(期末・勤勉手当、地域手当、へき地手当、退職手当等)の算定の基礎となる。
へき地手当	人事委員会が指定するへき地学校及びこれに準ずる学校(以下「へき地学校等」という。)に勤務する教育職員には、へき地手当を支給する。
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する教育職員には、その勤務の特殊性に応じて支給する。
兼務手当	教育職員が本務の外、定時制の課程の授業又は補助を行う場合に支給する。
添削手当	教育職員が本務の外、通信制の課程を担当する場合に支給する。
教員特殊業務手当	<p>教員特殊業務手当は、教育職員のうち人事委員会の定めるものが次の各号に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>(1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務</p> <p>(2) 修学旅行、林間学校、臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務が泊を伴うもの</p> <p>(3) 人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等に行うもの</p> <p>(4) 学校の管理下において行われる部活における児童又は生徒に対する指導業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの</p> <p>(5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの</p>
多学年学級担当手当	教育職員のうち人事委員会の定める教育職員が2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導に従事した場合に支給する。
教育業務連絡指導手当	教育職員のうち、学校教育法施行規則に規定する主任等(教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるものに限る。)でその職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する教諭が、当該担当に係る業務に従事した場合に支給する。
面接指導手当	教育職員が本務の外、講師として通信制の課程の授業又はその補助を行う場合に支給する。
特別支援教育手当	特別支援学校に勤務する教育職員や小学校、中学校又は義務教育学校に

区分	内容
	勤務する教育職員で、学校教育法第81条第2項に規定する特別支援学級を担当するもの、学校教育法施行規則第140条の規定による障がいに応じた特別の指導を本務とするものが障がいのある幼児、児童又は生徒に対する授業又は指導に直接従事した場合に支給する。

(2) 結果

本庁及び往査した県立学校において、勤怠の管理状況、手当・旅費の支給状況について、関連資料(出勤簿、休暇簿、各業務の従事簿、支出決議書、出張伺、出張復命書等)の閲覧および担当者への質問を実施し、事務手続、支出内容の妥当性を検討した。

その結果、次の事項を発見した。

(i) 県立学校における勤務時間の記録の提出漏れについて(指摘事項 18)

(発見事項)

県立学校において、教員は勤務時間を記録した「出退勤状況記録票」等を提出する必要がある。往査した県立学校では、教員が「出退勤状況記録票」等の提出漏れを防止するため、教育職員リストを作成して、提出済みか否かチェックしている。

しかし、一部の教員から「出退勤状況記録票」等の提出を受けてない学校があった(伊予農業高校、松山西中等教育学校)。

(問題点)

厚生労働省が平成 29 年 1 月 20 日に策定した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」では、「使用者は、労働時間を適正に把握するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること」が要請されている。

また、労働基準法では、労働時間を管理するための記録について、記録が完結してから 3 年間の保管義務が定められている。したがって、高校教育課においても各学校に保管するように指導しているが、「出退勤状況記録票」等が提出されていない状況では保管義務も遵守できない状況である。

(指摘事項 18) 県立学校における勤務時間の記録の提出漏れについて

「出退勤状況記録票」等は、毎月、教員全員から提出を受ける必要がある。教育職員リストによる提出チェックを複数人で行うなどが必要である。

(ii) 県立学校における時間外労働時間の管理について(指摘事項 19)

(発見事項)

県教育委員会では、教員の時間外労働時間を把握するため、平成 29 年度に各県立高校に対して、「出退勤状況記録票」等を配布して時間外労働時間を管理するように指導している。

「出退勤状況記録票」等については、管理者である教頭に 1 か月単位で提出されているが、1 か月当たりの時間外労働時間を個人ごとに集計していないケースがあった(伊予農業高校)。

また、「出退勤状況記録票」等には、記入目的や記入方法、勤務の範囲が具体的に記載されており、部活動が勤務の範囲に含む旨も明示されているにもかかわらず、土日の部活動による勤務時間を教員が記録していない学校があった(今治西高校)。

県立学校に対するアンケートの結果は次のとおりであった。

「出退勤状況記録票」等には、土日の出勤(部活動を含む)を勤務時間として記録するように指示しているか」という問いに、「はい」と回答した学校が 53 校、「いいえ」と回答した学校が 12 校あった。

(問題点)

公立学校の教員についても、労働基準法第 32 条などの労働時間に係る規制が適用され、管理職は教職員の勤務時間を適切に把握し、管理することが必要である。

また、労働安全衛生法上、長時間労働者への医師による面接指導の実施が公立学校も含む全ての事業場に義務づけられているため、教員の勤務時間の適切な把握が必要である。

県教育委員会においても、過重労働教職員に対する保健指導については、「県立学校教職員の過重労働による健康障害防止対策実施要領」を定め、平成 29 年 6 月 1 日より施行している。主な内容は以下のとおりである。

- 過重労働を「1月に80時間を超える時間外労働」と定義し、①月80時間を超えて超過勤務を行った教職員のうち、疲労の蓄積があると思われるもの、または②時間外労働により疲労の蓄積や健康上の不安の申し出があったものについて、本人が「健康管理チェック票」を記入し、所属長に提出、所属長が面接を実施する。
- 所属長による面接の結果、当実施要領で定められた健康管理医保健指導の基準に該当すれば、所属長が健康管理医と連絡を取って、該当した教職員が健康管理医による指導を受けられるように調整する。
- また、所属長は、教職員の健康管理に活用するため、月100時間超の過重労働教職員の氏名及び時間外労働時間について健康管理医に情報提供しなければならない。
- 健康管理医による保健指導の結果報告書は所属長を経て、教職員厚生室に提出される。

教職員厚生室によると、平成 29 年度の健康管理医による保健指導実績は 0 件だったとのことである。教職員厚生室では制度の周知のため、管理者に対する研修や各学校への巡回相談に取り組んでおり、平成 30 年度の健康管理医による保健指導実績は 8 月までで 4 件とのことである。

上述のとおり時間外労働時間を教員ごとに集計していないこと、及び時間外労働時間として報告していない業務があることは、時間外労働時間が月 100 時間超の教職員の氏名及び時間外労働時間を健康管理医に適切に情報提供できていない可能性があり、労務管理上問題であると考ええる。

(指摘事項 19) 県立学校における時間外労働時間の管理について

「出退勤状況記録票」等に記録された超過勤務時間については集計を行い、教員 1 人ずつの 1 か月当たりの時間外労働時間を把握する必要がある。

また、「出退勤状況記録票」等には、部活動の指導などの休日出勤についても記録する必要がある。教員が部活動による休日出勤を「出退勤状況記録票」等に適切に記録しているか確認するため、必要に応じて、「教員特殊業務従事簿」や休養日の設定計画と「出退勤状況記録票」等の整合性を確認することが望まれる。

(iii) 県立学校における管理者による勤務時間のモニタリングについて(意見事項 24)

(発見事項)

平成 30 年度は、各県立学校に所属する教員の勤務時間を、グループウェアへのログオンとログアウトで記録している。しかし、管理者(教頭)が、所属する教員の超過勤務の状況を把握しようとした場合、グループウェアで一人ひとりの「出退勤状況記録票」等を閲覧していくシステム設計となっており、所属教員全員分が一覧では表示されない。

したがって、教員の勤務時間のモニタリングに係る管理者の負荷が増加しており、勤務時間が長い傾向にある特定の教員を中心にモニタリングはしているが、全員分は確認していない学校があった(今治西高校)。したがって、今治西高校では、月別に全教員の時間外労働時間を一覧で確認できるように、「出退勤状況記録票」等を集計するプログラム(マクロ)の作成に取り組んでいる。

県立学校に対するアンケートの結果は次のとおりであった。

「グループウェアに記録された勤務時間のデータを利用して、管理者はモニタリングしている」と回答した学校に、どのようにモニタリングしているか質問したところ以下の回答があった。

- 勤務時間の長い傾向にある者の勤務時間の記録データを閲覧し、面接指導等で注意喚起している。
- 紙に出力して全員分を見る。出勤退勤時間を確認し、該当教員の健康面等について個別に対応している。
- 全員に紙とデータで1か月分の記録を提出してもらい、全員分の勤務時間がわかるデータを作成し、まとめて確認する。
- 平成 29 年度までは一覧表に整理し管理職で情報共有。グループウェアに移行してからもエクセルデータとしてまとめる予定である。

また、「グループウェアに記録された勤務時間のデータを利用して、管理者はモニタリングしていない」と回答した学校に、どのように勤務時間を管理しているのか質問したところ以下の回答があった。

- グループウェアを利用できる者は利用している。利用できるパソコンが無い者は、手書きの始業終業時刻確認表を認めている。
- 校務系のエクセルデータ一覧表に全員が記入し一括で管理、管理者はモニタリングしている。
- 旧来の出退勤記録簿を紙データで毎月提出させている。
- 独自のエクセルデータで管理している。月ごとのチェックが一覧表で可能。
- 毎月学校で定めた書式でエクセルデータ及びプリントアウトしたものを提出
- 全員がエクセルシートに記入した勤務時間の記録をエクセルマクロで一括処理し、一覧表を作成している。
- 現時点では、十分な管理ができていない。

(問題点)

グループウェアで記録された所属教員の勤務時間のモニタリングは、上述のとおり様々な方法で行われている。グループウェアで勤務時間を記録せずに、別途勤務時間を管理している学校もある状況である。

文部科学省の「学校における働き方改革特別部会」が公表した「学校における働き方改革に係る緊急提言」においては、「サービス監督者である教育委員会は、自己申告方式ではなく、ICT やタイムカードなど勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムが直ちに構築されるよう努めること」を要請しており、愛媛県でも手書きによる本人申告ではなく、グループウェアへのログイン・ログアウトを記録することで勤務時間の管理を進めていく方針である。

そこで、システムの操作性を高めるため、高校教育課では、グループウェアの改善要望を取りまとめ、現在、管理者が所属教員の時間外労働時間を一覧で把握できるようにシステム改修を進めているとのことである。

(意見事項 24) 県立学校における管理者による勤務時間のモニタリングについて

管理者による所属教員の勤務時間のモニタリングのために、時間外労働時間を一覧で確認できる仕組みをグループウェアに早急に導入することが望まれる。

また、管理者によるモニタリングが実効性あるものとするためには、勤務時間を客観的に把握する必要があるため、グループウェアを用いた勤務時間の記録を全面的に導入することが望まれる。

(iv) 県立学校における教員の休日の確保について(意見事項 25)

(発見事項)

1 か月に 4 日の休日を取得できていない教員がいた(松山北高校、伊予農業高校、松山西中等教育学校)。

また、教員の勤務時間を月次推移表でまとめている松山北高校では 100 時間を超える時間外労働時間が 6 か月以上続いているといった状況が散見された。

過重労働となっている理由について質問したところ、部活動や進路指導など複数の業務を担当していることにより、土日も出勤しているためとのことであった。

部活動については、平成 30 年 3 月にスポーツ庁から公表された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を受け、愛媛県においても平成 30 年 6 月 27 日付けで県教育委員会の方針を各県立学校に通知している。

それによると、週 2 日(平日 1 日、土日から 1 日)を原則として休養日としている。但し、高校の場合、年間を通じて同等の休養日を設けることも可能であり、年間計画、月間計画は策定され次第、順次ホームページにて公表するよう指導している。

休養日に関して往査した県立学校で質問したところ、休養日の設定は顧問の教員に任せており、学校では実施状況のモニタリングはしていないとのことであった(伊予高校)。

県立学校に対するアンケートの結果は次のとおりであった。

平成 29 年度から継続して休養日を計画・実行していると回答した学校が 41 校、平成 30 年度から休養日を計画・実行していると回答した学校が 7 校、平成 30 年度中に計画を立て 31 年度から実行すると回答した学校が 11 校であった。

また、平成 30 年度に計画を定めている学校 48 校のうち、休養日の計画を管理者(校長または教頭)に報告していると回答した学校は 26 校であった。

そのほか、「保護者など学校外にも公表している」と回答した学校は 17 校であった。30 年度中に公表予定が 1 校、31 年度からは校長に報告をして学校ホームページに掲載する予定との回答も 2 校あった。

(問題点)

保健体育課では、平成 30 年度からは 5 月の各校の計画の確認に加えて、年度末に実施状況をモニタリングしていくことを予定している。

この休養日の設定と計画の公表、保健体育課による実施状況のモニタリングは、教員の過重労働解消のために期待するところであるが、大会前は土日のいずれも練習日となることや、土曜日は練習、日曜日は対外試合といったことも想定され、労働基準法で定められている月 4 日の休暇の確実な取得は不透明な状況であると言わざるを得ない。

愛媛県では、「平成 30 年度愛媛県部活動指導員配置促進事業」により、教員の指導力の向上及び負担軽減を図るとともに、運動部活動の活性化及び生徒の競技力の向上を図るために、地域

の有能な指導者を部活動指導員として学校に派遣する施策を実施している。

しかし、外部人材に部活動の支援を受ける場合でも、平日の練習が放課後になることから定年退職者や自営業といった時間に融通の効く人材を確保する必要があるため、地域によっては人材確保が難しい状況にある。

そこで、現在学校に勤務している実習助手を活用することは考えられないのか、県教育委員会に質問したところ、実習助手は部活動の指導はできるが、安全面から生徒引率はできないとしているとの回答であった。

しかし、教員ではない部活動指導員は生徒引率を認められていることから、実習助手が生徒引率できないとするルールの妥当性には疑問がある。

(意見事項25) 県立学校における教員の休日の確保について

実習助手は、教員がいないと生徒引率による学外活動ができないが、教育に直接関与していない部活動指導員は生徒引率による学外活動ができることから、部活動指導員と比較のうえで実習助手の生徒引率の可否について検討することが望まれる。

また、実習助手による生徒引率が可能になった場合、それにより教員の負担が軽減されるように、教員に対する部活動の休養日を設定するといったことが必要になると考える。

(v) 県立学校における学校閉庁日の設定について(意見事項 26)

(発見事項)

上述のとおり、月に4日の休日を取得していない、1か月の超過労働時間が100時間を超えるといたった過重労働の教員が多数いる状況である。

過重労働の教員への対策として、文部科学省からも平成29年12月26日に公表された「学校における働き方改革に関する緊急対策」において、長期休業期間において年次有給休暇を確保できるように一定期間の学校閉庁日の設定を行うことが推奨され、東京都では平成30年度から都立学校で一部導入が始まっている。文部科学省による「教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査」によれば、47都道府県のうち19で学校閉庁日を導入していると回答している(調査日は平成30年4月1日)。

そこで、往査した県立学校で学校閉庁日の設定状況を確認したところ、導入している学校はなかった。

(問題点)

学校閉庁日を設けることが難しい理由として、年次有給休暇・夏季休暇等を特定の日に強制的に取得させることが法的に困難であること、年次有給休暇を付与されていない非常勤職員を休ませることができないこと、部活動の数に比べて施設(体育館や運動場等)が不足しており、各部が交代で施設を利用するため夏休み等の長期休業期間中も部活動が行われていることなどが挙げられるとのことである。

この点、時間外労働時間の削減を目的として、平日 18 時から翌日 7 時 30 分までと土日祝日は、学校の外線留守番電話に切り替える仕組みを設けている学校があった(伊予農業高校)。

これにより、生徒や保護者等からの不要不急な問い合わせから解放され、業務に集中できる環境となっているとのことである。この取組は他の県立学校でも進めているとのことであるが、長期休業期間は通常出勤日であり、外部や保護者からの問い合わせも想定されるため、有給休暇は取りにくい状況にある。

(意見事項26)県立学校における学校閉庁日の設定について

学校閉庁日を設けるなど、教員が有給休暇等を取得しやすい環境を整備することが望まれる。

学校閉庁日の設定に関して、既に計画的に有給休暇等を取得している教職員にも、決まった日(学校閉庁日)に休暇を取得するように働きかけることになり、反発が起きる可能性があるとの意見がある。しかし、学校閉庁日の設定は、強制的な有給休暇等を取得することを目的とするものではなく、学校閉庁日以外の日に計画的に休暇をとることを予定している者は、申請を提出することにより休暇日の振替を行うなど、運用面で考慮するような制度を構築することで対処できると考える。

(vi)県立学校における夏季休暇や介護休暇、看護休暇等の取得にかかる承認手続の不備について(指摘事項 20)

(発見事項)

夏季休暇や介護休暇、看護休暇の取得状況について平成29年度及び平成30年度の休暇簿を閲覧したところ、教頭の押印はあるものの承認権限者である校長の承認印がないものがあった(伊予農業高校、みなら特別支援学校)。

また、各申請に対して、承認と不承認のいずれかにチェックを入れるようになっているが、いずれにもチェックされていない申請があった。(みなら特別支援学校)

(問題点)

愛媛県県立学校管理規則によると、校長が指定する教頭ができる事務は、次のとおりである。

- 授業日の繰替
- 教職員の校外勤務の承認
- 校長及び教頭以外の教職員の4日以内の出張命令
- 代休日の指定
- 年次有給休暇の届出の受理、忌引及び父母の祭日休暇の承認、生理日に勤務が著しく困難の教育職員に対する措置の届け出の受理
- 職務専念義務免除の承認
- 当直の命令

- 教育財産の使用許可及び物品の貸付許可

したがって、夏季休暇や介護休暇、看護休暇等の取得にかかる承認は教頭に委譲された事務に該当しないため、夏季休暇や介護休暇、看護休暇等の取得にかかる休暇簿は、校長の承認が必要である。

しかし、このような場合において、教頭の確認しかなければ、承認手続に不備が発生することになる。また、申請に対して承認か否かの結論が明記されていないため、決裁の結果が不明である。

(指摘事項20) 県立学校における夏季休暇や介護休暇、看護休暇等の取得にかかる承認手続の不備について

休暇簿で夏季休暇や介護休暇、看護休暇等の取得が申請された場合は、校長が決裁する必要がある。また、承認と不承認のいずれかのチェックボックスにチェックを入れることが必要である。

夏季休暇や介護休暇、看護休暇等の取得時には校長による承認漏れを防ぐため、休暇簿の欄外に届出内容により決裁者が異なることを明示するといった様式にすることも考えられる。

(vii) 県立学校における「職務専念義務免除承認簿」の決裁日の記載漏れについて(指摘事項 21)
(発見事項)

地方公務員法35条(職務に専念する義務)では、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」とある。

したがって、健康診断や研修受講などのため、教職員が一時的に学校業務から離れることが予定される場合、本人から職務専念義務免除を申請し、校長が承認する必要がある。

そこで、往査した県立学校の平成29年度の「職務専念義務免除承認簿」をサンプルで閲覧したところ、校長の決裁印は確認できたが、決裁日の未記入が多数発見された(伊予高校、伊予農業高校、みなら特別支援学校)。

(問題点)

愛媛県県立学校管理規則(昭和31年11月30日教育委員会規則第21号)の第26条の2によれば、「校長が指定する教頭は、教職員から職員の職務に専念する義務の免除の申請があつた場合において、その事由が職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年愛媛県条例第6号)第2条各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを承認することができる。」とされており、条例で(1) 研修を受ける場合、(2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合、(3) 人事委員会が定める場合、教頭が承認することができるとしている。

理由や時期によっては承認できないこともあるため、「職務専念義務免除承認簿」は、本来は事前に承認を受ける必要がある。しかし、決裁日が未記入のため、決裁が事前に行われたかどうか不

明である。

(指摘事項21) 県立学校における「職務専念義務免除承認簿」の決裁日の記載漏れについて

「職務専念義務免除承認簿」には決裁日を記入する必要がある。

17. 教員評価

(1) 人事評価システムの概要

校長の評定は愛媛県教育長が評定者として、その他の教職員の評定は校長が評定者として、教職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、愛媛県教育長が調整者として、評定結果の調整を行っている。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用される。11月から翌年10月までの期間の勤務状況について、人事評価を行っている。

(目標管理型人事評価制度の導入)

平成26年5月に地方公務員法が改正され、各地方自治体に対しては、「能力及び実績に基づく人事管理の徹底」及び「組織全体の士気高揚、公務能率の向上」を図るため、人事評価を実施することが義務付けられるとともに、“目標管理”の手法を導入するよう要請がなされた。

県教育委員会は、当該法改正を受けて、新たに、“目標管理”の手法を導入し人事評価をすることとした。人事評価の方法は、「能力評価」と「業績評価」から構成される。

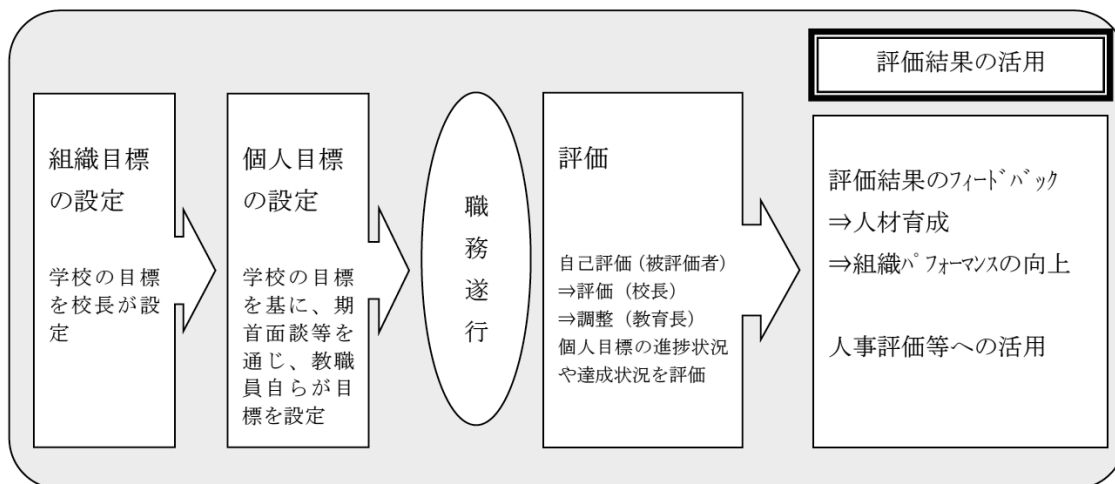
能力評価	職員の職務上の行動等を通じて顕在化した能力を絶対評価
業績評価	職員が果たすべき職務をどの程度達成したかという目標の達成度合いに加え、目標以外の業績等も勘案し絶対評価 ⇒ 愛媛県では、業績評価を「目標管理」に基づき実施

(実施の状況)

- 平成28年4月より、校長を対象に評価者研修を実施、試行期間として、人事評価を実施、結果を処遇(勤勉手当、査定昇給など)に反映
- 平成29年4月より、全県立学校で目標管理制度を本格実施

(2) 目標管理の概要

目標管理は、組織目標をもとに職員自らが設定した個人目標の達成に向けて、“PDCAサイクル(Plan(計画)－Do(実行)－Check(評価)－Action(改善))による職務遂行”に自律的に取り組み、その職務の遂行に当たり達成した業績や勤務態度等を把握・評価することにより、組織の目標や使命の達成、教職員の人材育成、組織パフォーマンスの向上に繋げるほか、人事評価、勤勉手当及び査定昇給に活用する。



目標管理の進め方は、以下のとおりである。

事前準備 (4月～5月中旬)	<ul style="list-style-type: none"> ○組織目標の把握及び自分の職務、校務分担及び評価期間内に達成すべき事項を理解する。 ○学校や職務、校務分担の課題、懸案事項、前年度の反省点等を整理する。 ○組織内外の環境変化等とそれが職務に及ぼす影響を把握する。
目標の設定 (5月～6月中旬)	<p>個人目標は、主に組織目標を教職員個人の職務にブレークダウンしたものとし、組織目標の達成、担当業務の課題解決等のため、組織における教職員個人の役割を踏まえて、所属長との共通認識のもとで、教職員自らが設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標数は、一人当たり3事項程度とする。 ・努力することで達成可能なレベルとなるよう設定する。 ・達成状況が明確に分かるよう、数値で示せるものは目標となる数値を設定し、数値で示せない定性的な目標は、達成された状態を具体的に記載する。
期首面談の実施 (5月～6月中旬)	<p>事前に教職員が作成した目標管理シートをもとに、管理職と教職員の共通認識のもとで個人目標、水準及び業務ウエイトの設定を行うため、期首面談を実施する。</p>
自己評価	<p>中間・期末面談に向けて、評価期間中の自らの取組状況を客観的に評価する。</p> <p>目標管理シートの自己申告欄に達成状況等を記載するとともに、目標ごとに評語を付ける。</p>
評価者評価	<p>職種や職位ごとに求められる評価基準等に照らし、教職員が設定した目標の達成状況等を絶対評価により評価する。</p>

中間・期末面談 (中間:9～10月、 期末:2～3月)	自己評価及び評価者評価を記入した目標管理シートをもとに、教職員の自己評価とその理由を聞き取るとともに、評価者から評価内容及び理由等を教職員にフィードバックする。
-----------------------------------	--

(出典:県教育委員会が作成した「公立学校における目標管理実施方針」)

(3) 結果

往査した県立学校において校長に人事評価システムに係る事務について質問するとともに、「目標管理シート」等の資料を閲覧した。

その結果、次の事項を発見した。

(i) 県立学校における「目標管理シート」の未使用について(指摘事項 22)

(発見事項)

平成 29 年度において「目標管理シート」を使用していない学校があった(みなら特別支援学校)。

これは、平成 27 年度及び 28 年度に学校独自で試行した結果、「目標管理シート」の作成にかかる教職員の負荷が大きかったことを踏まえ、生徒に対する個別の教育支援計画など各種計画の策定・結果の報告をしていることから、平成 29 年度及び 30 年度においては目標管理シートを利用せず、評価面談の充実を図ったとのことである。

県立学校に対するアンケートの結果は次のとおりであった。

上述した 1 校を除き、平成 29 年度から「目標管理シート」を利用した評価を進めているとの回答であった。

(問題点)

愛媛県では平成 29 年度からも目標管理制度が始まったが、それまで利用されている勤務評定制度には以下の課題があった。

- 評価項目が不明瞭であり、あらかじめ明示されていない
- 上司から一方的に評価されるのみで、評価結果は部下に知らされない
- 人事管理に十分活用されていない等

(出典:「地方公務員法等の一部を改正する法律に関する説明会」(H26.6.9)の資料)

しかし、住民ニーズが高度化・多様化の一方、職員数が減少している環境において、個々の職員により困難な課題を解決する能力と高い業績を挙げることがこれまで以上に求められているため、地方公務員においても上記課題を解決するべく新たな人事評価制度を導入することとなったものである。

このため、従来の勤務評定と比べて、能力・実績主義を実現するための手段として、客観性・透

明性を高めるとともに、評価基準の明示や評価結果を本人への開示することが要請されている。

面談により評価者(校長)と被評価者(教職員)のコミュニケーションが十分に取れており、被評価者の評価・処遇に対する納得があれば、「目標管理シート」というツールは使用せずとも勤務評定制度における問題点は解消できていると考えることもできなくはないが、多くの教職員を評価するため面談時間も限られるなか、客観性、透明性を確保するためにも「目標管理シート」の作成は必要である。

(指摘事項22) 県立学校における「目標管理シート」の未使用について

「目標管理シート」は、評価者と被評価者の評価に対する相互の誤解の防ぎ、評価に対する客観性、透明性を確保するために作成されるものであり、全ての県立学校が「目標管理シート」を使用し、評価基準や評価結果を被評価者に開示すべきである。

(ii) 県立学校における「目標管理シート」への記載について(意見事項 27)

(発見事項)

「目標管理シート」では、各目標の困難度、重要度に応じて◎(高い)、○(やや高い)、△(普通)と記載する必要がある。しかし、各目標の困難度、重要度が記載されずに評価が実施されていた(松山工業高校、伊予農業高校)。

また、「目標管理シート」では、目標と、目標以外に従事した業務(突発的な課題への対応を含む)を記載し、それぞれ業務の全体に占めるウエイトをパーセントで表示する必要がある。そのため、合計で100%となるように各目標及び業務をウエイト付けする必要があるが、合計で100%になっていない「目標管理シート」があった(伊予農業高校)。

(問題点)

評価者は絶対評価により評価するものの、各目標の困難度、重要度が職位・経験年数に照らして「◎(高い)」の場合1段階上に、「△(普通)」の場合1段階下に評価する必要があるため、期首、中間の面談を踏まえて「目標管理シート」に、各目標の困難度、重要度を適切に記載しないと総合評価時の評価者と被評価者の認識にズレが生じかねない。

同様に、目標と目標以外に従事した業務へのウエイト付けは、総合評価を実施する際に評価者にとって重要であり、各目標及び目標以外に従事した業務への業務ウエイトが正しく記載されず、評価と被評価者で認識が一致していない場合、総合評価時の評価結果に対して、評価者と被評価者の認識にズレが生じかねない。

(意見事項27) 県立学校における「目標管理シート」への記載について

「目標管理シート」には、各目標の困難度、重要度や、業務ウエイトが正しく記載される必要があり、記載ルールの周知と管理者による確認が望まれる。

18. 学校評価システム

(1) 概要

学校評価は、子どもたちがより良い教育を享受できるよう、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すための取組みである。学校評価の目的は、以下の 3 つとされている。

- ① 各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。
- ② 各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。
- ③ 各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

(出典:文部科学省 学校評価ガイドライン〔平成 28 年改訂〕より抜粋)

この学校評価は、平成 19 年 6 月に学校教育法が改正され、第 42 条において学校評価に関する根拠となる規定、第 43 条において学校の積極的な情報提供についての規定が新たに設けられ、また、学校教育法第 42 条の規定を受けて、学校教育法施行規則が平成 19 年 10 月に改正され、自己評価の実施・公表、保護者など学校関係者による評価の実施・公表、それらの評価結果の設置者への報告が規定されたことにより、各学校で実施が義務付けられている。

学校教育法

第 42 条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第 43 条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

学校教育法施行規則

第 66 条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第 67 条 小学校は、前条第 1 項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者(当該小学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第 68 条 小学校は、第 66 条第 1 項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行っ

た場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

これらの規定は、幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校に、それぞれ準用されている。

(2) 愛媛県における学校評価の取組

愛媛県においては、「県立学校における学校評価実施要領」に基づき、自己評価と学校関係者評価を実施している。

項目	自己評価	学校関係者評価
定義	自己評価は、県立学校の教育活動その他の学校運営の状況について自ら行う評価である。	学校関係者評価は、自己評価の結果を踏まえて保護者その他の当該学校の関係者により行う評価である。
設置体	校長を委員長とした学校評価委員会を設置する。	校長は学校関係者評価委員会を設置する。
構成員	当該学校の関係教職員	保護者、PTA 役員、学校評議員、地域住民、学識経験者、地域の中学校の教職員等
実施事項	<ul style="list-style-type: none"> ①教育方針に基づき重点目標を定め、教育活動その他学校運営にかかる評価項目を設定 ②評価項目ごとの中長期及び単年度の達成すべき具体的目標を設定 ③達成状況の把握とその評価を実施し自己評価表にまとめる。 ④自己評価に当たり生徒による授業評価を含む、生徒、保護者、地域へのアンケート等の結果を活用する。 ⑤次年度の改善方策を策定し、自己評価表にまとめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ①重点目標と中長期及び単年度の具体的目標及び計画、自己評価結果及び学校運営の改善方策等が適切かどうか検討 ②教育活動その他の学校運営の改善に関する提言 ③学校の自己評価に対する所見及び学校運営の改善に向けた提言等を学校関係者評価書に取りまとめる。

また、同実施要領によれば、学校評価の結果を、保護者・地域住民に対して、各学校のホームページ、保護者の説明会、学校だより、地域広報誌等の方法で広く公表するものとしている。

学校評価ガイドラインにおいては、「自己評価」と「学校関係者評価」のほか、「第三者評価」が規定されている。

「第三者評価」は、学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行うものである。

しかし、「第三者評価」は、法令上の実施義務や実施の努力義務を課すものではないため、愛媛県では、法的に実施が義務付けられている「自己評価」と、努力義務である「学校関係者評価」について全校で実施している。

(3) 結果

往査した県立学校において担当者に学校評価システムに係る事務について質問するとともに、「自己評価報告書」や「学校関係者評価報告書」等を閲覧した。

その結果、次の事項を発見した。

(i) 県立学校における自己評価の各目標に対する評価基準の事前設定について(意見事項 28) (発見事項)

自己評価のために具体的な目標を設定する段階において、具体的な評価基準は設定していない学校があった(伊予農業高校)。すなわち、目標に対して達成度合いがどの程度であれば A 評価とするのか具体的な評価基準が目標設定時には定めていない状況にあった。

また、県立学校に対するアンケートの結果は次のとおりであった。

「自己評価において設定した各具体的目標に対して、目標設定時に評価基準を具体的に定めているかどうか」という問いに、15 校が「いいえ」と回答している。

(問題点)

自己評価は、学校内の各担当課で達成状況を検討した上で、運営会議において全体として協議・検討されており、評価結果には一定の精度があると考ええる。

しかし、事前に達成度に対する評価を定めていない場合、当初想定していた数値目標の達成度に比べて実態が大きく乖離する場合、達成度に対する評価水準が変わってしまいかねない。また、目標の達成度とそれに対する評価が事前に教員の間で共有されていないと、教員によってターゲットとする数値(達成度)が異なってしまう可能性がある。

(意見事項28) 県立学校における自己評価の各目標に対する評価基準の事前設定について

評価基準が実績に左右されないように、また教員が同じ達成目標をターゲットとして取り組んでいけるように、具体的な目標を設定したときに事前に評価基準を設けることが望まれる。

(ii) 県立学校における自己評価の具体的評価基準の設定と公表について(意見事項 29) (発見事項)

目標数値を達成しているにもかかわらず B 評価のケースもあれば C 評価のケースもあり、具体的目標数値の達成と評価結果の関連性が分かりにくい状況であった(伊予農業高校)。

例えば、下記のような記載が「自己評価報告書」にあった。

領域	評価項目	具体的目標	評価	目標の達成状況
厚生管理	安心・安全な生活に対する意識の向上	避難訓練の実施 年3回 救命救急講演会参加 2年に1回以上 学校安全衛生委員会の開催 年2回	B	避難訓練の実施 年3回 救命救急講演会参加 2年に1回以上 学校安全衛生委員会の開催 年2回
人権・同和教育	人権・同和教育の充実	伊予市人権ポスター入選 1名以上 伊予市人権作文入選 1名以上 伊予市人権標語入選 3名以上 校内人権作文の提出 100% 校内人権標語の提出 100% 愛媛県人権ポスターの提出 2名以上	C	伊予市人権ポスター入選 1名以上 伊予市人権作文入選 1名以上 伊予市人権標語入選 3名以上 校内人権作文の提出 100% 校内人権標語の提出 100% 愛媛県人権ポスターの提出 2名以上

※ 評価は5段階(A:十分な成果があった B:かなりの成果があった C:一応の成果があった (以下 省略))

(伊予農業高校の平成29年度の自己評価報告書より一部抜粋)

(問題点)

「自己評価報告書」では、具体的目標を達成しているにもかかわらずB評価のケースやC評価のケースがある。これは、数値目標に書ききれない学校としてどうなりたいという目標があり、それに対して現状どうだったのかを評価したもの、あるいは数値目標はクリアしているものの実績が想定よりも低かったことを評価したものの両方があるとのことである。

この点、「自己評価報告書」には、それぞれの評価項目ごとに次年度の改善方策も記載するため、「自己評価報告書」の読み手は当年度に学校でできなかった事項や課題については一定程度読み取れる。しかし、A評価であっても次年度の改善方策を記載しているため、具体的目標に記載の数値目標から評価結果に至った判断根拠が読み取れない。

(意見事項29) 県立学校における自己評価の具体的評価基準の設定と公表について

具体的目標に掲げた数値目標に対して、その達成度合いと評価結果の関係が「自己評価報告書」の読み手に理解できるように、具体的目標の記載に合わせて当該目標の評価基準(判断根拠)も具体的に記載して公表することが望まれる。

この点、例えば松山西中等教育学校では、数値目標のみのケースではあるが、評価基準を自己評価の目標設定時に定め、「自己評価報告書」にも記載している。参考になると思われるため、抜粋して次に記載した。

評価項目	具体的目標
(1) 進路目標の実現	進路目標の実現率100%を目指します。 A:100～95%、B:95～90%、C:90～80%、D:80～70%、E:70%以下
1) 知的好奇心を満足させる質の高い授業の実践	「知的好奇心を満足させる質の高い授業がされているか」という生徒・保護者アンケートで、肯定的な評価が100%になることを目指します。 A:100～80%、B:80～70%、C:70～60%、D:60～50%、E:50%以下

(出典:松山西中等教育学校の平成29年度自己評価報告書より一部抜粋)

(iii)県立学校において公表された「自己評価報告書」における評価基準の記載漏れについて(意見事項 30)

(発見事項)

学校のホームページに公表されている「自己評価報告書」には各目標に対して評価結果としてA、B…と記載されているが、評価基準が記載されていない学校があった(みなら特別支援学校)。

(問題点)

愛媛県の各県立高校の評価は、全て以下の5段階の評価基準で実施されている。これは県教育委員会が提示した「自己評価報告書」のひな形に基づいている。

A	十分な成果があった
B	かなりの成果があった
C	一応の成果があった
D	あまり成果がなかった
E	成果がなかった

しかし、ホームページに公表されている「自己評価報告書」に上記の評価基準が記載されていなかったため、当該学校の「自己評価報告書」の評価結果はA～Cまでしか記載されていないことから、閲覧者によっては、A～Cまでの3段階評価と捉える可能性がある。

(意見事項30)県立学校において公表された「自己評価報告書」における評価基準の記載漏れについて

各県立学校から公表される「自己評価報告書」において、評価をA～Eまでの5段階で実施していることを明示することが望まれる。

(iv) 県立学校における「評価報告書」の公表期間について(意見事項 31)

(発見事項)

県立学校のホームページには、「学校関係者評価報告書」と「自己評価報告書」が公表されているが、直近年度分のみが公表されており、過年度分が閲覧できない学校があった(松山北高校、松山工業高校、伊予高校、伊予農業高校、みなら特別支援学校)。

(問題点)

県立学校は、継続的に取り組んでいる課題・目標が比較的多い状況にある。

しかし、現在の「自己評価報告書」は、前年度に自己評価で報告した目標の達成状況や次年度の改善方策と、当年度の目標との関連性が分かる様式にはなっていないため、前年度の状況は、前年度の「自己評価報告書」を閲覧するしかないが、学校のホームページでは閲覧することができない状況である。

(意見事項31) 県立学校における「評価報告書」の公表期間について

「学校関係者評価報告書」と「自己評価報告書」は、少なくとも過去2年分を公表して、毎年、継続して掲げる目標について、取組状況が経年で確認できるようにすることが望まれる。

また、公表用の「自己評価報告書」の記載も、前年度からの継続的な目標か、当年度新たに設定した目標か明示し、継続的な目標については前年度の達成状況や改善方策とそれを踏まえた当年度の目標設定について、当年度の「自己評価報告書」で全てわかるように、公表する資料の作成方法を工夫してもらいたい。

(v) 県立学校における学校関係者評価委員会の運営について(意見事項 32)

(発見事項)

文部科学省が作成した「学校評価ガイドライン」によれば、学校関係者評価委員会を新たに組織することにかえて、学校評議員や学校運営協議会等の既存の組織を活用して評価を行うことも考えられるとされている。

したがって、学校評議員を学校関係者評価委員と兼務する者もいるため、学校評議会と学校関係者評価委員会を区別なく1つの会議体で開催している学校があった(松山工業高校、伊予農業高校)。

県立学校に対するアンケートの結果は次のとおりであった。

「学校関係者評価委員会の会議は、学校評議会とは別に実施しているかどうか」の問いに対して、17校が「はい」と回答した一方で、47校は「いいえ」(うち1校は分校で学校評議会が設置されていない)と回答しており、学校関係者評価委員会の会議と学校評議会が一体として開催されるケースが多い状況であった。

学校評議員制度は、学校が、保護者や地域住民等の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して

一体となって子どもたちの健やかな成長を図っていく観点から、平成12年4月より、我が国で初めて地域住民の学校運営への参画の仕組みとして設けられた制度である。

学校評議員制度と、学校評価制度の相違は【図表3-18-1】のとおりである。

【図表3-18-1 学校評議員制度と学校評価制度の相違について】

	学校評議員制度	学校評価制度
目的	校長が、学校運営に当たり、学校の教育目標・計画や地域との連携の進め方などに関し、 <u>保護者や地域住民の意見を聞くとともに、その理解や協力を得て、地域や社会に開かれた学校づくりを推進する。</u>	子どもたちがより良い教育を享受できるよう、その教育活動等の成果を検証し、 <u>学校運営の改善と発展を目指す。</u>
役割	校長の求めに応じ、学校の教育目標及び計画に関する事、教育活動の実施に関する事、学校と地域社会との連携に関する事などについて、意見を述べる事ができる。	学校の教育活動や自己評価の結果を評価することを通して、自己評価の客観性や透明性を高め、学校の現状や課題に関する共通理解のもと、その連携協力により、学校運営の改善にあたる。
構成等	当該学校の職員以外で、教育に関する識見と理解のある者を校長が推薦して、教育委員会が委嘱する。	当該学校の保護者のほか、学校と直接関係のあるもの、直接関係しない有識者等を校長が選任する。

(問題点)

学校評議員と学校関係者評価委員を兼務する者が複数人おり、兼務者に負担をかけないように、学校評議員と学校関係者評価委員の全員が一同に会して会議を開催している場合、制度趣旨に沿った会議となっているのか疑問である。

この点、松山工業高校の平成29年度の学校関係者評価委員会において、「学校評議員と学校関係者評価委員とでは、立場が違うため、学校評議会と学校関係者評価委員会の順を考えるなど、会議の在り方を検討してはどうか。」という提言があったように、効率的な会議運営(例えば同日に連続開催)など出席者への負担軽減に配慮する必要はあるものの、会議の目的が異なるため、会議体を分けて、委嘱された委員が出席して会議の目的に沿った議論をすることが望ましい。

(意見事項32) 県立学校における学校関係者評価委員会の運営について

学校関係者評価委員会が学校評議会と兼ねて開催されている場合、参加者が適切であるか、制度趣旨に則った立場で発言して議論されているか検証を行い、目的の異なる学校関係者評価委員会と学校評議会の2つの会議を分けて開催する必要がないか、各県立高校で検討す

ることが望まれる。

(vi) 県立学校における学校関係者評価委員会の開催頻度について(意見事項 33)

(発見事項)

往査した県立学校で学校関係者評価委員会の開催頻度を質問したところ、学校関係者評価委員会が年に1回しか開催されていない学校があった(松山工業高校)。

(問題点)

「県立学校における学校評価実施要領」の5(2)に、校長は、学校関係者評価委員会への説明として、各学校の重点目標と中長期及び単年度の具体的目標及び計画、自己評価結果及び学校運営の改善方策等を説明することが求められている。

学校関係者評価の実施に先立って、学校関係者評価委員は1年間、学外の活動を含めた学校運営の状況を観察するため、事前に当年度の重点目標や昨年度の評価結果を受けた取組方針などの説明を受け理解していれば、より深度ある評価ができるものとする。

また、学校の取組項目は多種に及ぶため、全ての項目について学校関係者評価委員が網羅的に評価することは難しいと考えられる。したがって、事前に学校関係者評価委員の間で評価担当を分担するなど、学校関係者評価委員の評価活動のための方針を打ち合わせることも必要とする。

しかし、年に1回の開催であれば、そのような年度の学校の取組方針の説明や、学校関係者評価委員会における評価方針等の協議の機会がないため、深度のある評価となっていない可能性がある。

(意見事項33) 県立学校における学校関係者評価委員会の開催頻度について

学校関係者評価委員会が、年に1回実施しか開催されていない県立学校においては、学校の年度の取組目標の評価委員の理解や、評価方針の評価委員による協議・決定のため、年に2回以上の開催の要否について検討することが望まれる。

(vii) 県立学校における学校関係者評価委員会の書面開催について(意見事項 34)

(発見事項)

往査した県立学校のうち1校で、学校関係者評価委員会が書面開催となっていた(伊予高校)。

(問題点)

学校評価ガイドラインにおいては、学校関係者評価は、保護者、学校評議員、地域住民、青少年健全育成関係団体の関係者、その他の学校関係者などにより構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果について評価することを基本として行うものと、学校関係者評価の役割を明記している。

したがって、学校関係者評価報告書を作成することが目的ではなく、報告書が取りまとめられる過程においてなされる議論のプロセスを通して、学校運営の改善に繋がるヒントや気づきを得ることが重要であるため、意見交換の場がない書面による委員会の開催、報告書の作成は望ましくない。

(意見事項34) 県立学校における学校関係者評価委員会の書面開催について

学校関係者評価委員会は、書面によって進めるのではなく、会議体を開催し学校及び各委員の間で議論をすることが望まれる。

(viii) 県立学校における「学校関係者評価報告書」の学校関係者評価委員による記載内容の確認について(意見事項 35)

(発見事項)

往査した県立学校のうち、学校関係者評価委員会による評価結果である「学校関係者評価報告書」に記載された内容について、報告書提出前に学校関係者評価委員に提示していない学校があった(今治西高校、伊予農業高校、松山西中等教育学校、みなら特別支援学校)。

報告書の作成は学校関係者評価委員会が主体となって作成する場合と、学校が主体となって報告書を作成する場合の 2 パターンあるが、特に後者の場合、学校が主体となって報告書を作成する場合であっても学校関係者評価の評価主体は学校関係者評価委員会であるため、学校関係者評価委員個人の発言を列挙するものではなく、学校関係者評価委員の総意としての評価結果を記載することが必要となる。

また、県立学校に対するアンケートの結果は次のとおりであった。

「学校関係者評価報告書提出前に、学校関係者評価委員の全員又は一部に報告書の内容について確認を受けているかどうか」という問いに、44 校が「はい」、21 校が「いいえ」(「必要と判断したときのみ確認を受ける」と回答した 1 校含む)と回答している。

(問題点)

学校関係者評価委員の負担軽減のため、学校関係者評価を実施する上で必要な諸事務は、評価者ではなく、学校又は設置者が行うことが適当であることは、学校評価ガイドラインにも明示されている。

しかし、学校により作成された評価報告書の記載内容を学校関係者評価委員が確認していないことで、学校関係者評価委員の総意とは異なる意見が記載されてしまっている可能性がある。

(意見事項35) 県立学校における「学校関係者評価報告書」の学校関係者評価委員による記載内容の確認について

「学校関係者評価報告書」に記載される内容は、報告書提出前に学校関係者評価委員に確認を受けることが望まれる。

(ix) 県立学校における「自己評価報告書」及び「学校関係者評価報告書」の公表について(意見事項 36)

(発見事項)

往査した県立学校のホームページをサンプルで閲覧したところ、往査時点では、平成 28 年度の自己評価、学校関係者評価の評価結果が報告資料として公表されているものの、平成 29 年度の評価結果が公表されていない学校があった(伊予高校)。

また、学校関係者評価の評価結果をホームページで公表していない学校があった(今治西高校)。

(問題点)

「県立学校における学校評価実施要領」によれば、学校評価結果の公表については、保護者・地域住民に対し、各学校のホームページ、保護者説明会、学校だより、地域広報誌等の方法で広く公表することが要請されている。

しかし、紙媒体での資料の配布では入手できる人が限られ、また、県立学校の場合は地域住民とされるエリアが広く、地域住民が評価結果を適時に確認することは難しいことから、可能な限りホームページでの公表が望ましい。

また、情報提供は適時性が重要であり、最新の評価結果を公表していないことは、保護者や地域住民等が学校運営の現在の状況を把握することに支障が生じる。

(意見事項36) 県立学校における「自己評価報告書」及び「学校関係者評価報告書」の公表について

自己評価、学校評価の結果については、速やかにホームページ、保護者の説明会、学校だより、地域広報誌等、適切な方法での公表が望まれる。また、地域住民のためには可能な限りホームページでの公表が望まれる。

(x) 県立学校における学校関係者評価委員に対する報酬について(意見事項 37)

(発見事項)

往査した県立学校全てにおいて学校関係者評価委員に対して報酬を支払っていなかった。

また、県立学校に対するアンケートの結果は次のとおりであった。

「学校関係者評価委員へ謝金を支払っている」と回答した学校が 4 校あった。この 4 校はいずれも私費会計から支払っているとの回答であった。

(問題点)

学校関係者評価委員に対して報酬を支払っていない理由を往査した県立学校に質問したところ、学校関係者評価委員に対する報酬を定めた規則や規程が愛媛県では設けられていなかったためとの回答であった。

学校関係者評価は、上述のとおり法律では努力義務であるが、愛媛県では「県立学校における学校評価実施要領」で実施が要請されている制度である。また、アンケートによれば、私費会計からではあるが、学校関係者評価委員に対して報酬を支給している県立学校もある。

したがって、同じ制度において就任している委員であるにもかかわらず、学校間でその待遇が異なることは適切ではないと考える。

(意見事項37) 県立学校における学校関係者評価委員に対する報酬について

学校関係者評価委員は、学校評価の制度に基づき就任が要請されたものであることから、委員に対する報酬について規程を定め、全県立学校で同一の基準に基づき報酬を支給することを検討することが望まれる。

以上